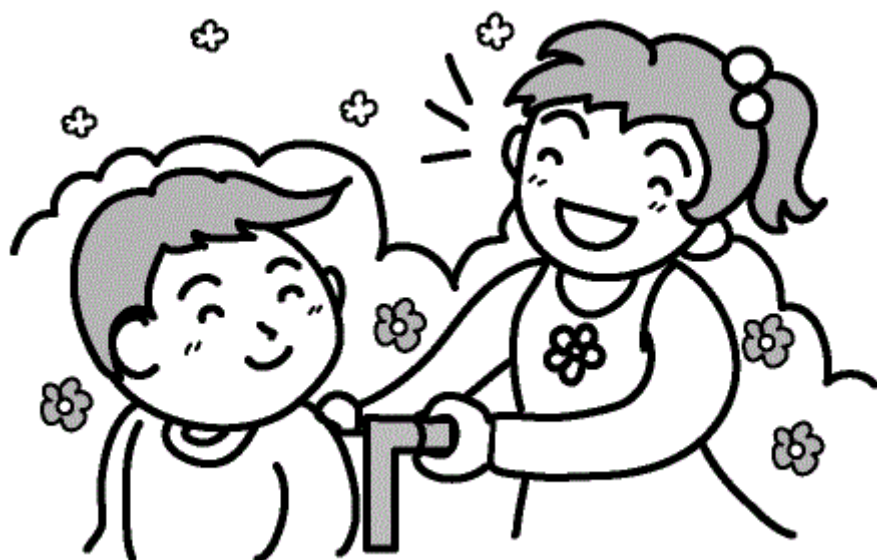


串間市障がい者計画

第4期 串間市障がい福祉計画



平成 27 年 2 月

串 間 市

～目次～

第1部 串間市障がい者計画	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象者及び障がいがある人の範囲	5
5 計画策定の方法	6
（1）障がい者（児）実態調査の実施	6
（2）庁内調査の実施	7
（3）串間市障害者施策審議会による協議	7
6 計画書の見方（「障がい者」の表記について）	7
第2章 障がいのある人等の現状	8
1 串間市の人口	8
（1）年齢3区分別人口の推移	8
（2）世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員数の推移	9
2 障がいのある人の人数の推移	10
（1）身体障がいのある人の人数の推移	10
（2）知的障がいのある人の人数の推移	11
（3）精神障がいのある人の人数の推移	12
（4）慢性特定疾患認定患者数の推移	12
3 障がい支援区分の認定状況	15
4 障がいのある人を取り巻く現状	15
（1）障がい児保育	15
（2）特別支援教育	16
（3）障がい者雇用	17
（4）乳幼児健診	18
（5）市内施設等利用者	19
（6）市外施設等利用者	20
（7）地域生活支援事業所（市内外）の利用状況	22
（8）NPO法人及びボランティア活動の状況	22
（9）補装具・日常生活用具などの利用状況	23
5 障がい者施策等の進捗状況	25
（1）前計画の評価	25
（2）評価の方法	25
（3）評価結果	25

第3章 基本計画	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の重点施策	29
3 施策の体系	31
第4章 施策展開	32
1 啓発・広報	32
（1）差別の解消及び権利擁護の推進	32
（2）広報啓発活動の推進	33
（3）福祉教育の推進	34
2 生活支援	34
（1）相談体制の強化	34
（2）在宅サービス等の充実	35
（3）施設サービス等の充実	36
（4）スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進	36
3 教育・育成	37
（1）乳幼児療育と就学前教育の充実	37
（2）就学後の教育・育成施策の充実	39
（3）地域での育成施策の充実	40
4 保健・医療	41
（1）障がいの原因となる疾病予防と悪化防止	41
（2）早期発見・早期治療	43
（3）医療・リハビリテーション医療の充実	44
（4）精神保健対策の推進	45
（5）保健・医療・福祉の連携	46
5 雇用・就業	46
（1）雇用の促進	46
（2）就労の促進	47
（3）一般就労が困難な障がいがある人への就労支援	48
6 情報・コミュニケーション	48
（1）情報提供などの充実	48
（2）情報バリアフリー化の推進	49
7 生活・環境	50
（1）住みよいまちづくりの推進	50
（2）都市基盤の整備	50
（3）障がいのある人向け住宅の整備	51
（4）移動・交通対策の推進	52
（5）地域安全体制の推進	53
（6）防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済	54

8 福祉を支える人づくり	55
(1) マンパワーの確保	55
(2) ボランティア活動の推進	55
(3) 専門職種の養成・確保	56
第5章 計画の推進体制	57
1 計画の推進体制	57
2 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供	57
3 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用	57
4 連携・協力の確保	57
5 諸施策の着実な推進	57
第2部 第4期串間市障がい福祉計画	59
第1章 障がい福祉計画の基本的考え方	61
1 基本理念	61
2 基本方針	61
3 第4期串間市障がい福祉計画の位置づけ	62
4 計画の対象	62
5 計画の期間	63
6 計画の内容（記載すべき項目）	63
第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保のための方策	64
1 平成29年度の目標設定	64
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	64
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	65
(3) 地域生活支援拠点の整備	65
(4) 福祉施設から一般就労への移行、就労移行支援事業	65
2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	67
(1) 訪問系サービス	67
(2) 日中系サービス	69
(3) 居住系サービス	73
(4) 相談支援	74
3 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策	76
(1) 理解促進研修・啓発事業	76
(2) 自発的活動支援事業	76
(3) 相談支援事業	76
(4) 成年後見制度利用支援事業	77
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	78
(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	78

(7) 手話奉仕員養成研修事業.....	78
(8) 日常生活用具給付事業.....	79
(9) 移動支援事業.....	80
(10) 地域活動支援センター事業及び、同センター機能強化事業.....	81
(11) その他の事業.....	82
4 障がい児支援サービスの見込み量と確保のための方策.....	84
(1) 児童発達支援.....	84
(2) 医療型児童発達支援.....	84
(3) 放課後等デイサービス.....	85
(4) 保育所等訪問支援.....	85
(5) 障がい児相談支援.....	85
第3章 計画の推進体制.....	86
1 計画の推進主体.....	86
2 連携・協力の確保.....	86
3 諸施策の着実な推進.....	86
4 計画の点検・評価体制の構築.....	87
5 計画の周知等.....	87
資料編.....	89
串間市障がい者計画・第4期串間市障がい福祉計画に関するアンケート結果.....	91
調査結果について.....	91
【障害者手帳を持っている人】.....	91
【特定疾病医療給付を受給している人】.....	146
串間市障害者施策審議会条例.....	176
串間市障害者施策審議会 委員名簿.....	178

第 1 部

串間市障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成18年4月、障害者自立支援法が一部施行（平成18年10月完全施行）され、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障がい福祉サービス体系全般の抜本的な見直しが行われましたが、応益負担の導入や事業者報酬の定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなど、利用者や事業者などの負担の増加が問題視されました。

そのような状況の中、平成18年12月に国際連合総会において障害者権利条約が採択（日本は平成19年9月署名）され、国においては障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を始めとする障がい者制度の改革を行うため、平成21年12月、障害者制度改革推進本部が設置されました。

その中で、まず、障害者基本法の一部を改正（平成23年8月施行）し、総則の目的規定の見直しでは、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」と示され、他にも、障がい者の定義の見直しや差別の禁止が明記されるなど、制度改革の推進のための基本的な方向が示されています。

また、平成24年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立（平成25年4月施行）し、同法では、障がい者の範囲に難病等が加えられ、「障がい程度区分」から「障がい支援区分」への改正、また、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。（平成28年4月施行）同法は障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、①障がいを理由に差別的扱いや権利侵害をしてはいけない。②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと。」を定めています。

このように国内法の整備として3つの法律が成立したことを受け、国は平成26年1月に障害者権利条約に批准しました。なお、これらの法律が施行から3年を経過した場合、施行の状況について検討した結果に基づき、必要な措置を講ずるとあります。

以上の障がいのある人を取りまく制度改革の流れを踏まえながら、本市では、平成27年度から平成32年度までの串間市障がい者計画を策定します。

2 計画の位置づけ

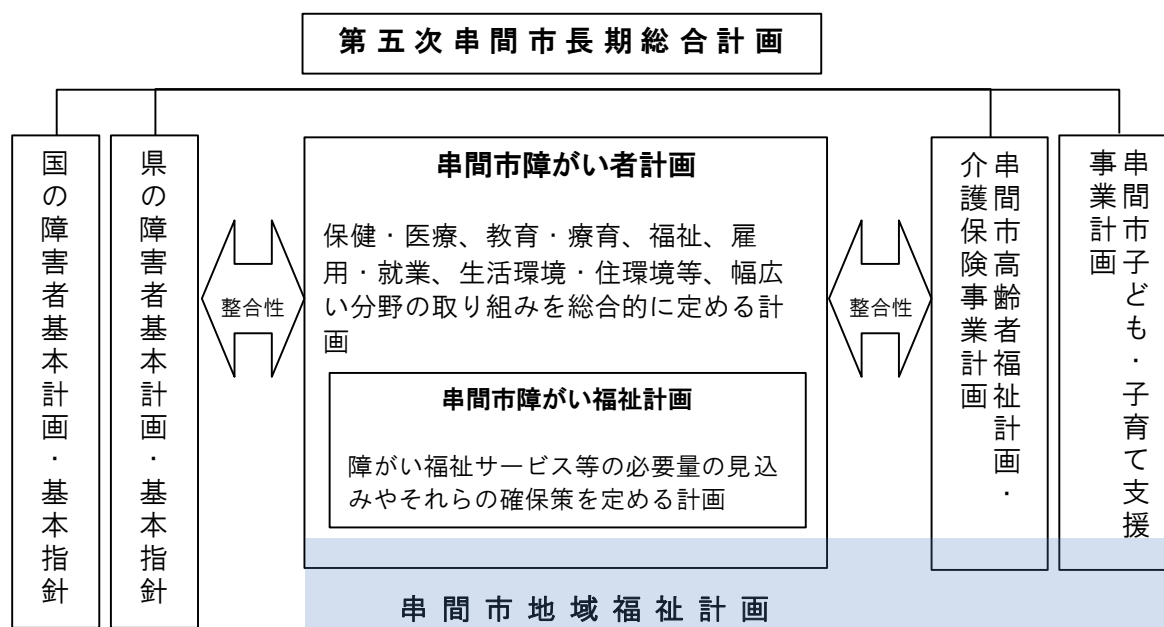
「串間市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、国の「障害者基本計画（第3次）」、県の障害者計画と整合性を保ち、「串間市総合計画」を上位計画とした本市における障がい者施策に関する基本的な指針であり、障がいのある人を対象とした障がい者施策の総合計画として位置づけられます。

本計画は、障がいのある人の自立と社会参加を図るために、保健・医療、教育・療育、福祉、雇用・就業、生活環境・住環境等、幅広い分野の取り組みを総合的に定める計画です。

[障害者基本法]

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

図1-1 「串間市障がい者計画」のイメージ



3 計画の期間

障がい者計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度の6年間とします。

4 計画の対象者及び障がいがある人の範囲

本計画は、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく計画であり、それぞれの法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

【障害者基本法】

第2条 第1項 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者自立支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

5 計画策定の方法

本計画は、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重し、自立と社会参加の実現を図ることを基本としていることから、障がいのある人や、障がい者施策及びサービスに携わる者の計画策定への参加が不可欠と考え、アンケート調査やヒアリング調査を実施しました。

(1) 障がい者（児）実態調査の実施

計画の当事者となる障がいのある人に対し、生活状況や福祉サービスの利用状況及び利用意向、障がい者施策に対するご意見等を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

表 1-1 住民調査の実施

調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 特定疾病医療給付を受給している人 調査対象人数：1,770 人
調査設計	このアンケート調査では、障がいのある人への調査票を作成し、調査を実施しました。
調査期間	平成 26 年 10 月
調査方法	郵送による配布・回収

表 1-2 調査回収状況

調査の種類	配布数	有効回答数	回収率
身体障害者手帳を持っている人	1,282 人	721 人	56.2%
療育手帳を持っている人	246 人	134 人	54.5%
精神障害者保健福祉手帳を持っている人	97 人	44 人	45.4%
特定疾病医療給付を受給している人	22 人	17 人	77.3%
合計	1,647 人	916 人	55.6%

（２）庁内調査の実施

前期障がい者計画での全44事業の進捗状況の把握を目的として、本計画の庁内関係各課において、調査を実施しました。

（３）串間市障害者施策審議会による協議

本計画は市内の医療、福祉関係者などで構成された「串間市障害者施策審議会」により協議・検討を行い、策定しました。

6 計画書の見方（「障がい者」の表記について）

「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前などに使用することを避けることが主流となりつつあります。

近年、串間市においても、作成文書や「広報くしま」などの紙媒体による情報提供など、策定した計画書の中では、極力「障がい」と表記し、前述のような考えに配慮することになっています。

本計画の策定においても、法律名称や固有名詞など国の法令等に基づくもの以外は、「障がい者」のように「害」の字をひらがなで表記するようにしています。

第2章 障がいのある人等の現状

1 串間市の人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

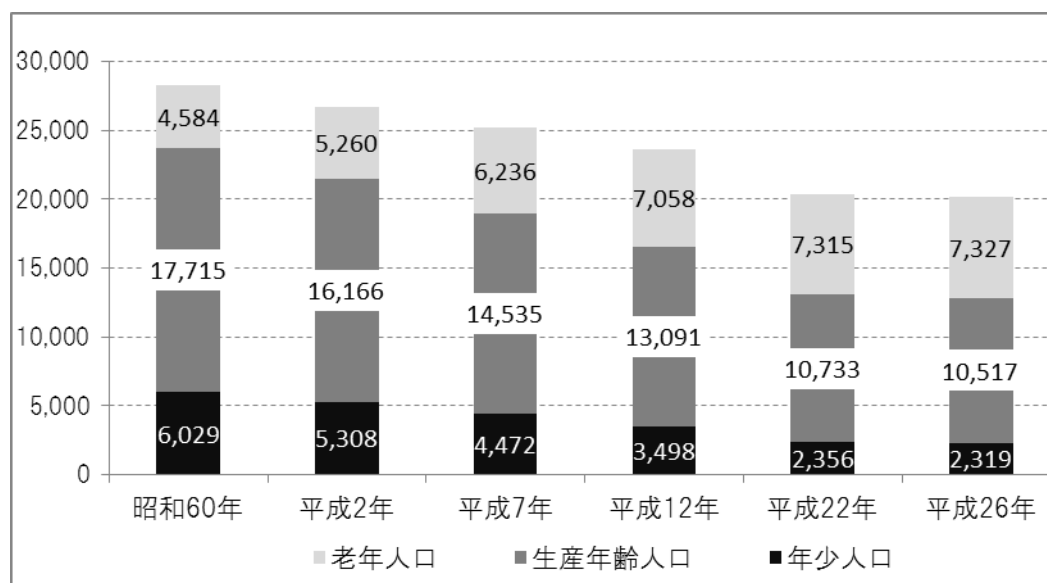
昭和60年以降、緩やかな減少をたどり、平成26年10月1日現在は20,163人となっています。

高齢化の波は本市においても例外でなく、総人口に占める老年人口の割合となる高齢化率では、昭和60年の16.9%から平成7年には24.7%と20%を超え、平成26年10月1日現在は36.3%と増加の一途をたどっています。尚、日本全国の統計における高齢化率は、平成25年に25%を超えています。

少子化対策については、平成15年の少子化社会対策基本法の成立、また、少子化対策を担当する国務大臣が置かれるなど、国の責務として取り組んできたこともあり、平成17年以降の少子化傾向は落ち着いています。

図2-1 年齢3区分別人口の推移

単位：人



※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）
 ※昭和60年、平成2年、7年、12年、22年：国勢調査
 ※平成26年：10月1日現在の住民基本台帳

(2) 世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員数の推移

日本の核家族化は昭和50年にピーク（約64%）を向かえ、それ以降は徐々に低下していますが、本市における一世帯あたりの平均世帯人員数は、昭和60年以降、世帯数の増加・減少の変化に関係なく減少しており、本市においては核家族化が増加傾向にあると言えます。

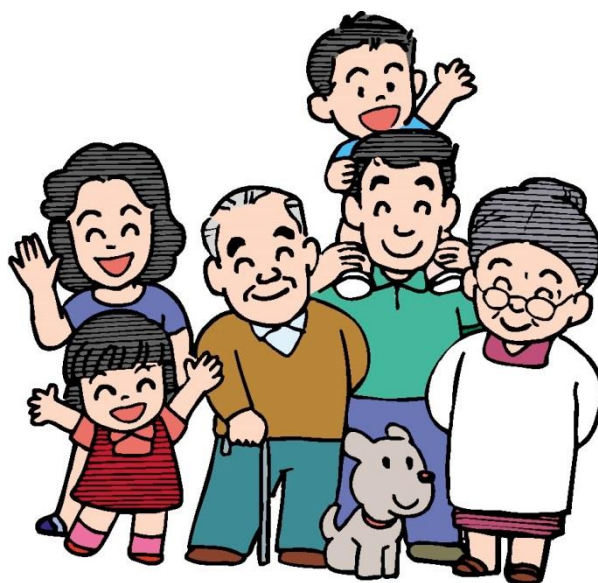
要因としては、働き盛りの転勤など、人口が都市に集中する産業構造の変化が影響しているとも考えられます。また、高齢者の単独世帯が急増しており、家族間での介護が期待できないことから、介護サービスや施設など社会資源の整備が求められます。

表2-1 世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員数の推移 単位：世帯、人

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成22年	平成26年
世帯数	9,242	8,741	8,774	9,024	8,417	9,392
一世帯あたりの平均世帯人員数	3.06	3.05	2.87	2.62	2.42	2.14

※昭和60年、平成2年、7年、12年、22年：国勢調査

※平成26年：10月1日現在の住民基本台帳



2 障がいのある人の人数の推移

(1) 身体障がいのある人の人数の推移

平成26年4月1日現在の身体障害者種別内訳は1,344人となっています。

年齢別では、18歳未満の人の増減は平成22年(15人)から見てもほぼ横ばいで推移していましたが、平成26年に減少しています。

障がい種別では、平成22年から平成26年にかけて、視覚障がい者、聴覚・平衡機能障がい者、肢体不自由者については減少傾向にありますが、内部障がい者においてはやや増加傾向となっています。

表2-2 障がい種別・年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
障がい者種別	視覚障がい者	126	119	106	102	98
	聴覚・平衡機能障がい者	175	187	173	168	161
	音声・言語・そしゃく機能障がい者	15	17	17	15	12
	肢体不自由者	728	731	695	695	666
	内部機能障がい者	392	394	411	392	407
	心臓	260	261	271	258	264
	呼吸器	16	14	14	14	13
	腎臓	65	65	70	63	70
	膀胱・直腸	50	51	53	52	55
	小腸	0	0	0	0	0
	その他	1	3	3	4	3
年齢別	0～17歳	15	14	14	14	8
	18歳以上	1,421	1,434	1,388	1,358	1,336

各年4月1日現在

表 2-3 障がい種別にみる障がい等級

単位：上段：人、下段：％

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
全 体	325	227	232	411	68	81	1,344
	24.2%	16.9%	17.3%	30.6%	5.1%	6.0%	100.0%
視覚障がい者	38	38	5	7	7	3	98
	38.8%	38.8%	5.1%	7.1%	7.1%	3.1%	100.0%
聴覚・ 平衡機能障がい者	9	27	12	53	0	60	161
	5.6%	16.8%	7.5%	32.9%	0.0%	37.3%	100.0%
音声・言語・ そしゃく機能障がい者	2	3	2	5	0	0	12
	16.7%	25.0%	16.7%	41.7%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由者	103	151	144	190	60	18	666
	15.5%	22.7%	21.6%	28.5%	9.0%	2.7%	100.0%
内部障がい者	173	8	69	156	1	0	407
	42.5%	2.0%	17.0%	38.3%	0.2%	0.0%	100.0%

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(2) 知的障がいのある人の人数の推移

平成 26 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数は 265 人となり、年々微増しています。平成 22 年 4 月 1 日から比べると 23 人増加となっています。

年齢別では、18 歳未満の人の増減は平成 22 年（27 人）から増加傾向であり、18 歳以上においても、ほぼ毎年増加しています。

障がい等級では、平成 22 年 4 月 1 日現在を見ると、A 判定はほぼ横ばいであり、B 判定は徐々に増加しています。年齢別では、全体的に B 判定の人が増加しています。

表 2-4 障がい等級別・年齢別の療育手帳所持者数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
知的障がい者	242	255	255	256	265
A 判定	127	130	130	130	131
B 判定	115	125	125	126	134
0～17歳	27	37	37	38	44
A 判定	10	13	13	14	15
B 判定	17	24	24	24	29
18歳以上	215	218	218	218	221
A 判定	117	117	117	116	116
B 判定	98	101	101	102	105

(3) 精神障がいのある人の人数の推移

平成26年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は109人となり、平成22年4月1日から比べると22人増加しています。年々増加の傾向となっています。

等級別では、1級は減少傾向となっていますが、2級と3級は増加しています。

また、精神通院医療受給者数においては平成23年4月1日に減少しましたが、その後毎年増加しています。

表2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者の推移 単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
精神障害者保健福祉手帳所持者	87	78	90	101	109
1級	18	8	11	12	13
2級	56	58	65	69	73
3級	13	12	14	20	23
精神通院医療受給者数	294	263	266	269	272

(4) 慢性特定疾患認定患者数の推移

平成26年現在の慢性特定疾患認定患者数は145人となり、平成22年から比べると10人増加しており、ここ5年間は増加傾向となっています。

疾病別の認定患者数が10人以上の疾病は、全身性エリテマトーデス17人、潰瘍性大腸炎10人、パーキンソン病関連疾患21人となっています。

表2-6 慢性特定疾患認定患者数の推移

単位：人

疾患名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ベーチェット病	4	4	4	4	5
多発性硬化症	1	1	2	2	2
重症筋無力症	3	3	4	3	4
全身性エリテマトーデス	17	16	17	18	17
スモン	0	0	1	1	1
再生不良性貧血	2	2	2	2	2
サルコイドーシス	1	1	1	3	3
筋萎縮性側索硬化症	0	1	0	0	1
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	5	5	4	3	4
特発性血小板減少性紫斑病	3	2	3	4	3

第 1 部 串間市障がい者計画 第 2 章 障がいのある人等の現状

疾患名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
結節性動脈周囲炎	2	2	2	2	2
潰瘍性大腸炎	14	17	16	12	10
大動脈炎症候群	2	2	2	2	2
ビュルガー病（バージャー病）	1	1	1	2	1
天疱瘡	1	1	1	2	1
脊椎小脳変性症	7	7	6	5	5
クローン病	4	4	3	3	4
難治性肝炎のうち劇症型肝炎	0	0	0	1	0
悪性関節リュウマチ	0	0	0	0	0
パーキンソン病関連疾患	19	23	23	21	21
アミロイドーシス	0	0	0	0	0
後縦靱帯骨化症	8	6	5	6	7
ハンチントン病	0	0	0	0	0
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	0	0	0	0	2
ヴェグナー肉芽腫症	2	2	2	2	2
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	3	4	5	4	2
多系統委縮症	0	1	1	2	1
表皮水泡症（接合部型及び栄養障害型）	0	0	0	0	0
膿疱性乾癬	4	4	4	3	4
広範脊柱管狭窄症	2	3	2	1	1
原発性胆汁性肝硬変	5	5	5	6	7
重症急性膵炎	1	0	0	0	1
特発性大髄骨頭壊死症	3	5	4	3	4
混合性結合組織病	1	1	1	1	2
原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0
特発性間質性肺炎	1	0	0	0	0
網膜色素変性症	11	12	10	8	9
プリオン病	0	0	0	0	0
肺動脈性高血圧症	0	0	0	0	0
神経線維腫症Ⅰ型/Ⅱ型	1	1	2	1	1
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
バット・キアリ症候群	0	0	0	0	0
特発性慢性肺血栓閉塞症	0	0	0	0	0
ライソゾーム病（ファブリー病含む）	0	0	0	0	0
副腎白質シストロフィー	0	0	0	0	0

疾患名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0
脊椎症筋萎縮症	0	0	0	0	0
脊椎症筋萎縮症	0	0	0	0	0
球脊椎性萎縮症	0	0	0	0	0
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	0	1	3	3	4
肥大型心筋症	0	0	0	0	0
拘束型心筋症	0	0	0	0	0
ミトコンドリア病	1	1	1	1	1
リンパ脈管筋腫症（LAM）	0	0	0	0	0
重症多発滲出性紅斑（急性期）	0	1	0	0	0
黄色靱帯骨化症	1	1	2	1	1
間脳下垂体機能障害	5	6	7	8	8
合 計	135	146	146	140	145



3 障がい支援区分の認定状況

障がいのある人全体でみると、区分4と区分6が25人、区分3が24人とやや高くなっています。障がい種別でみると、身体障がい者は区分6、知的障がい者では区分3と区分4、精神障がい者では区分1の割合が高くなっています。

表2-7 障がい支援区分の認定状況

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全 体	11	18	24	25	15	25
身体障がい者	1	4	4	3	6	12
知的障がい者	7	14	20	22	8	13
精神障がい者	3	0	0	0	1	0

※平成25年度までは障がい程度区分

4 障がいのある人を取り巻く現状

(1) 障がい児保育

市内3箇所の保育園で障がい児保育を実施しており、平成26年4月1日現在は3人が利用しています。利用者数は平成22年から減少傾向となっています。

表2-8 障がい児保育の園児数の推移（保育園）

保 育 園					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実施箇所数（か所）	3	7	5	4	3
利用者数（人）	8	12	6	4	3

(2) 特別支援教育

平成26年4月1日現在の本市の特別支援学級設置数は、小学校10、中学校6の計16学級で、小・中学生合わせて50人が在学しています。

表2-9 特別支援学級の児童・生徒数の推移（小学校） 単位：学級、人

小 学 校					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
特別支援学級数（学級）	8	8	9	8	10
在学者数（人）	20	20	22	27	39
高学年（人）	7	8	8	10	18
中学年（人）	9	6	9	10	16
低学年（人）	4	6	5	7	5

※各年4月1日現在

表2-10 特別支援学級児童・生徒の推移（中学校） 単位：学級、人

中 学 校					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
特別支援学級数（学級）	4	4	5	5	6
在学者数（人）	11	9	12	12	11

※各年4月1日現在

(3) 障がい者雇用

平成 26 年 6 月 1 日現在、本市を含む日南公共職業安定所管内には雇用義務制度の対象となる事業所が 11 箇所あり、このうち 11 箇所の事業所が障害者雇用率を達成しています。

また、日南公共職業安定所には、障がいがある人で串間市に住んでいる方の求職登録者が 21 人となっています。

串間市役所の障がい者雇用の状況をみると、平成 26 年 6 月 1 日現在、串間市役所障害者雇用率算定対象職員数約 181 人のうち障がいのある人は 4 人、障害者雇用率は 2.21%となり、法定雇用率の 2.3%を下回っています。

表 2-11 一般企業における障がい者の雇用状況

	A	B	C
	雇用義務対象事業所数 (社)	雇用義務達成事業所数 (社)	障がい者の 求職登録者数 【 】内は串間市に住 んでいる方(人)
日南公共職業安定所	11	11	113【21】

	身 体	知 的	精 神	その他	合 計
C 求職登録者数内訳 【 】内は串間市に住 んでいる方(人)	54【9】	28【6】	31【6】	0	113【21】

※AとBは、日南公共職業安定所管内に本社のある常用労働者数 50 人以上企業における障がい者雇用状況報告

※平成 26 年 6 月 1 日現在

表 2-12 串間市役所の障がい者雇用の状況

串間市役所障がい者雇用率算出対象職員数(人)	障がい者数(人)	障害者雇用率(%)
180.99	4	2.21

※平成 26 年 6 月 1 日現在

(4) 乳幼児健診

本市では、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を行っています。

平成26年度の受診率は、乳児健診で92.6%、1歳6か月児健診で92.8%、3歳児健診で97.7%と、いずれの年齢においても受診率は高いといえます。

表 2-13 乳幼児健診の実施状況

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
乳児健診	対象者数（人）	152	179	147	151	108
	受診者数（人）	140	168	143	139	100
	受診率（%）	92.1%	93.9%	97.3%	92.1%	92.6%
1歳6か月児健診	対象者数（人）	134	162	164	177	97
	受診者数（人）	125	152	154	167	90
	受診率（%）	93.3%	93.8%	93.9%	94.4%	92.8%
3歳児健診	対象者数（人）	143	148	137	165	131
	受診者数（人）	132	138	132	158	128
	受診率（%）	92.3%	93.2%	96.4%	95.8%	97.7%



(5) 市内施設等利用者

平成26年9月現在の市内施設等の利用状況をみると、げんきの森（生活介護）、さつき園（施設入所）、さつき園（施設入所）、大地ワーク（就労継続支援B型）、レインボー（共同生活援助）などを利用している方が多くなっています。

表2-14 平成26年3月・9月現在の市内施設等利用者の状況

単位：人

サービスの種類	施設名	利用者数	
		H26.3 現在	H26.9 現在
施設入所	あすか園	7	7
	さつき園	20	19
生活介護	あすか園	8	8
	さつき園	20	19
	さつき園ライブラリー	3	3
	げんきの森	20	20
共同生活介護	さつきホーム	4	-
	ケアホームげんき	5	-
共同生活援助	ケアホームげんき	-	5
	レインボー	12	15
	さつきホーム	-	5
	グループホームあすか	1	3
就労継続支援B型	大地ワーク	16	17
	さつき園ライブラリー	2	2
居宅介護	どこでもホームヘルプサービス南	4	5
	介護センターあすか	4	3
計画相談支援	地域生活支援センターWing	6	3
	相談支援事業所 あすか	-	5

(6) 市外施設等利用者

平成26年9月現在の市外施設等の利用状況は以下の通りです。幅広く各種施設を利用している状況にあります。

表2-15 平成26年3月・9月現在の市外施設等利用者の状況

単位：人

サービスの種類	施設名	利用者数	
		H26.3 現在	H26.9 現在
施設入所	つよし寮（日南市）	1	1
	つよし学園（日南市）	8	8
	つよし学園（児童部）（日南市）	2	2
	向陽の里（東諸県郡 国富町）	2	2
	北郷荘（日南市）	6	6
	ハッピーヒル（都城市）	1	1
	エデンの園（東諸県郡 国富町）	1	1
	大島授産所（宮崎市）	1	1
	新樹学園（鹿児島県）	1	1
生活介護	つよし寮（日南市）	1	1
	つよし学園（日南市）	8	8
	つよし学園（児童部）（日南市）	2	2
	向陽の里（東諸県郡 国富町）	2	2
	北郷荘（日南市）	6	6
	ハッピーヒル（都城市）	1	1
	エデンの園（東諸県郡 国富町）	1	1
	大島授産所（宮崎市）	1	1
	新樹学園（鹿児島県）	1	1
	宮崎県療育センター（宮崎市）	1	1
共同生活介護	おおぞら園（日南市）	5	-
共同生活援助	おおぞら園（日南市）	-	5
	キャンバス（都城市）	1	1
	ハピネスリブ（西諸県郡 高原町）	1	1
	向陽の里（東諸県郡 国富町）	1	1
	ナザレトの家（大分県）	1	1
	えがおの里（北諸県郡 三股町）	1	1
	つよし（日南市）	1	1

サービスの種類	施設名	利用者数	
		H26.3 現在	H26.9 現在
就労継続支援A型	南風の丘（日南市）	1	2
	えがおの里（北諸県郡 三股町）	-	1
	ナザレの家(大分県)	-	1
就労継続支援B型	志布志作業所（鹿児島県）	6	6
	おおぞら園（日南市）	5	6
	セルプしぶし（鹿児島県）	1	2
	ひなこみち（日南市）	1	1
	キャンバス（都城市）	1	1
就労移行支援	セルプしぶし（鹿児島県）	6	5
	おおぞら園（日南市）	1	-
居宅介護	キャンバス（都城市）	1	1
療養介護	宮崎東病院（宮崎市）	1	1
	愛泉会日南病院（日南市）	8	8
短期入所	乙房苑（都城市）	1	1
	愛泉会日南病院（日南市）	1	1
	つよし学園児童部（日南市）	1	-
	たっち（日南市）	1	-
	恵誠園（鹿児島県）	-	1
計画相談支援	すみれ（日南市）	3	-

(7) 地域生活支援事業所（市内外）の利用状況

平成 26 年 3 月現在の地域生活支援事業所の利用状況をみると、市内では「相談支援」の利用が 226 人と多くなっています。

同様に市外の事業所の利用状況をみると、「日中一時支援」の利用が多い状況です。

表 2-16 地域生活支援事業所（市内外）の利用状況 単位：人

サービスの種類		施設名	利用者数 (H26.3 現在)
市内	移動支援	どこでもホームヘルプ南	1
	日中一時支援	さつき園	2
	相談支援	地域生活支援センターWing	226
	地域活動支援センターⅠ型	地域生活支援センターWing	250
	地域活動支援センターⅢ型	よつば工房	184
市外	移動支援	キャンパスの会（都城市）	1
	日中一時支援	愛泉会（日南市）	1
		HappyCrayon（日南市）	8
		つよし会（日南市）	1

(8) NPO法人及びボランティア活動の状況

本市における障がい者福祉に直接対応しているNPO法人及びボランティア活動の状況は以下の通りです。

NPO法人及びボランティア活動は、公的な支援にはなじみにくい細かな領域への対応を図っていくうえで不可欠といえます。また、これらの活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深める取り組みも進められています。

表 2-17 障がい者福祉を対象としたNPO法人及びボランティア活動の状況

【NPO 法人】

法人名	宮崎県知事認証日	活動内容
よつ葉の会	平成 16 年 5 月	○障がいのある人の社会活動や本人活動を促進するための事業活動 ○いきいきふれあい余暇活動

【ボランティア団体】

法人名	構成人員	活動内容
串間市音声訳ボランティア「カナリア」	10 人	○視覚障がいのある人等への広報紙等をテープに録音し郵送する活動
串間市点訳サークル「カンナ」	6 人	○広報紙を点字に訳して視覚障がいのある人に郵送する活動

(9) 補装具・日常生活用具などの利用状況

平成25年度における身体障がいのある人に対する補装具の交付件数は50件で、平成24年度と比較すると増加しています。補装具の種類では「補聴器」の交付が多くなっています。

表2-18 補装具の交付等の状況

単位：件

交付等がされた補装具名	平成24年度		平成25年度	
	交付	修理	交付	修理
義肢	2	0	1	2
装具	7	2	9	3
座位保持装置	1	1	3	4
盲人安全つえ	2	0	0	0
義眼	0	0	1	0
眼鏡	1	0	1	0
補聴器	23	19	21	22
車椅子	7	8	10	3
電動車椅子	0	0	1	0
歩行器	2	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	1	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0	0
その他	0	0	2	0
合 計	45	30	50	34

身体障がいのある人に対する、平成25年度における日常生活用具の給付件数は、653件で、平成24年度と比較すると増加しています。

給付品目では「ストマ装具」が圧倒的に多くなっています。そのほか、「紙おむつ」も比較的多くなっています。

表2-19 日常生活用具の給付状況 単位：件

給付された日常生活用具	平成24年度	平成25年度
特殊寝台	1	
特殊マット	1	
体位変換器		
移動用リフト		
入浴補助具	8	2
便 器		
T字つえ		
歩行支援用具		1
頭部保護帽		2
火災警報器		
自動消火器		
聴覚障がい者用屋内信号装置		
動脈血中酸素飽和度測定器		
ネブライザー（吸入器）		1
電気式たん吸入器	2	
盲人用体重計		
点字器		
視覚障がい者用ポータブルコーダー		
視覚障がい者用拡大読書器	1	2
盲人用時計		3
携帯用会話補助装置		
聴覚障がい者用通信装置		
聴覚障がい者用情報受信装置		
人工喉頭		
ストマ装具	560	560
紙おむつ	72	80
居宅生活動作補助用具	2	1
その他	1	1
合 計	648	653

5 障がい者施策等の進捗状況

(1) 前計画の評価

前障がい者計画で掲げられた施策の進捗について、庁内事業担当者による評価を行いました。

各事業の現状把握と評価については、庁内事業担当者等の事業の実施者に質問シートによる庁内調査を行い、本計画へ反映させています。

(2) 評価の方法

施策内容及び施策の方向、最終年の目標を示したシートを事業の各担当課に配布し、現行の串間市障がい者計画達成状況を確認するため、施策ごと平成26年（現時点での）実績状況を基に、目標の達成度について記入を依頼しました。

計画の達成状況については、達成（A）、横ばいであるが、推進中（B）、未達成であるが、推進中（C）、未着手（D）の4段階として、事業評価の分類としました。

(3) 評価結果

計画の達成度における評価結果は、基本目標別に評価による施策の達成度からみると、「評価（A）達成」、「評価（B）横ばいであるが、推進中」に大別され、「評価（C）未達成であるが、推進中」及び「評価（D）未着手」はない状況にあります。各事業ごとの達成状況評価は、表20-21の通りです。

全計画により提唱された施策は、庁内事業担当課による現状把握からみると、全体的に事業は推進、展開されている状況にあると判断されます。

しかし、「A. 達成」評価にある、施策「啓発・広報」にある「権利擁護の推進」と「福祉教育の推進」の2つの事業に留まっていることから、今後も事業目標達成を目指し、全計画で提唱された施策を検討の上、継承さらに推進されることが必要です。

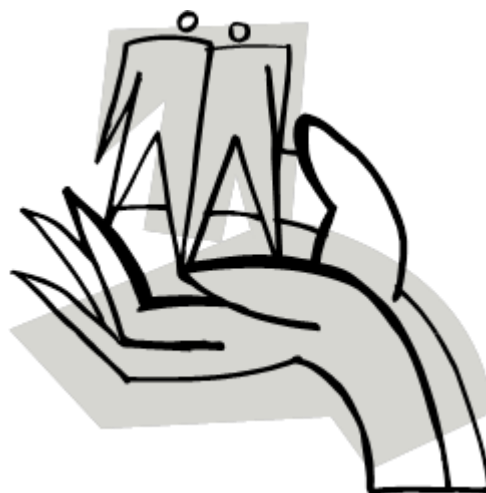
第1部 串間市障がい者計画 第2章 障がいのある人等の現状

表 20-21 串間市障がい者計画達成状況評価一覧

柱	施策	事業名	担当課	事業評価			
				達成	横ばい	未達成	未着手
1. 啓発・広報	(1) 権利擁護の推進	①人権の擁護	市民生活課 教育委員会 (学校政策課) (生涯学習課) 福祉事務所	A	B	C	D
		②成年後見制度の活用促進	福祉事務所	A	B	C	D
	(2) 広報啓発活動の推進	①市民啓発の推進	総合政策課 福祉事務所	A	B	C	D
		②地域での交流促進	福祉事務所 総合政策課	A	B	C	D
	(3) 福祉教育の推進	①福祉教育の推進	教育委員会 (学校政策課) 福祉事務所	A	B	C	D
2. 生活支援	(1) 相談体制の強化	①相談支援機能の充実	福祉事務所 医療介護課	A	B	C	D
	(2) 在宅サービス等の充実	①在宅サービスの充実	福祉事務所	A	B	C	D
		②居住の場の確保	福祉事務所 都市建設課	A	B	C	D
		③社会参加の促進	福祉事務所 総務課	A	B	C	D
	(3) 施設サービス等の充実	①施設等からの地域生活への移行	福祉事務所	A	B	C	D
		②施設サービス機能の充実	福祉事務所 都市建設課	A	B	C	D
	(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進	①施設・場所の整備・改善	都市建設課	A	B	C	D
		②機会と内容の充実	福祉事務所	A	B	C	D
3. 教育・育成	(1) 乳幼児療育と就学前教育の充実	①就学前教育・育成の充実	福祉事務所 教育委員会	A	B	C	D
	(2) 就学後の教育・育成施策の充実	①障害児教育の充実	教育委員会	A	B	C	D
		②学校施設の充実	教育委員会	A	B	C	D
	(3) 地域での育成施策の充実	①障害児対策の充実	福祉事務所	A	B	C	D
		②生涯学習の充実	福祉事務所 教育委員会	A	B	C	D
4. 保健・医療	(1) 障害の発生予防	①健康診査等の充実	医療介護課	A	B	C	D
		②障害発生の予防知識の普及	医療介護課 福祉事務所	A	B	C	D
	(2) 早期発見・早期治療	①早期発見体制の構築	医療介護課 福祉事務所	A	B	C	D
		②保健・医療の連携による早期治療	医療介護課 福祉事務所	A	B	C	D
	(3) 医療・リハビリテーション医療の充実	①医療・リハビリテーション医療の充実	市民病院 医療介護課 福祉事務所	A	B	C	D
		②難病対策に係る関係機関の連携・相談の充実	福祉事務所 保健所	A	B	C	D
	(4) 精神保健対策の推進	①精神障害者に対する医療体制の確立	市民病院 福祉事務所 医療介護課 保健所	A	B	C	D
		②社会復帰対策の推進	福祉事務所	A	B	C	D
	(5) 保健・医療・福祉の連携	①保健・医療・福祉の連携づくりの推進	福祉事務所 医療介護課	A	B	C	D
5. 雇用・就業	(1) 雇用の促進	①安定雇用の確保	福祉事務所 商工観光スポーツ ツラード推進課 ハローワーク	A	B	C	D
	(2) 就労の促進	①就労の支援	福祉事務所 ハローワーク	A	B	C	D
	(3) 一般就労が困難な障害者への就労支援	①就労の機会、生産活動の提供	福祉事務所	A	B	C	D

第1部 串間市障がい者計画 第2章 障がいのある人等の現状

柱	施策	事業名	担当課	事業評価			
				達成	横ばい	未達成	未着手
6. 情報・コミュニケーション	(1) 情報提供などの充実	①情報提供・サービスの充実	福祉事務所 総合政策課	A	B	C	D
	(2) 情報バリアフリー化の推進	①障害者に配慮した広報媒体の作成	福祉事務所 総合政策課	A	B	C	D
		②障害者のIT利用促進	福祉事務所	A	B	C	D
7. 生活・環境	(1) 住みよいまちづくりの推進	①バリアフリーの実現	都市建設課 総合政策課 福祉事務所	A	B	C	D
	(2) 都市基盤の整備	①公共的建物等の整備・改善	都市建設課	A	B	C	D
		②道路・公園等の整備・改善	都市建設課	A	B	C	D
	(3) 障害者向け住宅の整備	①障害者に配慮した公営住宅の整備	都市建設課	A	B	C	D
		②住宅改造への支援	都市建設課 福祉事務所	A	B	C	D
	(4) 移動・交通対策の推進	①公共交通機関の設備・サービス等の充実	都市建設課 福祉事務所 商工観光スポーツ ランド推進課	A	B	C	D
		②移動支援策等の充実	福祉事務所	A	B	C	D
	(5) 地域安全体制の推進	①防犯・防災体制の充実	総務課 総合政策課 市民生活課 消防本部 福祉事務所	A	B	C	D
8. 福祉を支える 人づくり	(1) マンパワーの確保	①マンパワーの育成・確保・活用	市民病院 福祉事務所	A	B	C	D
	(2) ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の推進	福祉事務所	A	B	C	D
	(3) 専門職種の養成・確保	①専門職員等の養成・確保と障害者団体の育成	福祉事務所	A	B	C	D



第3章 基本計画

1 計画の基本理念

すべての人は基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められます。

本市では住民の高齢化や障がいの重度化への対応、また様々な困難を抱えた方が地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスや地域における社会資源を活用し、お互いに助け合いながら社会活動に参加しながら、ともに生きることのできるまちづくりを進めることが求められます。

本市では、障がいのある人もない人にも、やさしいまちをつくり、同じ時代を同じ地域に生きるみんながともに協力し合う社会を目指します。

本計画は、前計画の基本理念を継承し、自主、自立、自助の実現にむけて、住民一人ひとりが福祉の担い手となり、地域で支え合う福祉体制の整備やボランティア活動を支援し、「ノーマライゼーション」の意識を地域住民、企業、各種団体等が醸成しやすい地域づくりに努めます。

本計画では、



**障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し
住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！**

を基本理念として、その実現に向けた障がい者福祉施策等を積極的に推進していくこととします。

2 計画の重点施策

基本理念の実現にむけて重点的に取り組むべき施策を前計画から継承し、障がい者福祉の推進を行います。

重点施策1：主体性・自主性の確立

障がいのある人は、基本的人権を有する一人の人間として尊重され、社会の構成員として直接社会活動に関わり、主体的に自身の生活を営むことが期待されます。

障がいのある人本人が主体性、自立性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことを期待し、その能力を十分に発揮できるような施策の推進に努めます。

重点施策2：全市民参加による平等な社会づくり

障がいのある人を取り巻く社会環境には、道路や建築物における段差の問題等をはじめとする物理的障壁、視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報面での障壁、資格制限等の制度的障壁、障がいのある人に対する意識上の障壁等々があり、障がいのある人の社会活動への参加の妨げとなっています。

障がいのある人が主体的に生活し、社会参加していくためには、そうした障壁をなくした平等な社会を築いていかなければなりません。このため、障がいのある人の利用や参加を当然の前提とした施策に取り組み、種々の障壁を除去し、障がいの有無に関わらず共に生きていく住みよい地域づくりを推進します。このことは障がいのある人のみならず、高齢者や乳幼児にも住みよいまちにつながります。

なお、平等な社会を創っていくためには、全市民が障がいのある人を取り巻く諸問題を理解し、行政だけではなく、住民・各種団体・企業等全員参加の取り組みが必要であり、社会すべての構成員の幅広い連帯意識のもとに施策を推進していくよう努めていきます。

重点施策3：障がいの重度化・重複及び高齢化への対応

常時何らかの介護や援護を必要とする重度障がいがある人や重複障がいの人は増加の傾向にあります。また、長寿化の進展に伴い障がいのある人の高齢化が進んできており、さらに高齢者の中にも障がいのある人が増加しています。

これらの障がいのある人の生活の質の向上に努めるとともに、障がいのある人の高齢化に即応した施策の向上に努めます。

重点施策4：施策推進のための連携

障がいのある人にとって、単一のサービス提供では十分ではない場合が多く、障がいの内容やライフステージに応じた総合的なサービスを提供するために、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等広範な分野の各施策の相互連携を図り、きめ細やかで一貫したサービス提供ができるように総合的な施策の推進に努めます。

3 施策の体系

基本理念

住 障
み が
慣 い
れ の
た あ
地 る
域 人
で も
協 な
働 い
し 人
た も
ま 主
ち 体
づ 性
く を
り 持
を つ
て 創
造 社
し 会
よ 参
う 加
！ し

施策分野

主要施策

1. 啓発・広報

- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (2) 広報啓発活動の推進
- (3) 福祉教育の推進

2. 生活支援

- (1) 相談体制の強化
- (2) 在宅サービス等の充実
- (3) 施設サービス等の充実
- (4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進

3. 教育・育成

- (1) 乳幼児療育と就学前教育の充実
- (2) 就学後の教育・育成施策の充実
- (3) 地域での育成施策の充実

4. 保健・医療

- (1) 障がいの原因となる疾病予防と悪化防止
- (2) 早期発見・早期治療
- (3) 医療・リハビリテーション医療の充実
- (4) 精神保健対策の推進
- (5) 保健・医療・福祉の連携

5. 雇用・就業

- (1) 雇用の促進
- (2) 就労の促進
- (3) 一般就労が困難な障がいがある人への就労支援

6. 情報・コミュニケーション

- (1) 情報提供などの充実
- (2) 情報バリアフリー化の推進

7. 生活・環境

- (1) 住みよいまちづくりの推進
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 障がいのある人向け住宅の整備
- (4) 移動・交通対策の推進
- (5) 地域安全体制の推進
- (6) 防犯・消費者トラブルの防止及び・被害からの救済

8. 福祉を支える人づくり

- (1) マンパワーの確保
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 専門職種の養成・確保

第4章 施策展開

1 啓発・広報

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

平成16年6月に改正された「障害者基本法」や平成24年10月より施行された「障害者虐待防止法」及び平成28年4月より施行される「障害者差別解消法」の中で、障がいのある人に対する差別や虐待、権利利益侵害の禁止が明記されましたが、障がいのある人への理解が十分な現状ではありません。

今後とも差別解消、虐待防止、権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努めるとともに、必要に応じて学校、家庭、地域やNPOと連携していく必要があります。

また、障がいに対する理解不足により、結果として生活の様々な場面において不利益を受けることもあることから、さらなる人権擁護の取り組みが必要です。意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために、成年後見制度等が設けられています。しかし、成年後見制度等については、現状では有効に活用されているとは言い難い状況にあり、今後さらに、権利擁護に係る制度の周知と利用促進に取り組む必要があります。

障がいのある人が良質の福祉サービスを気軽に受けられるよう、サービス提供事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えることができる環境や、サービス提供事業者がサービス利用者である障がいのある人の立場に立って、良質かつ適切なサービスを提供していく必要があります。

施策の方向性

◇ 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行います。

◇ 虐待防止に向けた各関係機関との連携

○各関係機関と連携を図りながら、障がいのある人への虐待防止に取り組みます。

◇ 人権の擁護

○人権教育・啓発を、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じて総合的かつ効果的に推進します。

◇ 成年後見制度の活用促進

○成年後見制度の周知に努めるとともに、利用促進のための環境整備を推進します。

(2) 広報啓発活動の推進

現状と課題

障がいのある人も同じ地域社会の一構成員であり、障がいがない人と同じように、地域で役割を担いながら生活していくことが、豊かな地域社会をつくれます。

障がいのある人が家族や地域の人々と一緒に、住み慣れた地域の中で、のびのびと生活していくためには、障がいのある人もない人も、お互いの理解や正しい認識が必要となります。

近年、都市化等の進行により、地域におけるつながりが希薄化し、子どもや高齢者、障がいのある人などに対して無関心な風潮が広がりつつあります。

障がいのある人もない人も、地域に住む人々がお互いに関心と理解を深め、地域で“ともに生活している”という意識に基づいて活動できる社会づくりが大切です。

また、今後さらに、広報紙の利用促進や障害者週間等における啓発活動を行い、障がいのある人が抱える課題に対する理解を一層深めていく必要があります。

施策の方向性

◇ 市民啓発の推進

- 障がい及び障がいのある人に対して正しい理解を深めるために、市ホームページ、「広報くしま」や社会福祉協議会が発行している「社協だより」等をはじめとした広報媒体を活用し積極的な市民啓発に努めます。
- 『障害者週間（12月3日～9日）』等の周知徹底を図り、市民全体が障がい者問題を考え、連帯感が深まっていくような意識づくりに努めます。

◇ 地域での交流促進

- 例年の行事であるスポーツ大会や健康福祉祭等の各種イベントに地域住民が参加し、ふれあいをとおして正しい障がい者観や理解を深められるよう交流の機会を広げていきます。
- 障がいのある人に対する認識を深めるために、各団体等が主催する行事やイベント等を支援し、住民の十分な理解と相互交流の促進を図ります。
- 障がいのある人の住みよいまちづくりのための地域ぐるみの支援活動等を、積極的に推進します。

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

福祉のまちづくりを推進するためには、幼児から高齢者まで年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。特に、次代を担う子どもたちに対する教育は積極的に取り組んでいく必要があります。本市では、道德の時間や高齢者との交流などを通して福祉教育の推進に努めています。

また、地域住民すべての理解を深めることを目的として、各ライフステージに合わせた、生涯学習における福祉教育を充実させていく必要もあり、事業内容を充実させるだけでなく、参加者層の拡大や関係機関、団体との連携など、家庭や地域、学校のあらゆる教育の場において福祉教育を推進していくことが大切です。

施策の方向性

◇ 福祉教育の推進

- 思いやりの心を育むために、学校教育において交流や体験を取り入れた福祉教育を積極的に推進し、家庭や職場、地域社会のあらゆる場面での福祉教育を推進することにより、障がいのある人や高齢者への正しい認識を育み、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う考え方の浸透に努めるとともに、引き続き、道德の時間や高齢者との交流などを通して福祉教育の推進に努めます。

2 生活支援

(1) 相談体制の強化

現状と課題

障がいのある人は、日常の生活の中で、不便や不安を感じています。自立した生活の実現を支援するための様々な取り組みが必要です。

障がい福祉サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障がいに応じた各種のサービスが確保されることが重要です。障がいのある人が必要なサービスを主体的に選択し、利用できるよう多様な福祉サービスの提供が求められています。

本市においては、地域生活支援事業において、障がいのある人への相談支援事業等を実施し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っています。

今後も、障がいのある人のさまざまな相談に対応できるよう、専門機関との連携を図ると

ともに、民生委員・児童委員などの協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

施策の方向性

◇ 相談支援機能の充実

○相談支援事業者及び地域活動支援センター（I型）等を積極的に活用して、障がい者・児の保護者等からの相談に対応するとともに、相談支援体制の充実に推進します。

（2）在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいのある人の日常生活及び社会生活を支えるため、障害者総合支援法（平成25年4月施行）及び児童福祉法に基づいた福祉サービスは、障がいのある人が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活又は社会生活を営む上で重要な社会資源です。

障がいの多様化、障がい種別によって異なる生活課題、本人及び介護者の高齢化など、障がいのある人を取りまく状況は変化しており、さまざまなニーズに対応したサービス提供体制の充実が求められます。そして、自分自身が障がいを持ちながらも高齢化した親族を介護している、いわゆる「障老介護」への支援については、国全体の制度的な問題点でもあり市独自の施策として取り組むのは難しい現状ですが、介護保険や障がい福祉のサービス、地域福祉活動等の連携により支援できるよう努める必要があります。

また、障がい児支援においては、平成27年4月より子ども・子育て支援法に基づく新制度が施行されることとなり、同法に基づく教育・保育等を障がい児が円滑に利用できるよう関係部局・関係機関との連携を図る必要があります。

施策の方向性

◇ 在宅サービスの充実

○障がいのある人が、一人ひとりのニーズに応じて、各種サービスが利用できるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどのサービス提供体制の整備とサービスの質的・量的充実に図ります。

◇ 居住の場の確保

○市営住宅においてバリアフリー化の推進、障がいのある人の優先的入居選考等、障がいのある人に配慮した住環境の整備を推進します。

◇ 社会参加の促進

- 障がいのある人の自立と社会参加をより一層推進するため、積極的な社会参加促進対策に努めます。
- 障がいのある人の社会参加を推進するため、ボランティアとの連携を強化します。

(3) 施設サービス等の充実

現状と課題

地域で暮らす障がいのある人が身近な地域で、必要なサービスを受けられるよう、限られた社会資源を有効に活用し、施設が提供するサービスの多様化を図るとともに、障がいの種別を特定しないサービス提供を促進する必要があります。

また、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅障がい者を対象としたサービスを提供するなど、施設が地域福祉の拠点となるよう機能の充実を図る必要があります。

また、障がい者支援施設について、地域で生活する障がいのある人に対する在宅支援の拠点としての活用を図ると同時に、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活（グループホームや一般住宅（居宅での単身生活を含む。）等）への移行を推進します。

施策の方向性

◇ 施設等から地域生活への移行

- 「障がいのある人は施設」という認識を改めるための保護者、関係者、市民への地域福祉への理解を促進します。

◇ 施設サービス機能の充実

- 施設を、地域で暮らす障がいのある人への支援拠点と位置づけ、施設の機能や特色を利用して、提供するサービスの多様化を促進するとともに、各種在宅サービスを提供する拠点としての機能充実を今後も促進します。

(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進

現状と課題

都市化等により地域との関係の希薄化が進み、地域との交流の機会が少ない障がいのある人やその家族が、地域のなかで孤立してしまうことがあります。

交流活動については、地域における障がいへの理解の促進、障がいのある人の生きがいづくり、地域の関係性による助け合い・支え合いの体制の構築など、様々な効果につながるた

め今後も、積極的に取り組むことが課題となっています。

本市においては、障がい者団体主催による催し等を開催し、参加機会の確保や障がいのある人の交流促進に努めているところです。今後、さらにスポーツ・レクリエーション、文化活動等に対して積極的な参加を促すためには、障がいのある人が参加しやすい多様な機会を提供し、指導者を養成・育成し魅力ある内容づくりに努める必要があります。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等の一層の振興を図るためには、その基盤となる施設が安全快適で障がいのある人の利用に優しい施設でなければなりません。

本市では、これまで運動公園、体育館、公園、文化施設等の整備についても、段差の解消や障がい者用トイレの設置等を行い、障がいのある人の立場にたった施設の整備・改善に取り組んできました。

今後も障がいのある人が利用しやすい施設の改善に取り組めます。

施策の方向性

◇ 施設・場所の整備・改善

○障がいのある人のニーズや関係団体の意見を踏まえながら、障がいのある人の利用に優しいスポーツ・レクリエーション、文化施設等の整備・改善に努めます。

◇ 機会と内容の充実

○障がいのある人の社会参加と地域の人々との交流を促進するため、スポーツ・レクリエーション、文化活動等に対する啓発広報の推進と情報提供の充実に努め、参加機会の拡大を図ります。

○障がいのある人の多様なニーズに対応するため、スポーツ・レクリエーション、文化活動の種類や内容についての調査研究を進め、魅力ある内容づくりに努めます。

○生涯スポーツ・健康づくり情報連絡会議等を通じ、各スポーツ団体と連携・協働を図りながら、障がいのある方がスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加しやすい体制づくりに努めます。

3 教育・育成

(1) 乳幼児療育と就学前教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、障がいの早期発見・早期療育から、一人ひとりの特性に応じた一貫した療育・教育体制

を整えること、そして、障がいの早期発見・早期療育体制に関する啓発を行うとともに、保護者等の不安を解消するための相談・支援体制のさらなる充実が大切です。

そのために、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と密に連携をしながら療育体制整備に努める必要があります。

本市では、障がい児の保育を実施する法人保育所に対し、串間市障害児保育事業として運営費の一部を補助しています。

小学校の新入学予定者（年長）と幼児（年中）に対しては、身体・情緒・知的発達などに心配のあるお子さんの教育相談を行い、教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態調査を実施し、それに基づき幼稚園・保育所からの対象児童の就学について判断しました。

また、平成26年3月より市内に障がい児通所施設「児童デイサービス なないろ」が開設され、定員10名にて就学児童を対象に放課後等の支援を行っていますが、未就学児を対象とした障がい児通所施設についても新規事業所の開拓等を図る必要があります。

今後、早期からの教育相談や学習面・行動面における特別な教育的支援が求められると同時に、障がいの度合いに応じた受入態勢の整備を図る必要があります。

施策の方向性

◇ 就学前療育・育成の充実

- 乳幼児の障がいの状況、家庭の事情及び地域性等に応じた適切な進路の選択が可能となるように情報提供方法について検討すると共に、保育所（園）での障がい児の受入れの拡充を図ります。
- 入所障がい児に即応した安全確保を図り、健やかな成長を促すために、保育所の設備の改善に努めると共に、保育所職員の専門知識と技術の向上を図り、適切な保育の実施に努めます。
- 就学相談においては、子どもの実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の考えや意見を聞き、その上で、特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図ることが大切であるので、保護者の様々な疑問に応えるよう具体的な情報の提供に努めます。
- 就学手続きが円滑に行われるよう、保護者の理解と協力を早期から得るための教育相談の体制を充実します。また、就学指導担当者には、専門的な知識と経験が求められており、これら担当者の資質の向上を図るために、教育委員会においても、各種の研修会を開催したり、学校内における連携を図るために、校内就学指導体制等を充実させます。
- 障がい児に関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、未就学児を対象とした障がい児通所施設等の新規事業所の開拓等を図ります。

(2) 就学後の教育・育成施策の充実

現状と課題

障がい児に対する教育は、可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていく適切な教育が求められてきました。一方で、通常の学級に在籍しているLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等により学習や生活について特別な支援を必要とする子どもへの教育的対応について、従来の特殊教育（障がい児教育）から、さらに支援の対象を広げた特別支援教育への転換を図り、自立と社会参加に向けた取り組みが求められています。

障がい児の教育を行う上で大切なことは、障がい児一人ひとりの状況に合わせた多様な教育形態を整備することはもちろんのこと、障がい児と障がいのない児童・生徒との交流を活発に行うことにより、それぞれが相手の立場を理解し、自然に共生できる環境や意識を育成することです。

障がい児が、個人の能力や適性に合った可能性を追求する教育を目指すため、児童の意思を尊重し、成育過程や家族の考え方・立場を十分に考慮しながら、適正な就学が図られるよう努めているところであり、現在、市内の小学校においては6学校、中学校においては2学校で特別支援学級を設置し専門的な教育を行っているほか、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥/多重性障がい）等により学習や行動面で特別な支援を要する児童生徒に対し、学習又は生活上の困難を克服するために特別教育支援員を配置し支援を行っています。

さらに今後も、進学の子の権利の保障や個性の多様な伸長を図るための個別目標の設定による指導の充実や、障がい児の社会性を確保するために特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒との交流教育を重視する傾向から、このような試みを取り入れた指導内容、指導方法など研究内容の充実を図る必要があります。

また、地域の小学校や中学校に障がい児を受け入れる際、教育内容の充実と共に、施設面での受け入れ体制の整備が課題となっており、小学校や中学校における障がいがある人の受け入れ体制の整備として、スロープ、手すり、障がい者用トイレの設置を行ったところです。

スロープ、手すり、障がい者用トイレの設置の他、学校教育の中ではカリキュラムにより教室を移動することが多く、教室間を円滑に移動できる施設の整備を含め、受け入れ体制の充実に向けた取り組みが今後も引き続き必要です。

施策の方向性

◇ 障がい児教育の充実

○教育と福祉の連携を密にし、本人及び保護者の意向や障がいの状況を踏まえた適正な就学指導の充実に努めます。

○担当教職員の指導力の向上を図るため、専門施設が行っている障がい児学習会等への参

加を図るなど職員研修の充実に努めます。

○児童・生徒一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育内容の充実に図るために、個別目標の設定等による指導方法について研究します。

○障がい児の社会経験を豊かにするとともに、これらの子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるため、小・中学校の児童生徒や地域社会の人々と活動をともにし、ふれあう機会を積極的に設ける等交流教育の充実に努めます。

○障がい児に関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、障がい児通所施設等の施設についての更なる市民に向けた周知を図ります。

○障がい児通所施設等をはじめ、放課後等の支援の充実に向けた事業拡大への取り組みや新規事業所の開拓等を図ります。

◇ 学校施設の充実

○障がい児が学ぶ上で必要な施設の整備充実に努めます。

(3) 地域での育成施策の充実

現状と課題

子どもが成長していく上では、学校の教育だけでは不十分であり、地域における育成・教育の在り方が大変重要です。また、幼少期から障がい児と障がいのない児童が日常的に地域での交流を深め、相互の理解を築き上げていくことは、ノーマライゼーションの理念が浸透した社会を実現するに当たって必要不可欠なことです。

障がい児を持つ親に対する地域での子育て支援については、保育所(園)、相談支援事業所、子育て支援センターが中心となり行っています。今後もこれらの、相談支援機能の充実が望まれます。

本市では、障がい児を持つ保護者に対して心身の軽減を図るため、子育て支援センターで相談体制の強化を図ると共に、障がいによる虐待防止のための養育支援訪問事業や要保護児童対策で訪問や相談体制実施しています。また、保育所等でも相談に応じ関係機関と連携しながら保護者と子の支援につなげています。

障がい児をもつ保護者が充実した養育や生活ができるよう保護者への支援が求められています。療育支援体制とともに併せて整備することが必要です。

また近年、人生観や生活観の変化により、生涯学習を通じて生きがいや充実感を見出す人々が増加しており、このような生涯学習は、障がいのある人にとって自己の可能性を追求し、自己実現を図るためのものとして重要な意味を持つばかりでなく、社会参加や自立の促進を図る上でも大きな役割を果たしています。

今後、生涯学習の推進に当たっては、障がいのある人の積極的な社会参加や自立の促進に

もつなげるため、多様なニーズを十分踏まえた上で、学習内容や実施方法等について検討を加え、障がいのある人の学習機会の増大に努める必要があります。

施策の方向性

◇ 障がい児対策の充実

- 障がい児を持つ保護者の心身の負担の軽減を図るため、子育て支援センターの活動を充実させると共に、保育所（園）での子育て相談の機能の充実に努めます。
- 障がい児の保護者が集える場所と機会を確保し、親同士の交流の促進を図り、子育て不安の解消に努めます。
- 子育て支援センターや保育所等が、ただの遊びの場に留まることなく、障がい児を持つ親への交流の場や障がいの早期発見、早期療育へとつなげ、虐待防止強化を図ります。

◇ 生涯学習の充実

- 障がいのある人の多様な学習ニーズを十分踏まえながら、学習内容や実施方法等の研究を進め、学習機会の拡充に努めます。
- 障がいのある人の生涯学習への積極的な参加を図るため、啓発広報や情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある人等が健やかで生きがいのある生活を送られるよう、教育・文化環境の整備により、学習機会の充実（学級・講座等の開設）を図り、次代を担う人づくりとともに個性豊かな地域文化が育まれるよう生涯学習の充実に努めます。

4 保健・医療

（1）障がいの原因となる疾病予防と悪化防止

現状と課題

脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病は、障がいの原因となり生活の質の低下や社会的損失につながります。そのため、健康づくりと疾病予防・悪化防止の推進を図ることが必要です。

また、難病患者とその家族の療養上の不安解消を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携による相談支援体制の整備が求められています。今後は、国、県などの関係機関と連携を強化し、支援体制の整備が必要です。

また、3歳児健康診査までに発見できない徴兆候としての難聴、目の調節障がい、ことばや

発達の遅れ、また、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）の早期発見、早期対応のために個別の健康診査が必要です。

本市では、障がい発生の予防知識の普及として、各乳幼児健診にてパンフレット等を通じて周知を図り、障がいの原因となる生活習慣病の予防として、食生活の改善等を健康教育・広報等を通じて普及・啓発活動を推進しています。

さらに、乳幼児を持つ親や思春期及び妊産婦を対象とした健康教育、訪問指導、予防接種をはじめとして、生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、食生活の改善等と合わせて、「ハッピー串間市民大学」を中心に全市民を対象とした生涯健康づくりに取り組んでいるところです。

がん検診・特定健診については、予約制とし待ち時間を短縮することにより、受診しやすい体制づくりに努めているところです。

今後も障がい発生の予防の効果を高めるため、それぞれのライフステージに応じた保健・医療に関する知識の普及、同時に受診率の向上や保健・医療・福祉の緊密な連携を図っていく必要があります。

今後、生活習慣病や中途障がい者が増加する中で、事故や労働災害などは後遺症として重大な障がいを残すことが多くあり、事故防止の対策も重要な課題です。

施策の方向性

◇ 健康診査等の充実

○3歳児健康診査までに発見できない微兆候としての難聴、目の調節障がい、ことばや発達の遅れ、また、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）の早期発見、早期対応のために個別の健康診査などの事業に早急に取り組み、早期発見、早期療育につなげていきます。

○健康診査・健康相談や予防接種など、市民が利用しやすい保健事業の推進に努めます。

○保健・医療・福祉の各関係機関の連携・協力を強化し、健康診査後の経過観察や事後指導の充実を図ります。

○今後も受診率向上に向けて、市民が受診しやすい体制づくりに努めます。

◇ 障がい発生の予防知識の普及

○保健・医療に関する知識の普及を図るため、広報活動の充実に努めます。

○食生活改善の普及に努めます。また、事故防止に関する知識の普及啓発に努めます。

○生活習慣病の予防のため、各種団体との連携との連携を密にし、効果的な実施方法を検討していきます。

○子どもによる医薬品の誤飲が多く発生していることを踏まえ、特に健診や保育園等を通

じて注意喚起を図ります。

(2) 早期発見・早期治療

現状と課題

障がいの予防に向けた健康づくりと生活習慣の改善を行って、「健康で安心した生活を送りたい」という願望は、市民のすべてに共通しています。

障がいの原因となる疾病等の適切な予防および早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障がいの早期発見および障がいに対する適切な医療を提供し、障がいのある人に対する適切な保健サービスが求められています。

本市では、医療機関と連携を取り無料で検査を受ける体制をとるなど、健(検)診の受診率向上に努め、健(検)診の結果、要精密・要医療となったものについては、医療機関の受診を勧め、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

3歳児健康診査までは精密検査などの体制が整備されていますが、それ以降の体制が整備されていないため、早急に取り組む必要があります。そして、今後も障がいの原因となる疾病を早期に発見し、けがなどの適切な処置を施すことは、障がいを軽くし、あるいは重度化を防ぐ上で極めて重要です。そのためには、健康診査を定期的に受診することが大切であり、診査の結果、障がいの疑いのある人に対しては、医療機関・保健所・児童相談所等と相互に連携したフォローアップ体制が必要です。

また、発達相談教室から関係機関につなげフォローしていますが、市内の医療機関や療育機関（児童発達支援）がないことから、支援の必要な幼少期に療育が受けられない現状があり、市外に通院、通園している状況もあります。今後、療育体制の整備に取り組む必要があります。

施策の方向性

◇ 早期発見体制の構築

○障がいや生活習慣病などの早期発見のため、健康診査の受診率の向上に努めます。

○広報紙により保健サービスの周知徹底を図ると共に、保健活動の充実に努めます。

○乳幼児の各種健康診査により経過観察が必要な場合は、保健師・看護師・管理栄養士等によるフォローアップを行うと共に、医療機関や児童相談所と連携し疾病や障がいの早期発見に努めます。

○医療機関等との連携を図りながら、母子健康診査、各種検診、精密健康診査等の充実による早期発見体制及びハイリスク者に対する指導体制の整備を推進します。

○健(検)診後の要指導者への指導及び要精密者等への受診勧奨を徹底し、疾病の早期発見・

早期治療に努めます。

◇ **保健・医療の連携による早期治療**

○障がいがあると診断された子どもの保護者に対し、保健師による助言・指導を行い、適切な医療機関との連携を図ります。

○医療費助成制度の周知に努め、障がいの軽減を図るための支援を行います。

(3) 医療・リハビリテーション医療の充実

現状と課題

障がいのある人が、在宅で生活していくために、個性に応じたリハビリテーションが受けられるよう、サービスの充実が求められています。

今後、障がいのある人が健康で生活できるようにするためには、これらの事業を継続し、個々の障がいに応じた適切な医療・リハビリテーションの充実に努めることが重要です。

障がいのある人が、健康で過ごすことができるよう、日常的な健康づくりを支援するとともに、障がいに起因する多様なニーズに応じたリハビリテーション体制の整備や、医療・リハビリテーションに関する相談・情報提供の充実が求められています。

本市においては、串間市民病院を中核として、内科・外科・歯科をはじめ、眼科・耳鼻咽喉科・精神科などの医療機関が存在し、市民の健康を支えています。

さらに本市では、平成年26度に理学療法士を1名採用し、理学療法士が4名体制となり、リハビリテーション体制の充実を図っています。

しかし、住民の保健医療ニーズも高度化・多様化しており、より良質で適切な保健医療サービス提供体制の更なる確立が求められているところであり、本市の保健医療体制についても、市内における保健医療施設や医療機関及び医師会や歯科医師会等々、さらには関係団体や組織等の協力を得ながら、医療・リハビリテーション医療の充実を図ることが重要な課題です。

また、今後とも、難病患者や家族の方々に対し、医療及び日常生活に関わる相談・助言等を行い、疾病等に対する不安の解消や難病に関する情報の提供など可能な範囲での福祉的な施策を研究し、難病患者の方の地域保健医療の推進に努める必要があります。

施策の方向性

◇ **医療・リハビリテーション医療の充実**

○障がいのある人の社会復帰を促進するため、医療機関・保健施設・福祉施設等のリハビリテーション提供施設が、地域において相互に連携を図り、効率的・効果的なサービスの提供ができるよう検討を進めます。

○障がいのある人に対する医療提供体制づくりの推進に努めます。

◇ 難病対策に係る関係機関の連携・相談の充実

○医療費の公費負担を行うと共に、難病医療相談、家庭訪問等を推進します。

(4) 精神保健対策の推進

現状と課題

ストレス社会といわれる現代において、心の問題は誰にでも起こる現状にあります。そのために、地域における県の精神保健事業などと連携を図り、特にうつ病についての正しい知識を普及し、心の病の予防と治療に向けた相談業務や小中学校における相談体制の整備を図ることが必要です。

また、精神障がい者が退院後に、安心して生活ができるように福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備が求められています。さらに、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携を取り、個人の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めることが必要となっています。

本市では、他の医療機関、保健所との連携、情報交換に努めることにより、適切な医療の確保と早期治療の促進を図っています。

今後の社会復帰を促進するためには、社会適応訓練や日常生活に関わる相談業務の充実と合わせ、生活の場である地域の住民の理解と支援が必要不可欠です。このためには、住民の障がい者観の変化が求められ、合わせて保健・医療・福祉の包括的な対応と「精神障害者家族会」の育成強化も必要です。

施策の方向性

◇ 精神障がい者に対する医療体制の確立

○医療機関、保健所との情報交換に努め、人権に配慮した適切な医療の確保と早期治療の促進を図ります。

◇ 社会復帰対策の推進

○精神障がい者の社会復帰や社会経済活動への参加に対する地域住民の理解を深めるため、精神障がいについての正しい知識の普及に努めると共に、相談・指導体制について検討を加え、地域生活を支援します。

○「精神障害者家族会」の活動を強化し、当事者だけでなくその家族等まで含め支援します。

○精神障がい者に適切な受診・治療の機会を提供し、継続的に支援するため、関係機関等の連携を図り、精神障がい者が社会参加しやすい環境整備等に努めます。

（５）保健・医療・福祉の連携

現状と課題

保健・医療サービスは、障がいの予防・除去、自立の促進を図る上で重要な役割を担っていますが、さらに障がいのある人が地域でよりよい暮らしを実現するためには、保健・医療サービス分野と福祉サービス分野それぞれが相互に連携を図り、障がいのある人が一貫したサービスを受けられるような体制を整備していく必要があります。

障害者総合支援法に定める障がい者の定義に難病等が加わったことも含め、難病や医療的ケアの必要な障がいのある人等に対し、保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実が求められています。

施策の方向性

◇ 保健・医療・福祉の連携づくりの推進

○保健・医療・福祉の連携を促進し、障がいのある人の地域での生活を支援するために、地域包括ケアシステムの活用を図り、サービス供給の充実に努めます。

○チームケアを促進するために、専門スタッフに対する研修を充実させ、資質の向上を図ります。

5 雇用・就業

（１）雇用の促進

現状と課題

障がいがある人の就業者数や就職件数は全国的に増加してきていますが、雇用率達成企業の割合が低いことから、これからも障がいがある人の雇用促進に理解を求める必要があります。

また、障がい児の学校卒業後の進路についても、本人の能力や希望する職種のニーズとのマッチングが課題となってきました。

今後は、公共職業安定所など関係機関との連携をさらに強化し、障がいがある人の雇用促

進や就労支援の充実に努める必要があります。

施策の方向性

◇ 安定雇用の確保

- 障がいがある人の雇用を促進し職場定着を図るためには、事業主や従業員の理解・協力・人権意識の高揚が不可欠であるため、日南公共職業安定所との連携を密にし、「障害者雇用月間」の周知をはじめとした障がいがある人の雇用に関する啓発広報活動に努めます。
- 事業主に対する障がい者雇用率の達成指導、障害者雇用納付金制度の周知徹底、各種助成金制度の周知徹底等々、障がいのある人の雇用対策の推進に努めます。
- 公営・民間企業において、法定雇用率の達成はもとより、特別枠の障がいのある人の採用等により雇用機会の拡大を図ります。
- 国・県と連携するとともに、民間企業の活用とノウハウを活かし、雇用機会の拡大を図ります。
- 障がいがある人の特性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、職業能力開発に必要な支援、援助を行い、障がいがある人の雇用の促進を図ります。

(2) 就労の促進

現状と課題

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、就労機会の確保が重要であり、働く意欲がある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮できるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の充実と工賃の水準が向上するような総合的支援が求められています。併せて経済的負担の軽減等による経済的自立も今後の課題です。

施策の方向性

◇ 就労の支援

- 公共職業安定所や関係機関等との連携を深め、職業相談・職業紹介・職場定着指導等を推進します。
- 職業能力開発施設への入校促進と職業訓練制度についての周知を図るため、広報啓発活動を積極的に推進します。

(3) 一般就労が困難な障がいがある人への就労支援

現状と課題

国や地方公共団体などの公機関は、平成25年4月の「障害者優先調達推進法」施行により、国の基本方針に基づき「調達方針」を作成し、障がい者就労施設などが提供する物品や役務を優先的・積極的に購入（調達）することになりました。

年々特別支援学校などの卒業生が増えてきており、また、就労を希望する障がいのある人も増えてきているため、障がいのある人を雇用する事業所及び施設の拡充も急務となっております。

しかし、障がいのある人によっては、さまざまな状況から一般就労もしくは、福祉的就労先から一般就労への移行が難しいケースもあります。障がいのある人の就労に向けては、障がいのある人の特性に合わせた職業能力の向上が必要となってきます。

今後、関係機関などとの連携を図りながら、更なる職業能力開発支援が必要であり、障がいがある人の特性に合わせた職業能力開発の支援体制づくりが求められます。

施策の方向性

◇ 就労の機会、生涯活動の提供

- 一般就労することが困難な障がいがある人に、就労継続支援や地域活動支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。

6 情報・コミュニケーション

(1) 情報提供などの充実

現状と課題

行政情報の提供においては、ITの活用も含めて、障がいがある人を含むすべての人が利用しやすいように配慮する必要があります。

本市では、福祉情報の広報のために、点字版「点字広報」や録音版「声の広報」がボランティア団体の活動により製作されており、障害福祉ガイドにて、相談窓口の案内、手帳交付、支援の内容、施設や各種関係機関等を紹介しております。新しい福祉情報については、適宜パンフレットを作成し、配布を行っています。

しかし、障がいのある人がホームページを利用する上で、まだまだ多くの障がいがあるこ

とから、だれでも利用しやすいホームページづくりを推進するなど、障がいのある人が情報を利用しやすい環境の整備が求められています。そして、障害福祉ガイドや点字版・録音版情報では、基本的な情報は提供されますが、その他の情報を提供しきれていないことが課題として挙げられます。

また、情報通信技術（ＩＴ）の急速な進展は、社会に大きな変革をもたらし、私たちに様々な恩恵をもたらしています。ＩＴ活用が普及している現在、ホームページ等のＩＴの活用によって、情報提供の内容の充実を図ることが今後更に求められています。

施策の方向性

◇ 情報提供・サービスの充実

○社会福祉協議会や障がい者団体と連携し、点字・手話技術習得のための研修・講習会やパソコン講習会、並びに点訳奉仕員・朗読奉仕員・手話奉仕員及び手話通訳士等の養成・確保に努めます。

○障がいがある人の情報量の拡充を図るため、点字図書・声の図書・字幕入りテープ等の整備に努めます。

（２）情報バリアフリー化の推進

現状と課題

ホームページや電子メール等を活用した情報収集及び情報交換は、行動上の制限を受けやすい障がいのある人にとって、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。

しかし、障がいのある人がホームページを利用する上で、まだまだ多くの障がいがあることから、だれでも利用しやすいホームページづくりを推進するなど、障がいのある人が情報を利用しやすい環境の整備が求められています。また、情報通信技術（ＩＴ）の急速な進展は、社会に大きな変革をもたらし、私たちに様々な恩恵をもたらしています。

ＩＴの活用により、自立と社会参加が促進されるよう、障がいのある人のＩＴを活用する能力の向上を図るための取り組みが必要です。

施策の方向性

◇ 障がいのある人に配慮した広報媒体の作成

○市ホームページに「広報くしま」「お知らせ版」を掲載するなど、市政情報の充実に努めると共に、障がいの有無や利用環境に関係なく、だれもが利用しやすいホームページづ

くりに努めます。

◇ 障がいのある人のＩＴ利用促進

○障がいのある人が情報機器を使用する際に必要となる周辺機器やソフト等の給付制度の周知を通じ、障がいがある人のＩＴ利用を促進します。

7 生活・環境

(1) 住みよいまちづくりの推進

現状と課題

障がいのある人が自立と参加を進める上で、建築物、道路、交通などの生活環境の障壁をなくしていくことはこれからのまちづくりには、当然のこととして求められています。このことは、障がいのある人や高齢者を含めたすべての市民が安心して生活ができ、行きたい所に自由にそして安全に行けるようになるために必要です。

そのためには、行政の取り組みだけでなく、民間事業者や市民が社会連帯の意識に基づき一体となって、ハード・ソフトの両面にわたる多くの施策を総合的に推進していかなければなりません。

施策の方向性

◇ バリアフリーの実現

○人にやさしい住みよいまちづくりを進めるため、市民の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。

○障がいのある人を含め、みんなにやさしいまちづくりを進めていくため、市民意識を踏まえながらハード・ソフトの両面から総合的に検討を加え、行政、民間事業者、市民が一体となった取り組みを推進します。

(2) 都市基盤の整備

現状と課題

障がいのある人が社会参加を進める上で、多くの市民に利用される公共的建物や憩いの場である公園等の物理的な障壁を取り除き、障がいがある人々の利用に配慮した整備を積極的

かつ効果的に推進することが極めて重要です。

これまでも市の公共施設については、出入口の自動ドア化をはじめ、手すりやスロープの設置、障がい者用のトイレや駐車スペースの整備など、障がいのある人に配慮した整備を進めてきましたが、全ての施設において満足を得ている状況ではありません。これからも障がいのある人の利用に配慮した改善を進めていく必要があります。

また、道路や歩道の段差、幅員の狭さ、電柱や看板等の障がい物などによる不安感や危険性は、障がいのある人や高齢者だけでなく市民全体にも共通するものです。道路や歩道の整備にあたっては、盲人や車イス利用者等の移動にも十分配慮した広幅員のものとしていくことが必要です。

施策の方向性

◇ 公共的建物等の整備・改善

○市の施設については、新しく建設する施設はもとより、既存の施設についても自動ドアや手すり・スロープの設置、障がい者用トイレ、駐車場の整備など、だれもが利用しやすいような整備・改善に努めます。

◇ 道路・公園等の整備・改善

○道路・歩道の段差解消や拡幅、障がい物の除去等の改善を図り、障がいのある人の安全性と利便性の確保に努めます。

○視覚障がい者が安心して外出できるよう、音響式信号機や盲人用点字ブロックの設置に努めます。

○市民の憩いの場であり、ふれあいの場でもある公園についても、交流の場としての役目が果たせるよう、障がいのある人の利用に配慮した整備・改善に努めます。

(3) 障がいのある人向け住宅の整備

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送る上で拠点となる住宅は、段差の解消や手すりの設置等、住みやすい構造・設備でなくてはなりません。

平成26年度4月1日時点での市民住宅管理戸数は410戸となっています。そのうち障がい者用住宅は、4戸整備しており、平成23年度～24年度に建設した住宅については、1階部分は敷地内にスロープや手すりを設置し、室内には段差解消や高齢者向け住宅も整備しています。また、平成26年度～27年度に建設予定の住宅については、トイレ、浴室に手すりを設置し、玄関や脱衣室には手すりを設置しやすいよう、壁内に下地を入れるよう計画して

います。

今後、さらに障がいのある人のための住宅施設を充実するためには、入居相談や入居優遇措置の継続と障がいがある人に配慮した市営住宅、特に既存の古い住宅に対する整備・改善を確実に推進していくことが必要です。

この他、一般住宅についても居宅の一部を改善する支援策を実施しておりますが、さらに、障がいのある人自身の居宅における利便性の向上を図ることはもとより、介護する家族等の負担の軽減を図る上からも、積極的な整備推進策の展開が必要です。

施策の方向性

◇ 障がいのある人に配慮した公営住宅の整備

- 耐用年数の過ぎている建物から、順次建て替え等を行い、障がいのある人や高齢者に使いやすい住宅を整備します。
- 住宅の整備については、障がいのある人や高齢者が安全で快適に暮らせるよう配慮した仕様になるよう推進します。
- 住宅の入居に当たっては、障がいのある人や高齢者に配慮した入居相談に努め、優先入居を継続して実施していきます。
- 既存の住宅についても、障がいのある人が安全で快適な生活ができるよう、家族等の意見を聞きながら必要に応じた改善策を実施します。

◇ 住宅改造への支援

- 障がいがある人自身の居宅における利便性の向上と、介護する家族等の負担の軽減を図るため、住宅改造のための各種制度や事業の周知を図ります。

(4) 移動・交通対策の推進

現状と課題

障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、障がいのある人が地域社会において安定した生活を営めるようにすること、そして地域社会において他の人々と共生することが妨げられないことが重要です。

建築物・道路・公園・交通機関等における障がい物の除去や、情報収集やコミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減は、障がいがある人の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件となることから、行政・民間事業者・市民が一体となって理解を深め、協力して取り組むことが求められています。

鉄道・バス・航空機・カーフェリーなど各種の公共交通機関は移動するために、だれもが

利用しなくてはならない重要な交通手段です。そして、その設備やサービス等の充実、障がいのある人にとって自立や社会参加の促進を図る上からも不可欠なものといえます。

今後、障がいのある人の交通安全対策、交通手段の確保、移動支援対策については、関係機関や住民の理解と協力を得ながら、より一層推進していく必要があります。

施策の方向性

◇ 公共交通機関の設備・サービス等の充実

○障がいのある人が公共交通機関を利用する際の身体的・精神的負担を軽減するため、事業者に対しサービスの向上を中心とした働きかけを行います。

◇ 移動支援策等の充実

○障がいがある人の経済的負担の軽減を図り、自立と社会参加をより一層促進するため、公共交通機関の運賃割引制度をはじめとした各種制度が有効に活用されるよう、周知に努めます。

(5) 地域安全体制の推進

現状と課題

障がいのある人々が安心して在宅生活や社会生活を送るためには、地域全体で安全で快適な生活環境づくりに取り組むと共に、防犯対策や防災対策などの支援体制を確立する必要があります。特に、災害時における情報の伝達や迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要です。

本市では、市ホームページにおいて、防災に関する情報を随時更新し、広報誌にて年1回、防災についての特集及び新たな情報については随時掲載し、防災に対する啓発を行っています。

また、要援護者支援プランをモデルとしている5地区において個別計画として策定し、さらに自主防災組織における防災訓練及び防災講話等を実施しています。

本市では、地域防災計画に基づいた災害への対処システムの構築に努めているところですが、災害弱者といわれる障がいのある人等を、地震、火災、水害、土砂災害等の災害や犯罪から守るための地域の防犯・防災ネットワークや、緊急通報システムの構築を急ぐとともに、災害を防ぐための基盤づくりを推進する必要があります。

防災において、「自助・共助・公助」の公助では、全てを守ることは不可能です。そのためには、共助の部分が非常に重要であり助け合いが必要となります。しかし、高齢化や過疎化が進み、助ける人間の確保が課題となっています。今後、要援護者支援プランにおけるモデル5地区の調査結果をもとに、具体性のある計画策定に努める必要があります。

施策の方向性

◇ 防犯・防災体制の充実

- 防犯・防災知識の普及・啓発を図るため、市ホームページ、パンフレットや「広報くしま」等により広報活動を実施し、安全な地域社会づくりに努めます。
- 災害弱者に対する避難誘導等、災害への対応を迅速かつ的確に行うため、自主防災組織の育成・強化を図り、地域における防災システムの構築に努めます。
- 在宅重度障がい者の緊急連絡体制の確立を図るため、緊急通報システムの整備を推進します。
- 定期的なパトロール点検とともに危険箇所を把握し、災害の未然防止に努めます。

(6) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状と課題

近年、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がい者が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。障がい者が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

施策の方向性

◇ 防犯・消費者トラブル防止及び解決支援

- 各関係機関と連携し、障がい者及び家族に対する犯罪被害や消費者被害の防止を図ります。
- 犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域などに対し、防犯事例や障がい者を対象にした被害事例を提供します。

8 福祉を支える人づくり

(1) マンパワーの確保

現状と課題

生活習慣病の増加や高齢化の進行等により、要介護障がい者が増加していくことが予測されていることから、リハビリテーション医療の需要は今後ますます増大するものと考えられます。

したがって、そのリハビリテーション体制充実のためには、それらに関わる理学療法士、作業療法士、言語療法士等の養成・確保と資質の向上を図ることが重要な課題となっています。また、障がいのある人のニーズの多様化や障がいの重度化・重複化、在宅ケア等の需要拡大に伴い、保健師・看護師・栄養士等の確保と資質の向上を図り、マンパワーを柔軟に活用することが今後益々求められています。

施策の方向性

◇ マンパワーの育成・確保・活用

○理学療法士、作業療法士、言語療法士等の確保を図り、リハビリテーション体制の充実に努めます。

○障がいのある人の多様なニーズに的確に対応するため、保健師・看護師等の確保を図ると共に、資質の向上に努めます。

(2) ボランティア活動の推進

現状と課題

障がいのある人を含む、すべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、行政が障がいのある人に対して各種施策を実施することに加え、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分な理解と配慮を示すことが重要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいに満ちた日々を送ることができるよう、各種団体との密接な連携を取り広報誌の利用促進を図りながら、幅広い啓発活動を行い、住民の理解を一層深めていくための支援体制の強化が求められます。また、福祉の心を育むために、学校・職場・地域社会・家庭等日常生活の場で、市民が自然な形で障がいのある人とふれ合える福祉教育の諸施策を実施するとともに、住民及び障がいのある人自身のボランティア活動を推進していく必要があります。このような中、本市では串間市社会福祉協議会を中

心に各種のボランティア団体により多様な活動が展開されていますが、障がいのある人に対するボランティア活動は特定のグループによる活動が定期的に行われているものの、全般的にはまだまだ低調であり、組織の育成と活動参加に向けた啓発が今後も急がれます。

施策の方向性

◇ ボランティア活動の推進

- ボランティア活動への参加の啓発・広報活動を推進すると共に、ボランティアの拡充に努めます。
- 社会福祉協議会や関係団体との連携を図りながら、ボランティアコーディネーターの育成に努めます。
- ボランティア活動の拠点となるボランティア活動センターの機能の充実を図ります。
- 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、学校教育・社会教育を始め、生涯学習の場においても、住民のボランティア活動等に対する理解を深め、その活動を支援します。

(3) 専門職種の養成・確保

現状と課題

障がいのある人が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とする場合があります。

障がいのある人に対する取り組みとして、行政、社会福祉協議会、障がい者団体、福祉施設等が相互に協力し、様々なサービスの提供に努めています。しかし、障がいのある人の多様なニーズに的確に応え、サービスの質的な充実と向上を図るためには、各種の制度や施策の整備・促進ばかりでなく、サービスについて障がいのある人やその家族に適切な助言をしながら調整を図るコーディネート機能を担う機関の構築と、それらに関わる「ひとづくり」はたいへん重要な課題です。そのために、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努める必要があります。

施策の方向性

◇ 専門職員等の養成・確保と障がい者団体の育成

- 障がいのある人が、適切なサービスの提供が受けられるよう専門職員等の養成・確保に努めます。
- 障がい者団体の育成支援を強化し、より一層の活性化を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

串間市障がい者自立支援協議会を中心として、関連計画書各部門、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

2 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がいのある人への理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

4 連携・協力の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、福祉保健課において、関係各課間における障がい者施策の連携を強化します。

また、地域における総合的、計画的な施策の推進を図るため、県の協力や近隣自治体との連携のもと、本計画を推進します。

地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、ボランティア組織等との連携・協力を推進します。

5 諸施策の着実な推進

障害者基本法及び障害者総合支援法の理念に基づく諸施策の着実な推進を図るため、「第4期 串間市障がい福祉計画」との整合性を図り、本計画を一体的に推進していきます。

また、串間市障がい者計画を策定・見直しをしたときは、速やかに公表し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況の継続的な進行管理に努めます。

第2部

第4期 串間市障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的考え方

1 基本理念

平成25年4月から施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障がい福祉サービスや地域生活支援等の充実を図ることを主な目的としています。

平成23年成立の改正障害者基本法を踏まえて、障害者総合支援法では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との基本理念が新たに明記されました。

また、改正障害者基本法で示されている「共生社会の実現」、「社会参加の機会の確保」、「可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられること」、「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「日常生活や社会生活での障壁となるような制度、慣行等の除去」といった考え方を基本理念として規定しています。

このような法の理念・目的を受けて、また、串間市障がい者計画の基本理念「障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し 住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！」を基盤に、第4期串間市障がい福祉計画を策定しました。

2 基本方針

障害者総合支援法及び串間市障がい者計画の基本理念に基づいて、第4期串間市障がい福祉計画は、下記の事項に配慮して作成することを基本方針としました。

1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種別・程度の区別なく、障がいのある人自身が住む場所を選び、必要な障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2) 市を主体とする仕組みと3障がいに係る制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体を、市を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障がい者への福祉サービスと精神障がい者に対する福祉サービスを一元化することにより、立ち遅れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの

均衡化を図ります。

3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した利用者本位の障がい福祉サービス等の提供基盤を整えとともに、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等との連携により、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

3 第4期串間市障がい福祉計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

また本計画は、第3期（平成24年度から平成26年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し策定するものです。

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
第2期の実績及びつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第3期の実績及び障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第4期の実績を踏まえ、第5期計画を策定		

4 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある市民を対象とし、高次脳機能障がいや難病※患者を含みます。

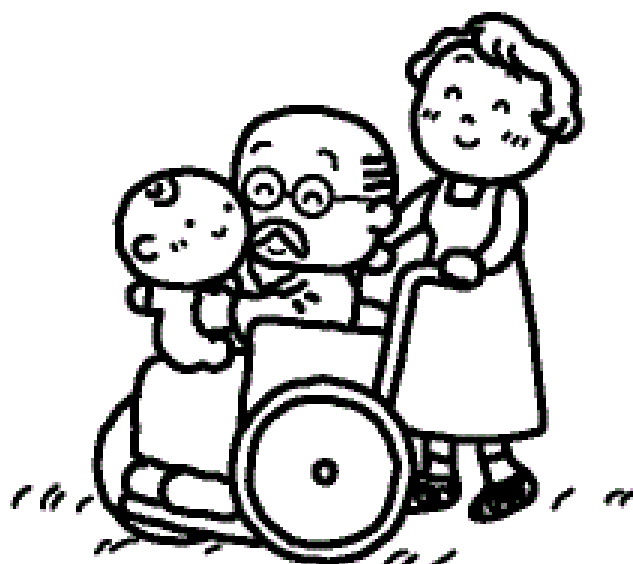
※難病：平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める障がい児（者）の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

5 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの計画として定めます。

6 計画の内容（記載すべき項目）

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。



第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

1 平成29年度の目標設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第3期計画における数値目標の達成状況（平成25年度）は以下のとおりです。

表2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行（第3期計画の実績）

項 目	第3期 (平成25年度末)
目標値（A） ※第3期は平成26年度末	10人
実績（B）	12人
達成率（B/A）	120%

【国の基本方針】

国においては、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行」すること、「平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減」することが目標として設定されています。

【市の目標にあたっての考え方】

本市では、平成25年度末の施設入所者数が50人で、国の指針に合わせ、今後12.0%に相当する6人を平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標人数とします。また、福祉施設の入所者数についても、国の指針に合わせ、平成25年度末と比較して4.0%の削減となる2人を目標人数とします。

表2-2 福祉施設入所者地域生活への移行（目標値）

項 目	実績または、 数値目標	削減率
平成25年度末の施設入所者数（A）	50人	—
平成29年度末までの地域生活移行の目標人数	6人	12.0%
平成29年度末までの福祉施設入所者の削減見込数	2人	4.0%

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本方針】

国においては、第4期市町村障がい福祉計画において入院中の精神障がい者の退院に関する平成29年度における目標値を、「入院後三か月時点の退院率を64%以上」、「入院後一年時点の退院率を91%以上」、「長期在院者数については、平成29年度6月時点の長期在院者数を平成24年の同時点の長期在院者数が18%以上削減」と設定することが望ましい目標として設定しています。

【市の目標にあたっての考え方】

本市では、国指針に準じ、宮崎県障がい福祉計画に基づき実施することとします。

（3）地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。

本市では、地域において機能を分担する「面的な整備」の検討を進め、計画の最終年までに整備することとします。

（4）福祉施設から一般就労への移行、就労移行支援事業

第3期計画における数値目標の達成状況（平成25年度）は以下のとおりです。

表2-3 福祉施設から一般就労への移行（第3期計画の実績）

項 目	第3期 (平成25年度末)
目標値（A） ※第3期は平成26年度末	5人
実績（B）	1人
達成率（B/A）	20.0%

表 2-4 就労移行支援事業の利用数等

項 目	第3期 (平成25年度末)
目標値 (A) ※第3期は平成26年度末	10人
実績 (B)	7人
達成率 (B/A)	70.0%

【国の基本方針】

国においては、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成29年度末には「平成24年度実績の2倍」とすることが望ましいとしています。また、「就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者の6割以上増加」することを目標として設定しています。

【本市の成果目標】

本市においては、平成29年度末の福祉施設利用者から一般就労に移行する人を、平成24年度実績の1人から、2倍にあたる2人として見込んでいます。また、就労移行支援事業の利用者は、平成29年度末で11人とし、平成25年度の実績7人の1.58倍での目標人数として設定しています。

表 2-5 福祉施設から一般就労への移行（目標値）

項 目	実績または、 数値目標
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	1人
平成29年度末の一般就労移行者数 (B)	2人
平成25年度就労移行支援事業利用者数	7人
平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	11人

2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス等の必要量見込に際しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人当たり利用量等を勘案し、算出しています。

(1) 訪問系サービス

【見込み量算出の考え方】

訪問系サービスの見込み量については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、それぞれのサービスごとに、平成24年度から平成26年度までの利用実績等をもとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用時間」「利用人数」として算出しました。

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

障がい者（児）で日常生活に支障のある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

表 2-6 居宅介護（ホームヘルプサービス）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	121 時間	79 時間	117 時間	210 時間	240 時間	270 時間
	11 人	11 人	9 人	14 人	16 人	18 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）及び常に介護を必要とし行動障がい有する人に対し、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護（入浴、排せつ、食事の介護）のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

表 2-7 重度訪問介護の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

③同行援護

対象となる重度の視覚障がい者が、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報（代筆・代読を含みます）を提供するとともに、移動の援護や外出時の排せつ・食事等の援助を行うサービスです。

表 2-8 同行援護の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
同行援護	0 時間	0 時間	0 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

④行動援護

重度の行動障がいがある知的障がい児・者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行うサービスです。

表 2-9 行動援護の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

表 2-10 重度障害者等包括支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

【確保のための方策】

- 豊かな在宅生活が送れるように、障がいのある人の生活状態に合ったサービスを提供します。
- 障がいのある人を介護・療育する家族等の負担を軽減するため、一時的・緊急的に利用できるショートステイサービスの内容を充実し、精神障がいのある人への利用の周知を行います。さらに、レスパイトサービスの充実に向けて制度運用の弾力化を検討します。
- 精神障がいのある人の社会復帰及び社会参加を支援するサービスの促進を図ります。
- 通院中の精神障がいのある人に対する「自立支援」「就労移行支援」については、県や登録事業所との連携を密にし、協力事業所の開拓に努めます。
- 施設がもつ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実に図ります。
- 地域に開かれた身近な交流スペースの活用を促進します。
- 地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。
- 各システムの活用により、支援体制のネットワーク化を推進します。

（2）日中系サービス

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 生活介護は、旧法施設利用者が施設入所支援及び生活介護へ移行しています。また、新たに通所型施設が開設されたことから、利用増を見込み、1人当たりの利用日数は、日常の生活を考慮し土日を除く23日としています。
- ◆ 機能訓練は、これまで全く実績がありませんが、機能回復の訓練のため、月1人、22日の利用を見込んでいます。
- ◆ 生活訓練は、同生活介護への地域移行者の利用が想定されるため、各年度月1人、22日の利用を見込んでいます。
- ◆ 就労移行支援は、市内にサービス提供施設がなく、現在市外施設利用者が5人程度ですが、支援学校卒業者等の利用者拡大を想定し、29年度には3人増を見込んでいます。1人当たりの利用日数は基本22日ですが、これまでの実績を参考に23日としています。
- ◆ 就労継続支援（A型）は、日南串間圏域にサービス提供施設がなく、利用実績は平成26年度10月で4人です。今後整備されることを期待し、平成27年度は10人、28年度は

12人、平成29年度は14人の利用を見込んでいます。1人当たりの利用日数は、23日としています。

- ◆ 就労継続支援（B型）は、平成26年度10月において764人の利用です。今後の市内施設の定員増と利用者の増加傾向を考慮し、平成29年度には286人の増加を見込んでいます。1人当たりの利用日数は、これまでの実績を参考に21日としています。
- ◆ 療養介護は、これまでの実績と同人数を見込んでいます。
- ◆ 短期入所は、平成26年度10月において3人の33日利用です。これまでの実績等を考慮して、平成27年度は4人の40日利用を見込んでいます。

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

表 2-11 生活介護の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	1,562 人日分	1,594 人日分	1,707 人日分	1,794 人日分	1,840 人日分	1,886 人日分
	74 人	75 人	76 人	78 人	80 人	82 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障がいのある人に対し、身体的リハビリテーションを行うサービスです。

表 2-12 自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障がいのある人に対し、日常生活能力を向上するための支援等を行うサービスです。

表 2-13 自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（生活訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

④就労移行支援

一般企業等への就職を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

表 2-14 就労移行支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	45 人日分	161 人日分	110 人日分	184 人日分	207 人日分	253 人日分
	2 人	7 人	5 人	8 人	9 人	11 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

⑤就労継続支援（A）

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用関係を結び、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

表 2-15 就労継続支援（A）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	0 人日分	16 人日分	86 人日分	230 人日分	276 人日分	322 人日分
	0 人	1 人	4 人	10 人	12 人	14 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

⑥就労継続支援（Ｂ）

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、一定の賃金水準のもとで継続した就労の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

表 2-16 就労継続支援（Ｂ）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（Ｂ型）	654 人日分	659 人日分	764 人日分	920 人日分	945 人日分	1,050 人日分
	34 人	31 人	35 人	40 人	45 人	50 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

⑦療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人に対して、病院等の医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を総合的に行うサービスです。

表 2-17 療養介護の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

⑧短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の入所を必要とする人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

表 2-18 短期入所（福祉型・医療型）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	29 人日分	17 人日分	33 人日分	40 人日分	60 人日分	80 人日分
	3 人	3 人	3 人	4 人	6 人	8 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

【確保のための方策】

- 豊かな在宅生活が送れるように、障がいのある人の生活状態に合ったサービスを提供します。
- 障がいのある人を介護・療育する家族等の負担を軽減するため、一時的・緊急的に利用できるショートステイサービスの内容を充実し、精神障がいのある人への利用の周知を行います。さらに、レスパイトサービスの充実に向けて制度運用の弾力化を検討します。
- 精神障がいのある人の社会復帰及び社会参加を支援するサービスの促進を図ります。
- 通院中の精神障がいのある人に対する「自立支援」「就労移行支援」については、県や登録事業所との連携を密にし、協力事業所の開拓に努めます。
- 施設がもつ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります、
- 地域に開かれた身近な交流スペースの活用を促進します。
- 地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。
- 各システムの活用により、支援体制のネットワーク化を推進します。

(3) 居住系サービス

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 共同生活援助は、平成 26 年度 10 月において 39 人の利用があり、利用者が微増傾向にあることから、平成 27 年度からは年 5 人の増加を見込んでいます。
- ◆ 施設入所支援は、平成 26 年度 10 月で旧法施設含め現在入所者が 51 人ですが、障がい児施設等の利用者が障がい者施設へ入所することを見込み、平成 27 年度は 50 人とし、それをベースに最終的に共同生活援助等の地域への移行などを見込み、最終年度の平成 29 年度に目標の 44 人となるよう設定しています。

①共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず就労している人、または生活訓練・就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた援助等を行うサービスです。

表 2-19 共同生活援助（グループホーム）の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	30 人	32 人	39 人	40 人	45 人	50 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者で、生活能力により単身での生活が困難な人や地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護等を利用している人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

表 2-20 施設入所支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	48 人	50 人	51 人	50 人	47 人	44 人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

【確保のための方策】

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、支援の充実を図ります。
- グループホームの増設を促進していきます。

(4) 相談支援

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 相談支援は、すべての対象者について実施できるように見込めます。
- ◆ 地域移行支援・地域定着支援については、それぞれ1名ずつを見込んでいます。

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行うサービスです。

表 2-21 計画相談支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	8人	9人	17人	15人	20人	25人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

②地域移行支援

障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者及び保護施設、矯正施設等を退所する障がいがある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行うサービスです。

表 2-22 地域移行支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

③地域定着支援

居宅において単身で障がいのある人や施設・病院から退所・退院した障がいのある人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行うサービスです。

表 2-23 地域定着支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

【確保のための方策】

- 相談支援事業者を活用し、サービス利用への支援の充実を図ります。
- 利用者やその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明し、必要に応じピアカウンセリング等の支援を行います。
- 地域移行生活に向けた訪問相談、サービス利用事業者等の情報提供に努めるととも

に、福祉・医療等の関係機関との連携及び調整を密に行います。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

表 2-24 理解促進研修・啓発事業の実績の有無と実施見込

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修 啓発事業	実施の有無	-	無	無	有	有	有

【確保のための方策】

事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（災害対策、ボランティア活動等）を支援する事業です。

表 2-25 自発的活動支援事業の実績の有無と実施見込

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	-	無	無	有	有	有

【確保のための方策】

事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するサービスです。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 障がい者相談支援事業の実施か所は現況通り 1 か所とし、相談見込者数は、過去 3 か年の実績を基に、年 3 %の増加を見込んでいます。

表 2-26 相談支援事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談 支援事業	実施の有無	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

障がい者相談支援事業は、1 か所で実施を継続していきます。市内外の病院、施設、企業、サービス事業所や行政機関などと連携しながら、障がい者の相談支援事業の充実を図っていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な人についての障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して、成年後見の申し立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成するサービスです。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年度 5 人、25 年度に 6 人、平成 26 年度に 8 人の利用実績があることから、平成 27 年度以降に年 1 人の増加を見込んでいます。

表 2-27 成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	申立	2 件	2 件	3 件	4 件	4 件	4 件
	報酬助成	3 件	4 件	5 件	5 件	5 件	5 件

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

地域包括支援センター、社会福祉協議会、市内外の各種団体などと連携しながら、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

表 2-28 成年後見制度法人後見支援事業の実績の有無と実施有無

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 法人後見人支援	実施の有無	-	無	無	無	有	有

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

利用のニーズに応じて、事業の実施及び周知に努めます。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人その他の人の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う事業です。

表 2-29 意思疎通支援事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用 人数	0 人	0 人	0 人	2 人	3 人	4 人

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、宮崎県聴覚障害者協会などと連携し、利用者の増加や事業の周知に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

表 2-30 手話通訳奉仕員養成研修事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳奉仕員養成 研修事業（体験会）	修了 者数	-	無	20 人	21 人	22 人	23 人

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

手話奉仕員養成講座、又は体験会などを開催し、手話の理解・周知を図り人材育成に努めます。

（８）日常生活用具給付事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人、障がい児を対象に当該用具を必要とする人に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付または貸与する事業です。原則として費用の１割を利用者が負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定しています。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 介護・訓練支援用具は平成 26 年度の実績をもとに、年 1 件を見込んでいます。
- ◆ 自立生活支援用具は平成 26 年度の実績をもとに、平成 27 年度から年 1 件の増加を見込んでいます。
- ◆ 在宅療養等支援用具は、平成 26 年度の実績をもとに年 1 件の増加を見込んでいます。
- ◆ 情報・意思疎通支援用具は、平成 26 年度の実績をもとに平成 27 年度から年 1 件を見込んでいます。
- ◆ 排せつ管理支援用具は過去 3 か年の増加分を考慮し、平成 26 年度実績から年 10 件の増加を見込んでいます。
- ◆ 居宅生活動作補助用具は、平成 26 年度の実績をもとに、平成 27 年度から年 1 件を見込んでいます。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用するいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

⑤排せつ管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

表 2-31 日常生活用具給付事業の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	2 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	8 件	5 件	1 件	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	3 件	2 件	4 件	4 件	5 件	6 件
情報・意思疎通支援用具	1 件	5 件	1 件	1 件	1 件	1 件
排泄管理支援用具	632 件	640 件	650 件	660 件	670 件	680 件
居宅生活動作補助用具	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
合計	648 件	655 件	657 件	668 件	679 件	690 件

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

低所得者等（市民税非課税世帯）に対する利用者負担無しなどの負担軽減を継続して行い、障がい者の日常生活の向上のため、事業の周知に努めていきます。

（9）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動の介護を行います。地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、外出が困難な障がいのある人に移動のための適切な支援を行う事業です。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 利用者数は、年1人の増加を見込んでいます。
- ◆ 延利用時間は、平成26年度の1人当たり利用時間の延100時間をもとに各年度の利用者数を乗じて算出します。

表2-32 移動支援事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	利用 人数	4 人	3 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	利用 時間	310 時間	270 時間	200 時間	300 時間	400 時間	500 時間

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、また外出が困難な視覚障がい者等に移動のための適切な支援を行います。

(10) 地域活動支援センター事業及び、同センター機能強化事業

障がいのある人等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する事業であり、機能強化の内容により、地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれています。本市には、Ⅰ型及びⅢ型の地域活動支援センターがあります。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ Ⅰ型及びⅢ型の設置箇所数は、現況通りか所とします。
- ◆ Ⅰ型及びⅢ型の利用者数は、過去3か年の実績をもとに、日1人の増加を見込んでいます。

表2-33 地域活動支援センターの実績と見込量

種類			第3期計画実績			第4期計画見込量		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(市内) 地域活動支援センター	か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	利用 者数		15 人/日	16 人/日	16 人/日	18 人/日	20 人/日	22 人/日
内 訳	地域活動支援セン ターⅠ型	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		利用 者数	7 人/日	7 人/日	8 人/日	10 人/日	11 人/日	12 人/日
	地域活動支援セン ターⅢ型	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		利用 者数	8 人/日	9 人/日	8 人/日	8 人/日	9 人/日	10 人/日

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、住み慣れた地域において、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の向上に努めます。

(11) その他の事業

市の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ◆ 日中一時支援事業は過去3か年の実績をもとに、平成27年度以降、利用者を1人ずつ増加させて見込んでいます。
- ◆ 訪問入浴事業は平成26年度の実績をもとに月2人を見込んでいます。
- ◆ 自動車運転免許取得・改造助成事業は過去3年の実績をもとに、年2人を見込んでいます。

①訪問入浴サービス事業

訪問により自宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

表 2-34 訪問入浴サービス事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	月平均利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

在宅で入浴が困難な障がい者の方々が、安心・安全に入浴できるよう支援をします。

②日中一時支援事業

障がい福祉サービス事業所において、障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図る事業です。

表 2-35 日中一時支援事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	か所数	6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	月平均利用者数	12 人	14 人	10 人	11 人	12 人	13 人

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

サービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

③自動車運転免許取得・改造助成事業（社会参加促進事業）

自動車運転免許を取得しようとする障がいのある人に対して、免許を取得する場合の費用の一部を助成し、また、重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成する事業です。

表 2-36 自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込量

種類		第3期計画実績			第4期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者 延人数	0 人	3 人	1 人	2 人	2 人	2 人

※24・25年度は3月実績、26年度は見込

【確保のための方策】

障がいのある人の、自立促進や社会参加のため、自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成を行っていきます。



4 障がい児支援サービスの見込み量と確保のための方策

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。

表 2-37 児童発達支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	32 人日分	0 人日分	17 人日分	46 人日分	92 人日分	138 人日分
	2 人	0 人	1 人	2 人	4 人	6 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）※人＝月間の利用人員数
 ※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

(2) 医療型児童発達支援

現在市内には該当施設がありませんが、引き続き、重症心身障がい者・児の受け入れを県立こども療育センター（宮崎市）で行っていくとともに、他の事業所へもはたらきかけます。

表 2-38 医療型児童発達支援の実績と見込量

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）※人＝月間の利用人員数
 ※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

(3) 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がい児の放課後等の居場所の確保を図ります。

表 2-39 放課後等デイサービス

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	3 人日分	131 人日分	274 人日分	300 人日分	330 人日分	360 人日分
	2 人	11 人	19 人	20 人	22 人	24 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）※人＝月間の利用人員数
※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

(4) 保育所等訪問支援

障がい児や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門家が助言を行い、社会生活への適応を支援します。

表 2-40 保育所等訪問支援

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）※人＝月間の利用人員数
※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

(5) 障がい児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、適切なサービス確保を図ります。

表 2-41 障がい児相談支援

種類	第3期計画実績			第4期計画見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	0 人	2 人	6 人	6 人	8 人	10 人

※人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）※人＝月間の利用人員数
※24・25年度は3月実績、26年度は10月実績

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、国や宮崎県及び、串間市社会福祉協議会、串間市総合保健福祉センターとの連携のもと、中核的役割を果たす協議の場として設置し、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

2 連携・協力の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、福祉事務所において、関係各課間における障がい者施策の連携を強化します。

また、地域における総合的、計画的な施策の推進を図るため、県の協力や近隣自治体との連携のもと、本計画を推進します。

地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、ボランティア組織等との連携・協力を推進します。

3 諸施策の着実な推進

障害者基本法の理念に基づく諸施策の着実な推進を図るため、「串間市障がい者計画」との整合性を図り、本計画を一体的に推進していきます。

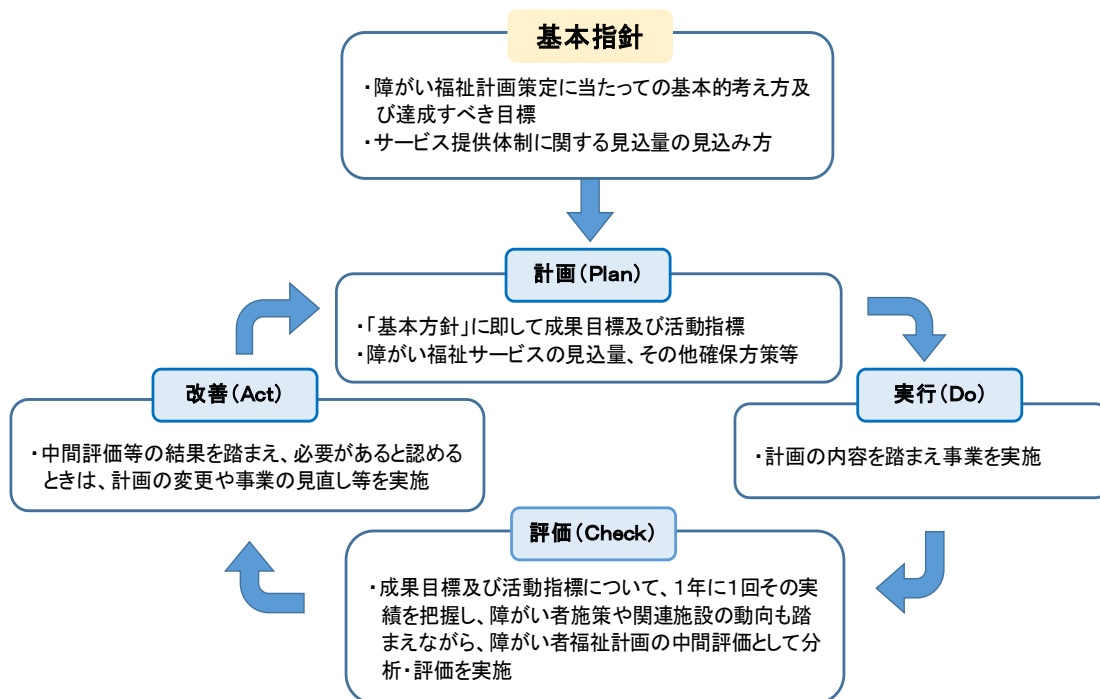
串間市障がい福祉計画を策定・見直しをしたときは、速やかに公表し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況の継続的な進行管理に努めます。

4 計画の点検・評価体制の構築

「串間市障がい者自立支援協議会」において、本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。そして、計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて「串間市障がい者自立支援協議会」を中核的役割として、関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

さらに、障がい者関係機関・団体等との意見交換やニーズ調査の実施等を踏まえ、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検



5 計画の周知等

この計画を市民にお知らせし、障がいや障がいのある人への正しい理解を普及しながら、市民とともに「障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会・共生社会の実現」をめざしていきます。

また、ニーズ調査、県内外の障がい者施策の先進事例の収集等を行い、情報提供の充実を図ります。

資料編

資料編

串間市障がい者計画・第4期串間市障がい福祉計画に関するアンケート結果

調査結果について

- ・ 調査票の設問に少しでも回答のあるものを有効回答とし、まったく回答のないものについては無効としてすべての集計対象から除外しました。また、回答すべき設問に回答のない場合は、いずれも「無回答」として集計しました。
- ・ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

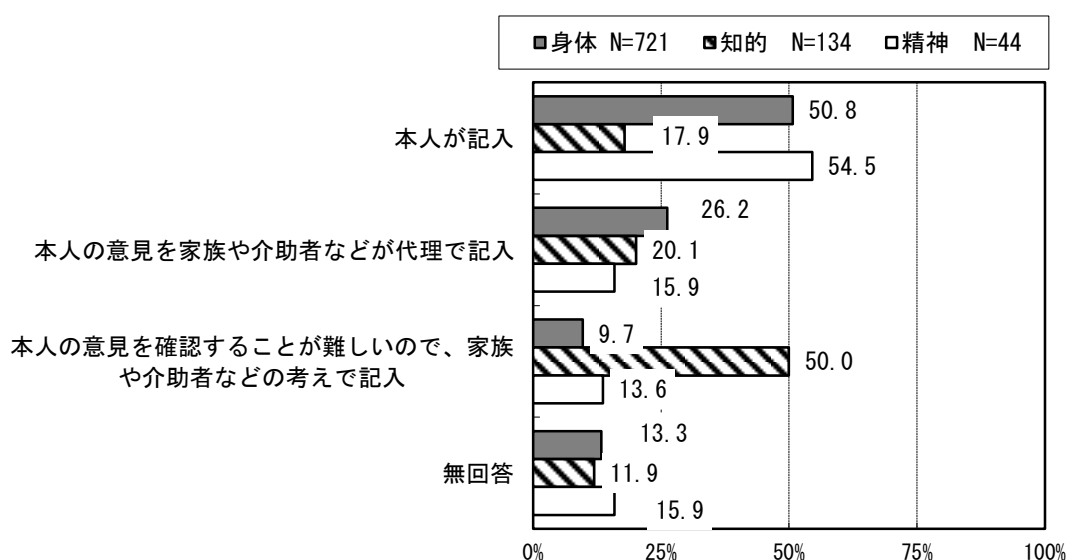
【障害者手帳を持っている人】

1 あなたご自身について

1 この調査票をご記入いただいている方はどなたですか。（単数回答）

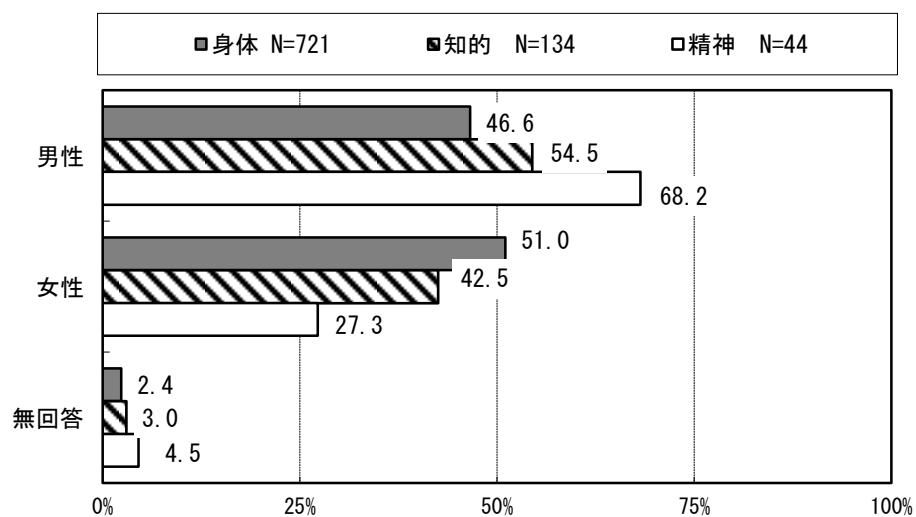
調査票の回答者では、身体障害者手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「本人」が、療育手帳を持っている人では「本人の意見を確認することが難しいので、家族や介助者などのお考えで記入」が高率となっています。

※なお、グラフ中では「身体障害者手帳を持っている人」は「身体」、「療育手帳を持っている人」は「知的」、「精神障害者保健福祉手帳を持っている人」は「精神」と表記しています。以下のグラフにおいても同様です。



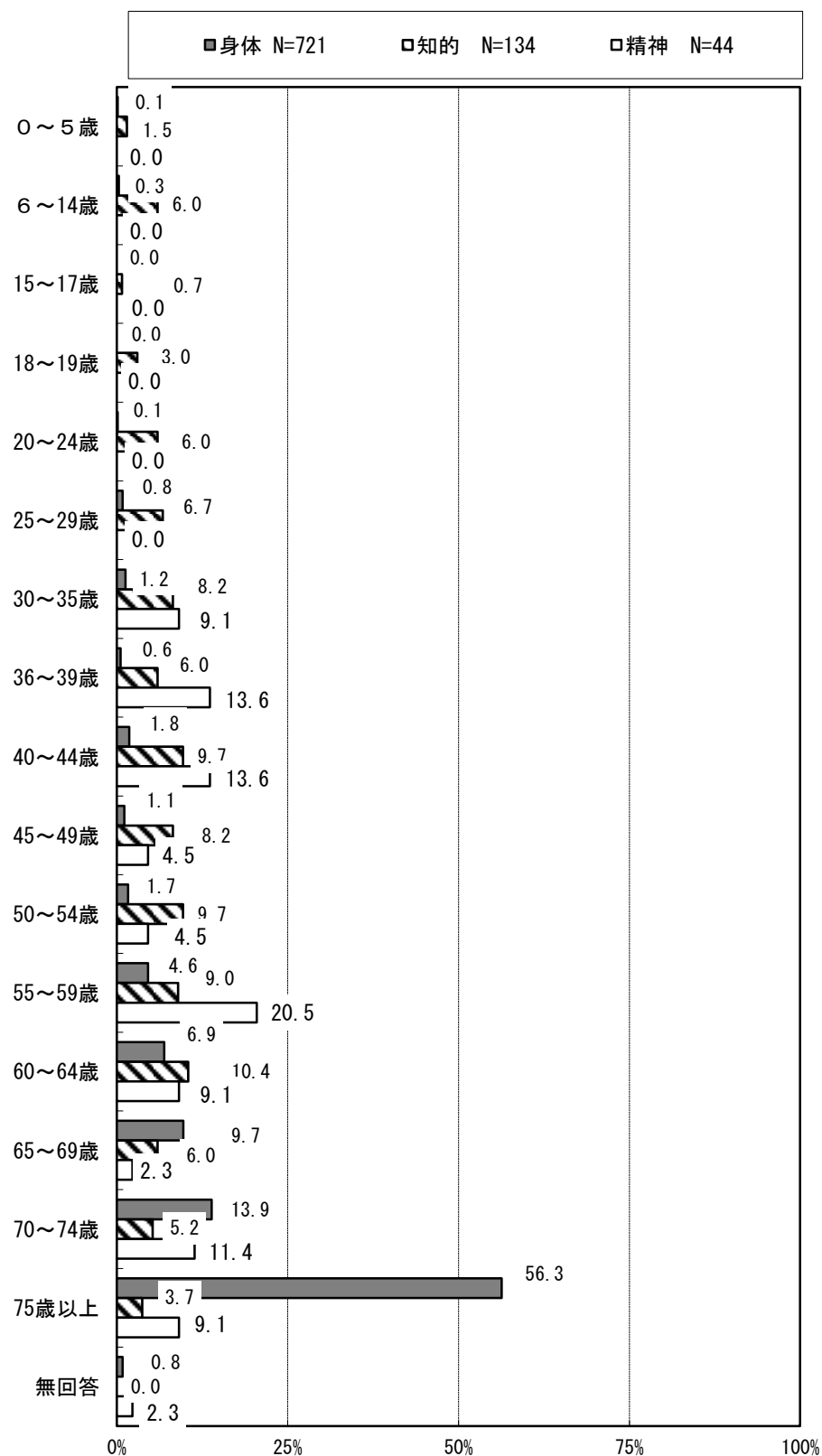
2-1 あなたの性別をお答えください。(単数回答)

調査表の回答者の性別は以下のグラフのとおりとなっています。



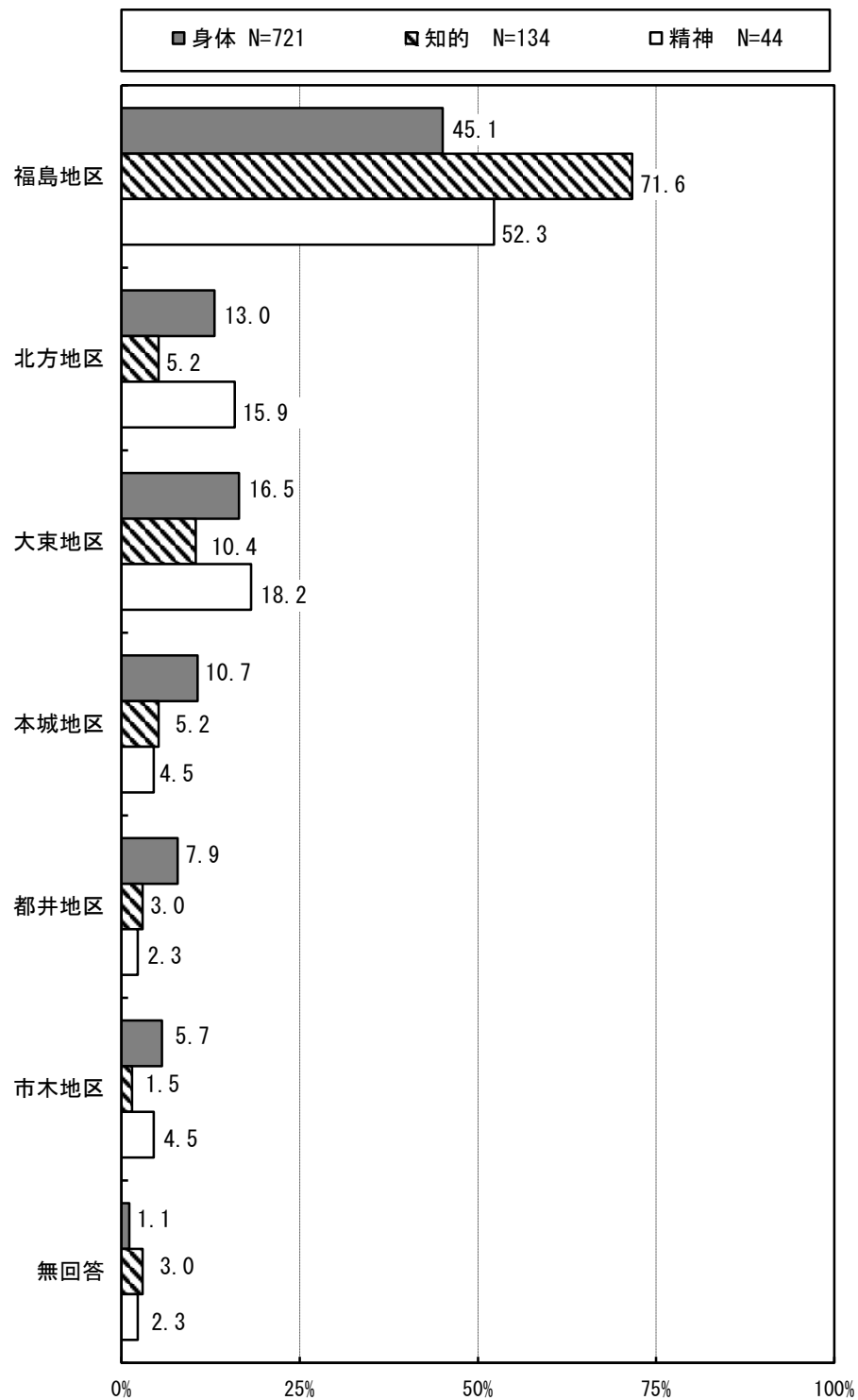
2-2 あなたの年齢はおいくつですか。(単数回答)

回答者の年齢は、以下のグラフのとおりとなっています。



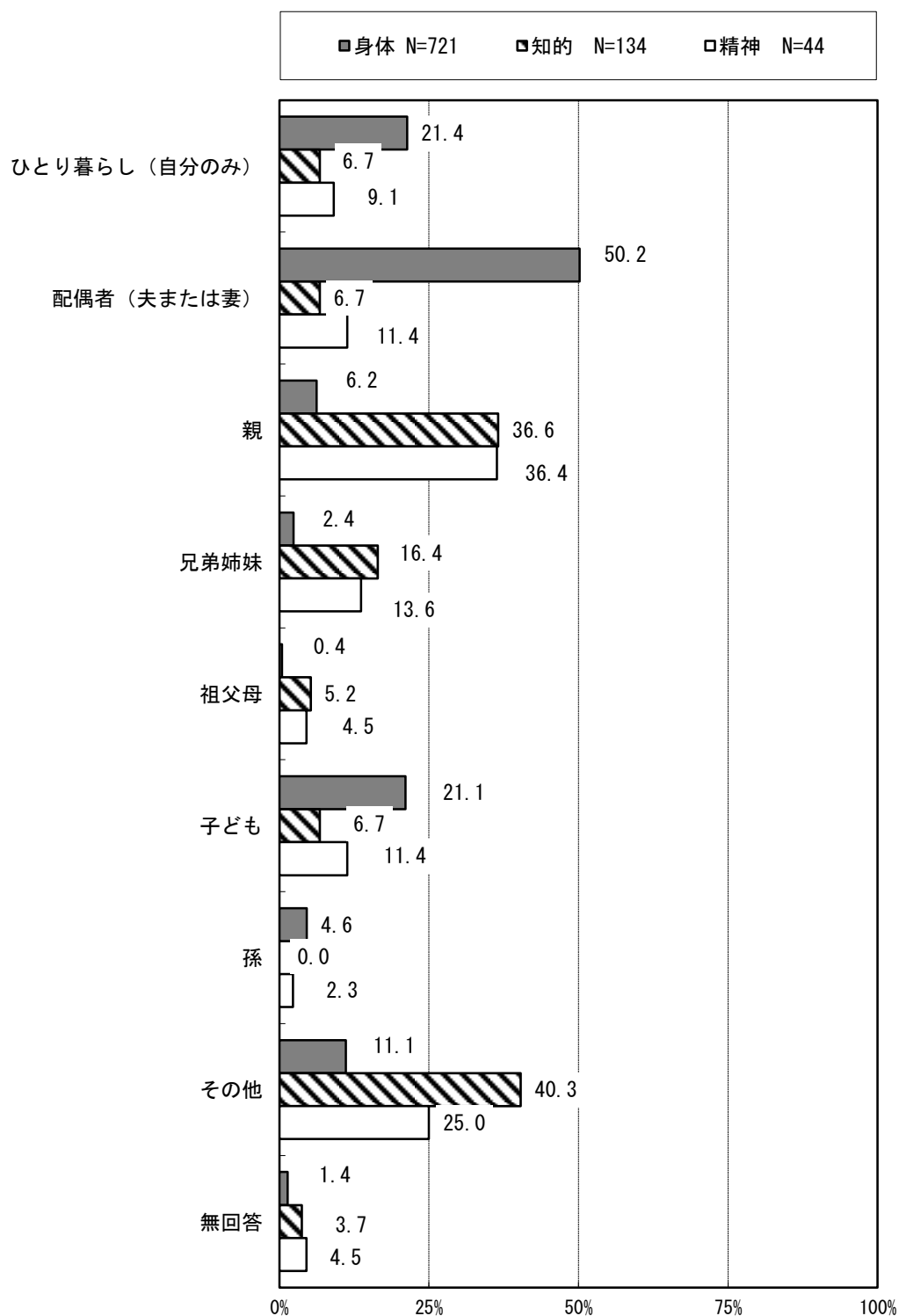
3 あなたはどちらにお住まいですか。(単数回答)

回答者の地区は、以下のグラフのとおりとなっています。



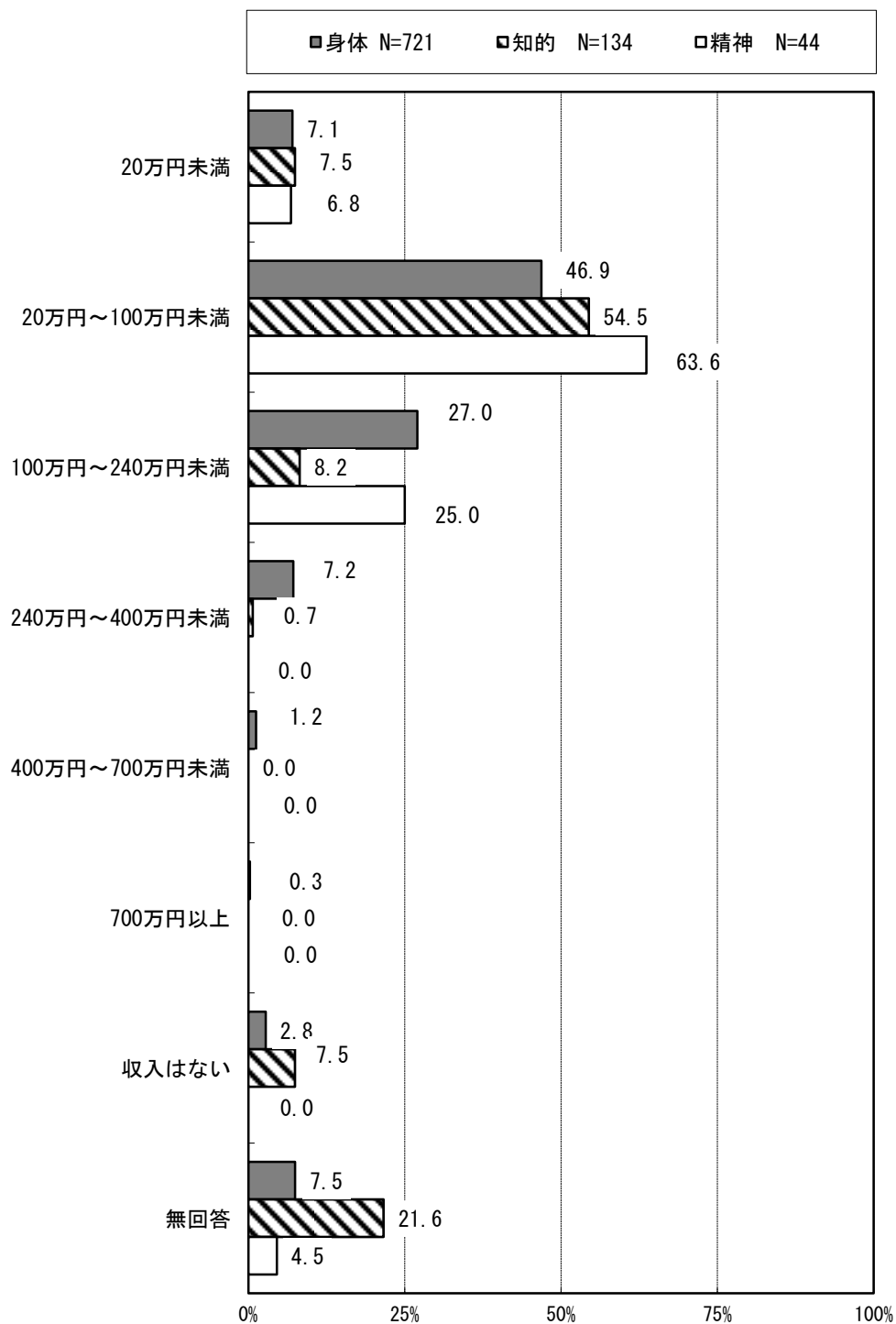
4 あなたと同居している方はどなたですか。(複数回答)

同居家族では、身体障害者手帳を持っている人では「配偶者」、療育手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「親」が高率となっています。



5 あなたの年収はどのくらいですか。(年金、福祉手当、生活保護や仕送りも含む)
(単数回答)

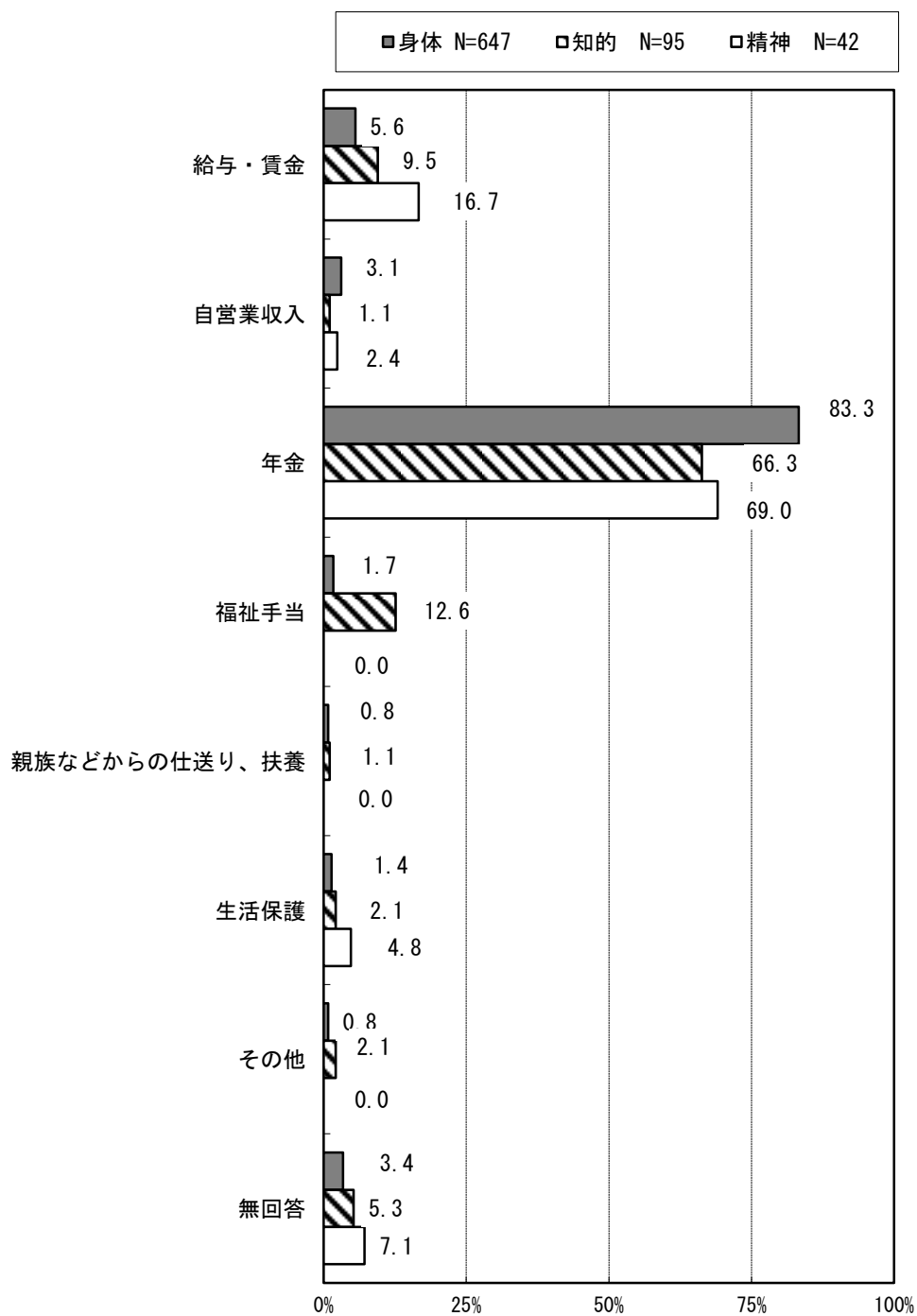
年収では、身体障害者手帳を持っている人、療育手帳を持っている人、精神障害者保健福祉手帳を持っている人それぞれにおいて「20万円～100万円未満」が高率となっています。



◆ 5で「収入がある」を選ばれた方

6 あなたの主な収入源はどれですか。(一番収入の多いものに○)(単数回答)

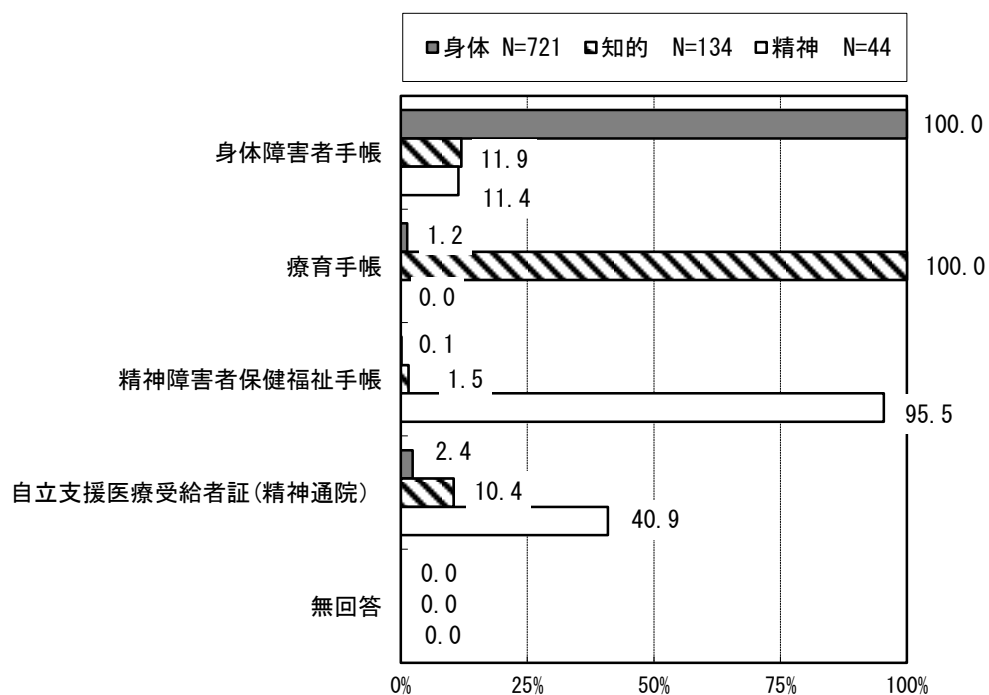
主な収入源では、身体障害者手帳を持っている人、療育手帳を持っている人、精神障害者保健福祉手帳を持っている人それぞれにおいて「年金」が高率となっています。



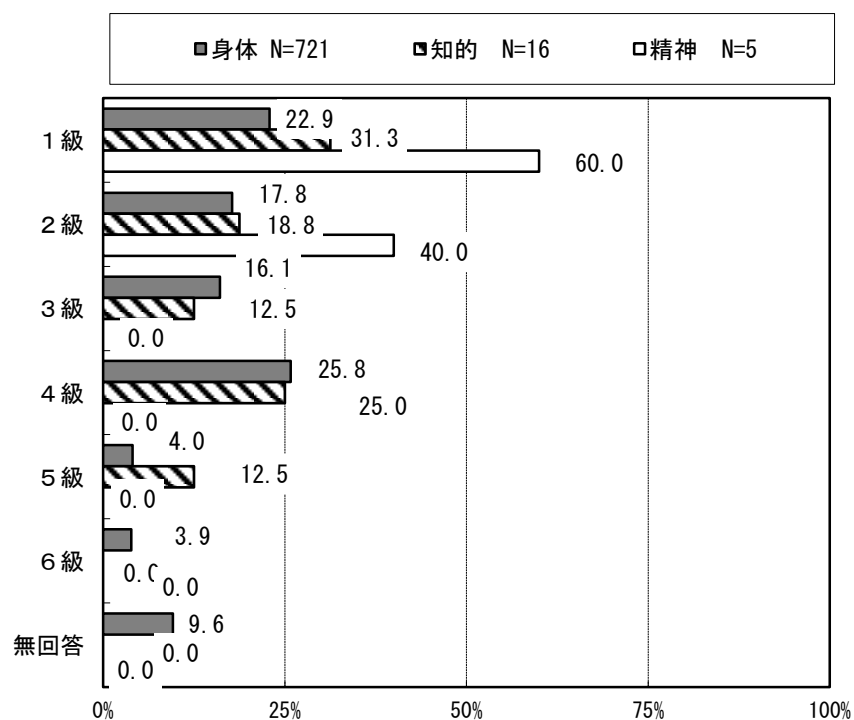
2 障がいの状況

7 あなたがお持ちの手帳の種類と現在の程度をおしえてください。(複数回答)

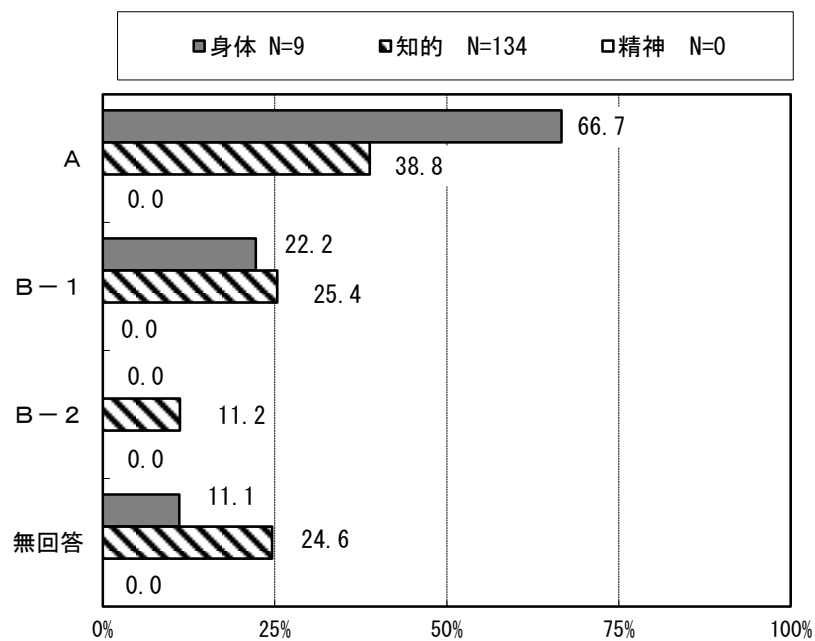
お持ちの障害者手帳の種類は、以下のグラフのとおりとなっています。



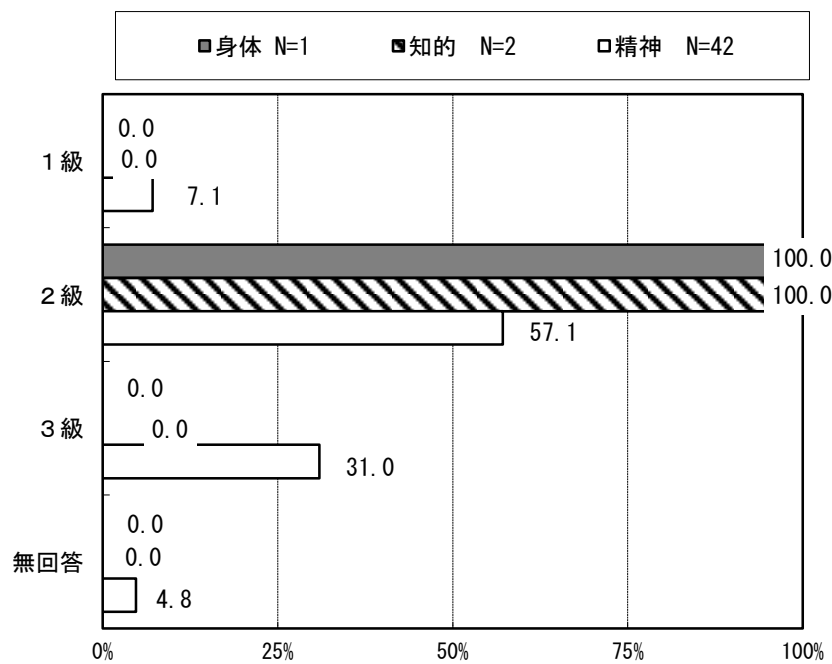
身体障害者手帳の程度は、以下のグラフのとおりとなっています。



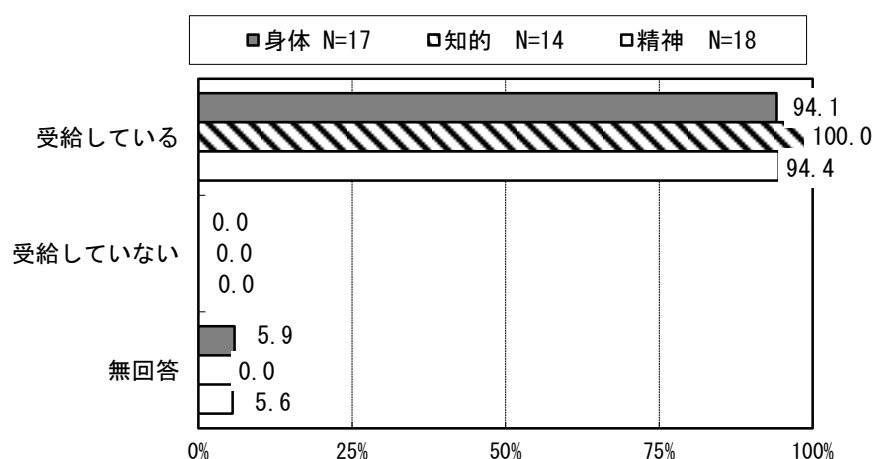
療育手帳の程度は、以下のグラフのとおりとなっています。



精神障害者保健福祉手帳の程度は、以下のグラフのとおりとなっています。

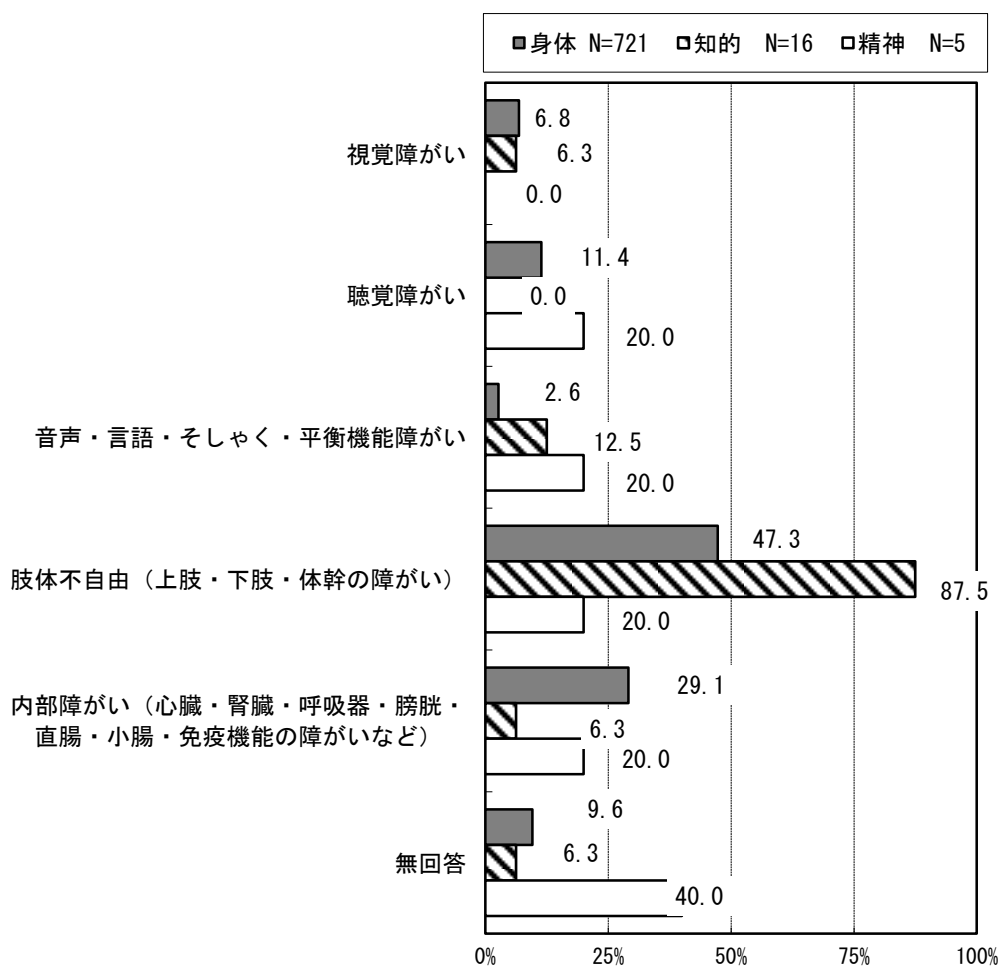


自立支援医療受給者証（精神通院）の受給の有無は、以下のグラフのとおりとなっています。



8 身体障害者手帳をお持ちの方におたずねします。身体障害者手帳に記載された項目は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

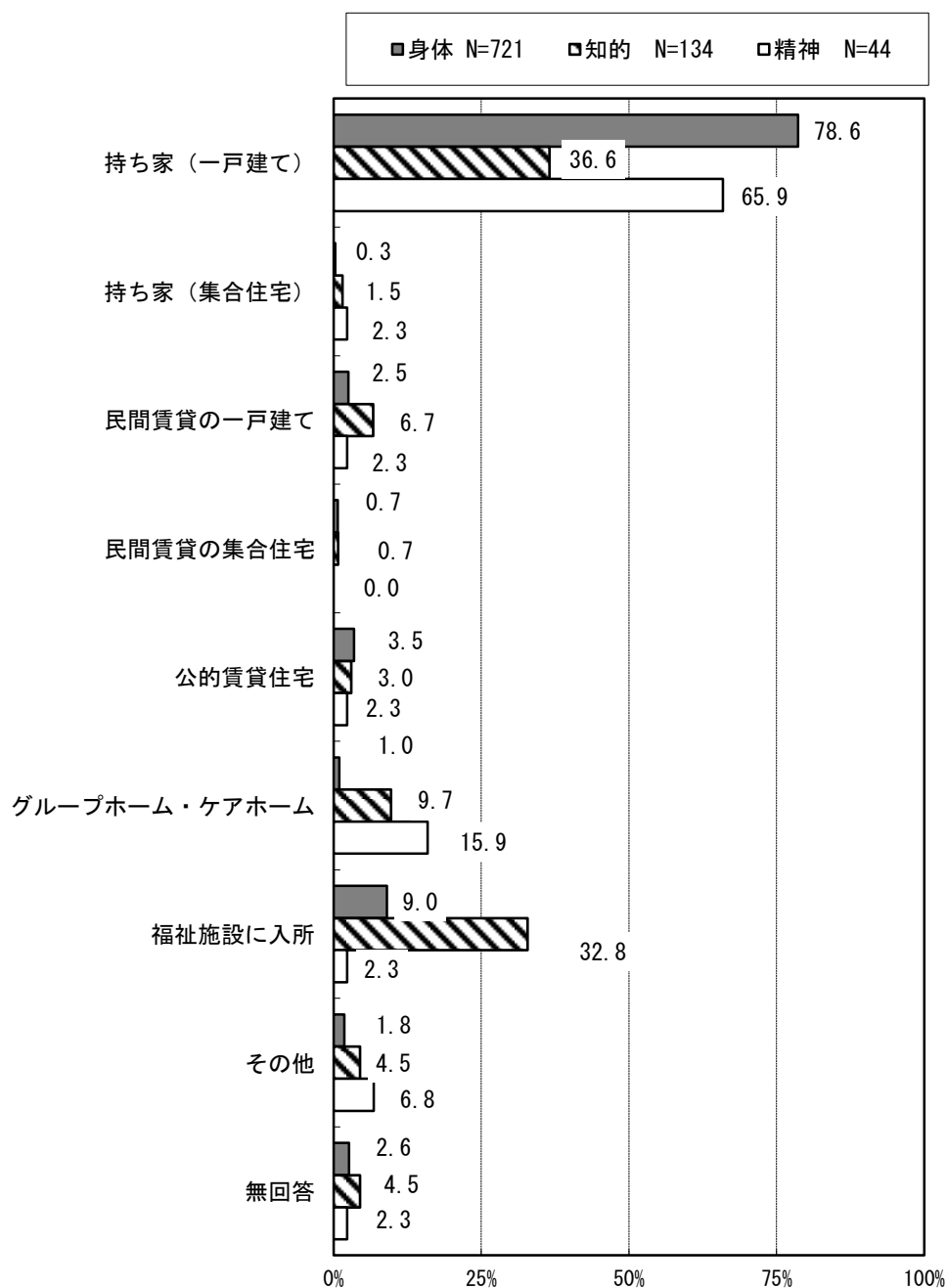
身体障害者手帳に記載された項目では、身体障害者手帳を持っている人、療育手帳を持っている人で「肢体不自由（上肢・下肢・体幹の障がい）」が高率となっています。



3 住環境について

9 あなたのお住まいは次のうちどれですか。(単数回答)

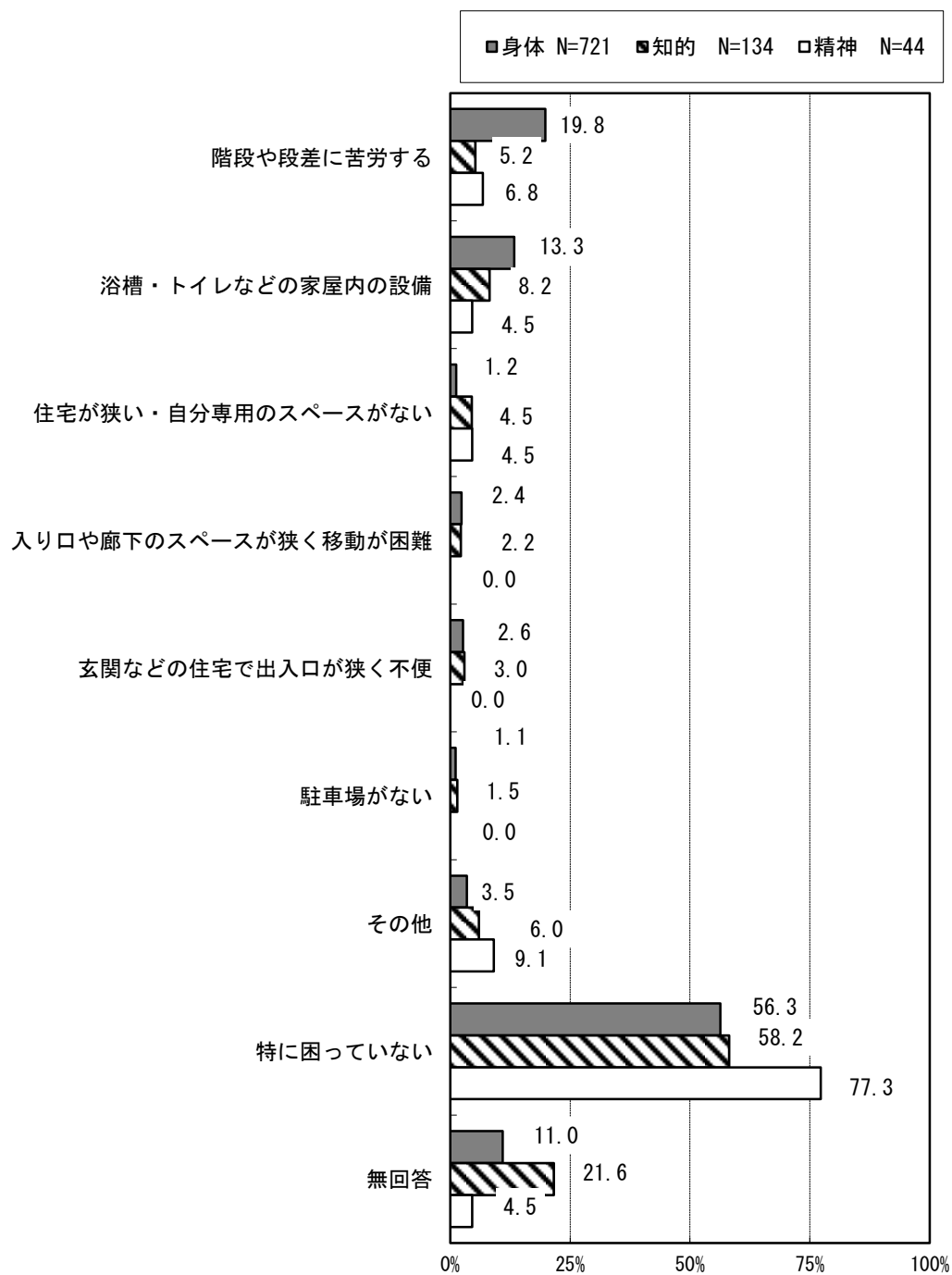
お住まいの状況は、以下のグラフのとおりとなっています。



10 お住まいについて、現在なにか困っていることはありますか。(複数回答)

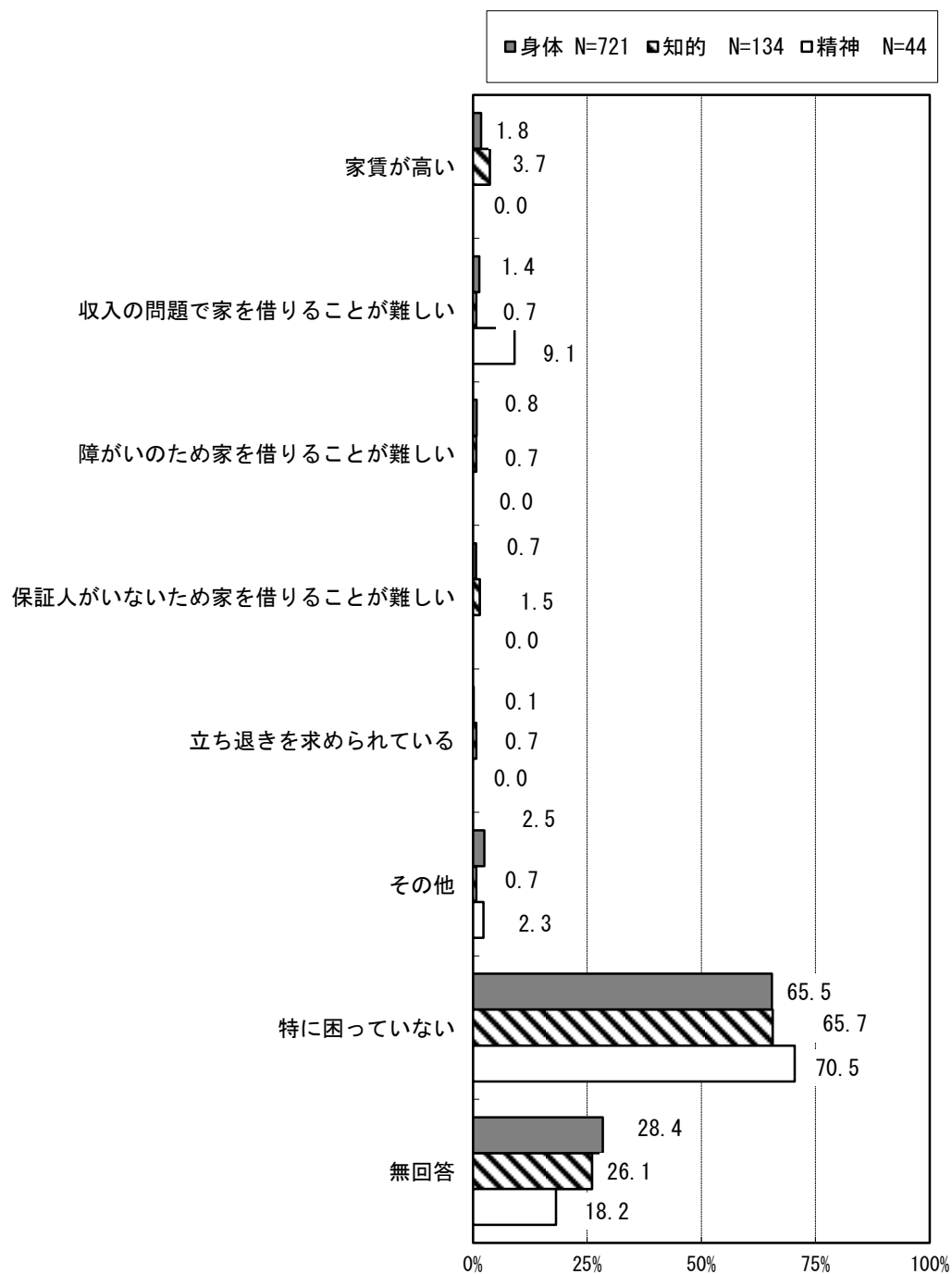
(1) 設計・設備について

お住まいについて困っていること（設計・設備）では、全体において「特にこまっていない」が最も高率となっています。しかし、困っている項目では身体障害者手帳を持っている人では「階段や段差に苦勞する」と「浴槽・トイレなどの家屋内の設備」が高率となっています。



（２）住宅事情について

また、お住まいについて困っていること（住宅事情）では、全体において「特に困っていない」が高率で、以下のグラフのとおりとなっています。

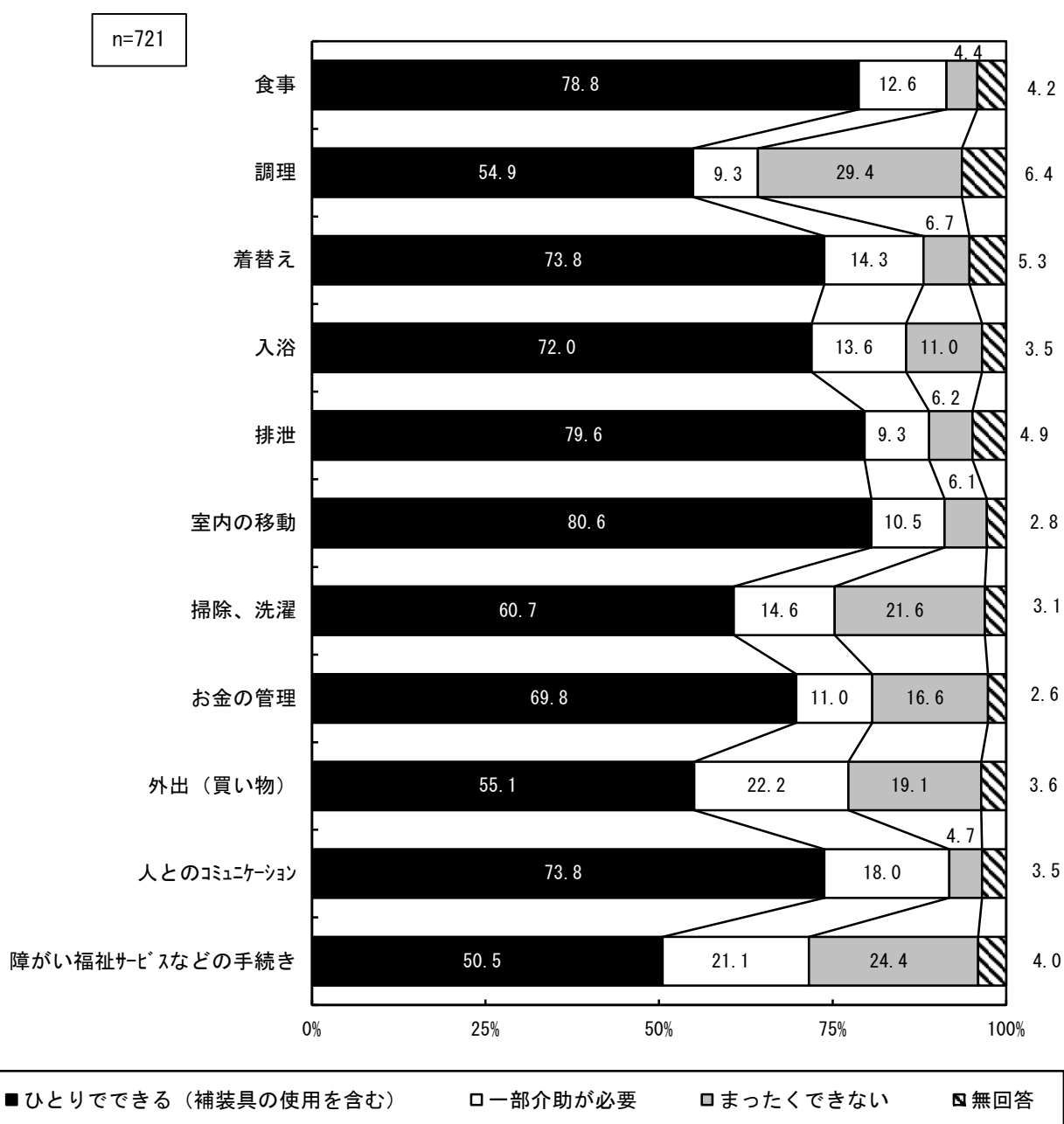


4 日常生活について

1 1 次のそれぞれの状況についてあてはまるところに○をつけてください。(単数回答)

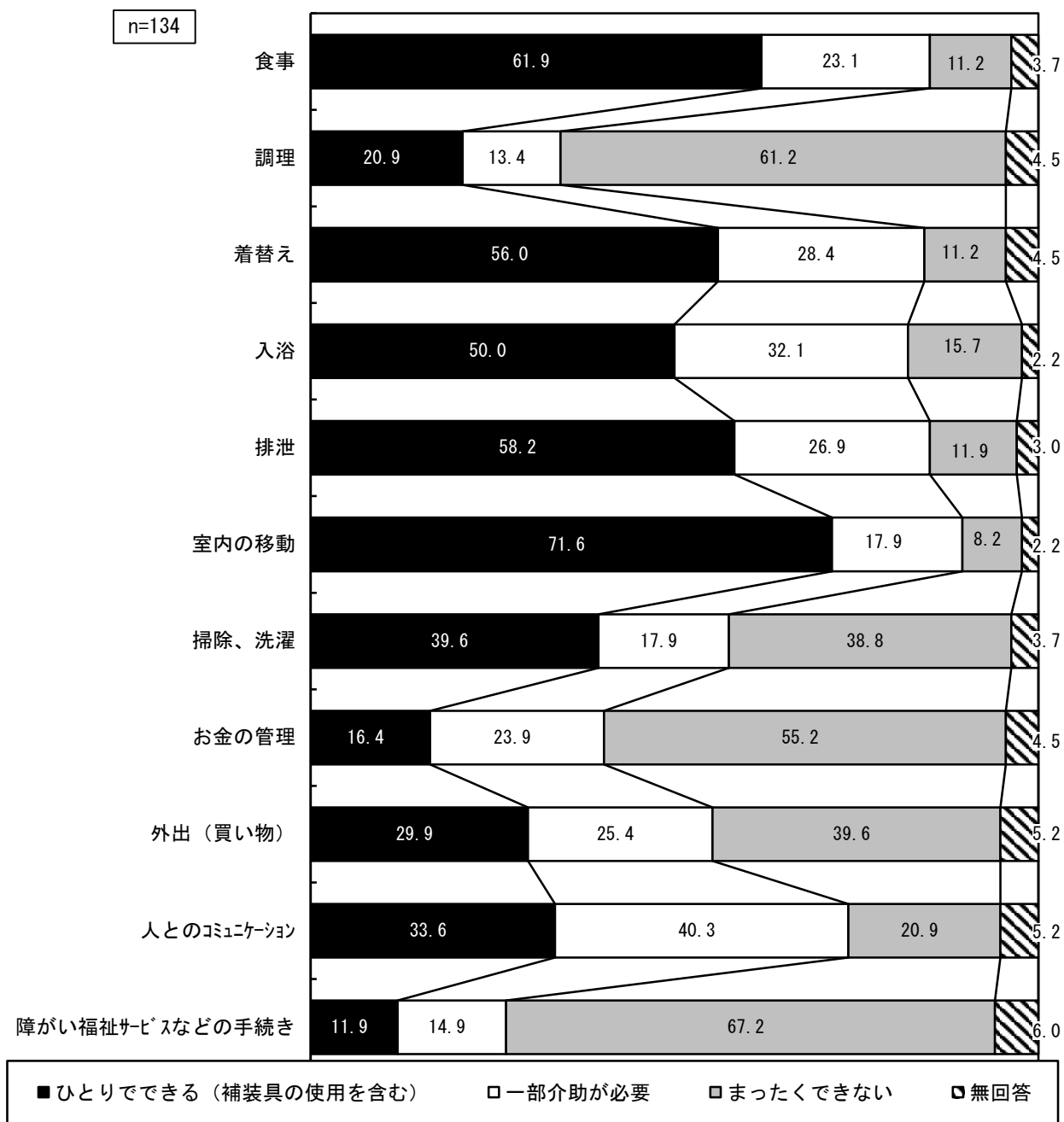
(1) 身体障害者手帳を持っている人

身体障害者手帳を持っている人の日常生活の援助状況では、「調理」、「掃除、洗濯」、「障がい福祉サービスなどの手続きについて」において2割以上の人々がまったくできない状況となっています。また「ひとりでできる」日常生活では「食事」、「着替え」、「入浴」、「排泄」、「室内の移動」、「人とのコミュニケーション」が7割を超える高い率となっています。



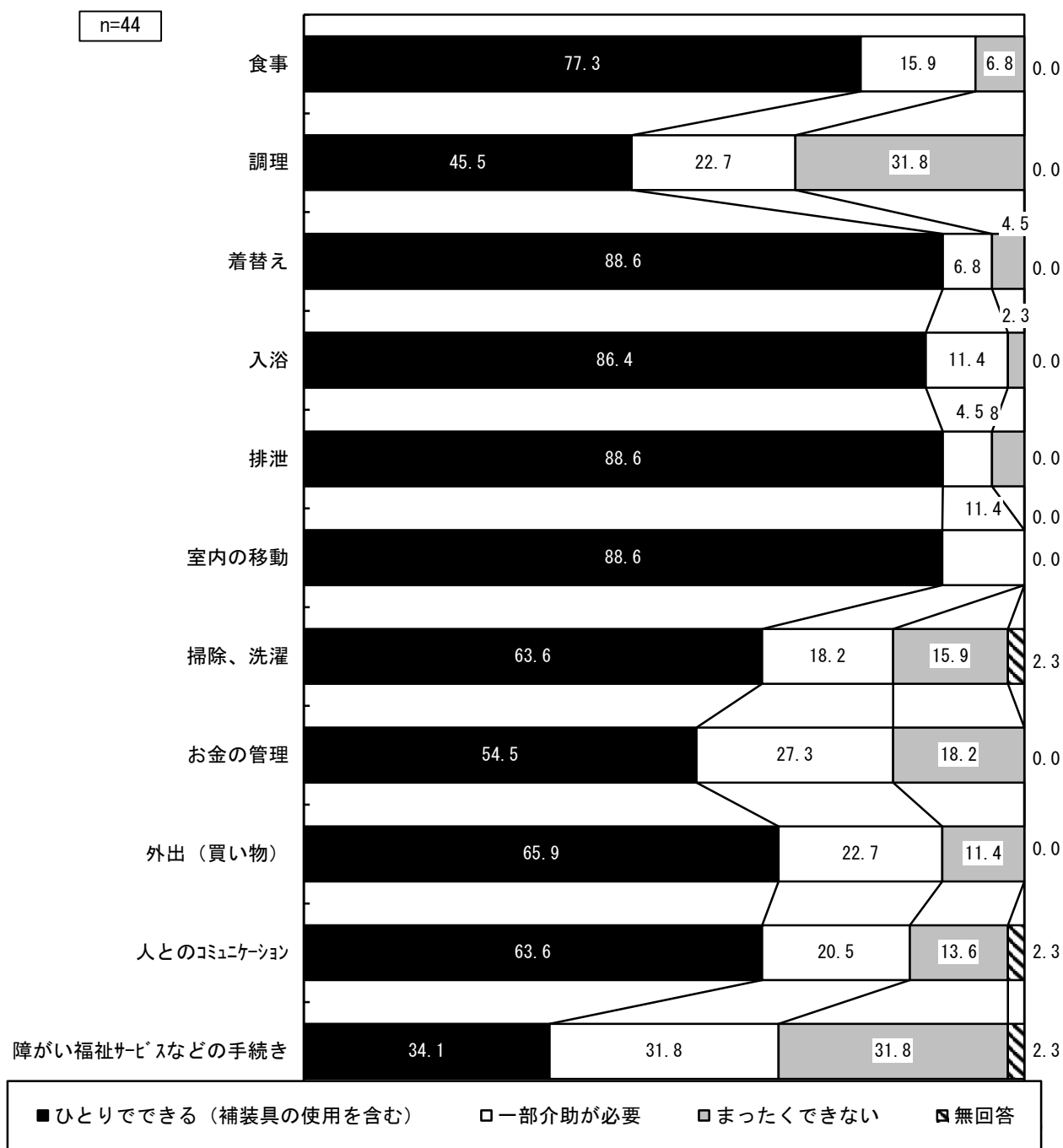
(2) 療育手帳を持っている人

療育手帳を持っている人の日常生活の援助状況では、「調理」、「お金の管理」、「障がい福祉サービスなどの手続き」において5割以上の人々がまったくできない状況となっています。また「ひとりのできる」日常生活では「食事」、「室内の移動」が6割を超える高い率となっています。



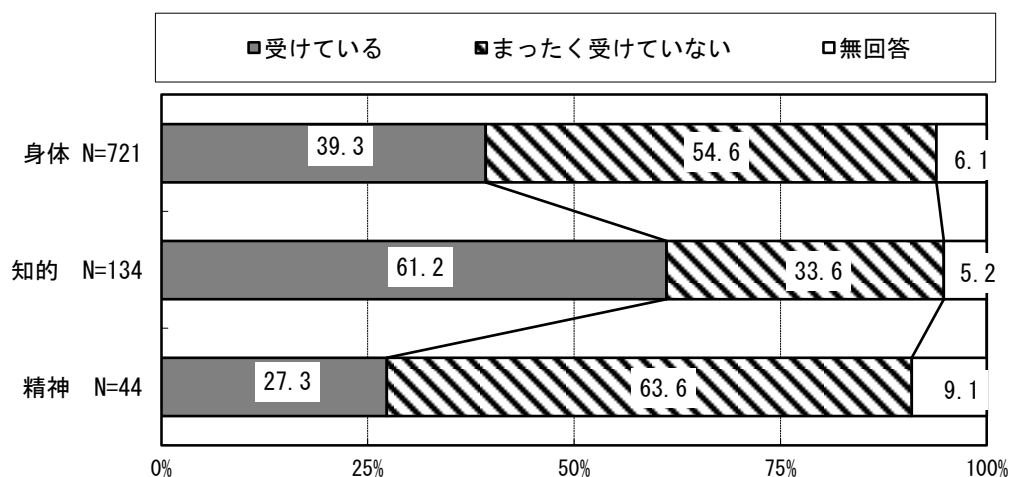
(3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳を持っている人の日常生活の援助状況では、「調理」、「障がい福祉サービスなどの手続き」で3割以上の方が「まったくできない」状況となっています。また「ひとりでできる」日常生活は「食事」、「着替え」、「入浴」、「排泄」、「室内の移動」などで7割を超える高い率となっています。



1 2 あなたは、日常生活において何らかの介助を受けていますか。(単数回答)

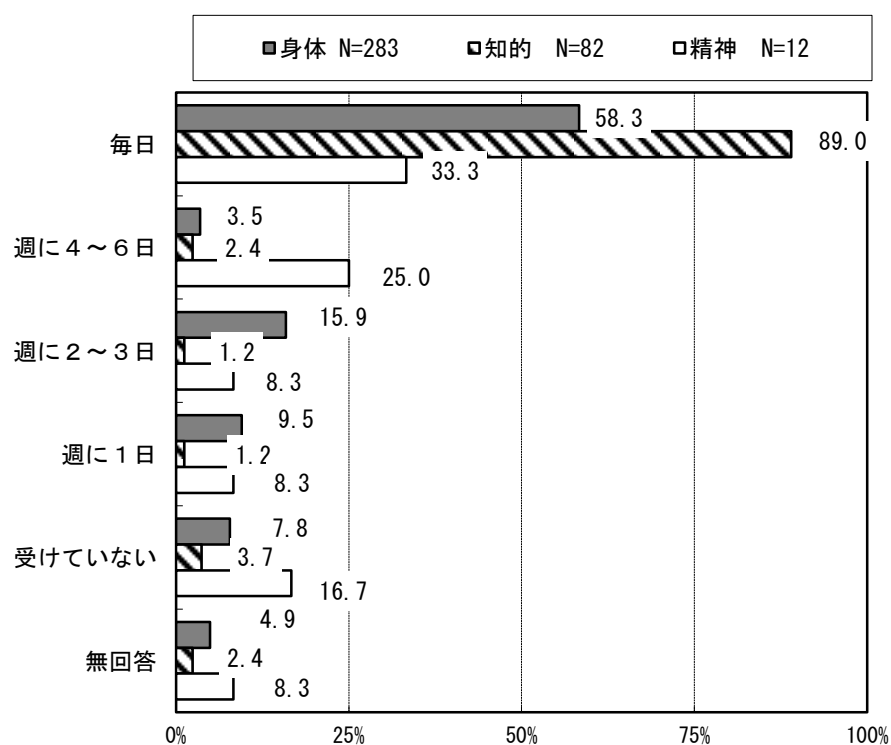
日常生活における介助の状況では、身体障害者手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「まったく受けていない」が、療育手帳を持っている人では「受けている」がそれぞれ高率となっています。



◆ 1 2 で「受けている」を選ばれた方

1 2-1 家族・親族などの介助を1週間のうち何日くらい受けていますか。(単数回答)

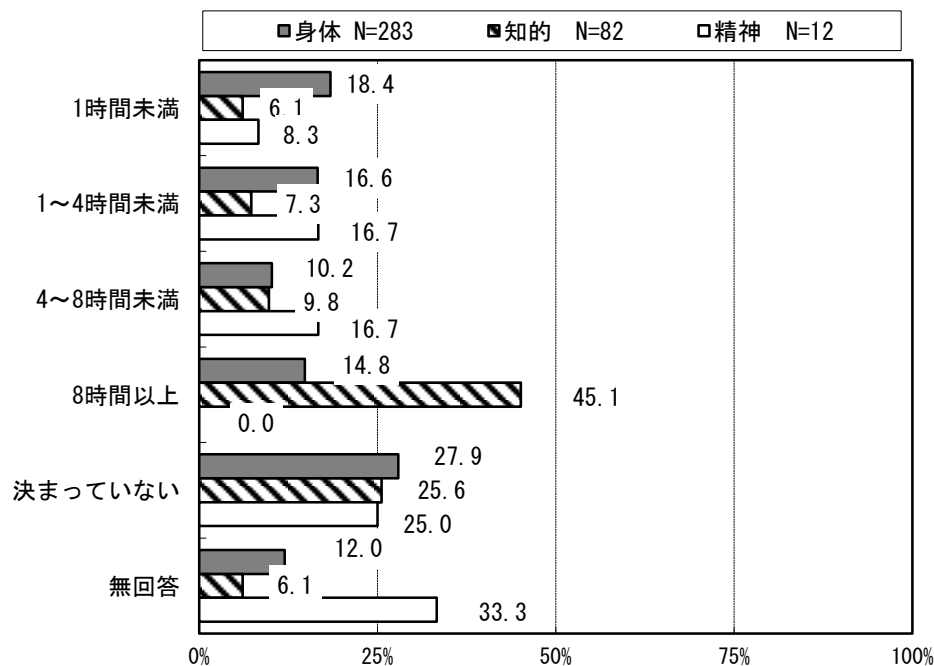
家族・親族などの介助を受けている日数では、全体において「毎日」が高率となっています。



◆ 12で「受けている」を選ばれた方

12-2 1日あたりの介助などを受ける時間はどのくらいですか。(単数回答)

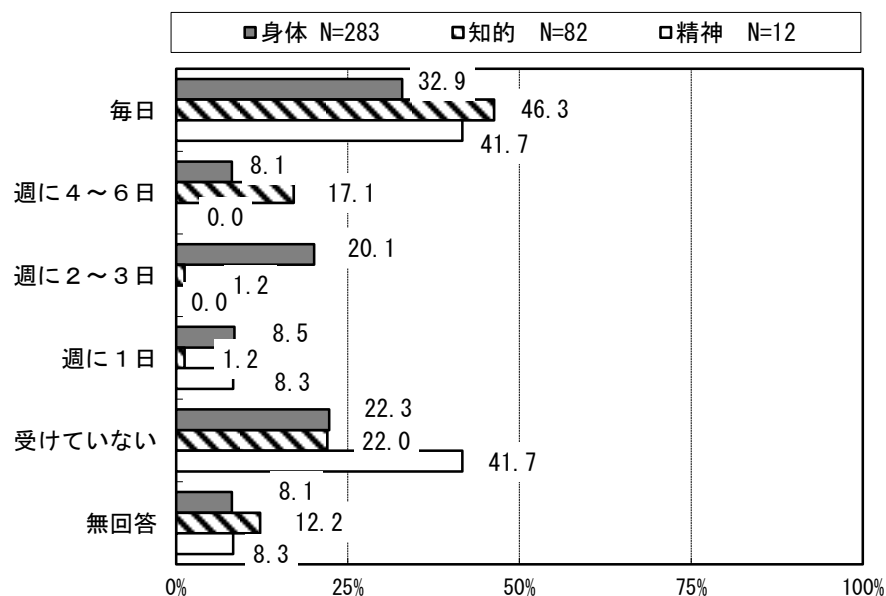
1日あたりの介助などを受ける時間では、身体障害者手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人で「決まっていない」、療育手帳を持っている人で「8時間以上」が高率となっています。



◆ 12で「受けている」を選ばれた方

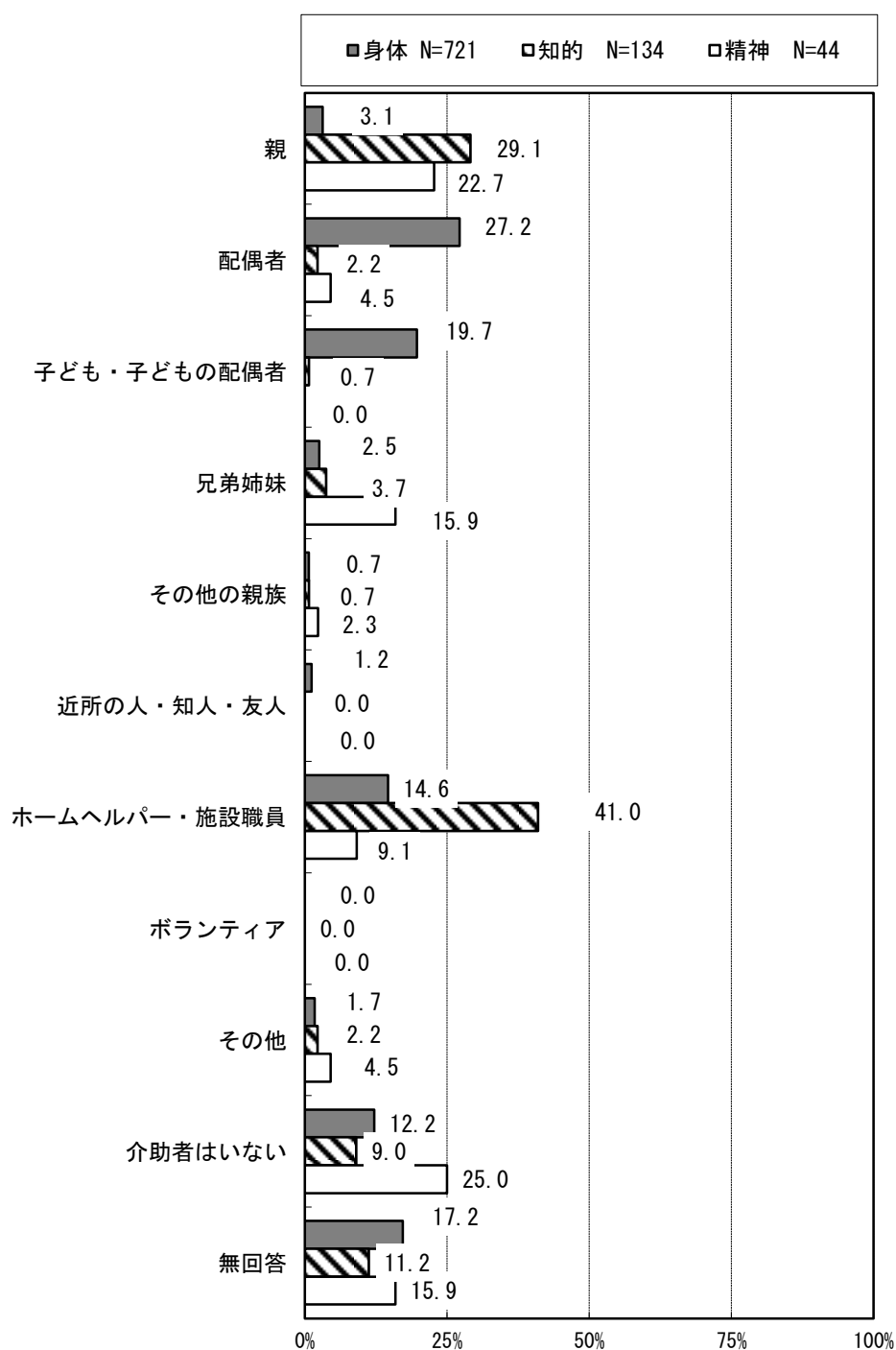
12-3 公的なサービスによる介助を1週間のうち何日くらい受けていますか。(単数回答)

公的なサービスによる介助を受けている日数は、身体障害者手帳を持っている人と療育手帳を持っている人で「毎日」が高く、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「毎日」と「受けていない」が同率で高くなっています。



13 あなたの主な介助者はどなたですか。(単数回答)

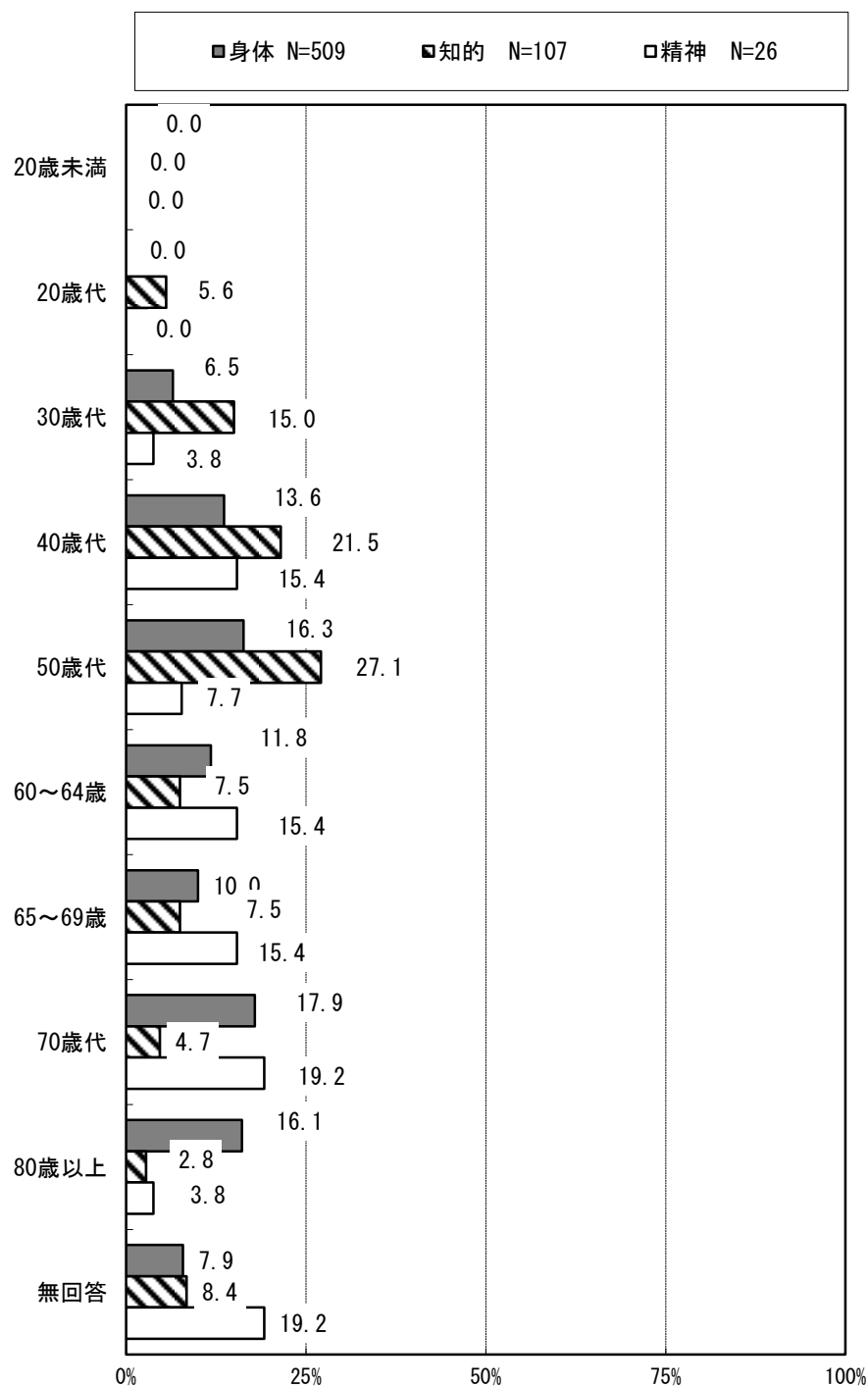
主な介助者では、身体障害者手帳を持っている人では「配偶者」が、療育手帳を持っている人では「ホームヘルパー・施設職員」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「介助者はいない」が高率となっています。



◆ 13で「介助者がいる」を選ばれた方

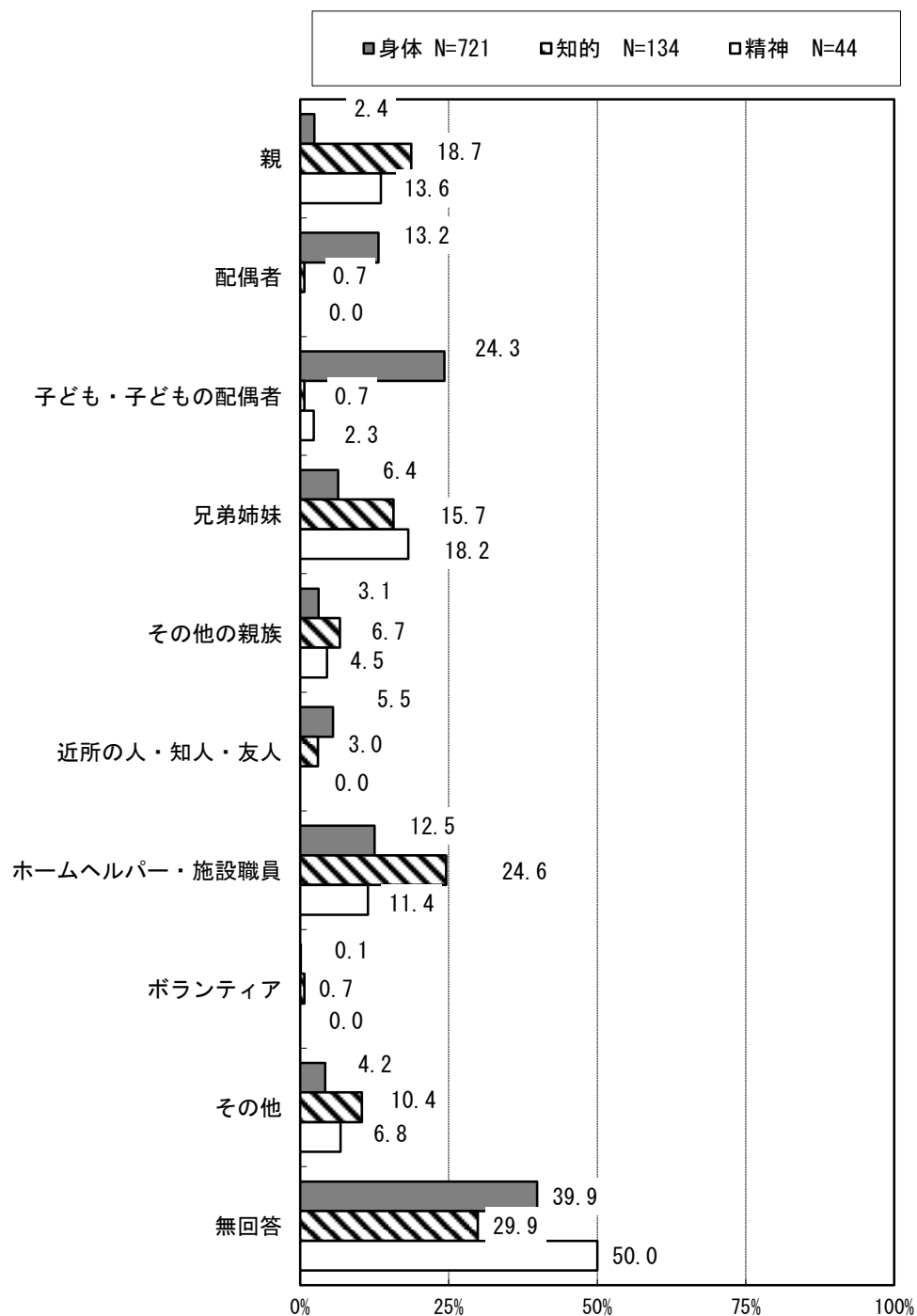
14 あなたの主な介助者の年齢はいくつですか。（単数回答）

主な介助者の年齢は、以下のグラフのとおりとなっています。



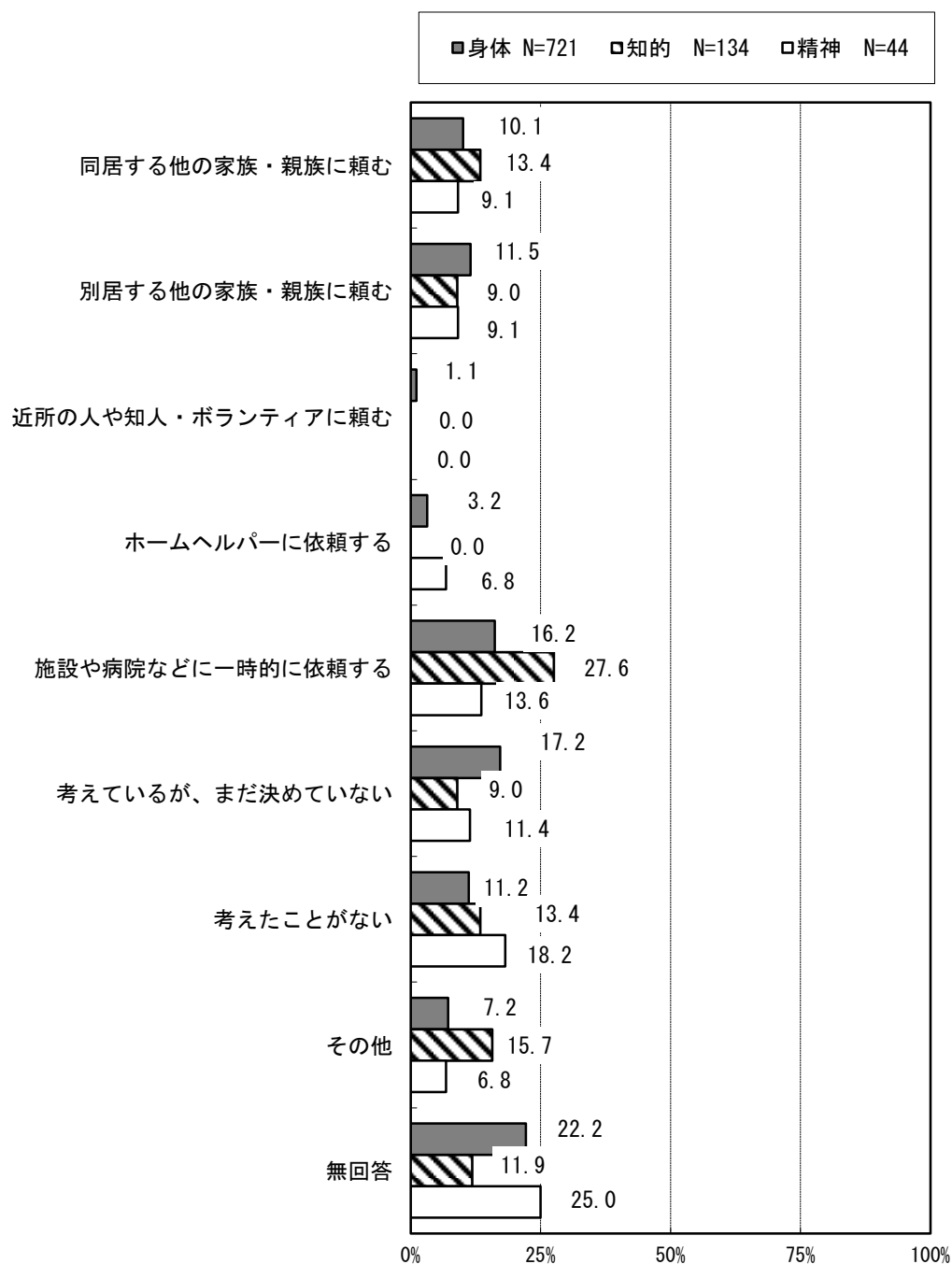
15 主な介助者以外の、あなたの介助者はどなたですか。(複数回答)

主な介助者以外の介助者は、以下のグラフのとおりとなっています。



16 万一、介助者が急病や事故などのため、一時的に介助などができなくなった場合、あなたはどのようにしていますか。(単数回答)

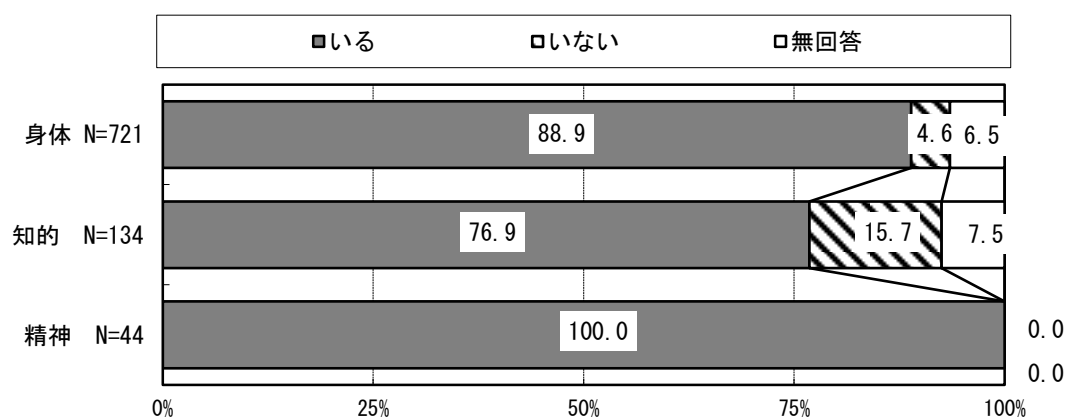
介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対処では、「同居する他の家族・親族に頼む」、「別居する他の家族・親族に頼む」、「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えているが、まだ決めていない」、「考えたことがない」などの回答が多くなっています。



5 医療・保健について

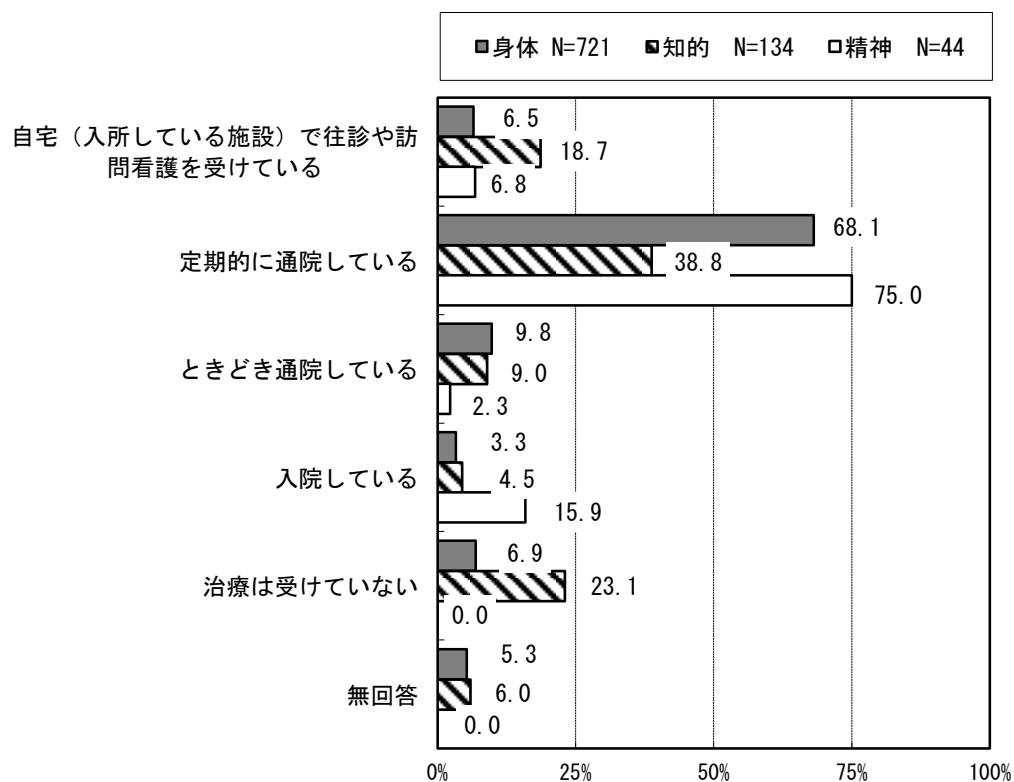
17 あなたは、普段治療を受けたり、日常の健康について相談ができたりする「かかりつけ医師（病院・診療所）」がいますか、またはありますか。（単数回答）

かかりつけ医師（病院・診療所）の有無では、全体において「いる」が高率となっています。



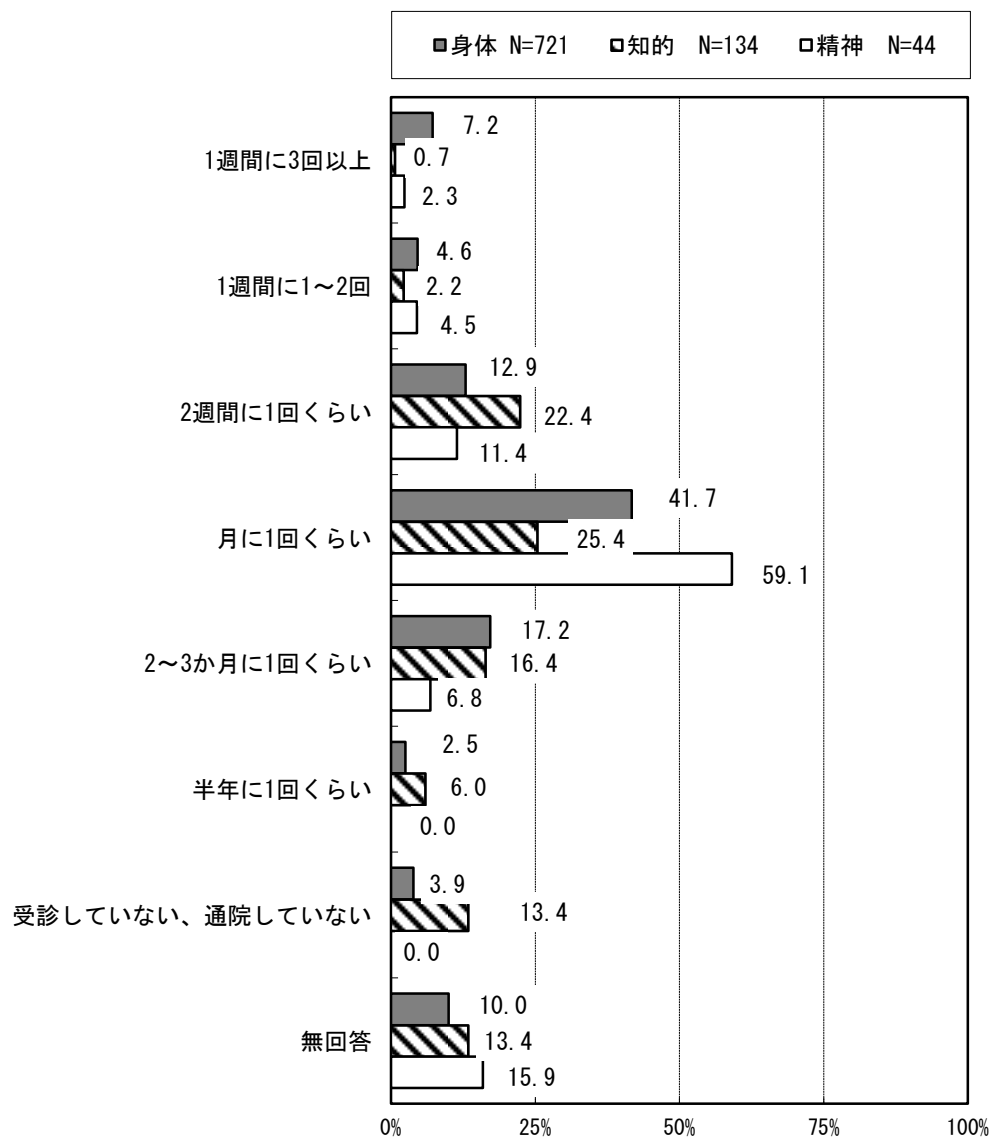
18 あなたは、現在、医師の治療を受けていますか。（単数回答）

現在の医師の治療の有無では、全体において「定期的に通院している」が高率となっています。



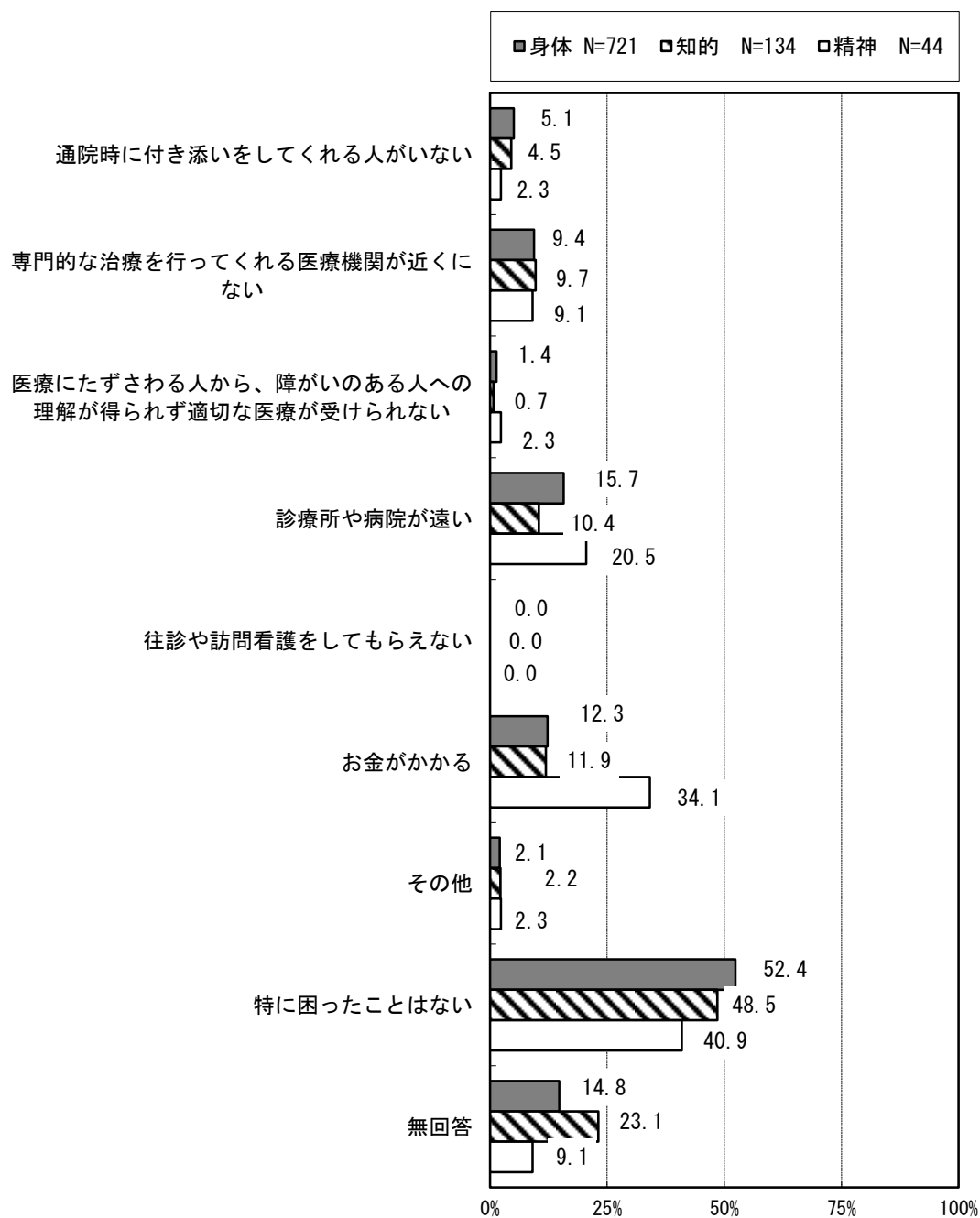
19 往診または、通院の回数は、どのくらいですか。(単数回答)

往診または、通院の回数では全体において「月に1回くらい」が高率となっています。



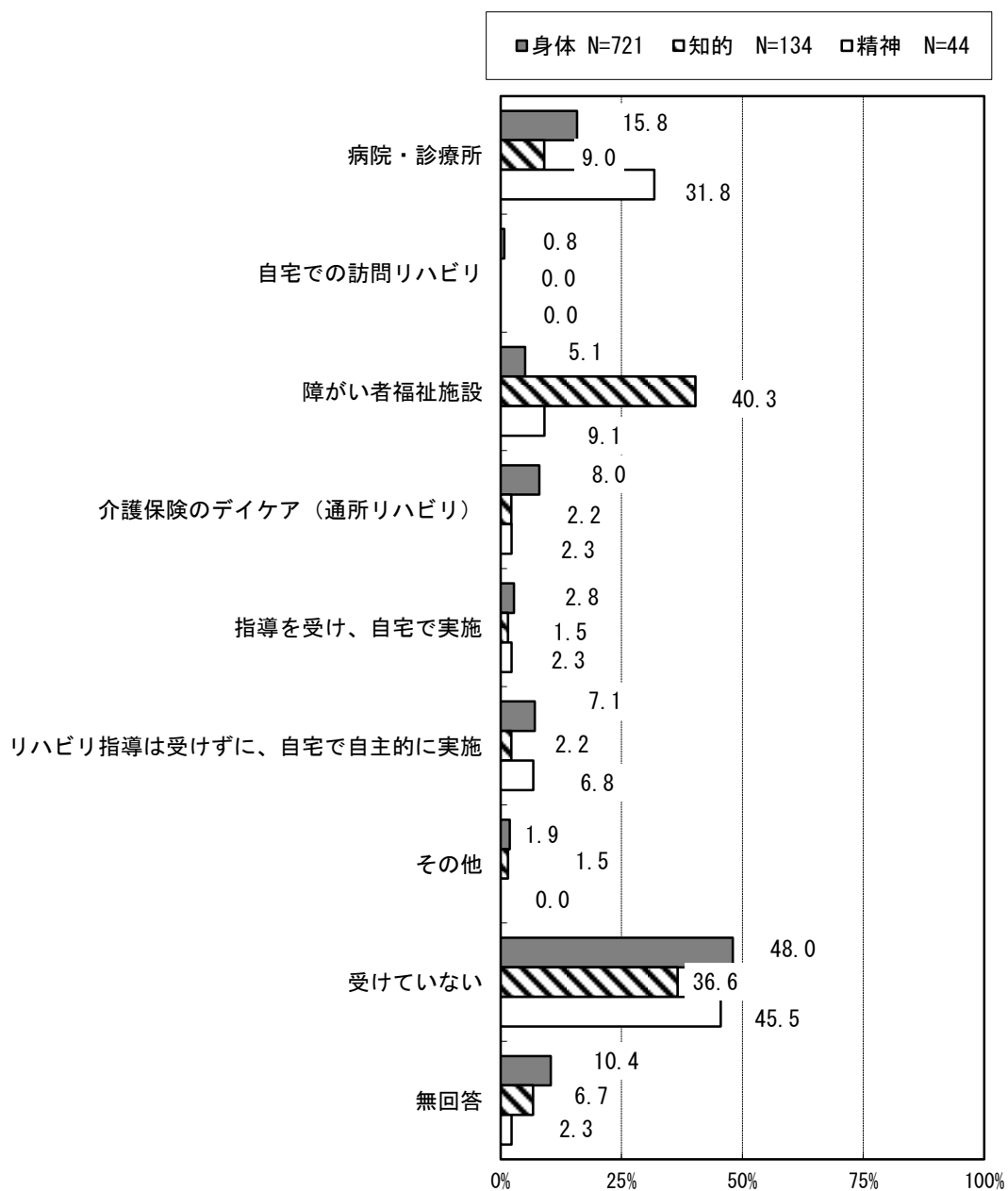
20 あなたは医療について困ったことがありますか。(複数回答)

医療について困ったことでは、全体において「特に困ったことはない」が高率となっています。



21 あなたは、機能訓練や社会復帰・自立のための訓練（リハビリテーション）を主にどこで受けていますか。（単数回答）

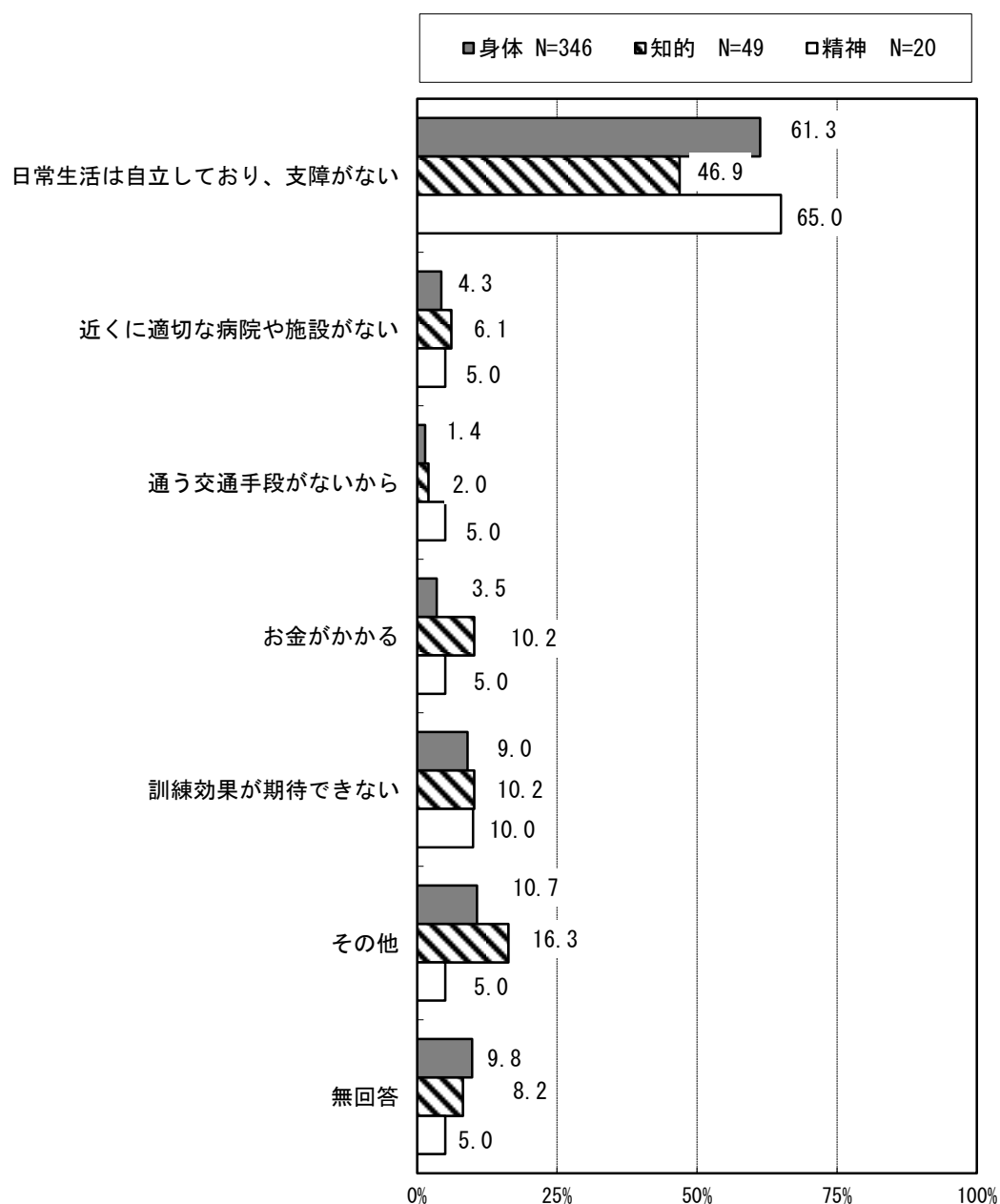
機能訓練や社会復帰・自立のための訓練（リハビリテーション）を主に受けているところでは、身体障害者手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「受けていない」が、療育手帳を持っている人では「障がい者福祉施設」が高率となっています。



◆ 21で「受けていない」を選ばれた方

21-1 リハビリテーションを受けていない主な理由は何ですか。(単数回答)

リハビリテーションを受けていない主な理由では、全体において「日常生活は自立しており、支障がない」が高率となっています。



6 就園・就学について

2 2 (就園・就学している方) 通園・通学先は次のどれですか。(単数回答)

就園・就学している方の通園・通学先は、以下の表のとおりとなっています。

	身体 N=721		知的 N=134		精神 N=44	
	人	%	人	%	人	%
保育所・幼稚園	0	0.0	2	1.5	0	0.0
幼稚園(盲・ろう・養護学校)	1	0.1	0	0.0	0	0.0
通園施設(未就学時)	0	0.0	2	1.5	0	0.0
小学校	2	0.3	4	3.0	0	0.0
小学校(盲・ろう・養護学校)	0	0.0	4	3.0	0	0.0
中学校	3	0.4	0	0.0	1	2.3
中学校(盲・ろう・養護学校)	0	0.0	1	0.7	0	0.0
高等学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0
高等部(盲・ろう・養護学校)	1	0.1	1	0.7	0	0.0
短大・大学・大学院	1	0.1	0	0.0	0	0.0
専門学校・専修学校・各種学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0
職業訓練校	1	0.1	0	0.0	0	0.0
院内学級	1	0.1	0	0.0	1	2.3
その他	7	1.0	11	8.2	4	9.1
無回答	704	97.6	109	81.3	38	86.4

2 3 通園・通学して、特に困ったことはありますか。(複数回答)

通園・通学して、特に困ったことは、以下の表のとおりとなっています。

	身体 N=721		知的 N=134		精神 N=44	
	人	%	人	%	人	%
通うのが大変	1	0.1	5	3.7	0	0.0
授業についていけない	0	0.0	2	1.5	0	0.0
トイレなどの設備が障がいのある人に配慮されていない	2	0.3	0	0.0	0	0.0
学校内・園内での介助が十分でない	0	0.0	1	0.7	0	0.0
友達ができない	0	0.0	3	2.2	0	0.0
先生の配慮や生徒たちの理解がえられない	0	0.0	1	0.7	0	0.0
医療的なケア(吸引・導尿など)が受けられない	1	0.1	0	0.0	0	0.0
体調不良により休むことが多い	0	0.0	3	2.2	2	4.5
その他	1	0.1	1	0.7	0	0.0
特にない	34	4.7	16	11.9	5	11.4
無回答	682	94.6	106	79.1	39	88.6

2 4 学校教育に望むことはどのような事ですか。(複数回答)

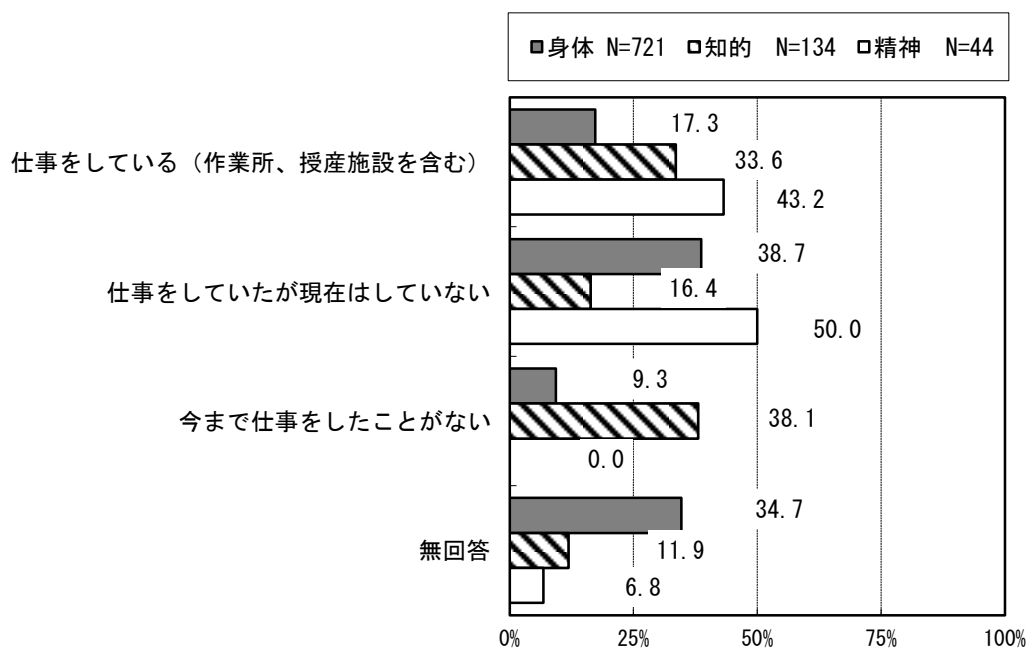
学校教育に望むことは、以下の表のとおりとなっています。

	身体 N=721		知的 N=134		精神 N=44	
	人	%	人	%	人	%
就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい	4	0.6	5	3.7	1	2.3
能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい	7	1.0	8	6.0	3	6.8
施設・設備・教材を充実してほしい	1	0.1	6	4.5	0	0.0
個別的な支援を充実してほしい	4	0.6	8	6.0	0	0.0
通常学級との交流の機会を増やしてほしい	3	0.4	7	5.2	0	0.0
その他	1	0.1	1	0.7	0	0.0
特にない	37	5.1	15	11.2	3	6.8
無回答	671	93.1	105	78.4	37	84.1

7 就労について

2 5 あなたは現在、収入をとまなう仕事をしていますか。(単数回答)

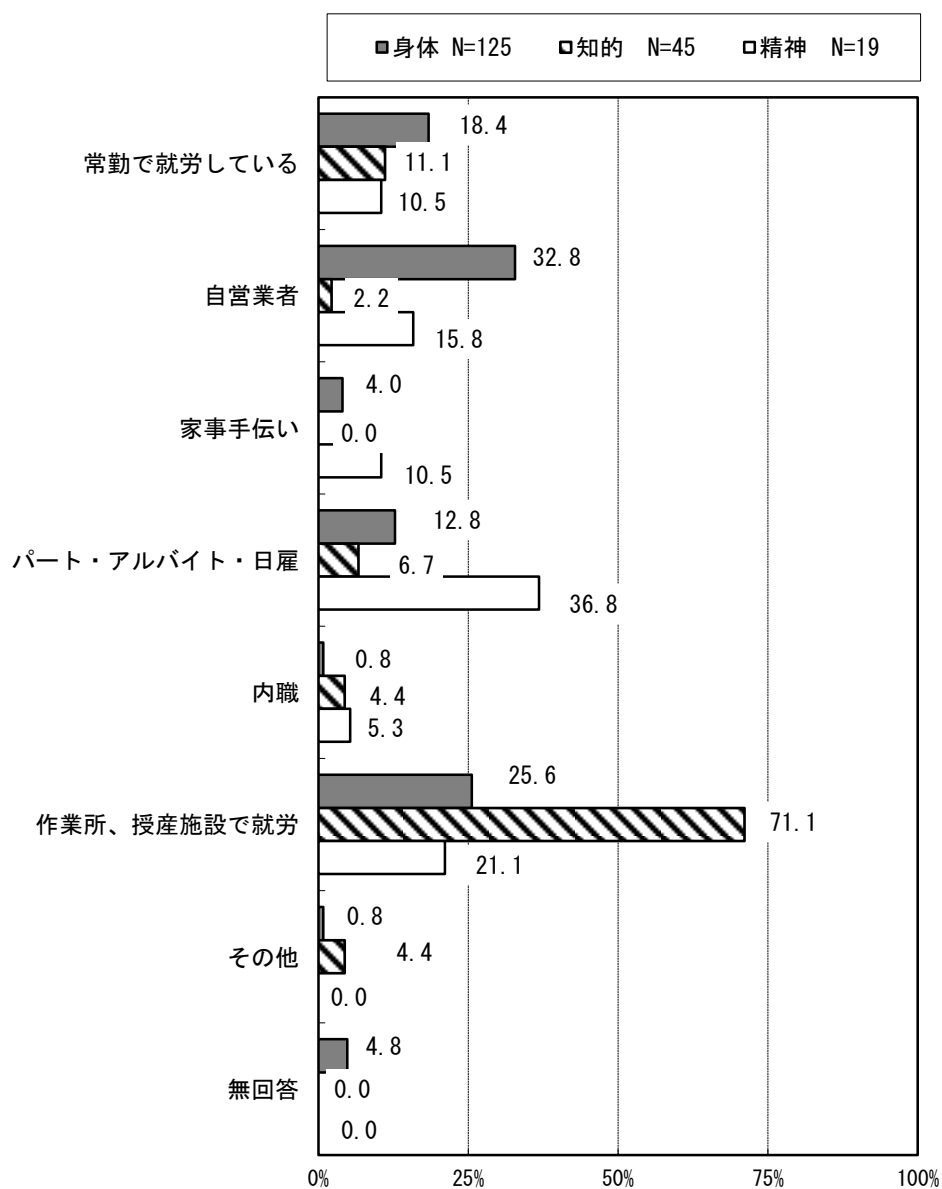
収入をとまなう仕事の有無では、身体障害者手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「仕事をしていたが現在はしていない」が、療育手帳を持っている人では「今まで仕事をすることがない」が高率となっています。



◆ 25で「仕事をしている」を選ばれた方

25-1 お仕事の形態は次のどれですか。(単数回答)

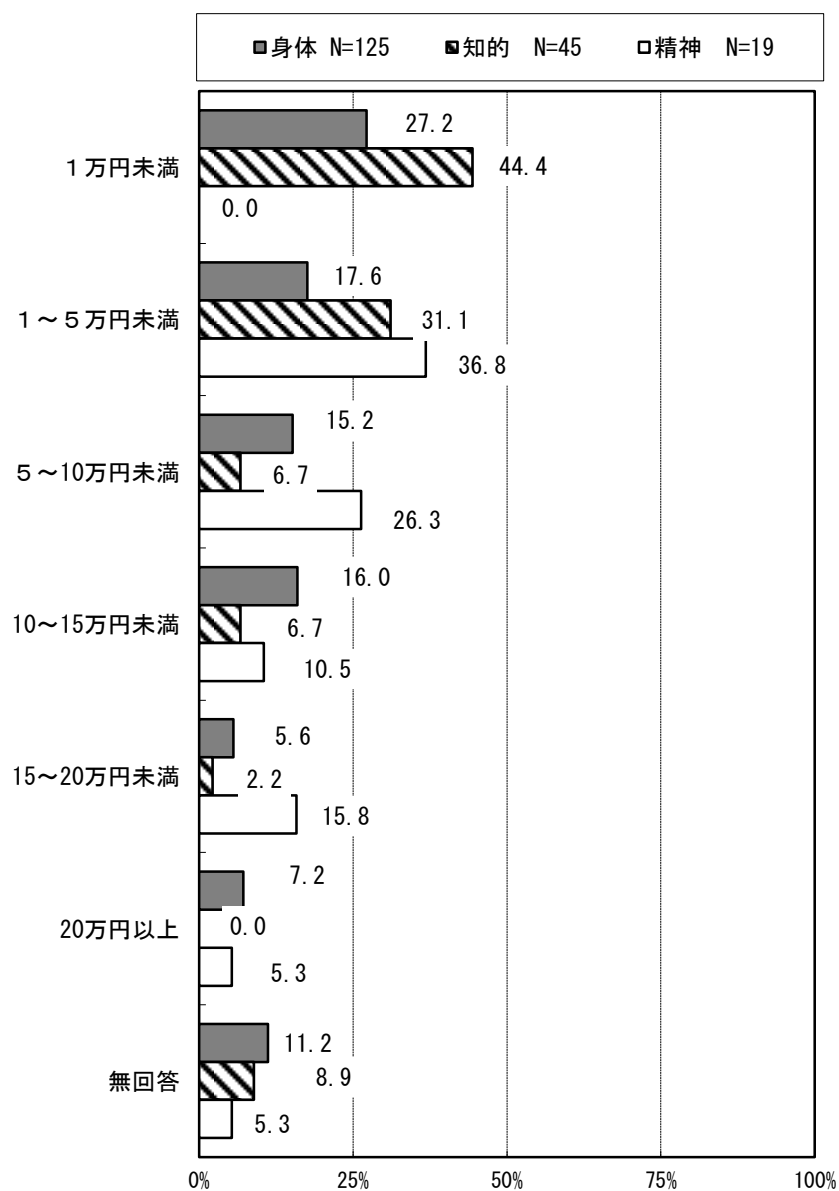
仕事をしている人の仕事の形態では、身体障害者手帳を持っている人では「自営業者」が、療育手帳を持っている人では「作業所、授産施設で就労」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「パート・アルバイト・日雇」が高率となっています。



◆ 25で「仕事をしている」を選ばれた方

25-2 おおむねの月収はどのくらいですか。(単数回答)

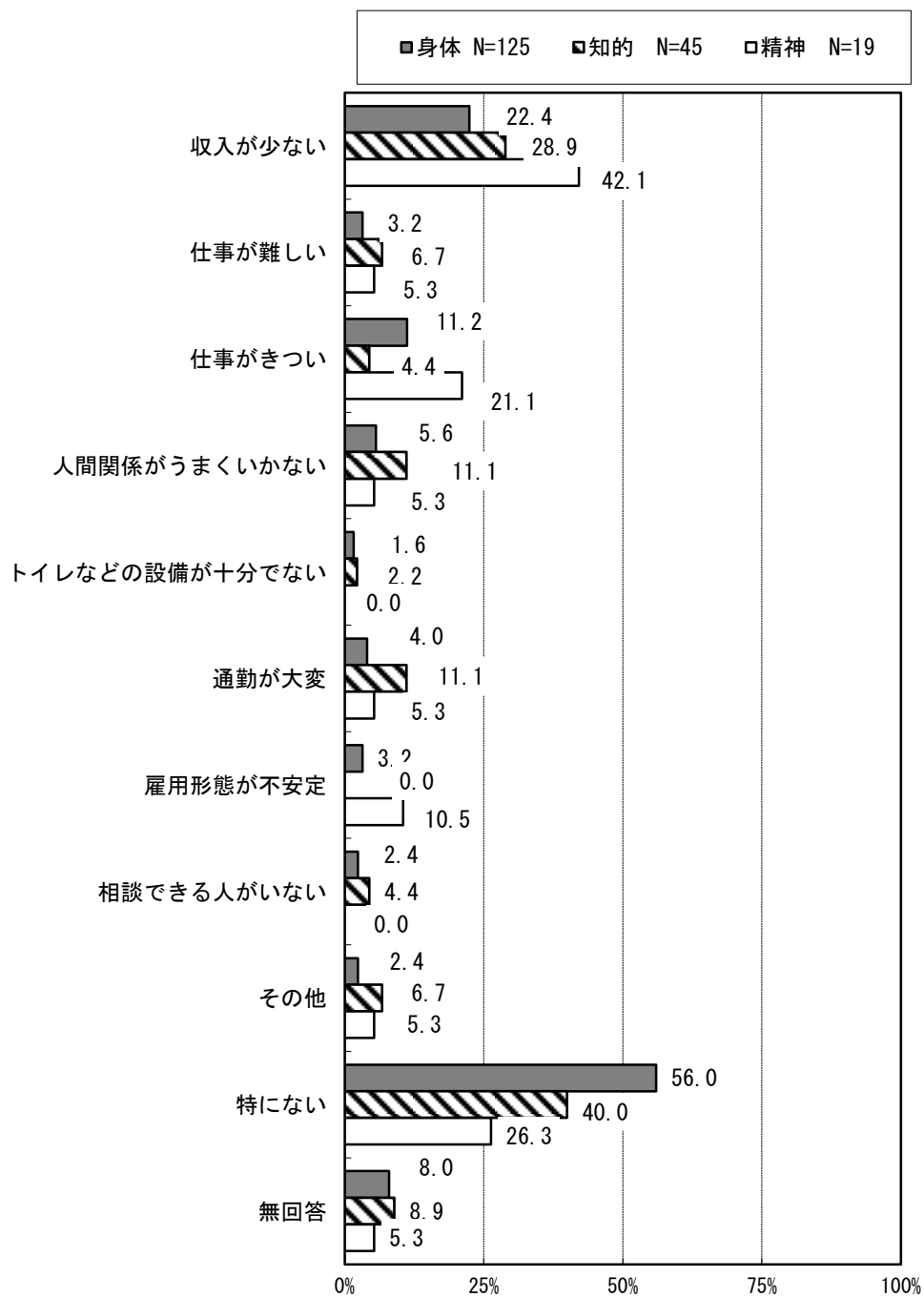
仕事をしている人のおおむねの月収では、身体障害者手帳を持っている人と療育手帳を持っている人では「1万円未満」、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「1～5万円未満」が高率となっています。



◆ 25で「仕事をしている」を選ばれた方

25-3 仕事をする上で不安がありますか。(複数回答)

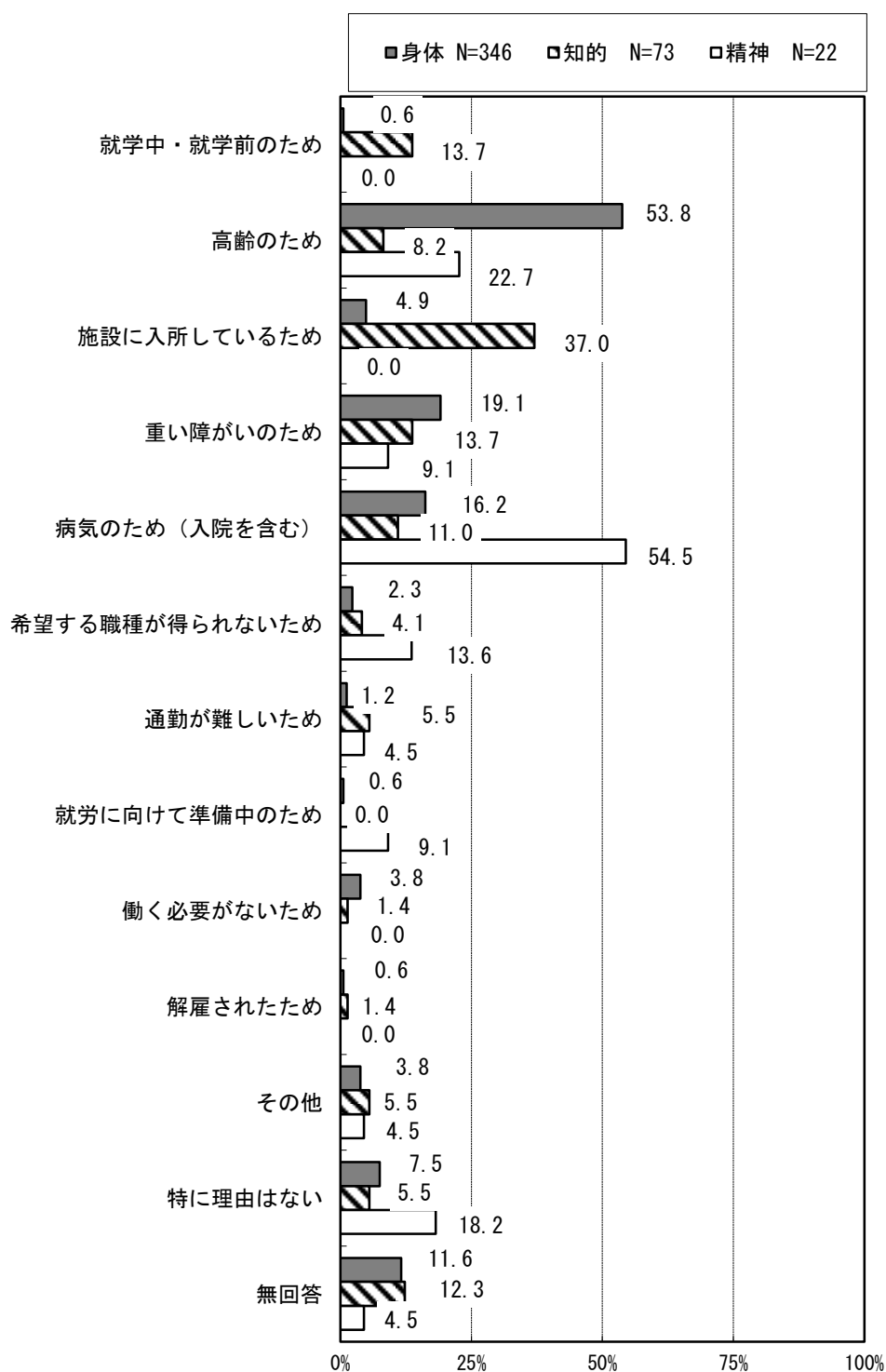
仕事をしている人の仕事をする上での不安では、身体障害者手帳を持っている人と療育手帳を持っている人では「特にない」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「収入が少ない」が高率となっています。



◆ 25で「現在仕事をしていない」を選ばれた方

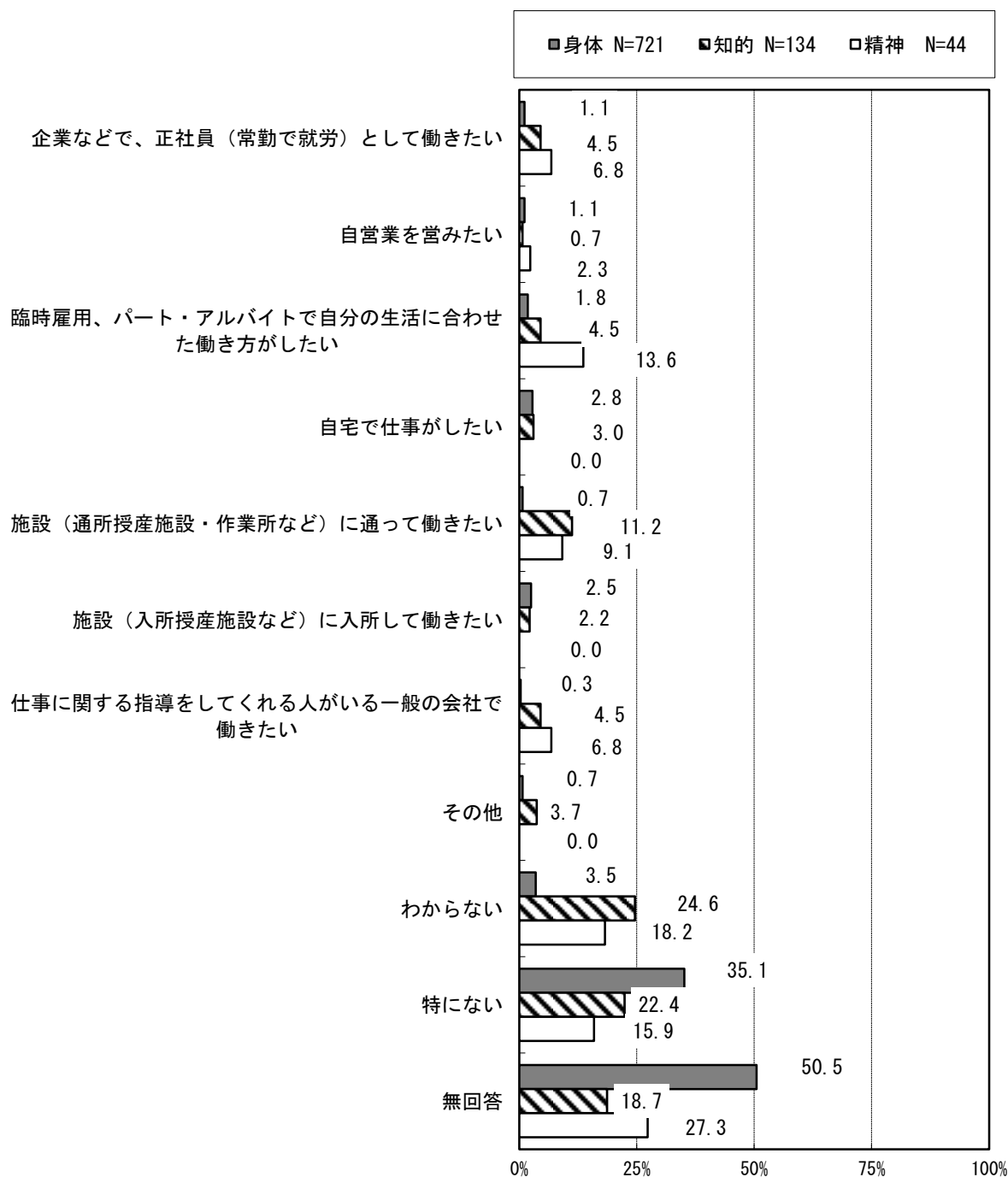
25-4 仕事をしていない理由は次のどれですか。(複数回答)

仕事をしていない人の理由では、身体障害者手帳を持っている人では「高齢のため」が、療育手帳を持っている人では「施設に入所しているため」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「病気のため」が高率となっています。



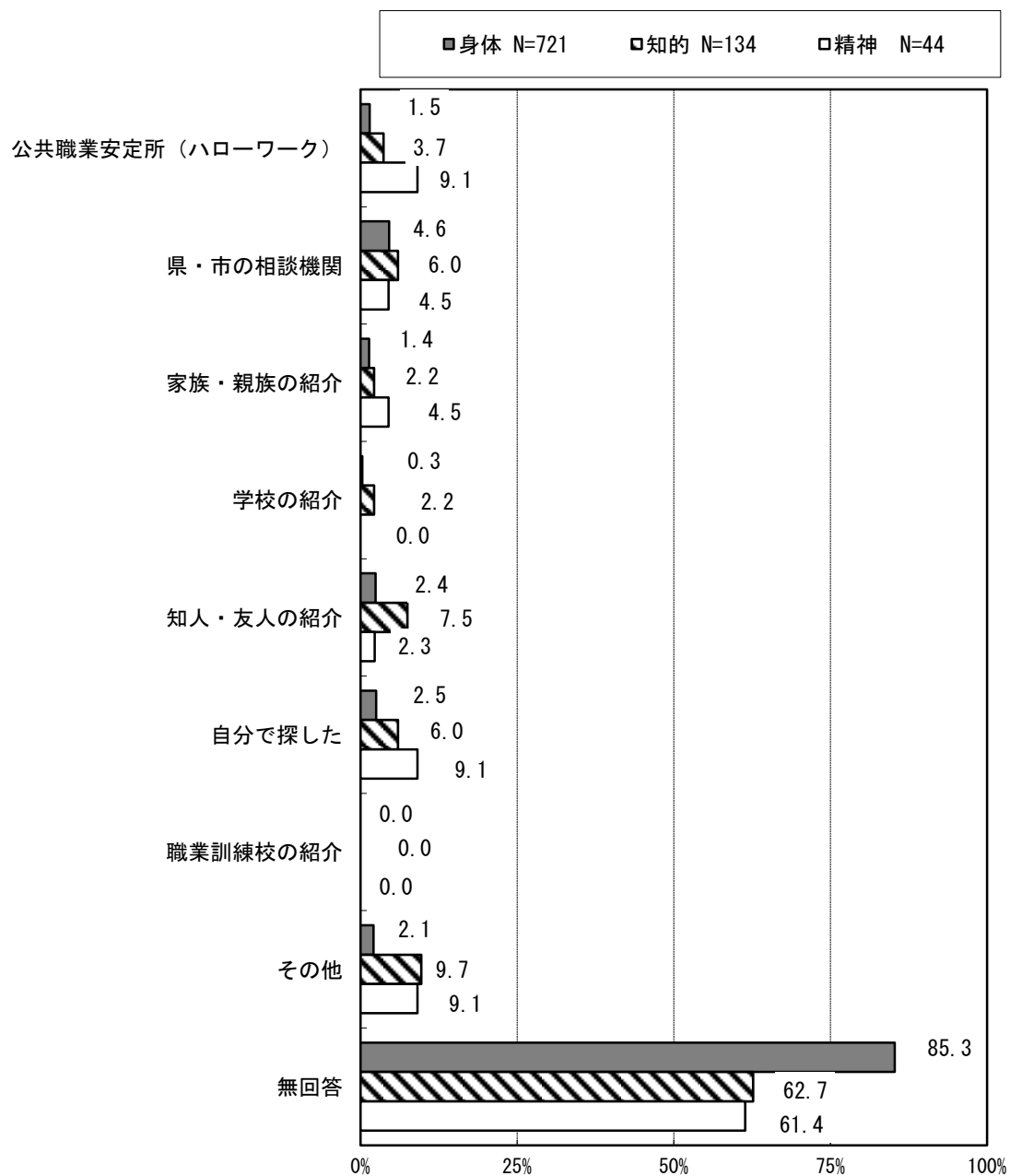
26 あなたは、今後どのような仕事がしたいですか。(単数回答)

今後どのような仕事がしたいでは、身体障害者手帳を持っている人では「特にない」が、療育手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「わからない」が高率となっています。



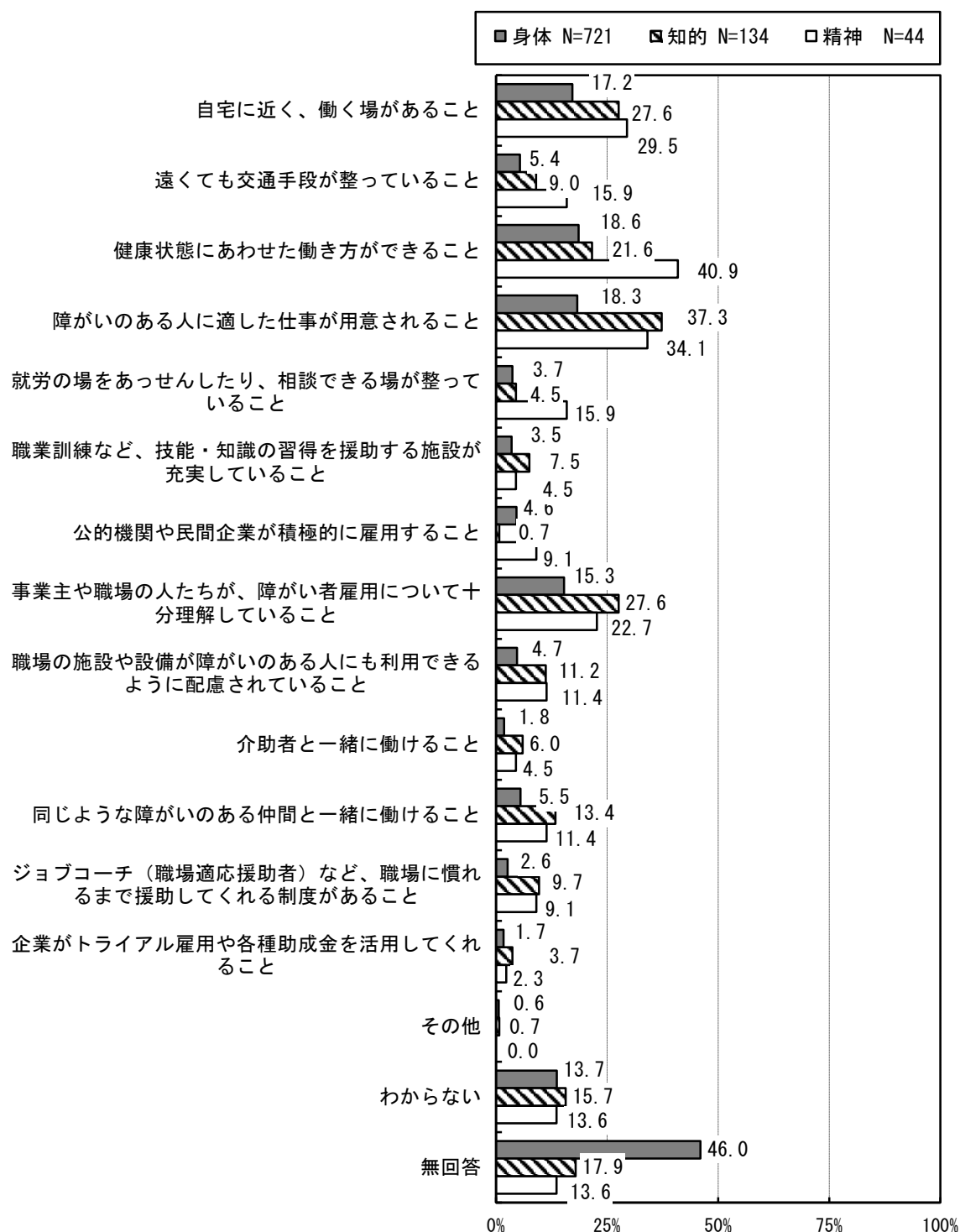
27 あなたは、現在の仕事はどのようにしてみつめましたか。(単数回答)

現在の仕事はどのようにして見つけたかでは、下記のグラフのとおりとなっています。



28 障がいのある方が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（3つまで回答）

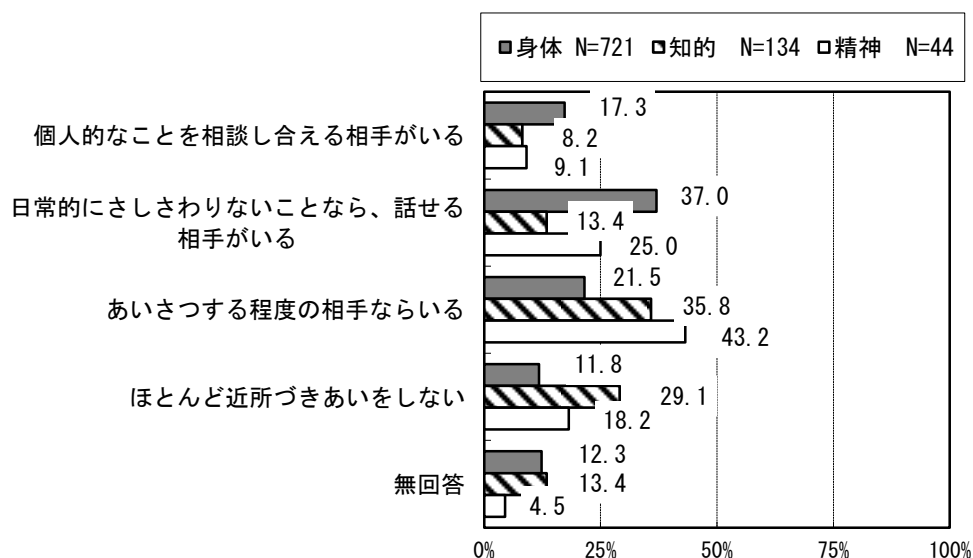
障がいのある方が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかでは、全体において「自宅に近く、働く場があること」、「健康状態にあわせた働き方ができること」、「障がいのある人に適した仕事を用意されること」、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」などが高率となっています。



8 地域生活について

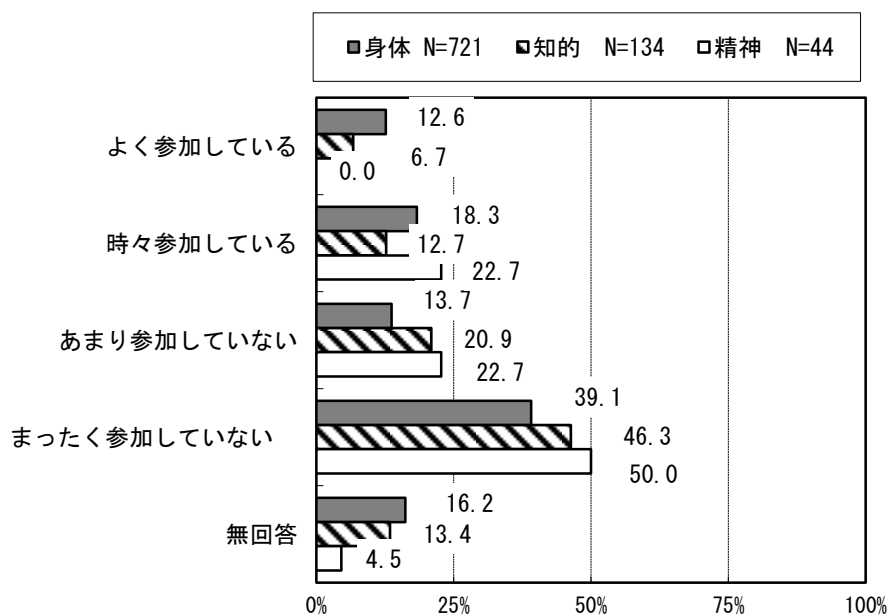
29 あなたは、隣近所の人と、どの程度おつきあいをしていますか。(単数回答)

隣近所の人とのつきあいの程度では、身体障害者手帳を持っている人では「日常的にさしさわらないことなら、話せる相手がいる」が、療育手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「あいさつする程度の相手ならいる」が高率となっています。



30 あなたは、地域活動やボランティア活動、お住まいの地域の行事などにどの程度参加していますか。(単数回答)

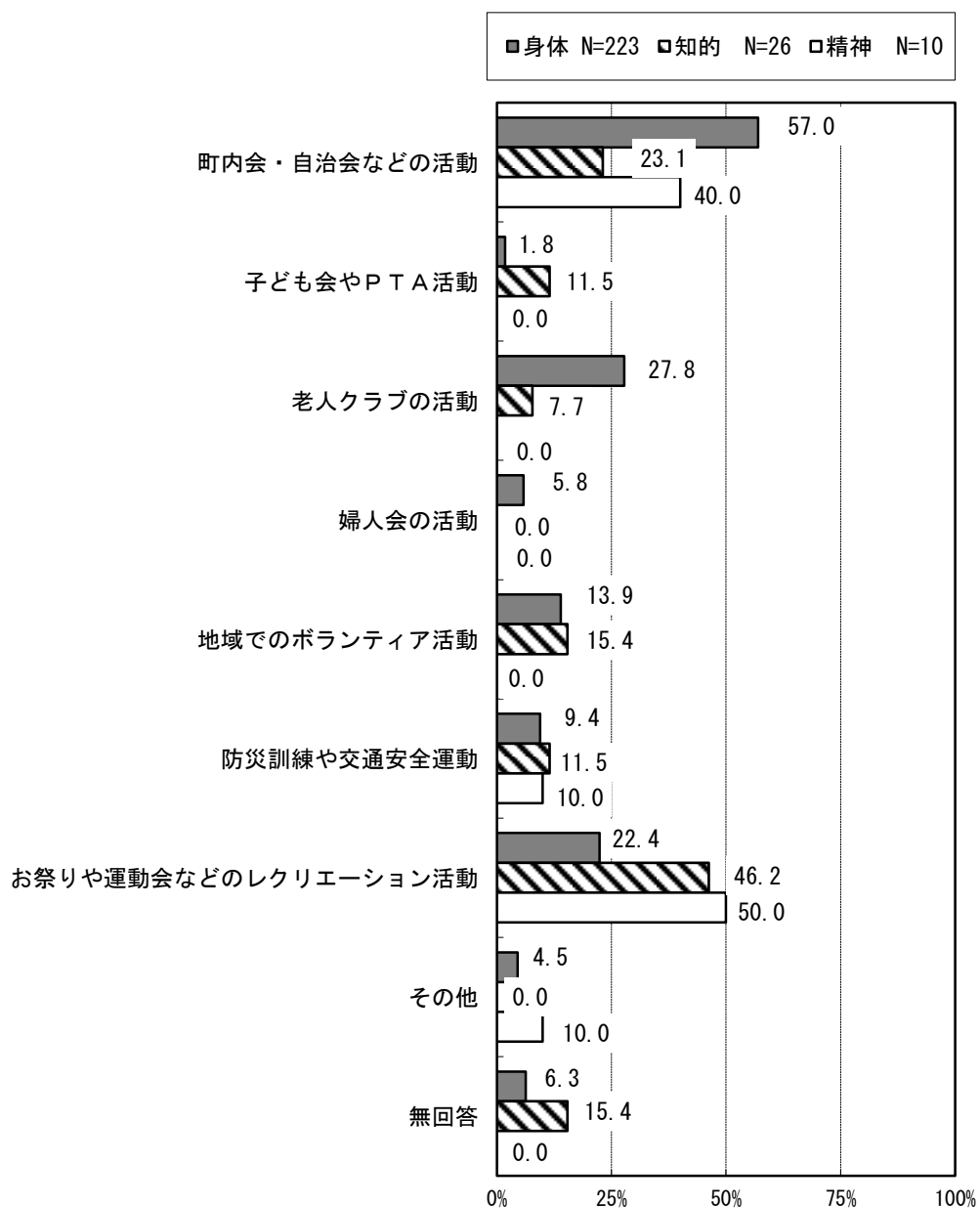
地域活動やボランティア活動、お住まいの地域の行事などへの参加では、全体において「まったく参加していない」が高率となっています。



◆ 30で「活動に参加している」を選ばれた方

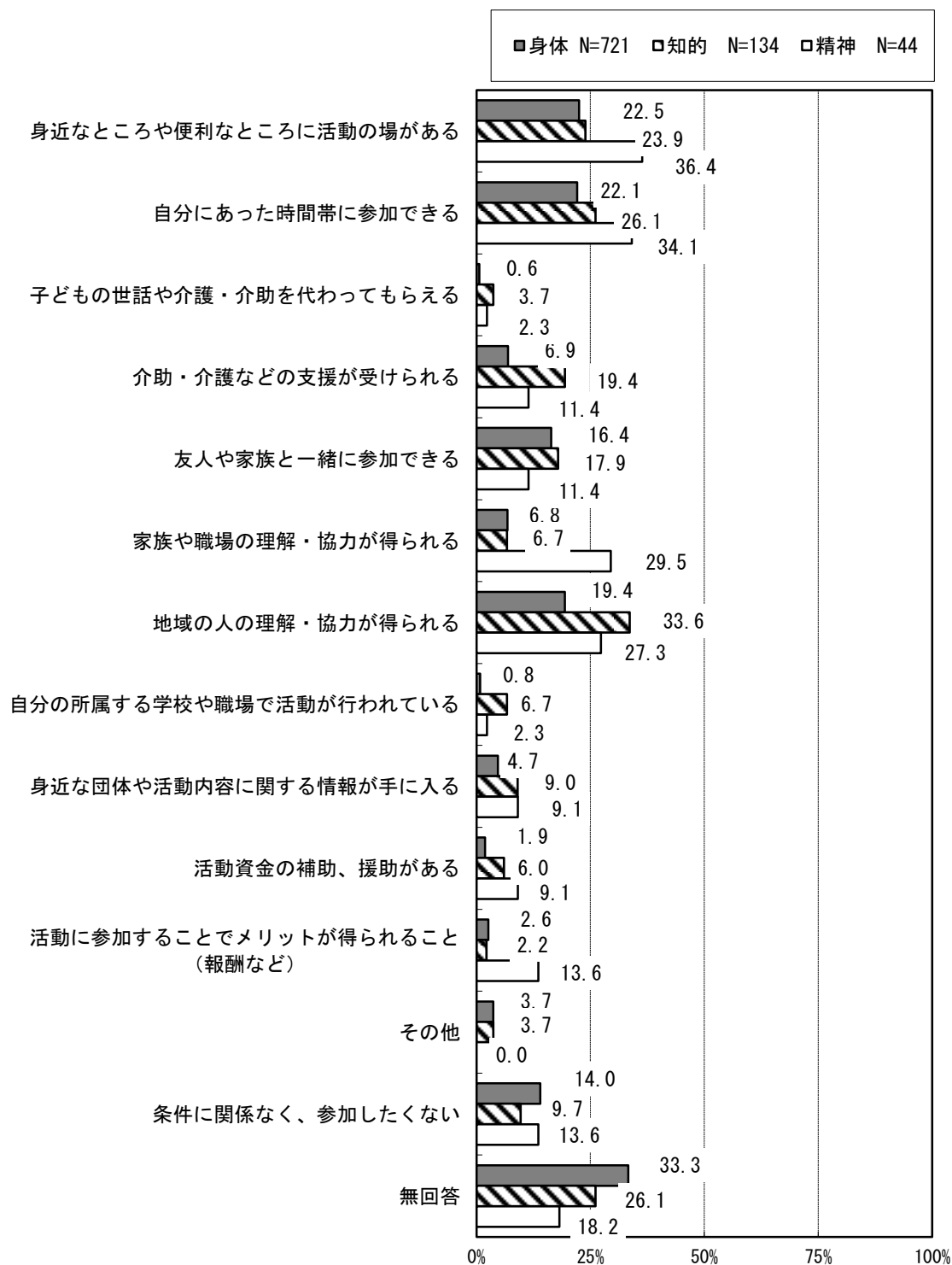
30-1 どのような活動や行事に参加していますか。(複数回答)

参加している活動や行事では、身体障害者手帳を持っている人では「町内会・自治会などの活動」が、療育手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「お祭りや運動会などのレクリエーション活動」が高率となっています。



3 1 あなたは、お住まいの地域で活動する場合、どのような環境や条件が必要だと思いますか。（複数回答 3つまで）

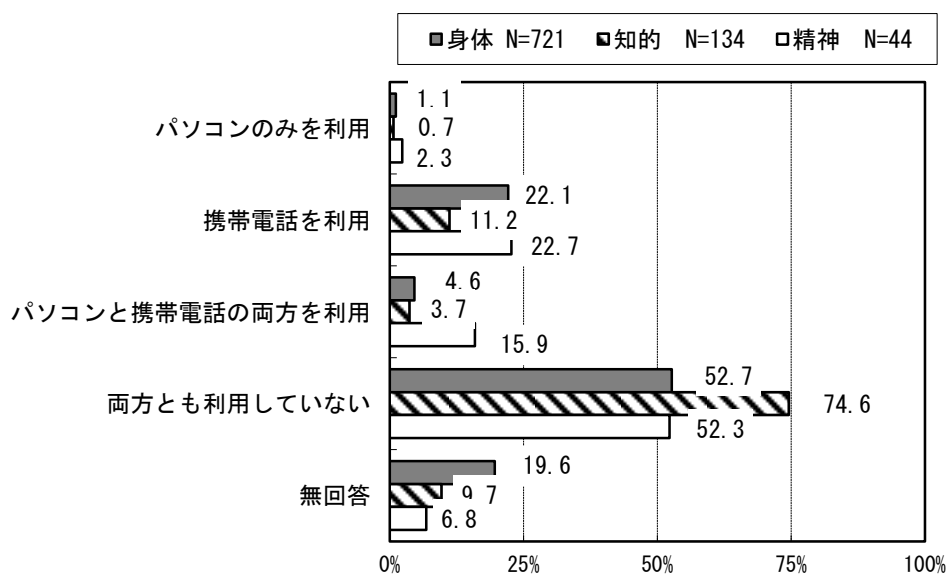
地域で活動する場合に必要な環境や条件では、全体において「身近なところや便利なところに活動の場がある」、「自分にあった時間帯に参加できる」、「地域の人の理解・協力が得られる」が高率となっています。



9 情報機器の利用について

3 2 あなたは、パソコンや携帯電話で、メールやインターネットを利用していますか。 (単数回答)

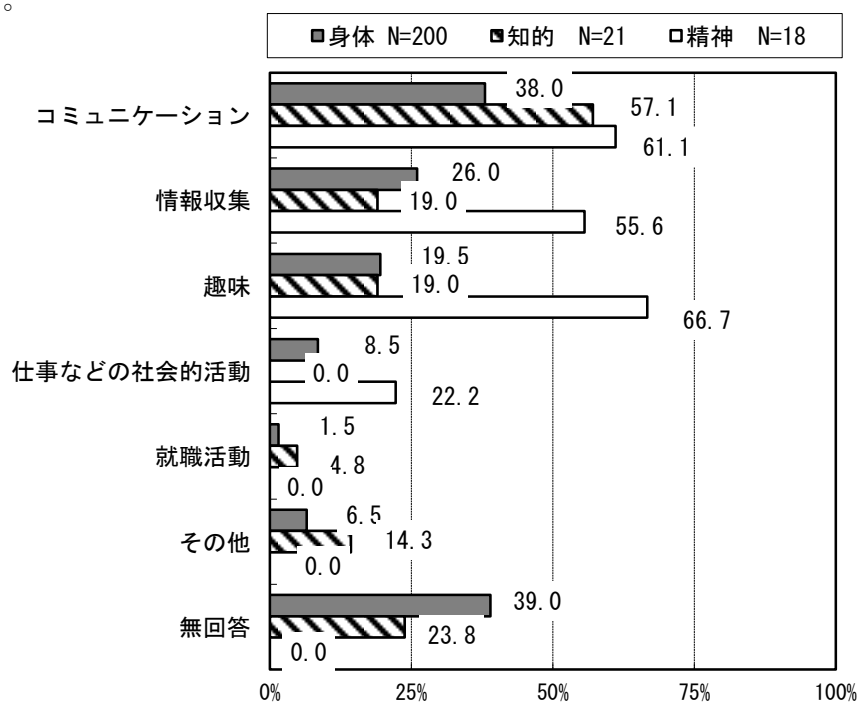
メールやインターネットの利用では、全体において「両方とも利用していない」が高率となっています。



◆ 3 2で「利用している」を選ばれた方

3 2-1 利用目的は主になんですか。(複数回答)

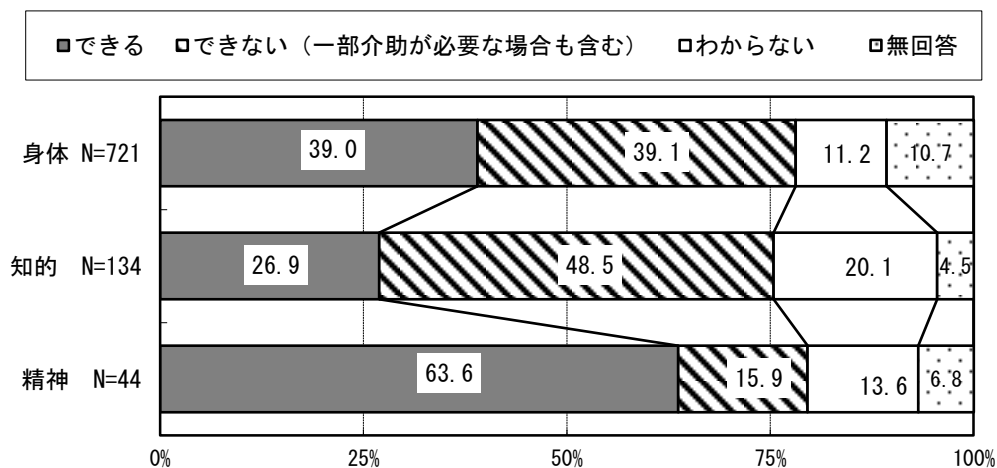
メールやインターネットの利用目的では、全体において「コミュニケーション」が高率となっています。また、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「情報収集」、「趣味」も高率となっています。



10 防災・防犯について

33 あなたは、地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することができますか。(単数回答)

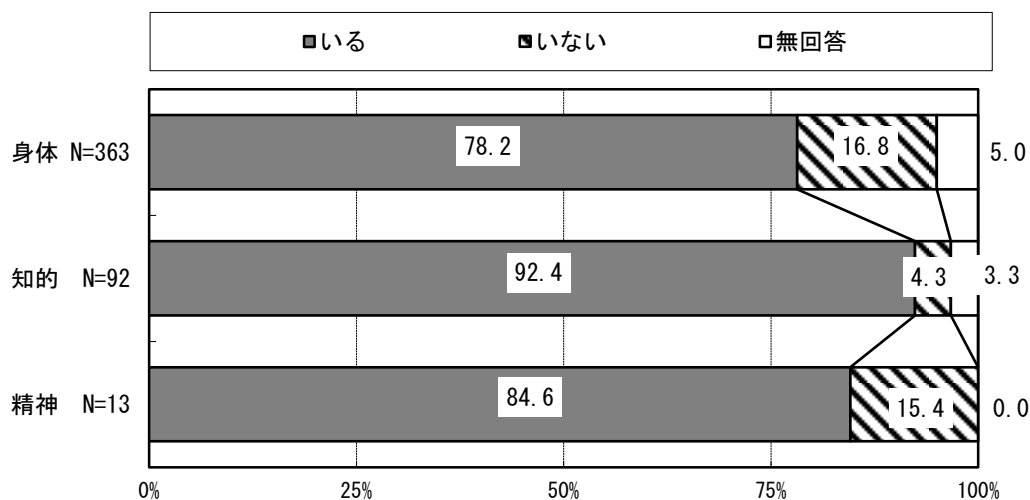
地震や災害などの緊急時にひとりで避難できることの是非では、身体障害者手帳を持っている人では「できる」と「できない」がほぼ同率となっており、療育手帳を持っている人では「できない」が、と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「できる」が高率となっています。



◆ 33で「できない」「わからない」を選ばれた方

33-1 地震や災害などが起こった場合に、避難を助けてくれる人はいますか。(単数回答)

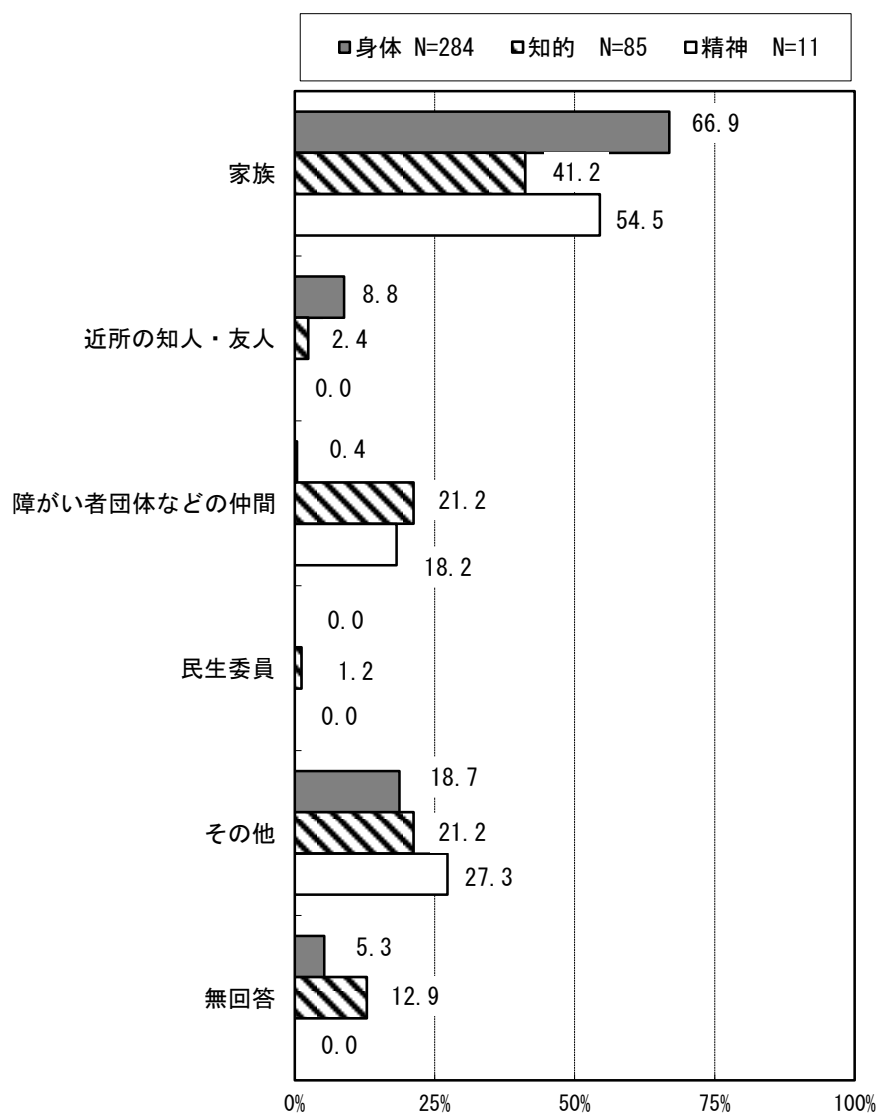
避難を助けてくれる人の有無では、全体において「いる」が高率となっています。



◆ 33-1 で「いる」を選ばれた方

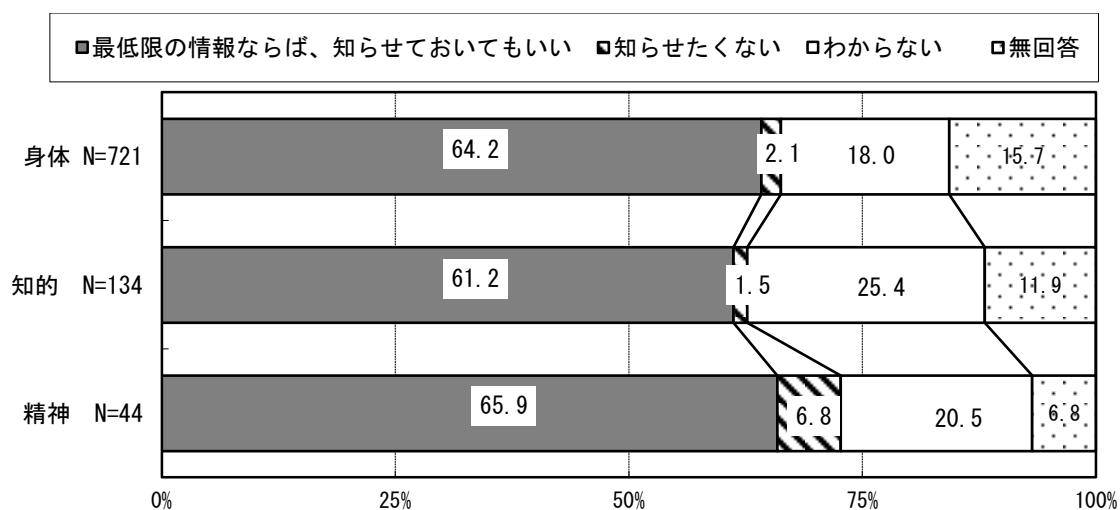
33-2 それはどのような人ですか。(単数回答)

避難を助けてくれる人では、全体において「家族」が高率となっています。



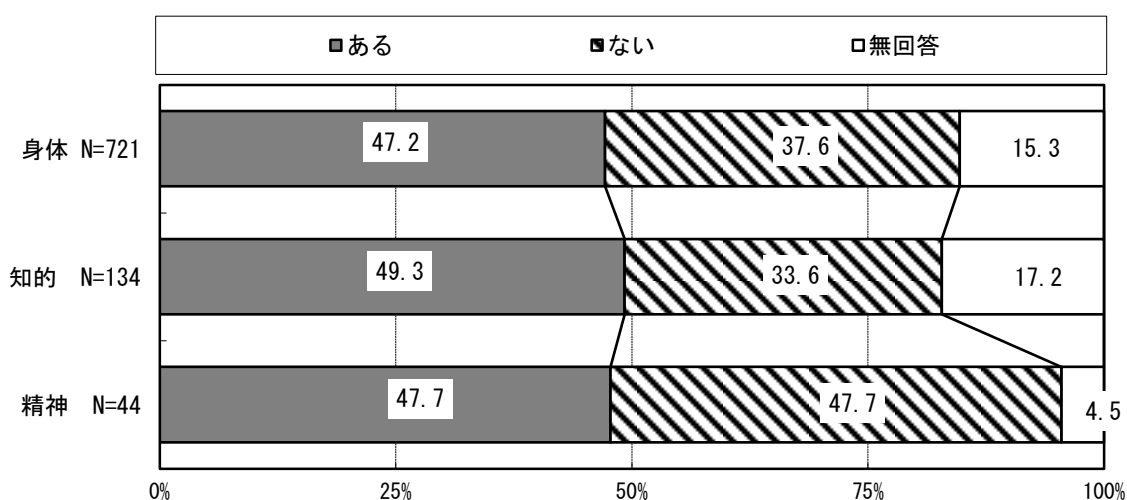
3 4 あなたは、災害時に避難を助けたり、避難状況を確認するために、市役所・消防署・警察署や町内会・自治会へ、住所・氏名・連絡先などを事前に知らせておくことについて、どう思われますか。(単数回答)

災害時の避難のためにあらかじめ連絡先などを知らせておくことについては、全体において「最低限の情報ならば、知らせておいてもいい」が高率となっています。



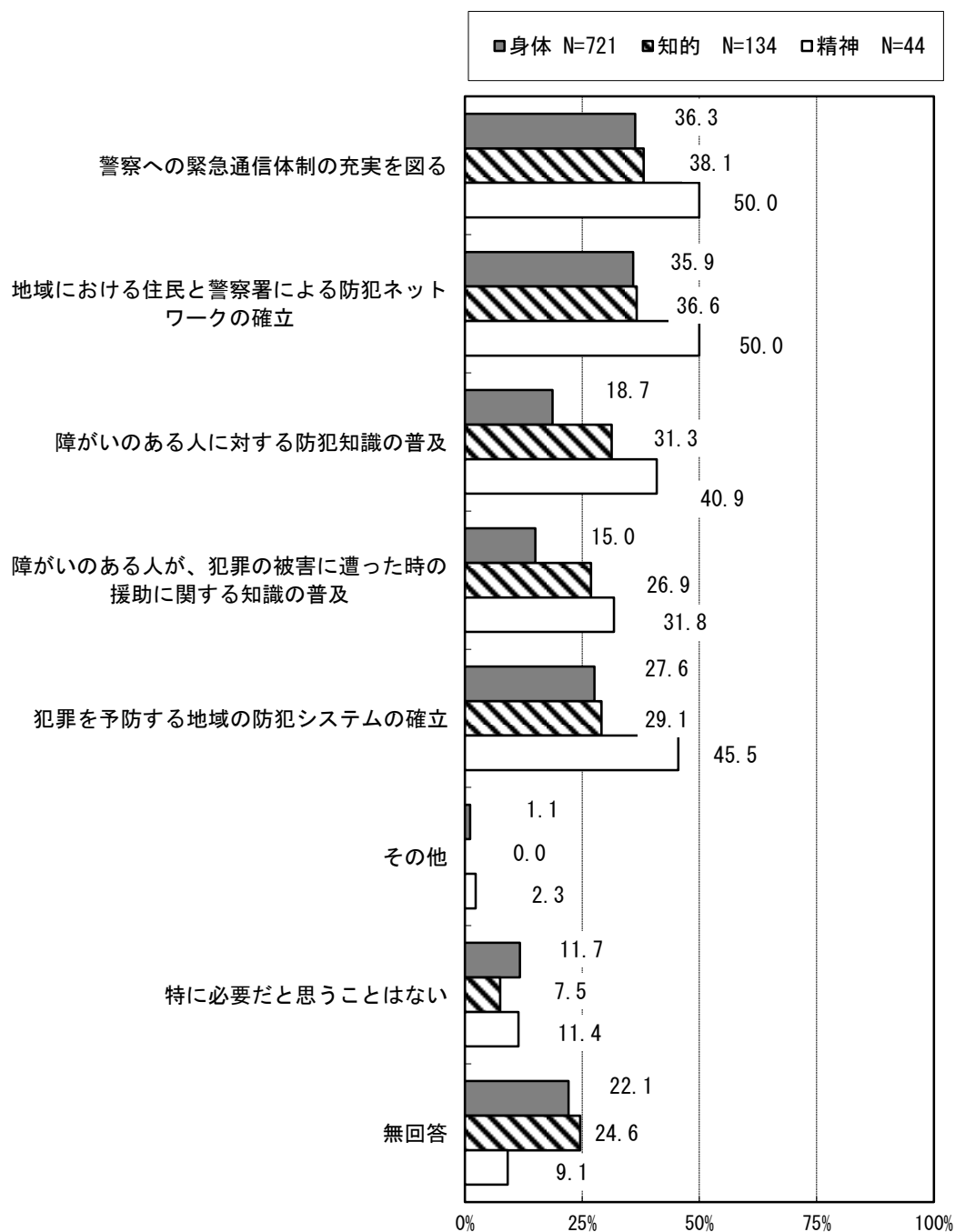
3 5 あなたは、犯罪被害にあうことへの不安はありますか。

犯罪被害にあうことへの不安では、全体において「ある」が半数近くとなっています。



3 6 犯罪被害にあわないための防犯対策について、あなたが必要だと思うものは何ですか。（複数回答）

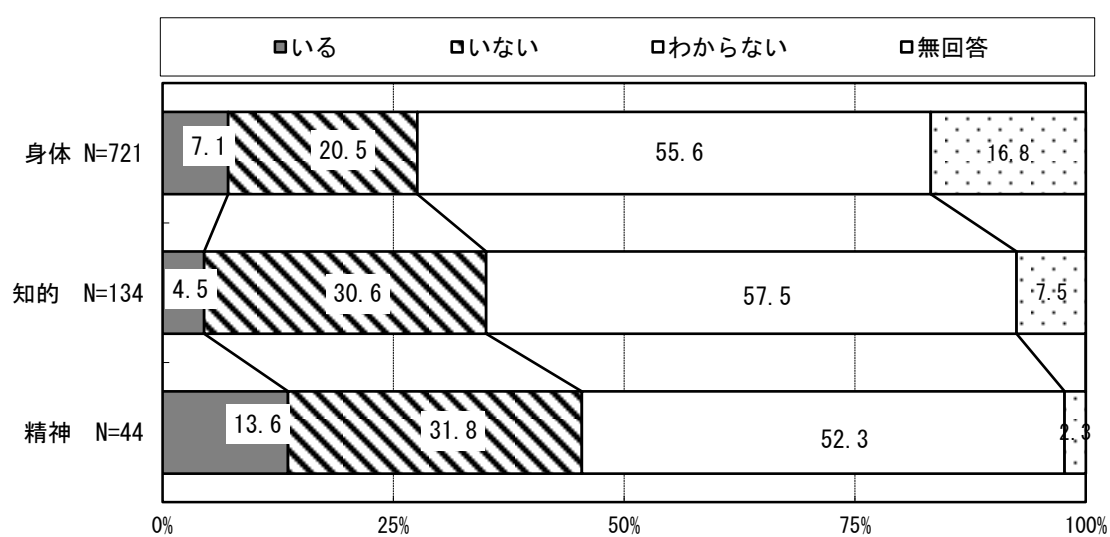
犯罪被害にあわないために必要だと思うものでは、以下のとおりすべての項目について必要だと感じているようです。



1 1 障害者福祉施策について

3 7 障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す「ノーマライゼーション（共生社会）」という考え方がありますが、この「ノーマライゼーション（共生社会）」は串間市民に十分理解されていると思いますか。（単数回答）

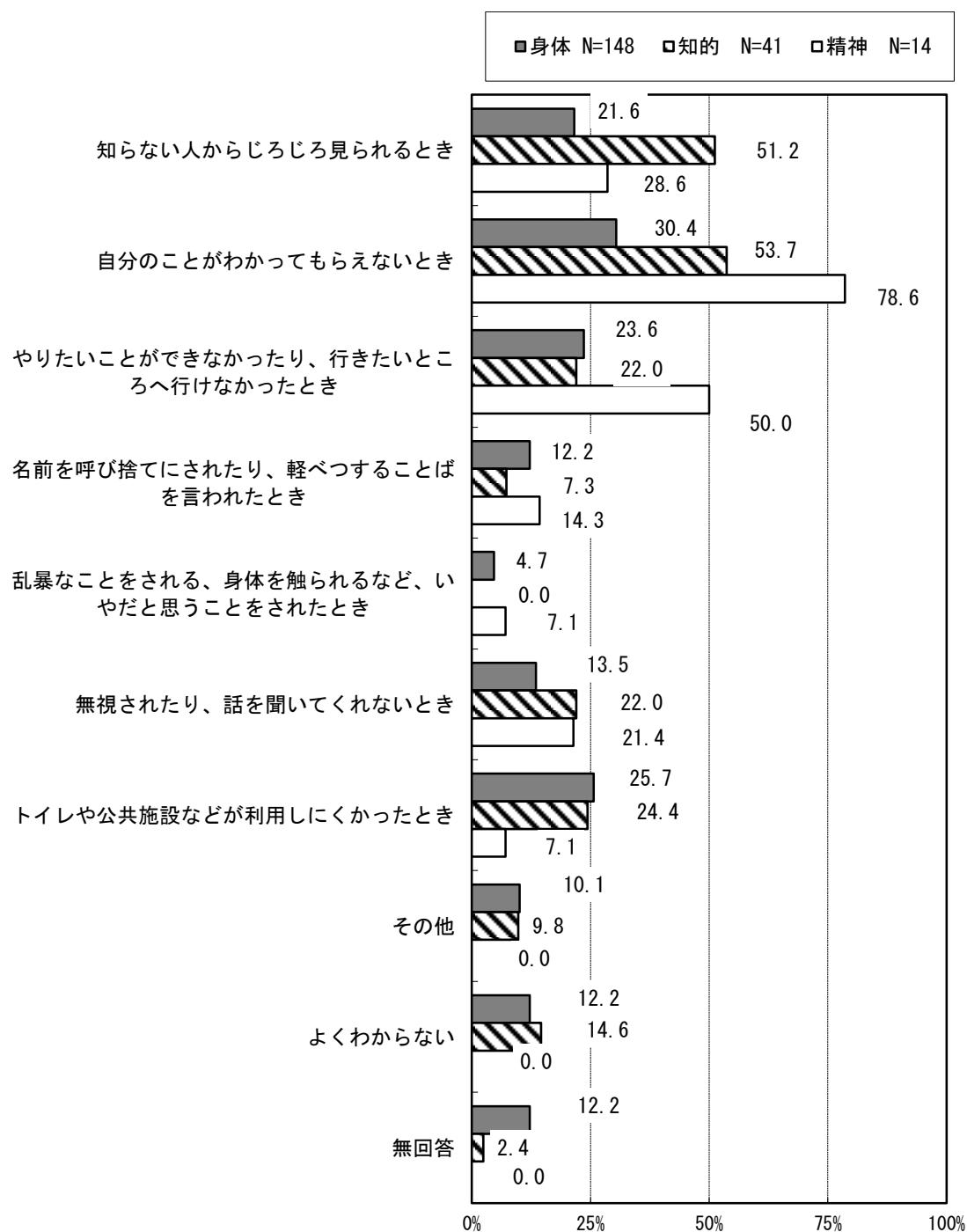
「ノーマライゼーション（共生社会）」の考え方は串間市民に理解されていると思うかどうかについては、全体において「わからない」が高率となっています。



◆ 37で「いない」を選ばれた方

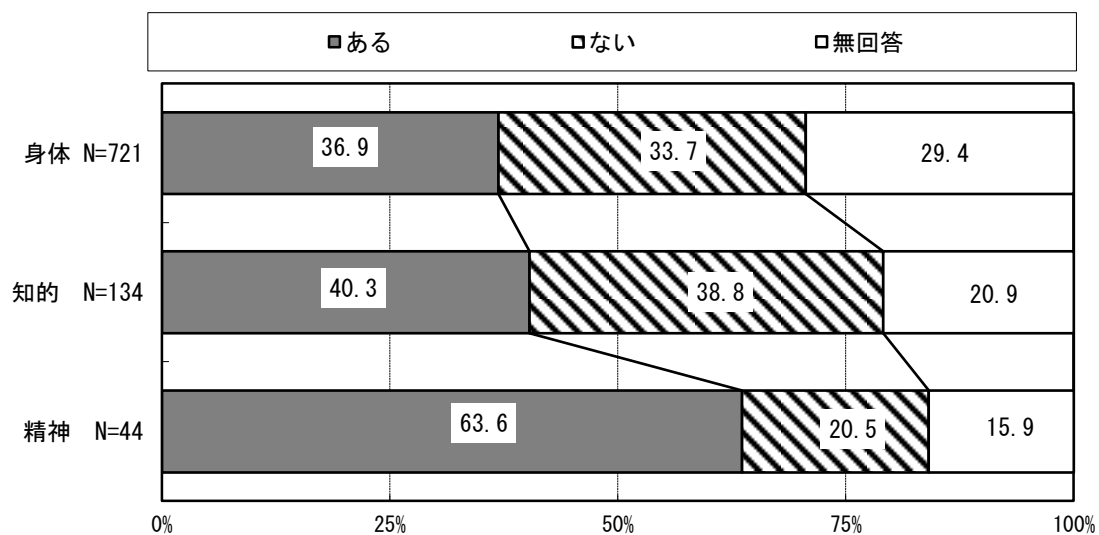
37-1 どのような時に理解されていないと感じますか。(複数回答 3つまで)

理解されていないと感じるときでは、身体障害者手帳を持っている人では「自分のことがわかってもらえないとき」と「トイレや公共施設などが利用しにくかったとき」が、療育手帳を持っている人では「自分のことがわかってもらえないとき」と「知らない人からじろじろ見られるとき」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「自分のことがわかってもらえないとき」と「やりたいことができなかったり、行きたいところへ行けなかったとき」が高率となっています。



38 あなたは障がいがあるためにあきらめたくないのに、あきらめたことはありますか。
(単数回答)

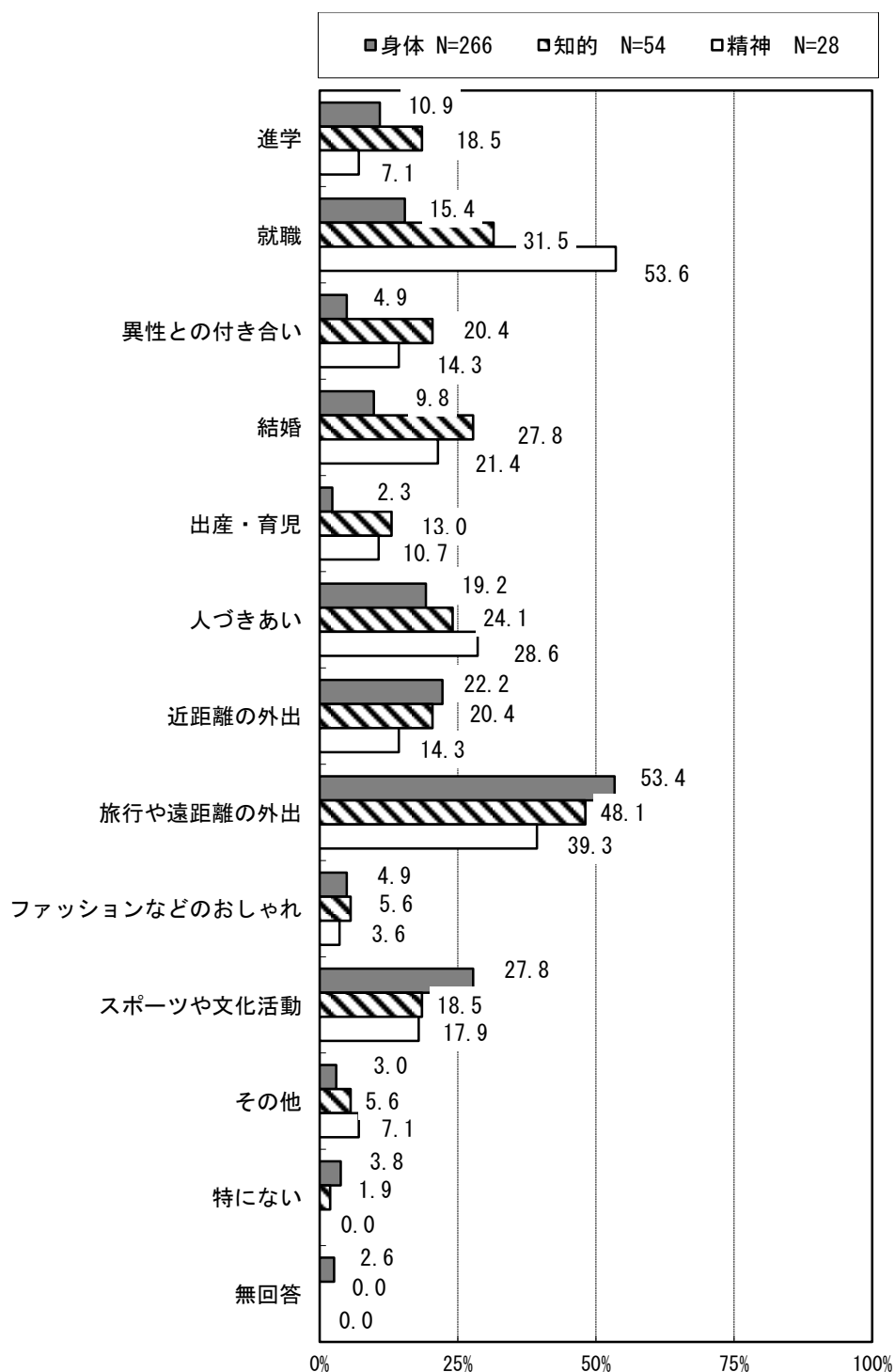
障がいがあるためにあきらめたくないのにあきらめたことの有無では、全体において「ある」が高率となっています。精神障害者保健福祉手帳を持っている人では6割以上で「ある」となっています。



◆ 38で「ある」を選ばれた方

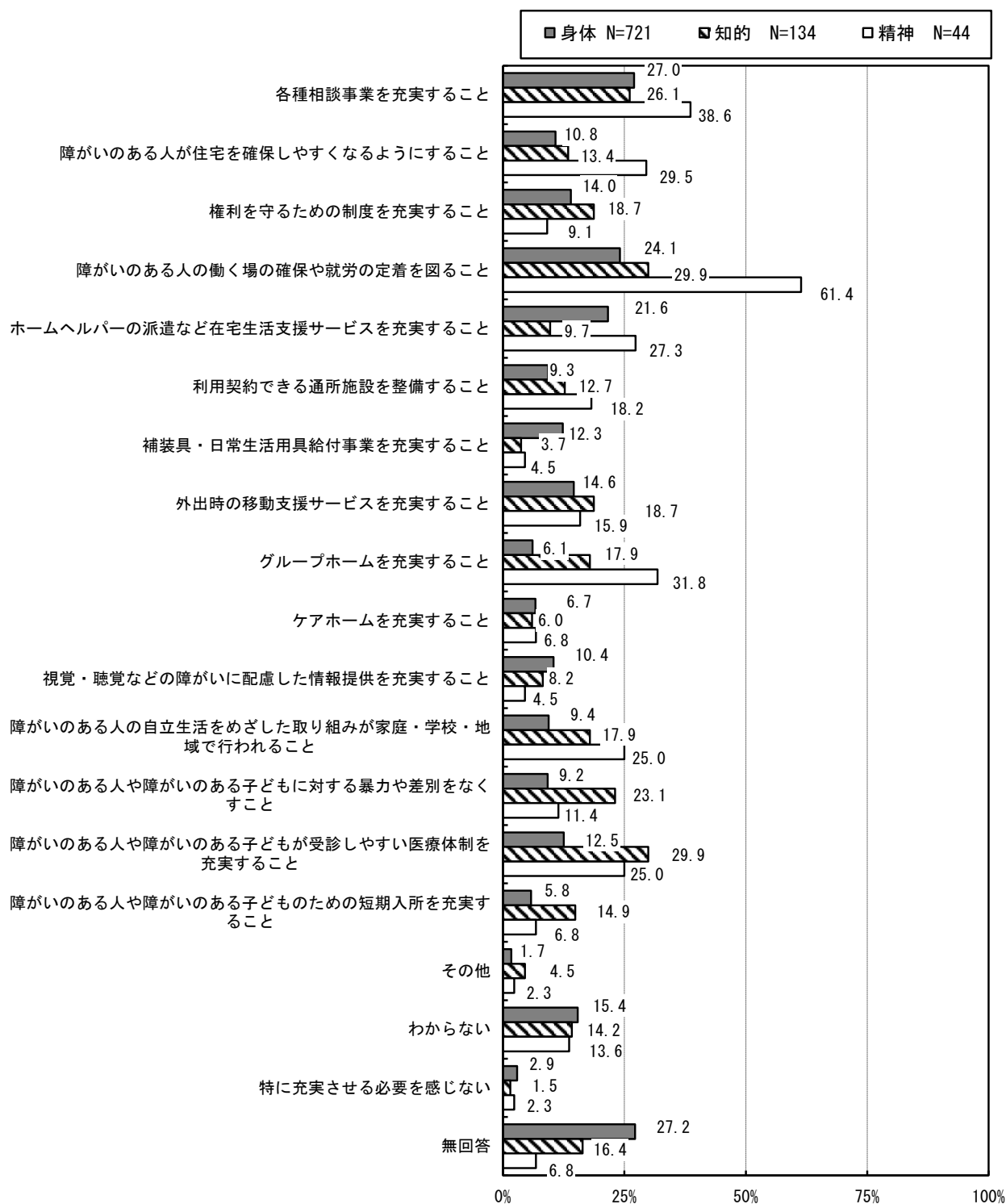
38-1 障がいがあるためにあきらめたくないのに、あきらめたことは何ですか。
(複数回答)

障がいがあるためにあきらめたことでは、身体障害者手帳を持っている人と療育手帳を持っている人では「旅行や遠距離の外出」が、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「就職」が高率となっています。



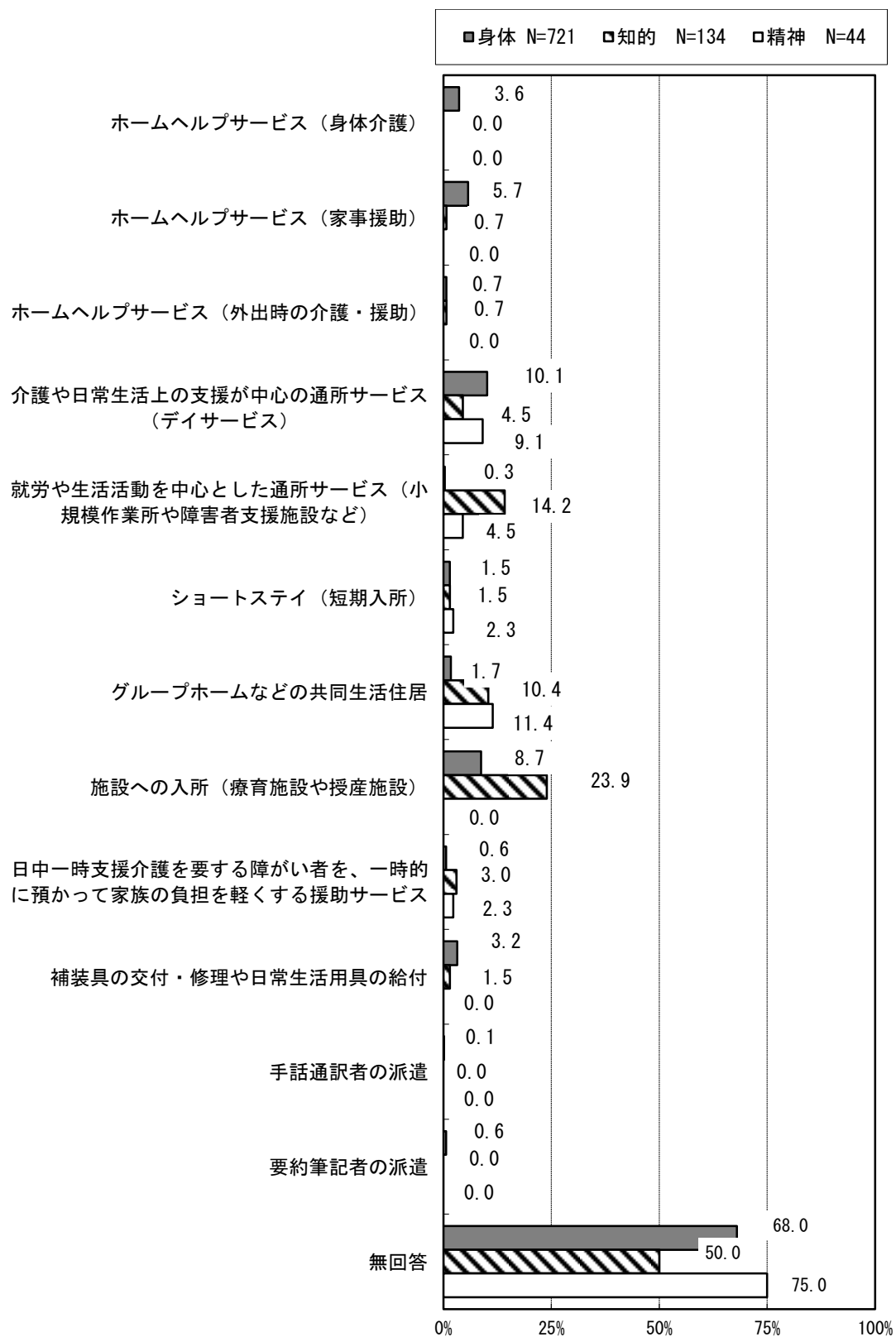
39 串間市は障がいのある方の施策について、どのようなことを充実させていけばよいと思いますか。(複数回答 重要と思うもの上位5つまで)

充実させたい障がいのある方の施策では、以下のグラフのとおりとなっています。特に、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が高率となっています。



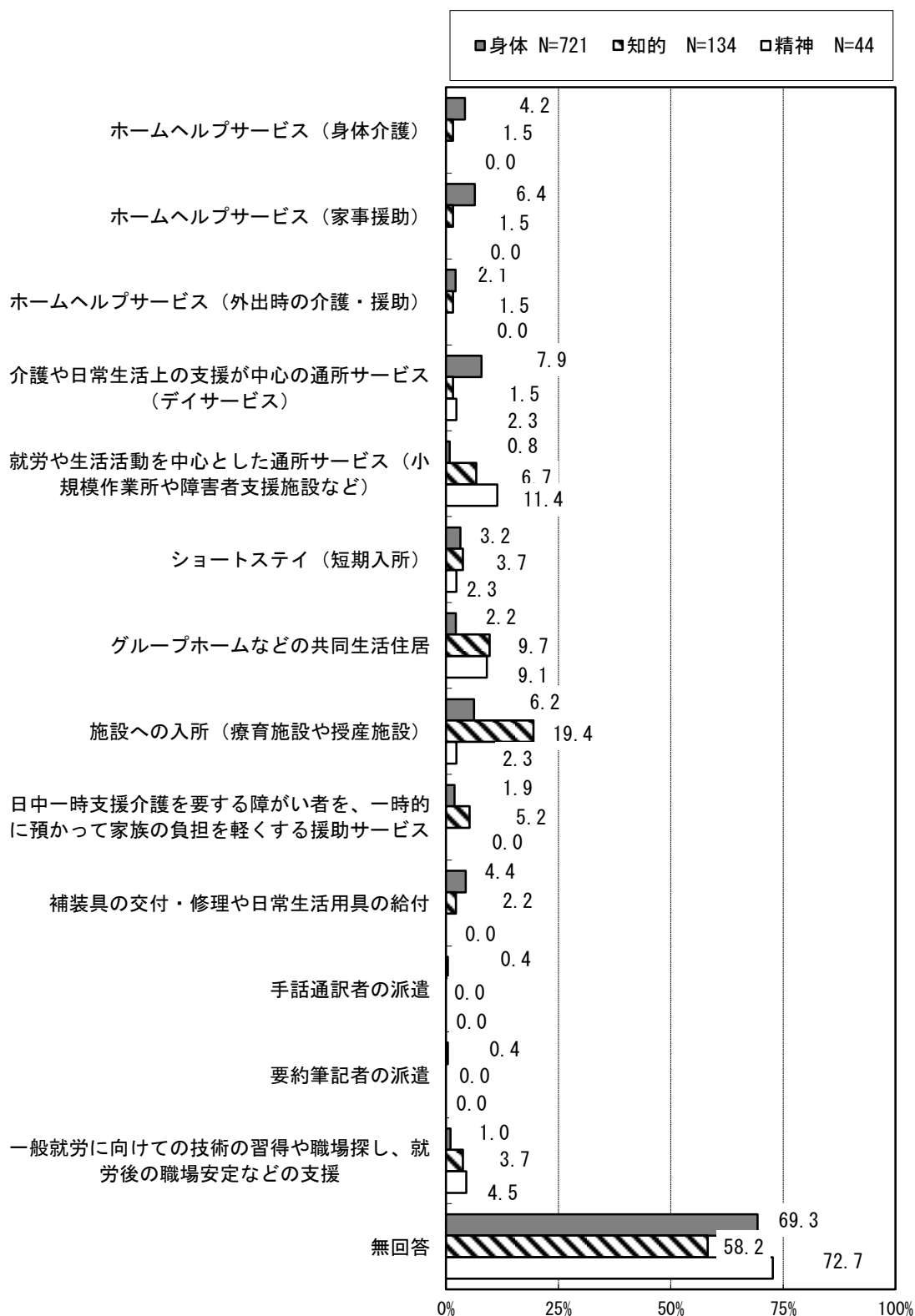
40 現在、利用している福祉サービスに○をつけてください。(複数回答)

現在、利用している福祉サービスでは、無回答が多いものの、以下のグラフのとおりとなっています。



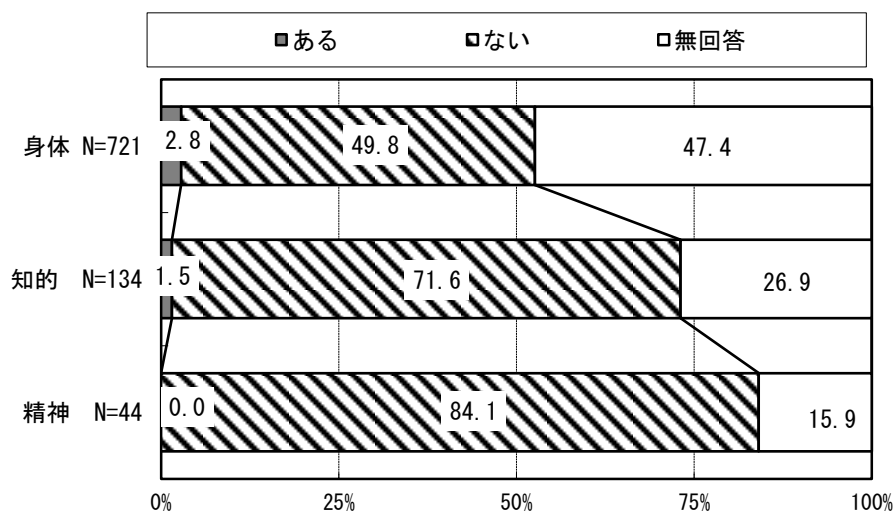
4 1 今後あなたは、次の福祉サービスの利用を希望しますか。(複数回答)

今後利用を希望する福祉サービスでは、無回答が多いものの、以下のグラフのとおりとなっています。



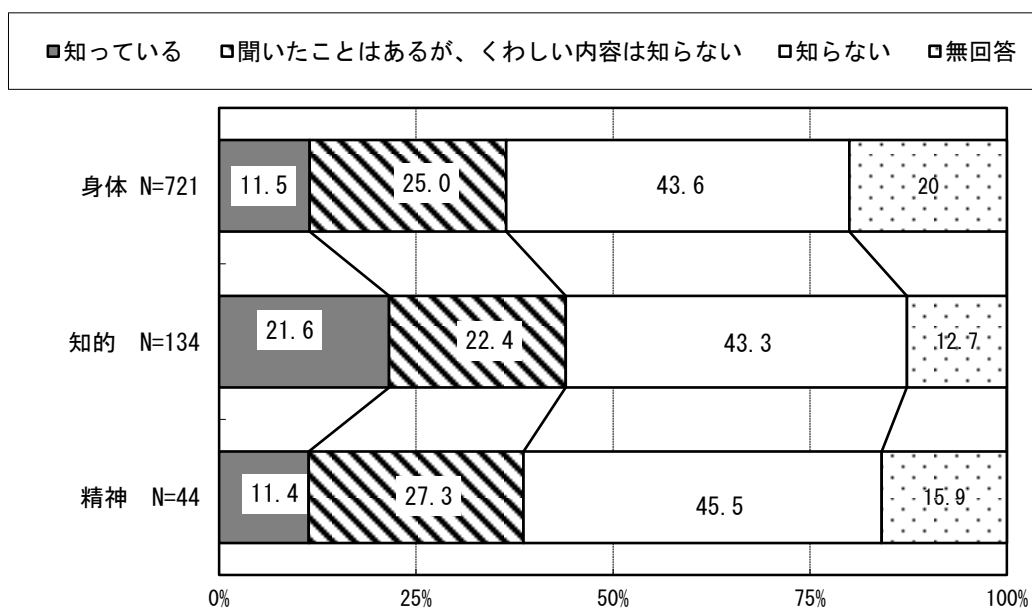
4 2 あなたは、自立支援法施行後、利用者負担の増加を理由にサービスを減らした、もしくは利用をやめたことはありますか。(単数回答)

利用者負担の増加を理由にサービスを減らしたりやめたことの有無では、全体において「ない」が高率となっています。



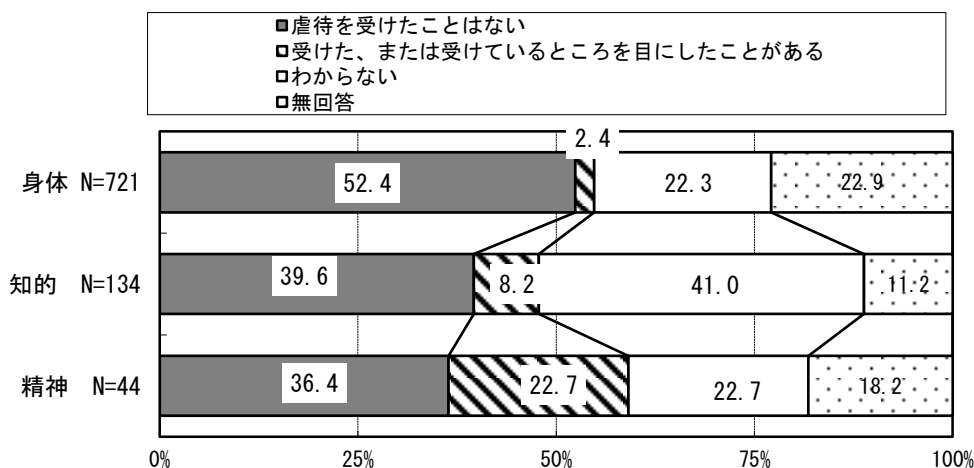
4 3 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」を知っていますか。(単数回答)

「虐待防止法」を知っているかでは、全体において「知らない」が高率となっています。



4 4 あなたは今までに虐待を受けた、または受けているところを目にしたことがありますか。(単数回答)

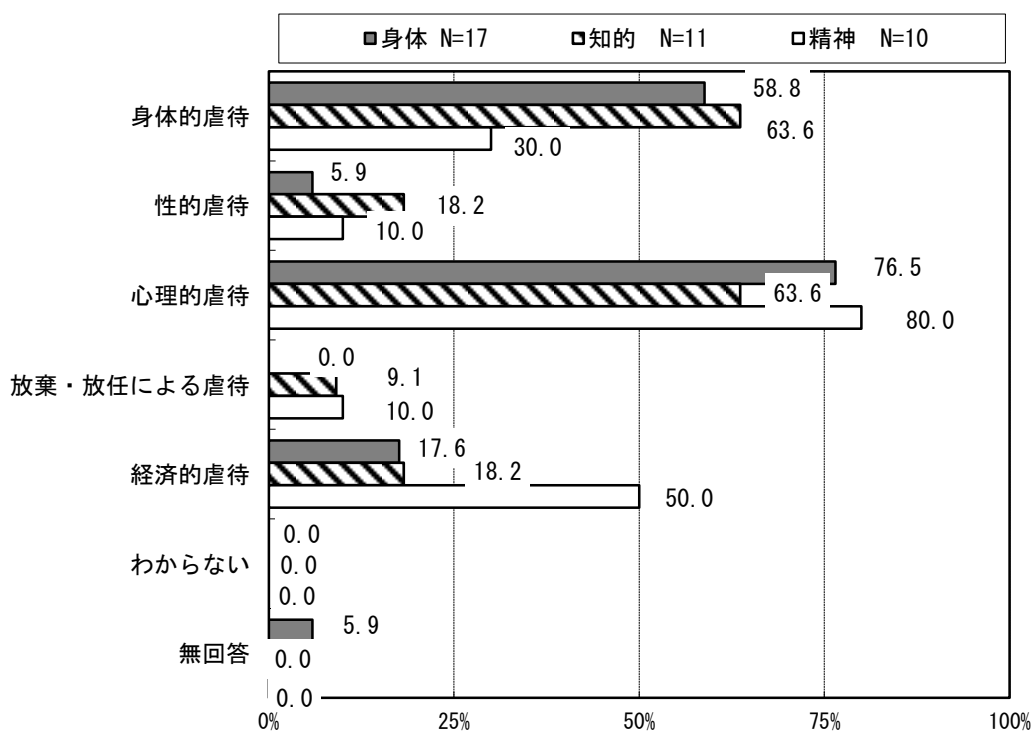
今までに虐待を受けた、または受けているところを目にしたことがあるかでは、全体において「虐待を受けたことはない」が高率となっていますが、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では、「受けた、または受けているところを目にしたことがある」が約2割となっています。



◆ 4 4 で「受けた、または受けているところを目にしたことがある」を選ばれた方

4 4 - 1 それはどのような虐待ですか。(複数回答)

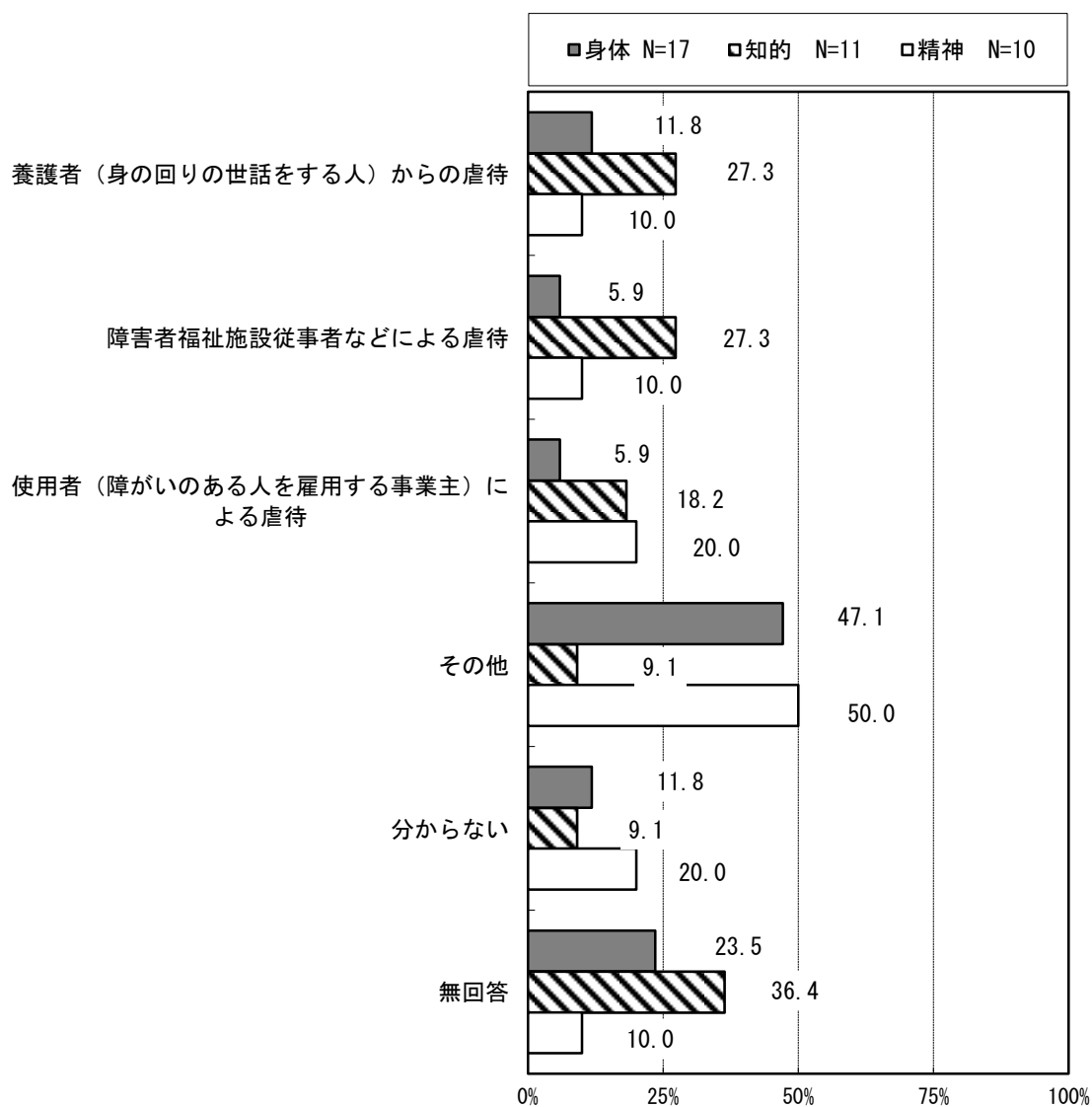
どのような虐待を受けたかでは、全体において「心理的虐待」が高率となっています。また身体障害者手帳を持っている人と療育手帳を持っている人では「身体的虐待」と、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「経済的虐待」も高率となっています。



◆ 4 4 で「受けた、または受けているところを目にしたことがある」を選ばれた方

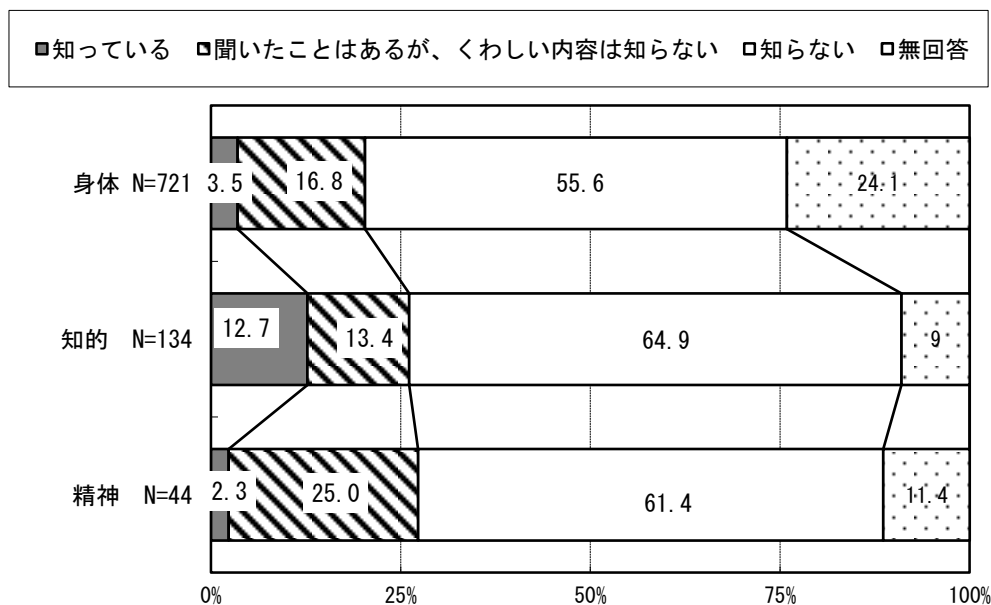
4 4 - 2 それは誰から受けた虐待、または受けているところを見たものですか。
(複数回答)

虐待を受けたり見たりしたのは誰からのものかでは、以下のグラフのとおりとなっています。



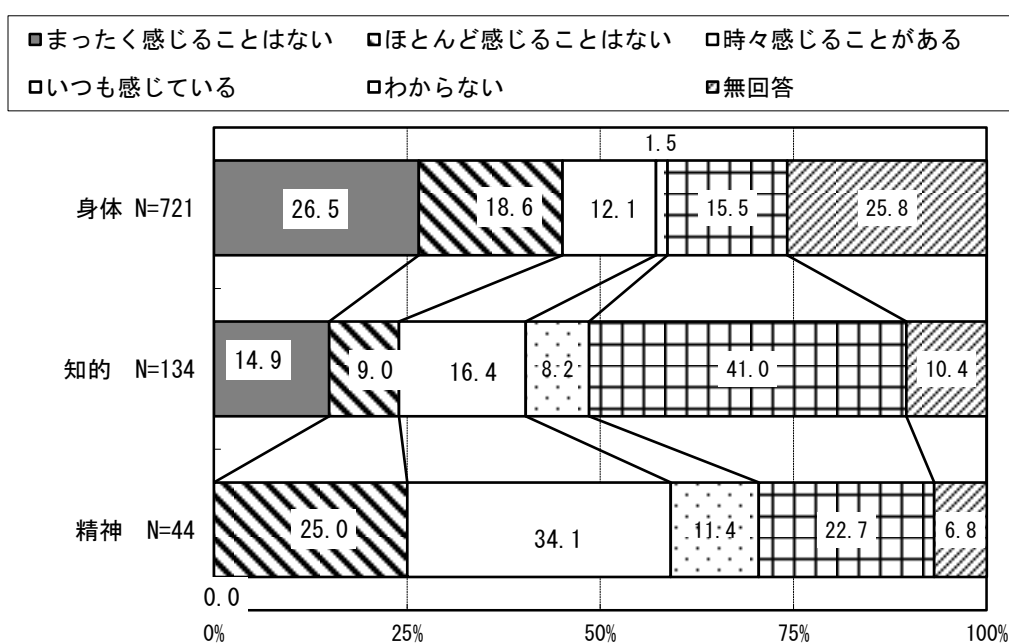
4 5 平成25年6月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(単数回答)

「障害者差別解消法」を知っているかでは、全体において「知らない」が高率となっています。



4 6 疾病があることで、差別や人権侵害を受けていると感じることがありますか。(単数回答)

差別や人権侵害を受けていると感じることがあるかでは、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「いつも感じている」が高率となっています。

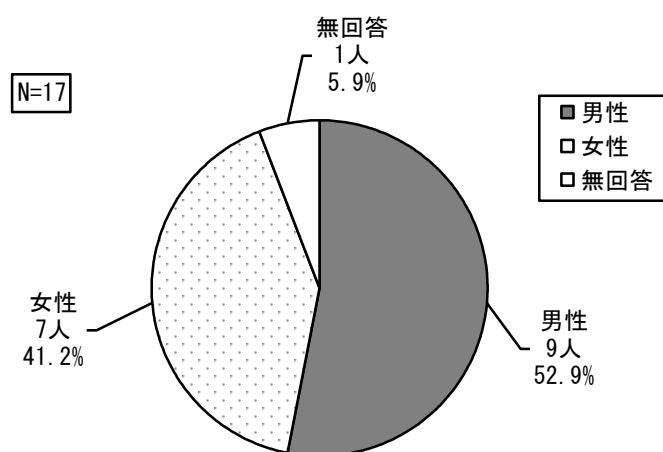


【特定疾病医療給付を受給している人】

1 あなたご自身について

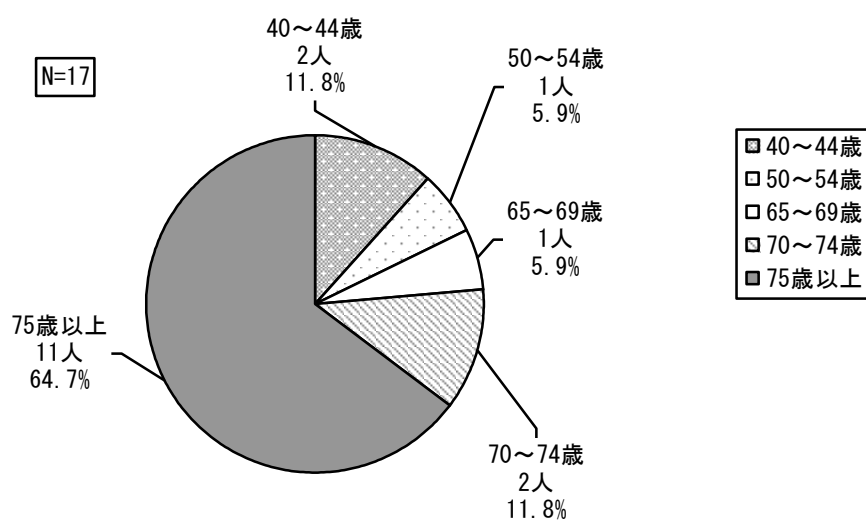
1 性別はどちらですか。(単数回答)

回答者の性別は、男性が9人で52.9%、女性が7人で41.2%、無回答が1人となっています。



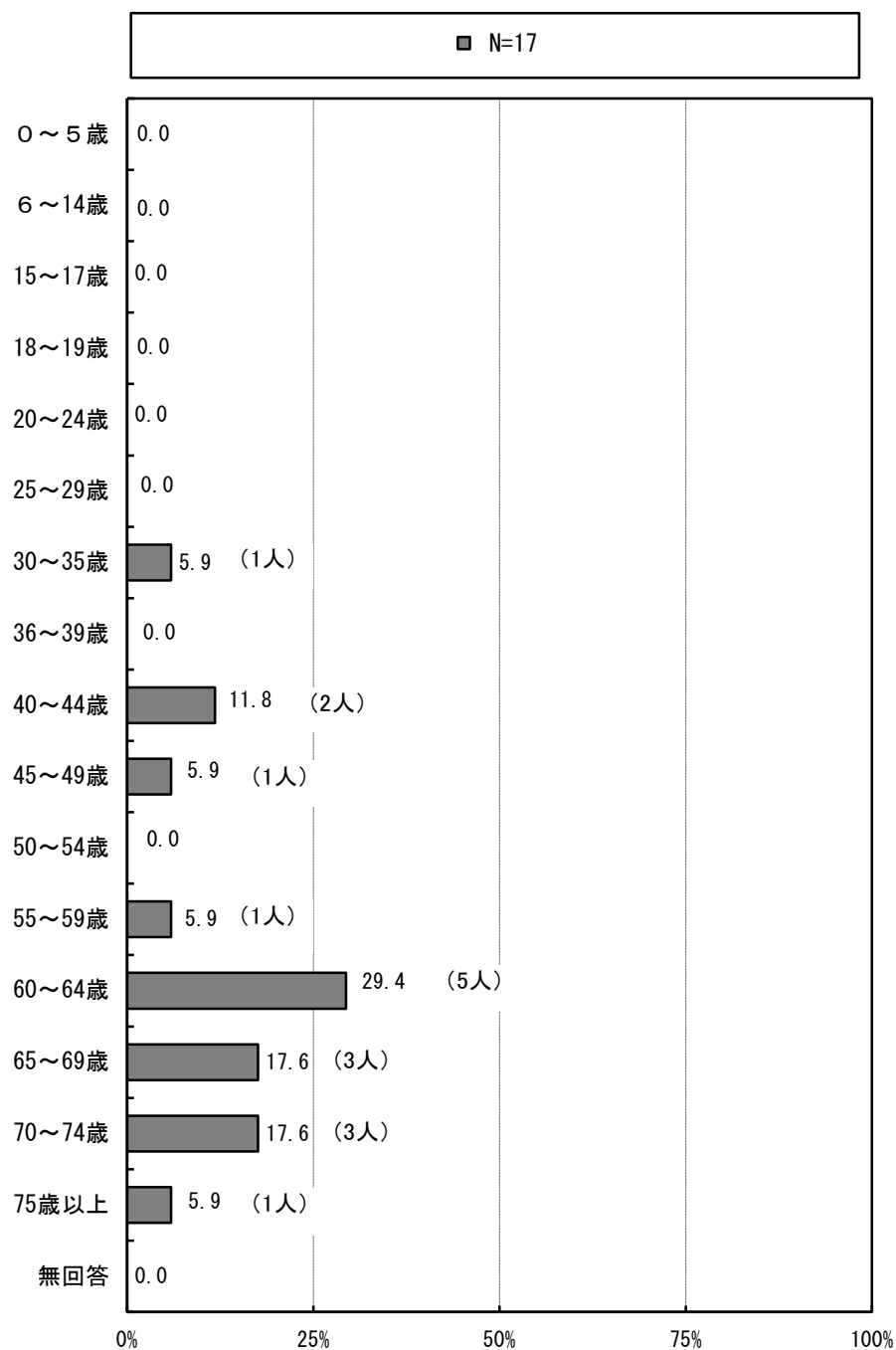
2 あなたの年齢を教えてください。(単数回答)

回答者の年齢は以下のグラフのとおりとなっています。



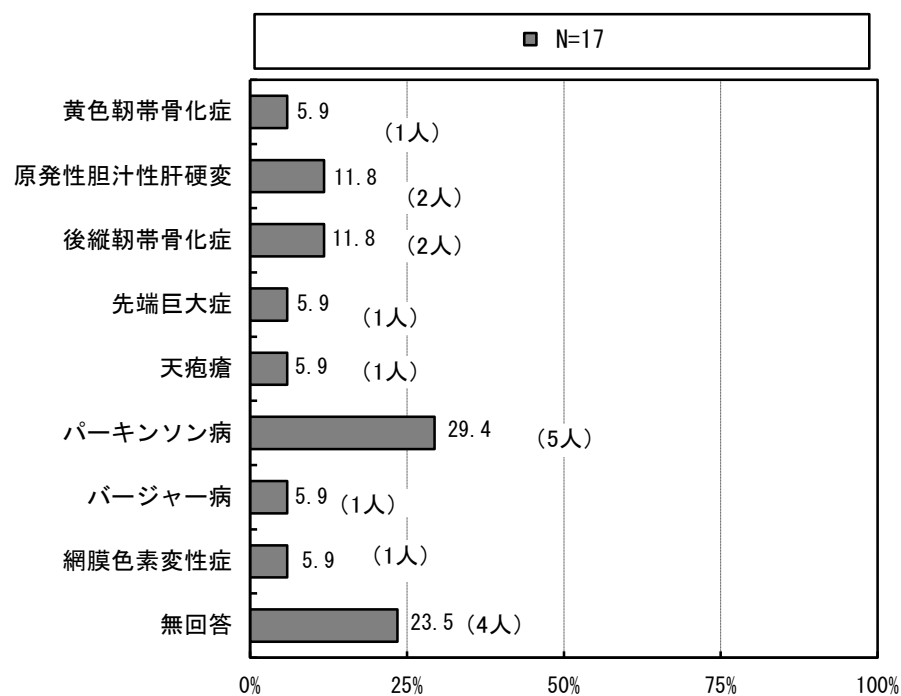
3 あなたが初めて病気（難病）と診断された時期は、何歳の時ですか。（単数回答）

初めて病気（難病）と診断された時期は、以下のグラフのとおりとなっています。



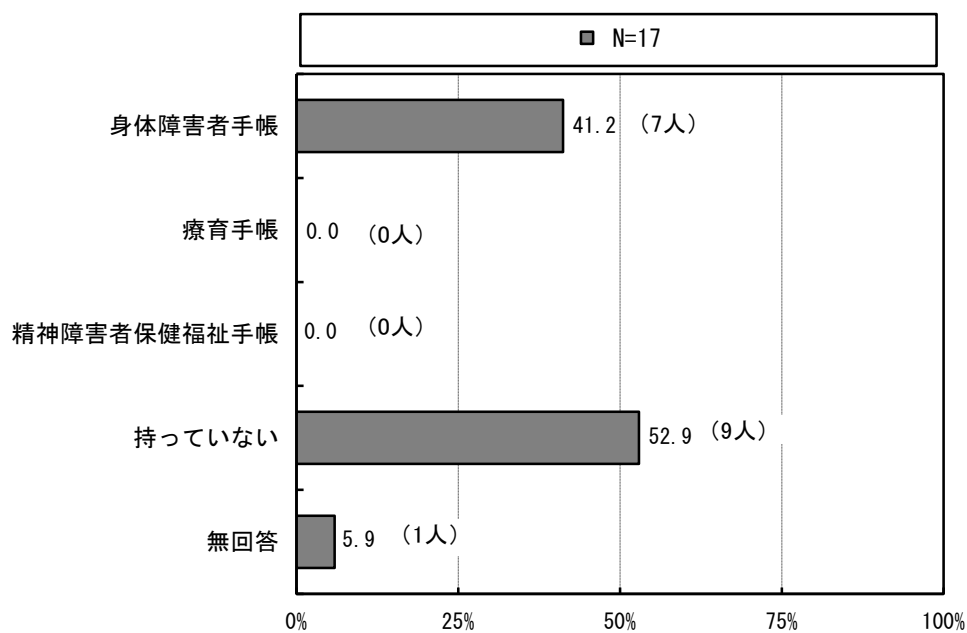
4 あなたの小児慢性特定疾病・特定疾病の具体的な病名はどれですか。(複数回答)

具体的な病名は、以下のグラフのとおりとなっています。



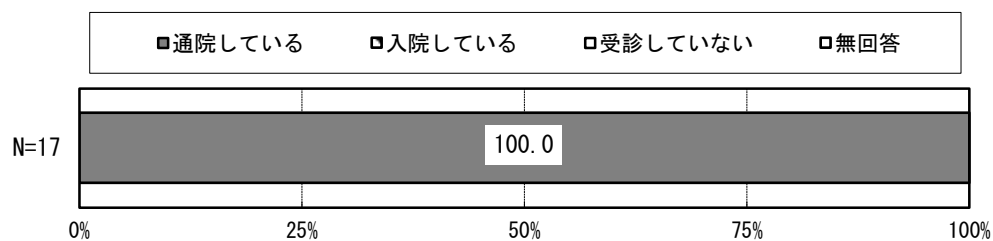
5 あなたは次のような手帳をお持ちですか。(複数回答)

持っている手帳の種類は、以下のグラフのとおりとなっています。



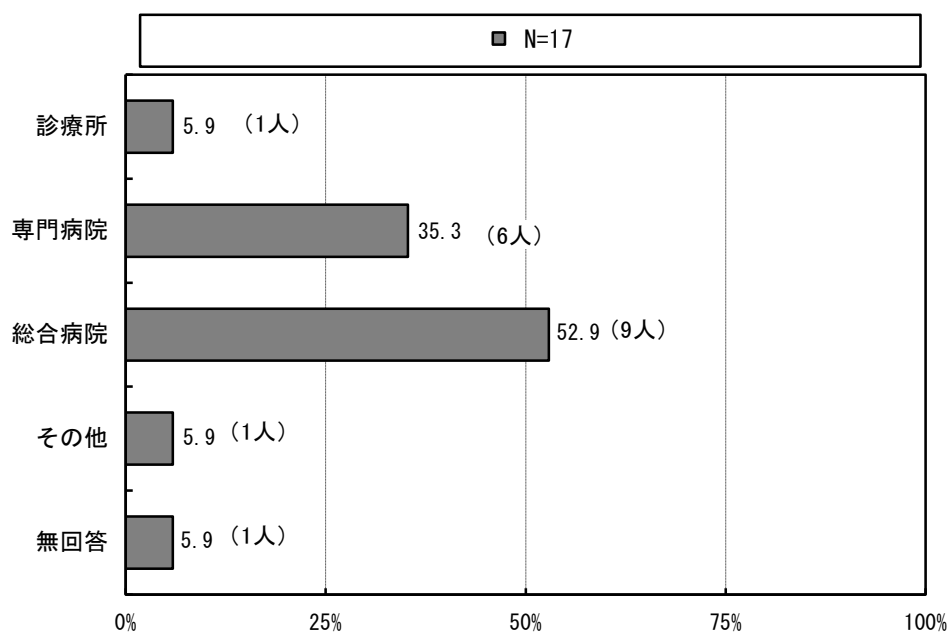
6 あなたは現在、通院していますか。それとも入院していますか。（単数回答）

「通院している」が100.0%となっています。



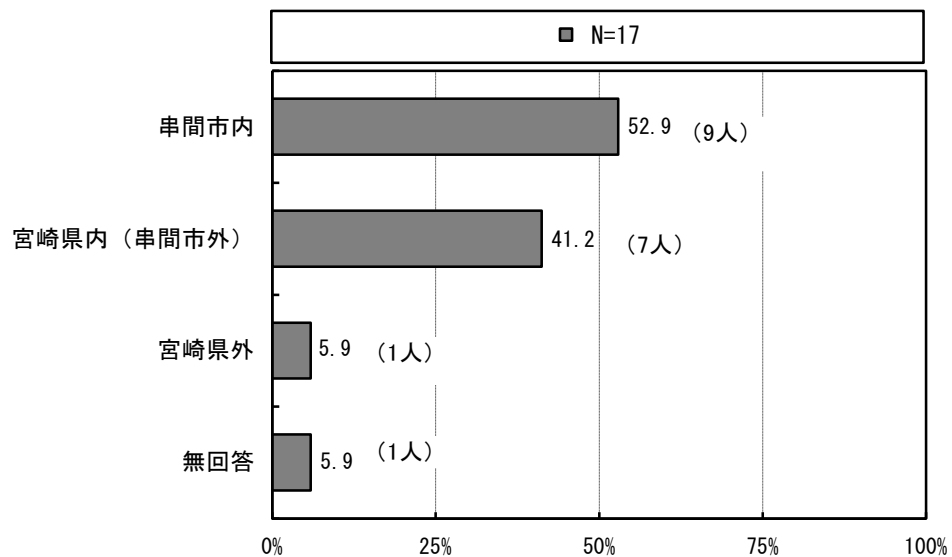
6-1 どのような医療機関に通院していますか。（複数回答）

「総合病院」が52.9%で高率となっています。



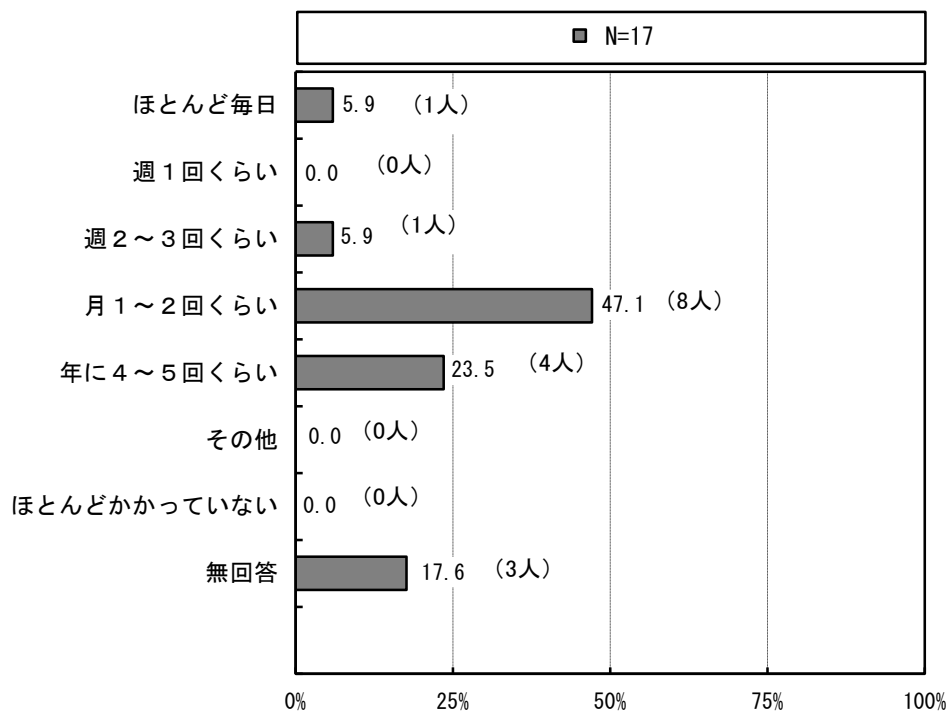
6-2 通院している医療機関の場所はどこですか。(複数回答)

通院している医療機関の場所は、「串間市内」が52.9%で高率となっています。



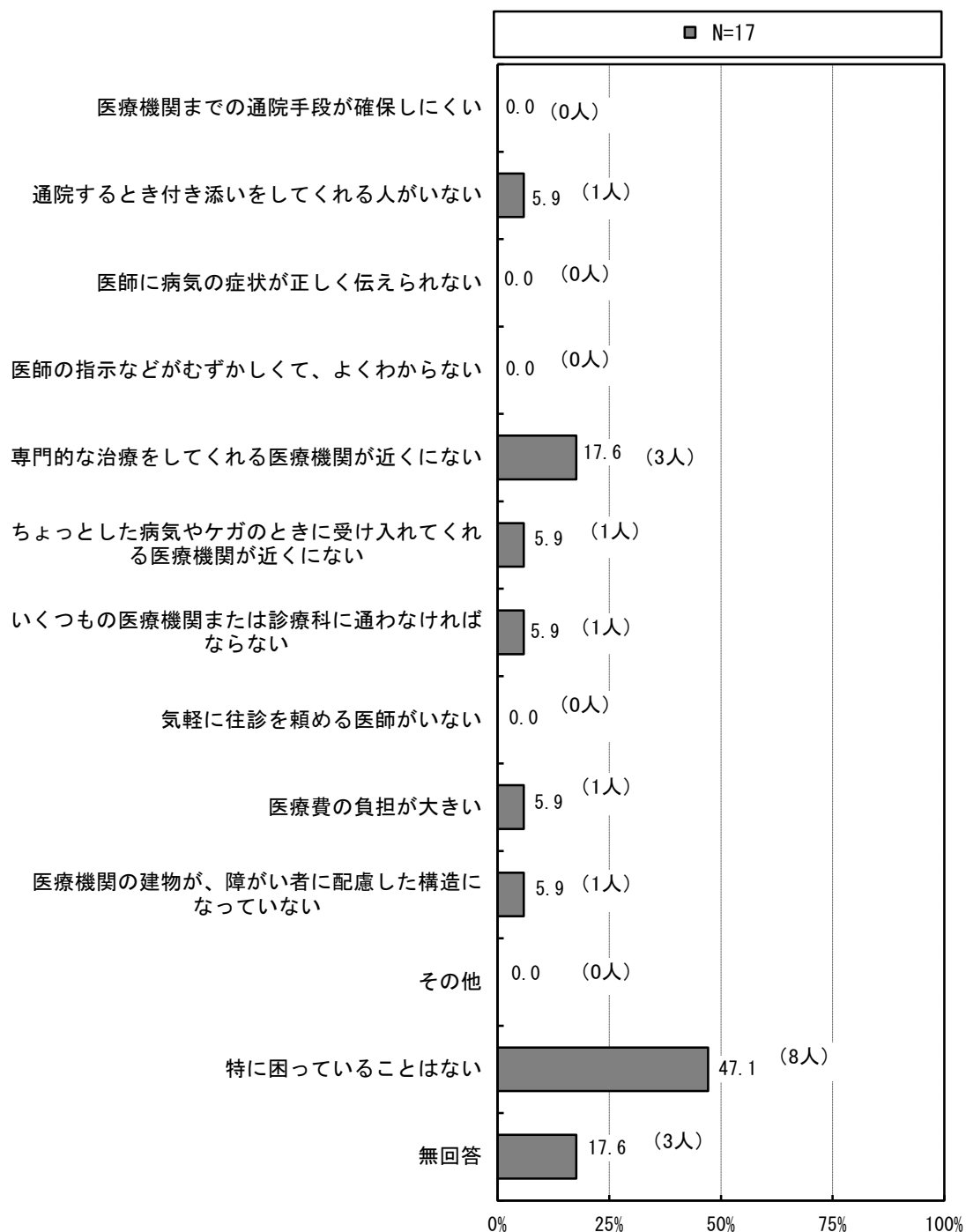
6-3 通院の頻度はどれくらいですか。(単数回答)

通院の頻度は、「月1～2回くらい」が47.1%で高率となっています。



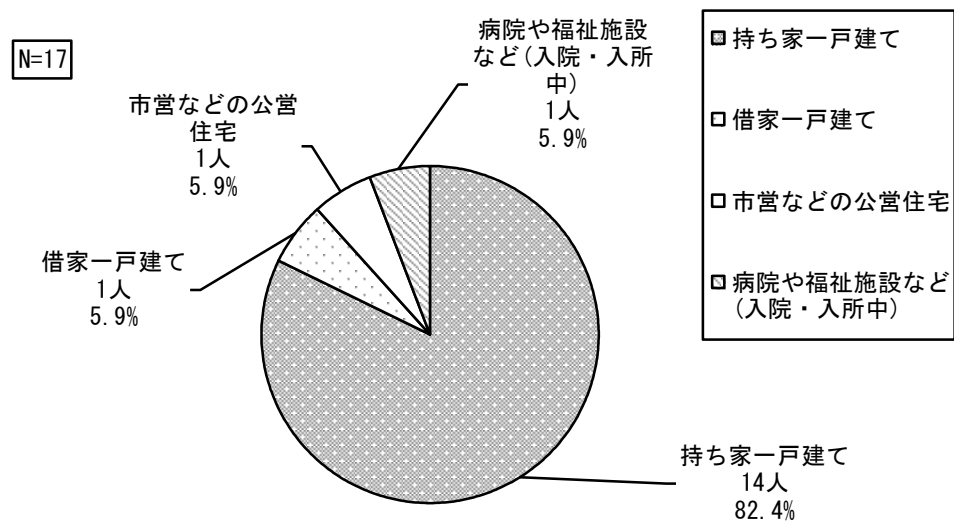
7 医療のことで、何か困っていることがありますか。(複数回答)

医療のことで困っていることは「特に困っていることはない」が47.1%で高率となっています。



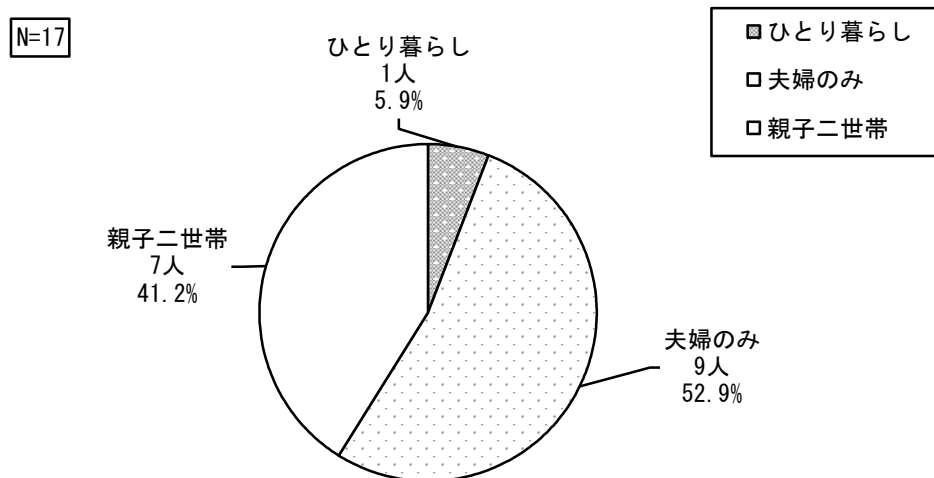
8 あなたは、どちらで生活していますか。(単数回答)

生活している場所は、「持ち家一戸建て」が82.4%で高率となっています。



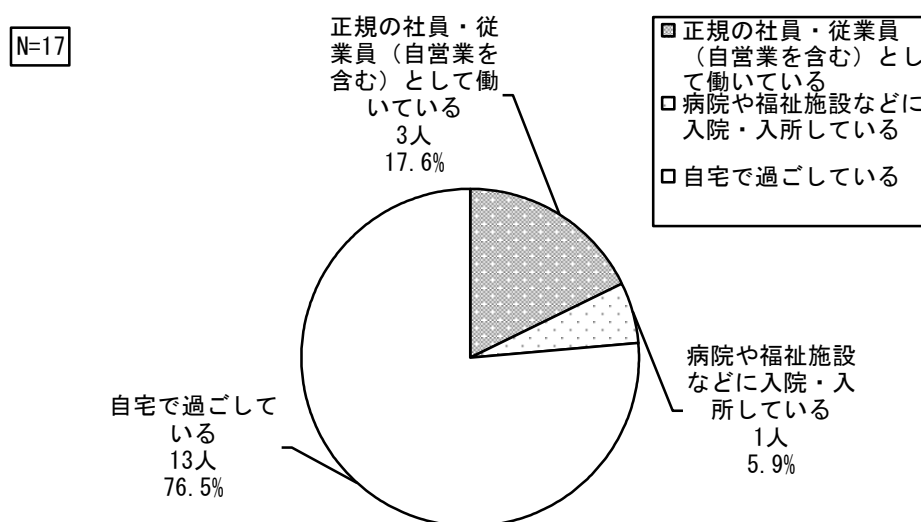
9 あなたの家族構成をおしえてください。(単数回答)

家族構成は、「夫婦のみ」が52.9%、「親子二世帯」が41.2%、「ひとり暮らし」が5.9%となっています。



10 あなたは、普段、主にどこで何をして過ごしていますか。(単数回答)

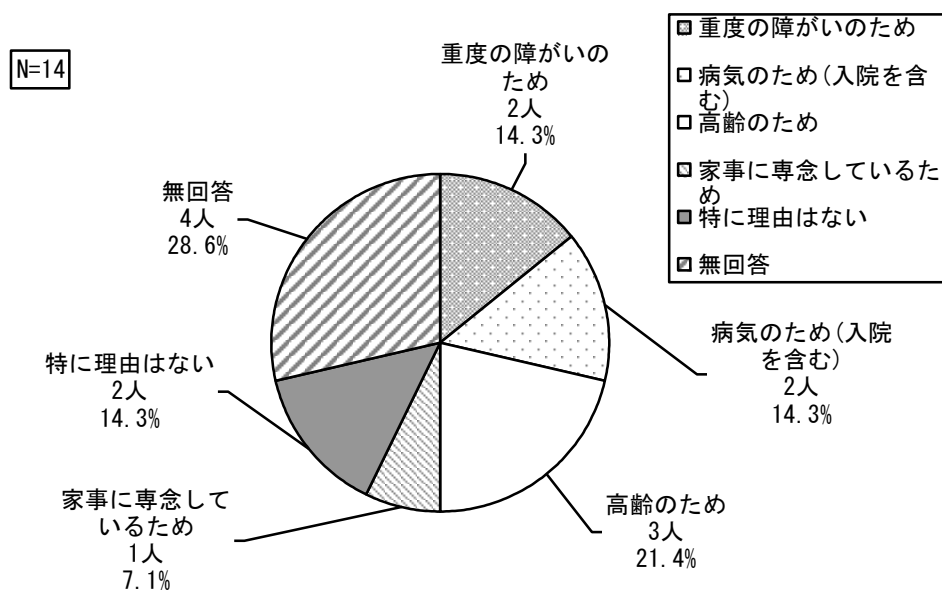
ふだん、主にどこで何をして過ごしているかでは、「自宅で過ごしている」が76.5%と高率となっています。



◆ 10で「病院や福祉施設などに入院・入所している」、「自宅で過ごしている」を選ばれ、就労・就学をしていない方

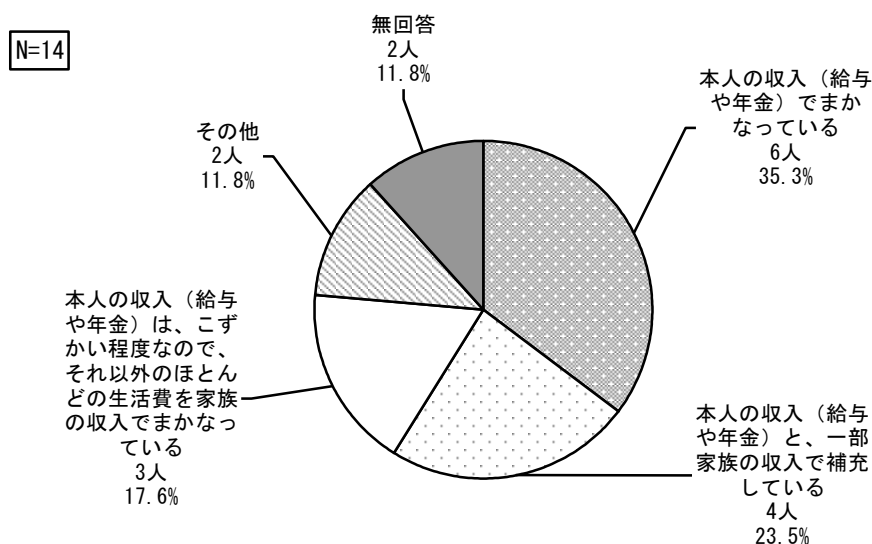
10-1 就労・就学していない理由は次のどれですか。(単数回答)

就労・就学していない理由は、以下のグラフのとおりとなっています。



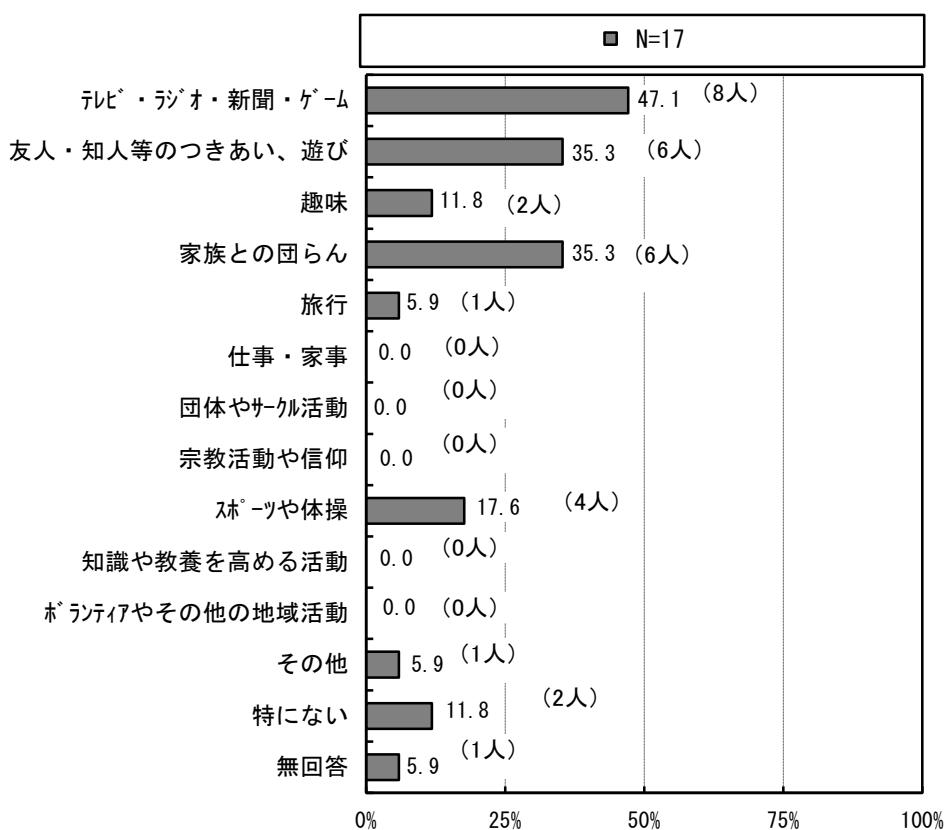
1 1 あなたは生活費をどのようにしていますか。(単数回答)

生活費をどのようにしているかでは、「本人の収入(給与や年金)でまかなっている」が35.3%、「本人の収入(給与や年金)と、一部家族の収入で補充している」が23.5%と、以下のグラフのとおりとなっています。



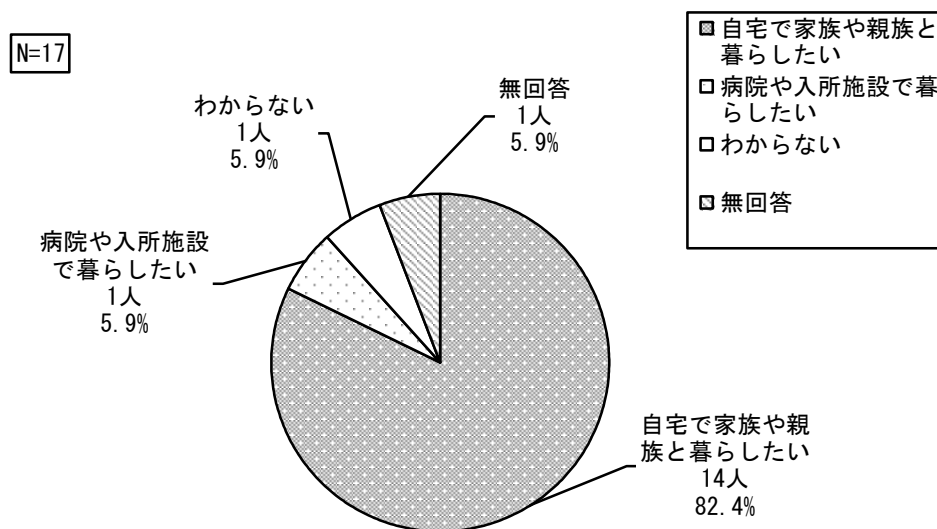
1 2 生活の中での楽しみは何ですか。(複数回答 3つまで)

生活の中での楽しみでは、「テレビ・ラジオ・新聞・ゲーム」が47.1%、ついで「友人・知人等のつきあい、遊び」と「家族との団らん」が35.3%と、以下のグラフのとおりとなっています。



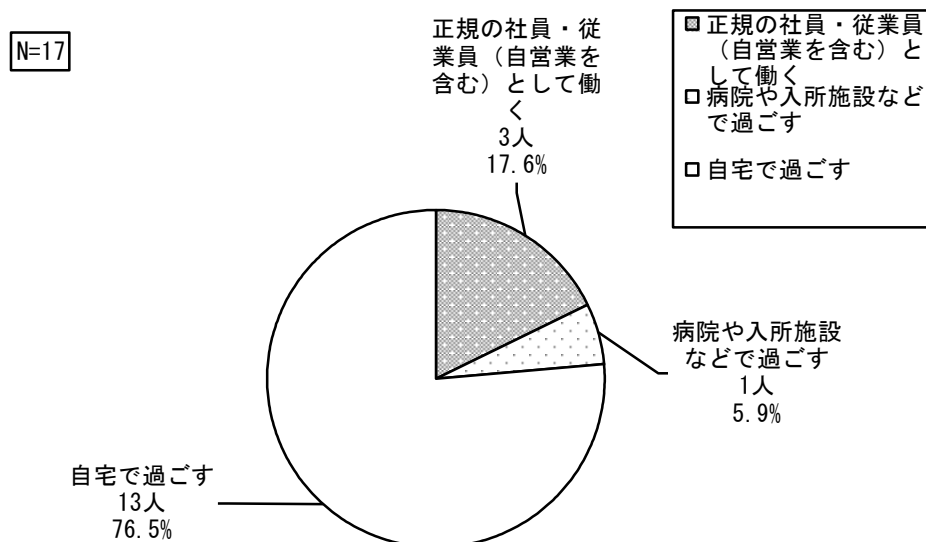
13 あなたは、これからの生活をどこで送りたいとお考えですか。（単数回答）

これからの生活をどこで送りたいかでは、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が高率となっています。



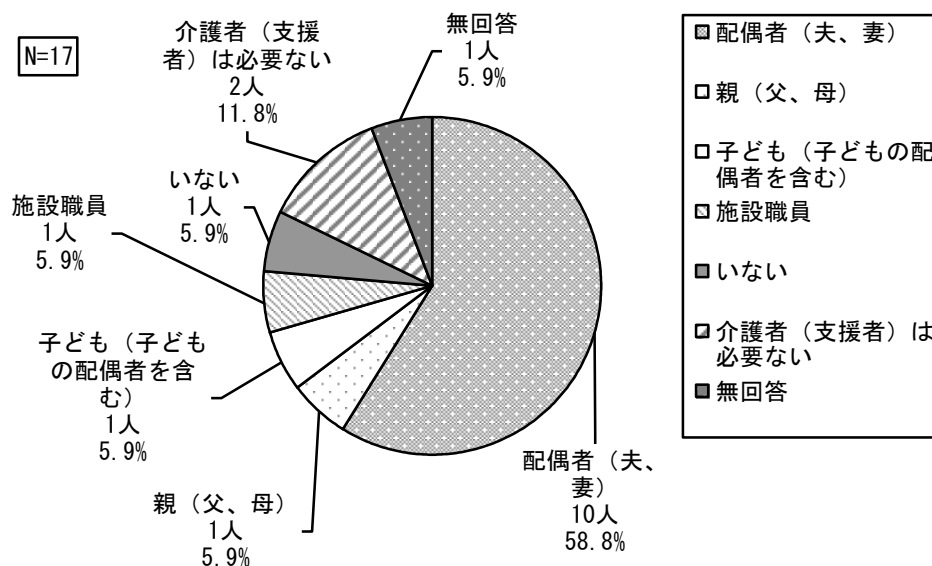
14 あなたは、今後、日中どのように過ごしたいと思いますか。（単数回答）

今後、日中どのように過ごしたいかでは、「自宅で過ごす」が高率となっています。



15 あなたの主な介護者（支援者）どなたですか。（単数回答）

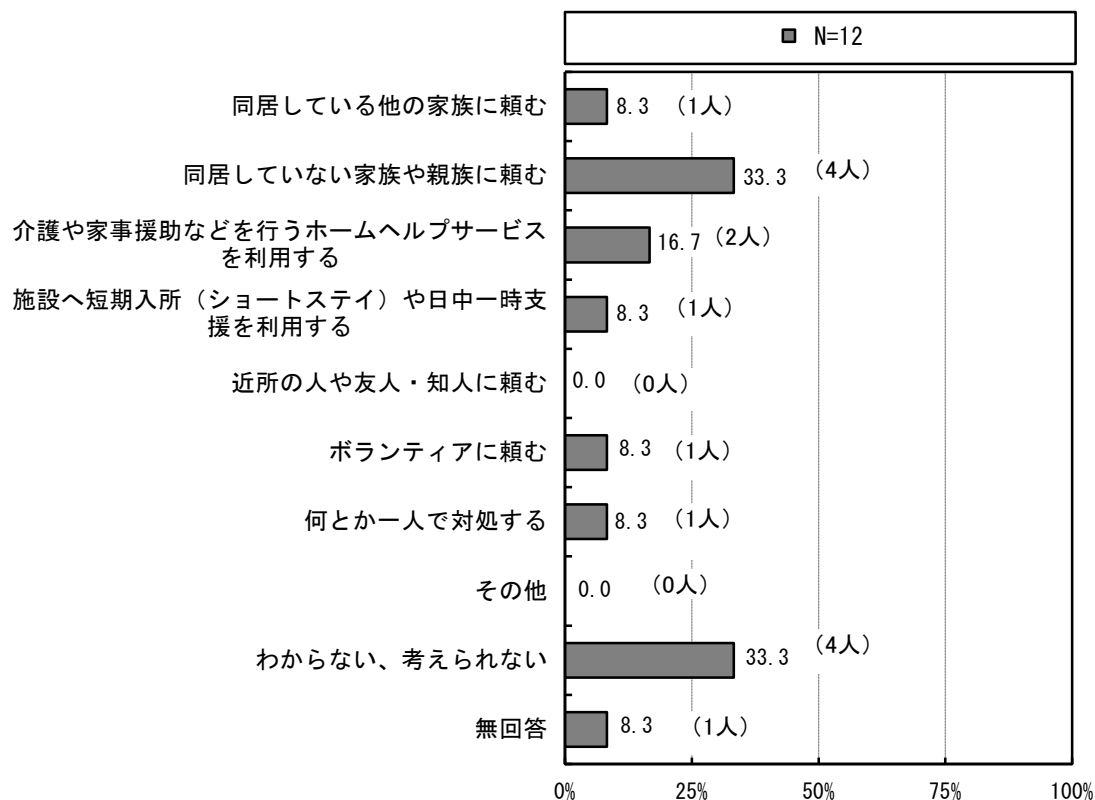
主な介護者（支援者）では、「配偶者（夫、妻）」が高率となっています。



◆ 15で「配偶者」、「親」、「子ども」を選ばれた方

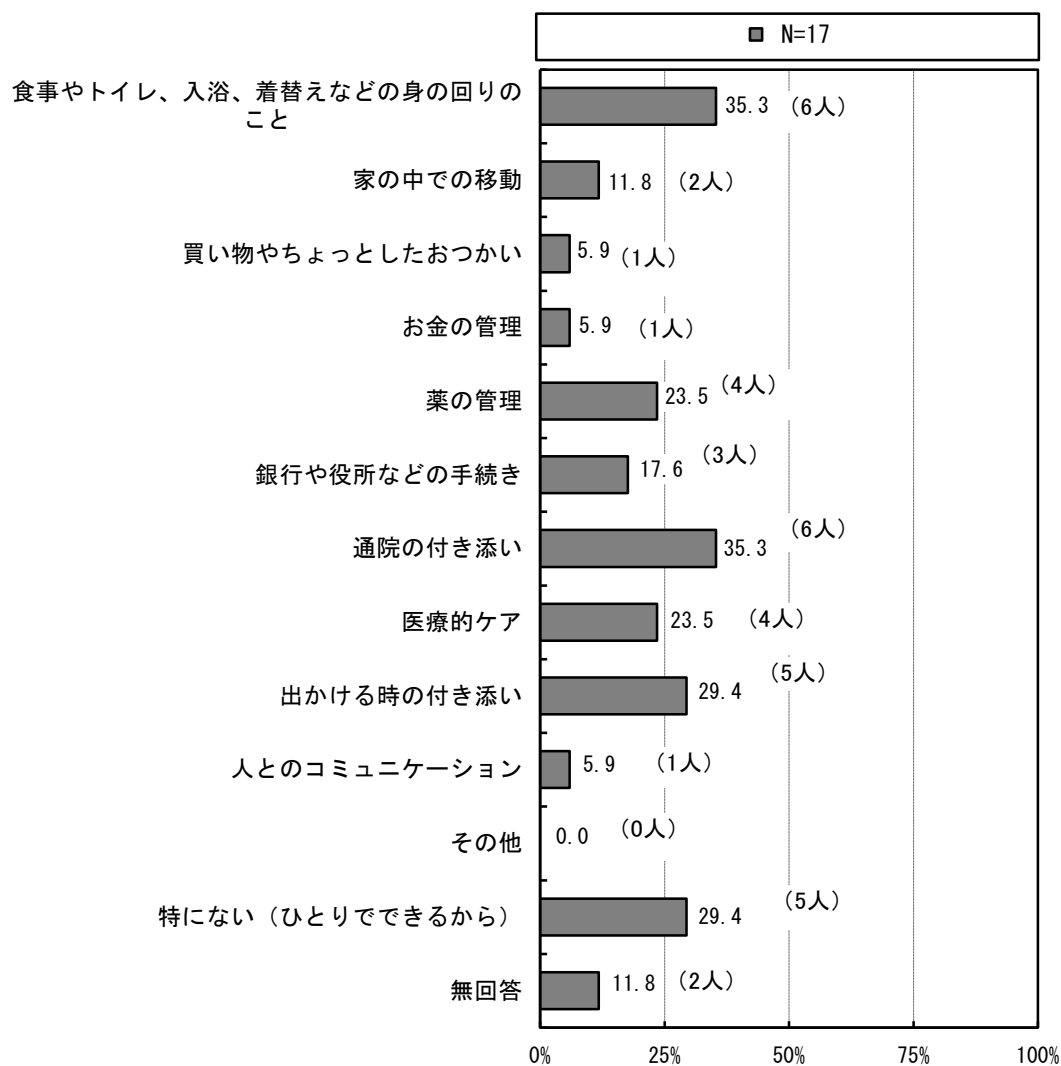
15-1 主な介助者が急病、事故、出産などのため介助が出来なくなった場合、どのように対応することができると良いと思いますか。（複数回答）

主な介助者が介助できなくなった場合の対応では、以下のグラフのとおりとなっています。



16 あなたが普段の生活で、援助が必要だと感じるのはどんなことですか。(複数回答)

普段の生活で、援助が必要だと感じることでは、「食事やトイレ、入浴、着替えなどの身の回りのこと」と「通院の付添」が35.3%、「出かける時の付き添い」と「特にない（ひとりのできるから）」が29.4%と以下のグラフのとおりとなっています。



2 就労・について（就労している方）

17 あなたは、1か月間に何日間くらい働いていますか。（単数回答）

1か月に何日間くらい働いているかは、以下の表のとおりとなっています。

	人	%
5日以内	0	0.0
6～10日	0	0.0
11～20日	0	0.0
21日以上	1	33.3
決まっていない	1	33.3
無回答	1	33.3
全体	3	100.0

18 あなたは、1日に何時間くらい働いていますか。（単数回答）

1日に何時間くらい働いているかは、以下の表のとおりとなっています。

	人	%
1時間未満	0	0.0
1時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	1	33.3
決まっていない	1	33.3
無回答	1	33.3
全体	3	100.0

19 あなたは、現在の仕事はどのようにして見つけましたか。（単数回答）

現在の仕事はどのようにして見つけたかは、以下の表のとおりとなっています。

	人	%
公共職業安定所（ハローワーク）	0	0.0
県・市の相談機関	0	0.0
家族・親族の紹介	1	33.3
学校の紹介	0	0.0
知人・友人の紹介	1	33.3
自分で探した	0	0.0
職業訓練校の紹介	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	33.3
全体	3	100.0

20 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。（複数回答）

仕事のことで悩んでいることや困っていることは、以下の表のとおりとなっています。

	人	%
収入が少ない	0	0.0
通院のための休暇がとりにくい	0	0.0
病気・障がいの為の休暇がとりにくい	0	0.0
自分にあった内容の仕事がない	0	0.0
職場でのコミュニケーションがうまくとれない	0	0.0
職場の人間関係がむずかしい	0	0.0
職場の机や出入口、通路などの設備が障がい者にあてていない	0	0.0
職場に障がい者用の手すりやスロープ、トイレ、駐車場などの設備がなく、使いにくい	0	0.0
職場までの通勤が大変である	0	0.0
障がいについての理解や協力をしてもらえない	0	0.0
障がいがない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある	0	0.0
仕事の内容が身体に負担となっている	0	0.0
その他	0	0.0
特に困っていることはない	1	33.3
無回答	2	66.7
全体	3	100.0

21 障がいのある方が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（複数回答 3つまで）

障がいのある方が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかについては、以下の表のとおりとなっています。

	人	%
自宅に近く、働く場があること	1	33.3
遠くても交通手段が整っていること	0	0.0
健康状態にあわせた働き方ができること	1	33.3
障がいのある人に適した仕事が容易されること	0	0.0
就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること	1	33.3
職業訓練など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	0	0.0
公的機関や民間企業が積極的に雇用すること	0	0.0
事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	0	0.0
職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること	0	0.0
介助者と一緒に働けること	0	0.0
同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	0	0.0
ジョブコーチ（職場適応援助者）など、職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	0	0.0
企業がトライアル雇用や各種助成金を活用してくれること	0	0.0
その他	0	0
わからない	0	0
無回答	2	66.7
全体	3	100.0

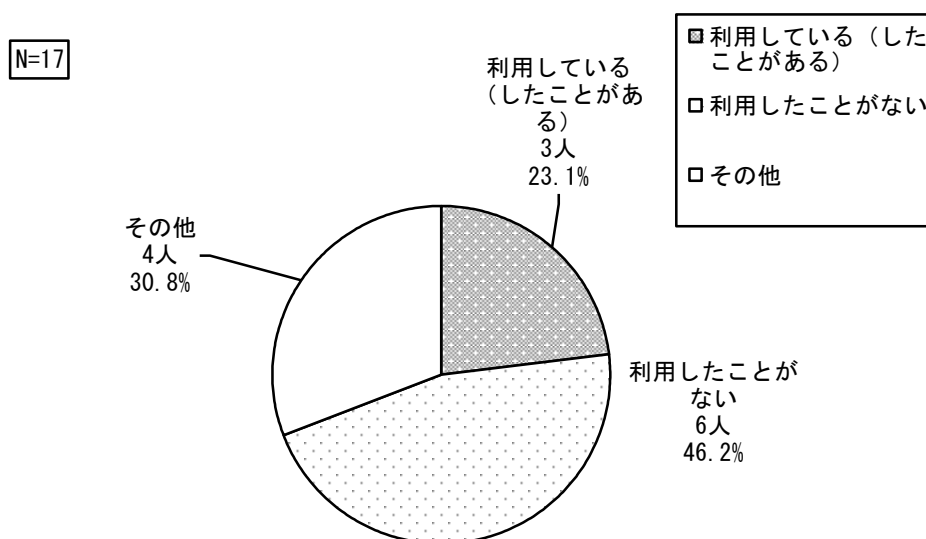
3 就園・就学について（就園・就学している方）

就園・就学している人は該当する人がありませんでした。（問 22、23、24 は回答なし）

4 福祉サービスについて

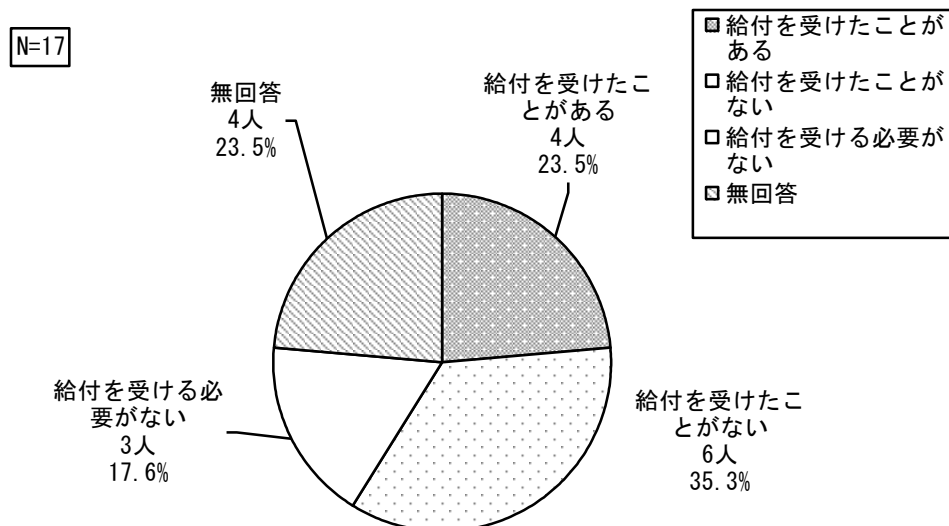
2 5 あなたは、ホームヘルプサービスを利用していますか。（単数回答）

ホームヘルプサービスの利用では、「利用したことがない」が 46.2%、「その他」が 30.8%、「利用している」が 23.1%となっています。



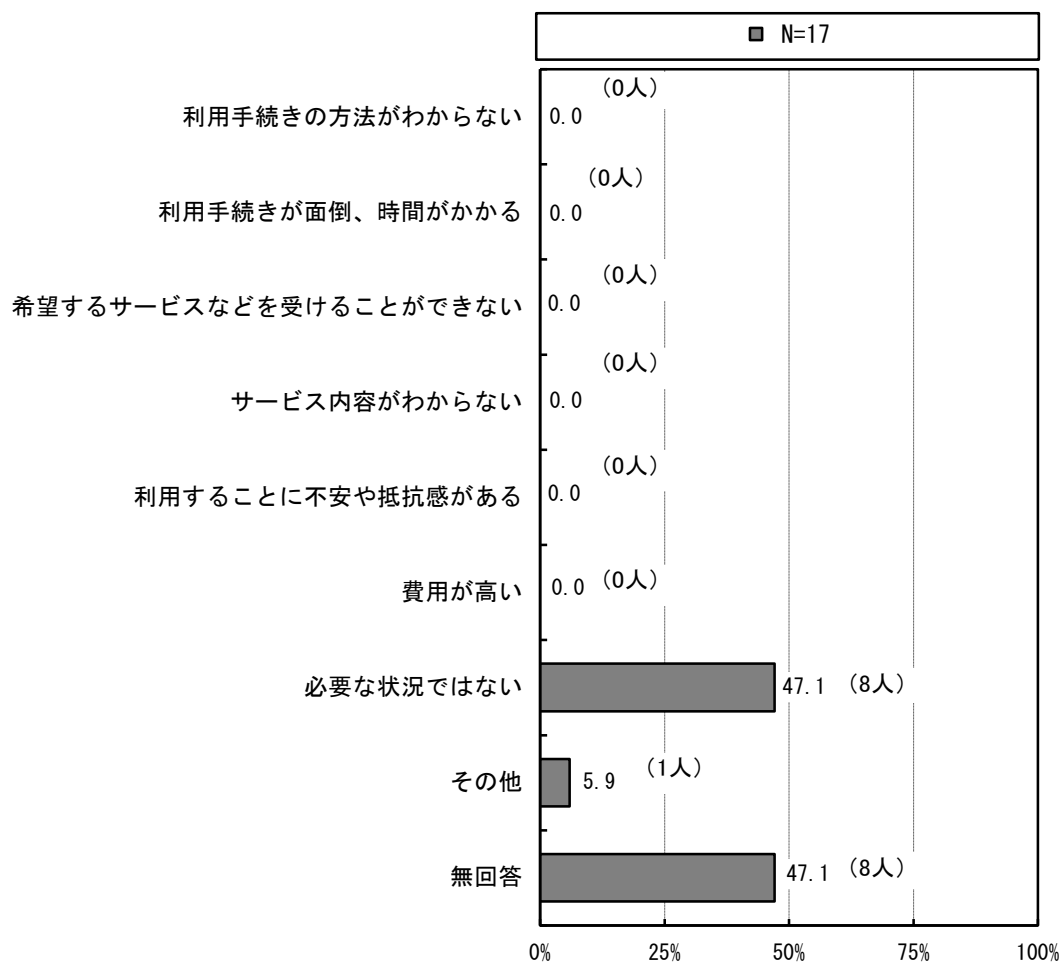
2 6 あなたは、日常生活用具給付の給付を受けたことがありますか。（単数回答）

日常生活用具の給付では、「給付を受けたことがない」が 35.3%、「給付を受けたことがある」が 23.5%、「給付を受ける必要がない」が 17.6%となっています。



27 サービスなどを利用しない理由は何ですか。(複数回答)

サービスなどを利用しない理由には、「必要な状況ではない」が47.1%、「その他」5.9%となっています。



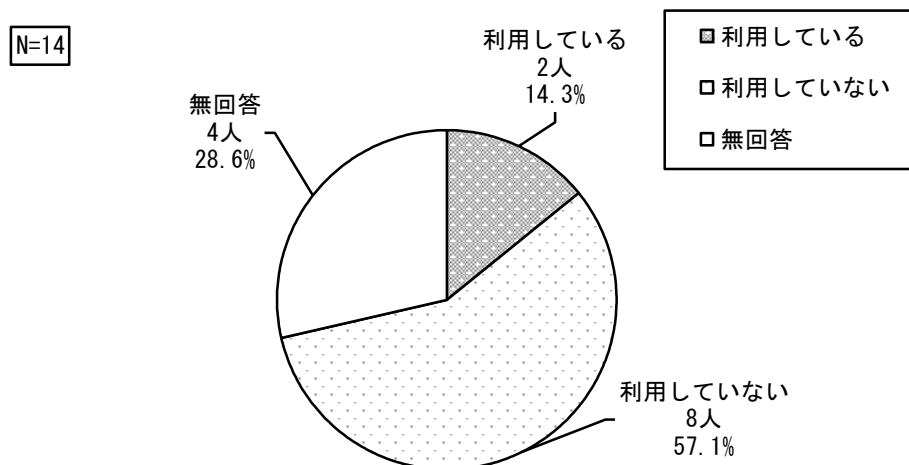
28 平成25年4月より「障害者総合支援法」が施行されたことに伴い、障害福祉サービスを利用できる対象者が広がりましたが、あなたが利用したい障害福祉サービスなどの番号に○をつけてください。(複数回答)

利用したい障害福祉サービスは、「短期入所」が11.8%、「施設入所支援」が5.9%となっています。

	人	%		人	%
居宅介護	0	0.0	放課後デイサービス	0	0.0
重度訪問事業	0	0.0	保育所等訪問支援	0	0.0
同行援護	0	0.0	障がい者相談支援事業	0	0.0
行動援護	0	0.0	居住サポート事業	0	0.0
重度障害者等包括支援	0	0.0	成年後見制度利用支援事業	0	0.0
生活介護	0	0.0	コミュニケーション支援事業	0	0.0
自立訓練	0	0.0	補装具給付事業	0	0.0
就労移行支援	0	0.0	日常生活用具給付事業	0	0.0
就労継続支援A型	0	0.0	移動支援事業	0	0.0
就労継続支援B型	0	0.0	地域活動支援センター事業	0	0.0
短期入所	2	11.8	生活サポート事業	0	0.0
療養介護	0	0.0	日中一時支援事業	0	0.0
共同生活援助	0	0.0	訪問入浴事業	0	0.0
共同生活介護	0	0.0	更生訓練費	0	0.0
施設入所支援	1	5.9	施設入所者就職支度費	0	0.0
地域移行支援	0	0.0	福祉ホーム事業	0	0.0
地域定着支援	0	0.0	生活訓練事業	0	0.0
計画相談支援・障がい児相談支援	0	0.0	社会参加促進事業	0	0.0
児童発達支援	0	0.0	無回答	14	82.4
医療型児童発達支援	0	0.0	全体	17	100.0

29 65歳以上（40歳以上で介護保険の特定疾病に該当する方を含む）の方におたずねします。介護保険サービスを利用していますか。(単数回答)

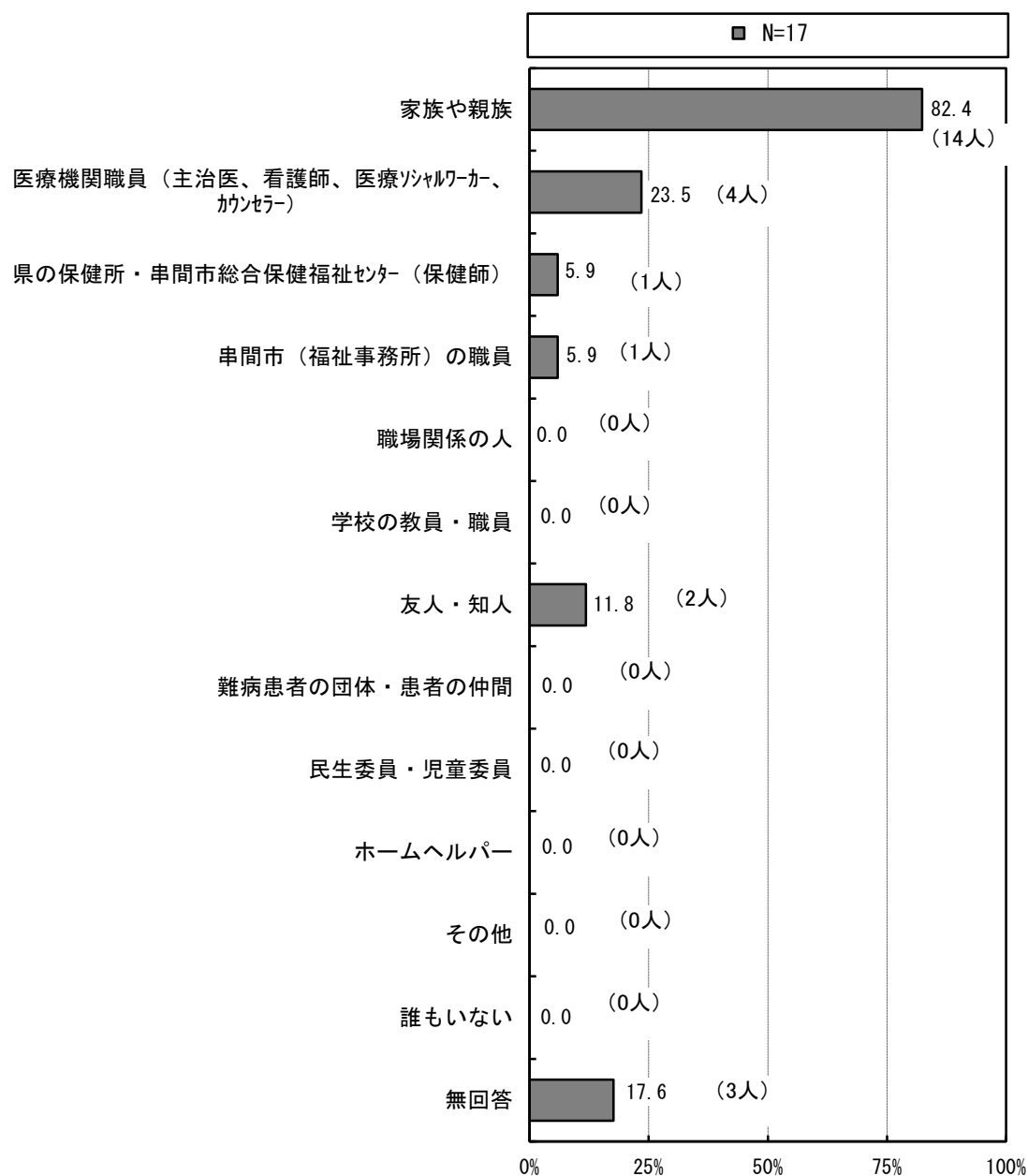
介護保険サービスの利用では、「利用していない」が57.1%、「利用している」が14.3%となっています。



5 相談ごとについて

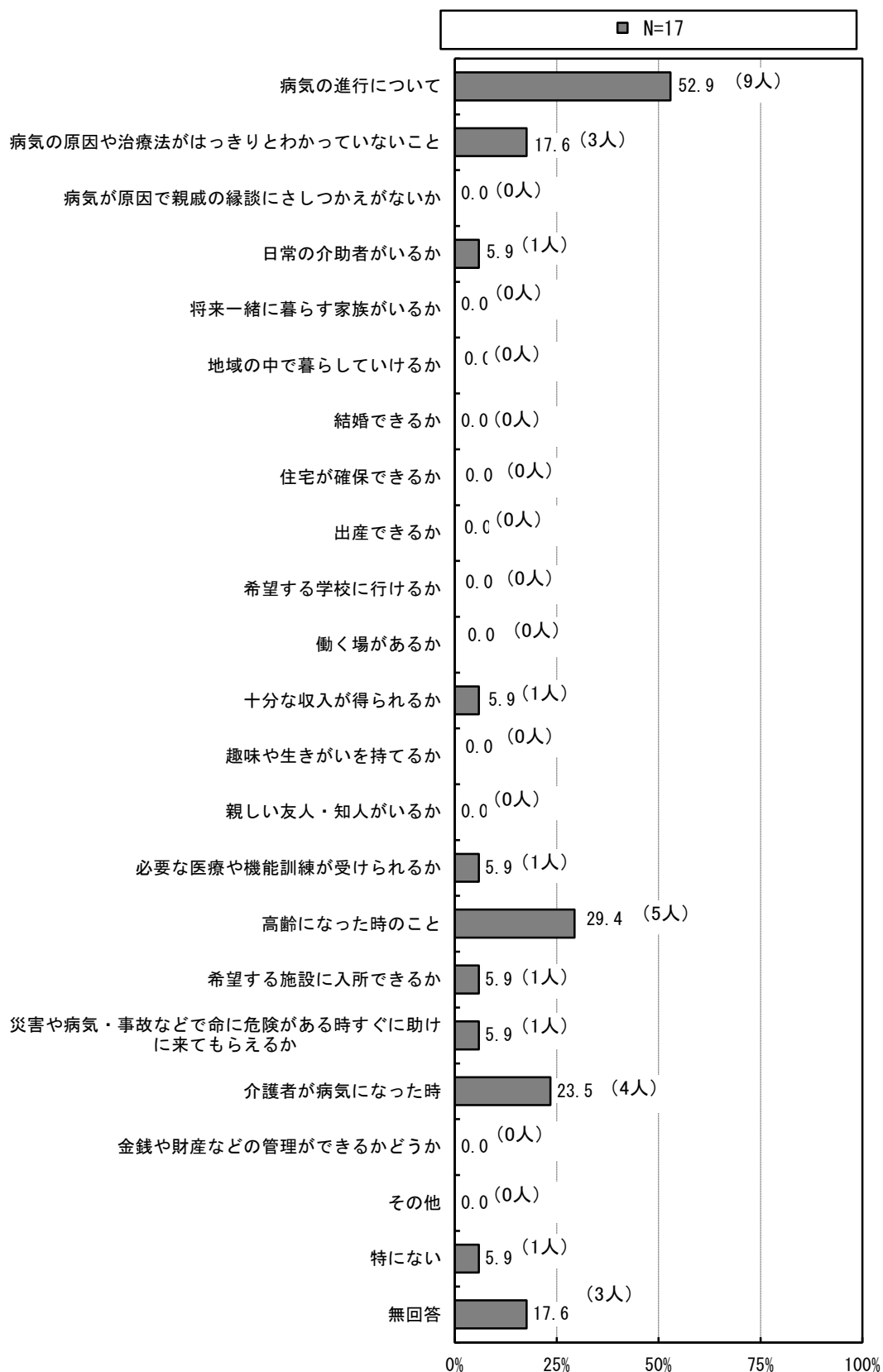
30 あなたはお悩み事や心配事を相談できる人がいますか。(複数回答)

悩み事や心配事を相談できる人は、「家族や親族」が82.4%と高率となっています。



3 1 将来のことで、特に不安に感じていることはなんですか。(複数回答 3つまで)

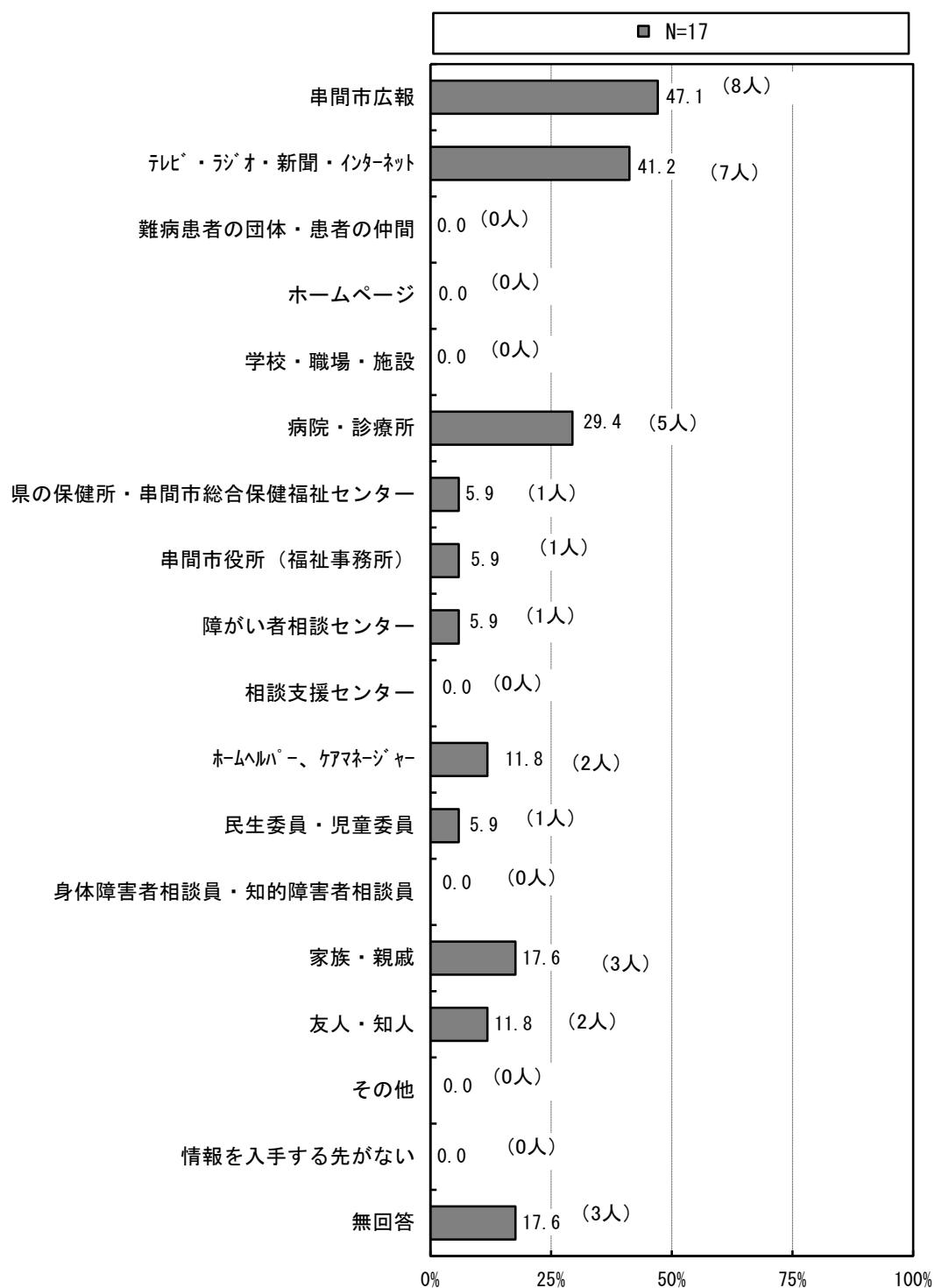
将来のことで、特に不安に感じていることは、「病気の進行について」が 52.9%と高率となっています。



6 情報収集について

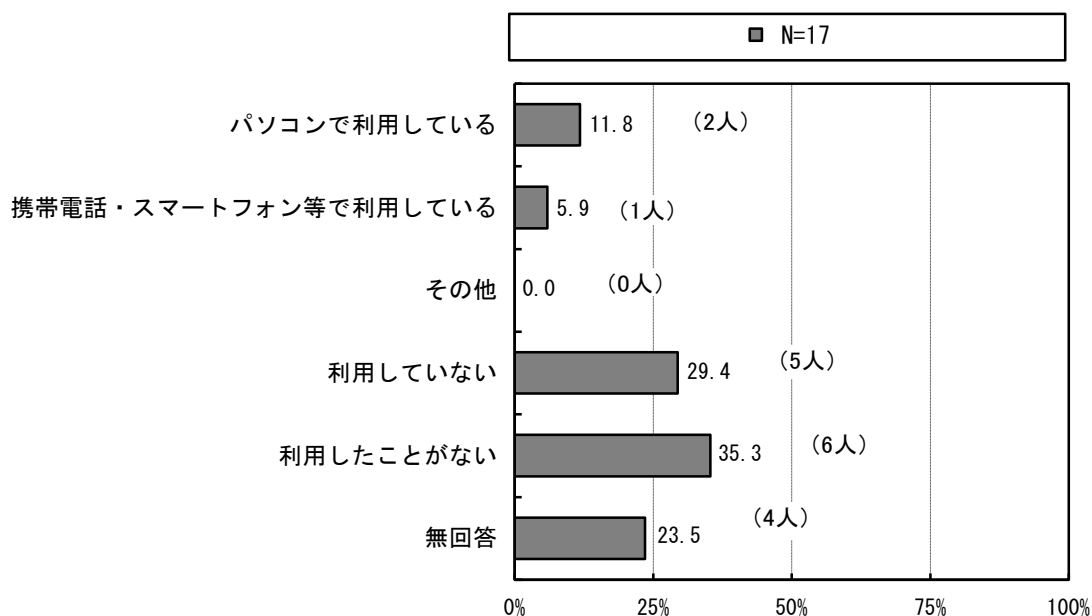
3 2 福祉サービスなどの情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

福祉サービスなどの情報の入手先では、「串間市広報」が47.1%、「テレビ・ラジオ・新聞・インターネット」が41.2%と以下のグラフのとおりとなっています。



3 3 あなたは家庭や職場などでインターネットを利用していますか。(複数回答)

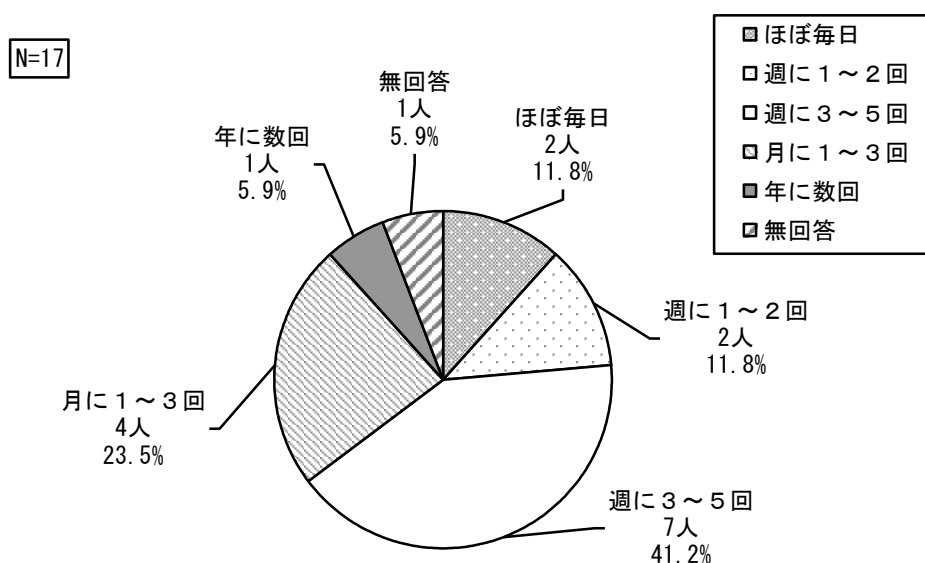
インターネットを利用しているかでは、「利用したことがない」が35.3%、「利用していない」が29.4%と以下のグラフのとおりとなっています。



7 外出の状況について

3 4 あなたが外出する回数はおよそどのくらいですか。職場や学校への通勤、通学、病院への通院も回数に数えてください。(単数回答)

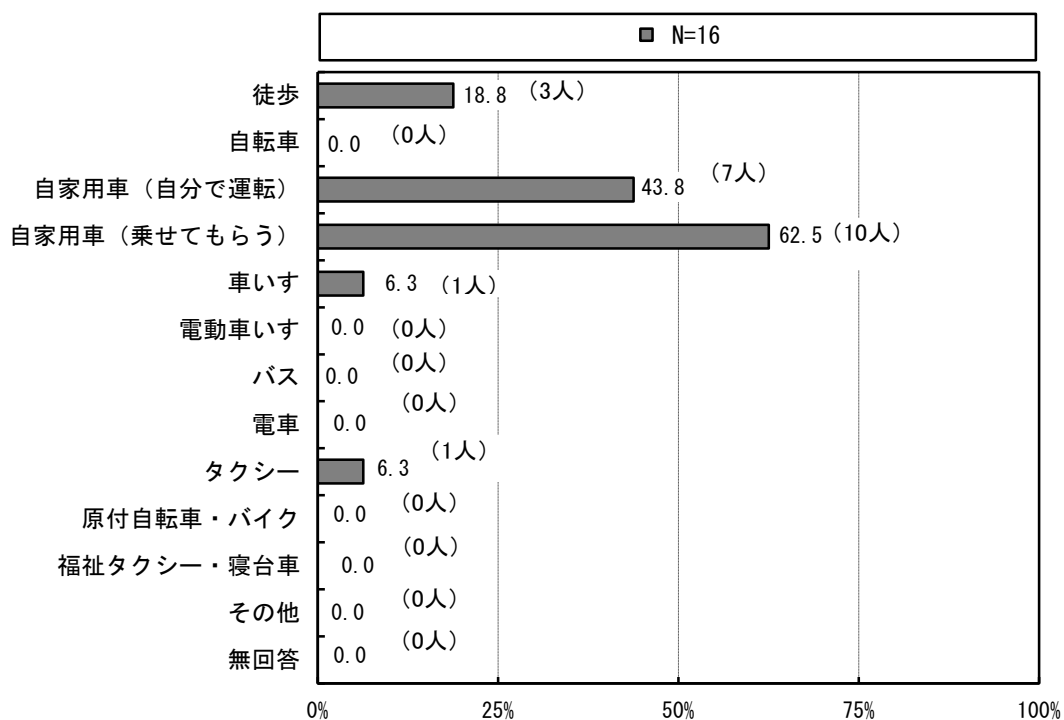
外出する回数では、「週に3～5回」が41.2%、「月に1～3回」が23.5%と以下のグラフのとおりとなっています。



◆ 3 4 で「外出している」を選ばれた方

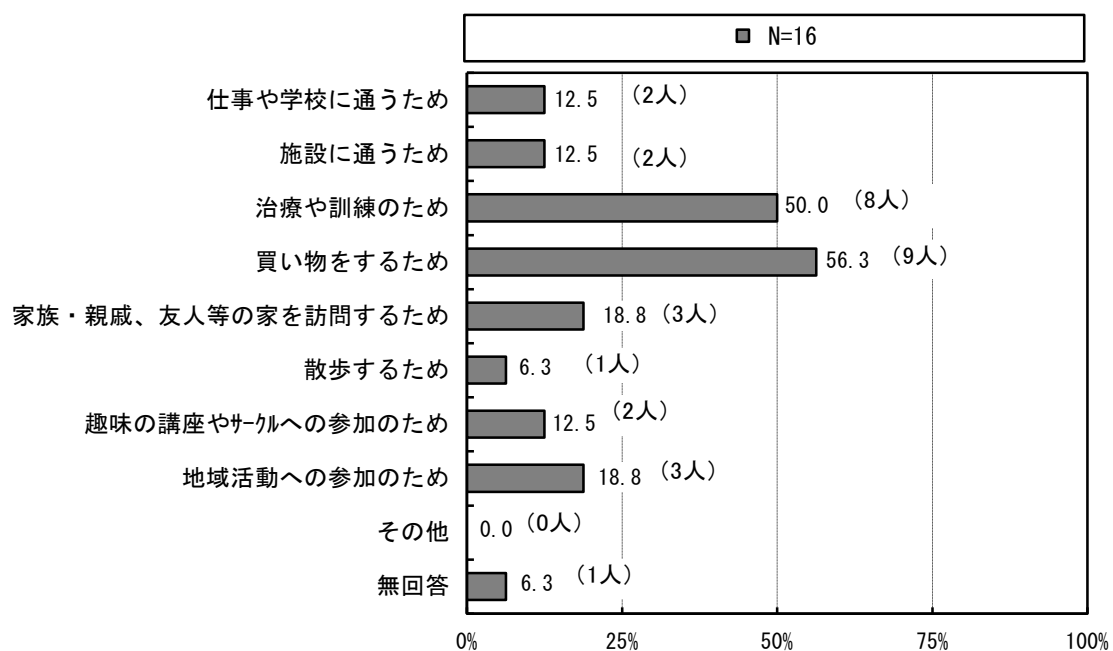
3 4 - 1 外出の時の主な交通手段は何ですか。(複数回答)

外出の時の主な交通手段では、「自家用車（乗せてもらう）」が 62.5%、「自家用車（自分で運転）」が 43.8%と以下のグラフのとおりとなっています。



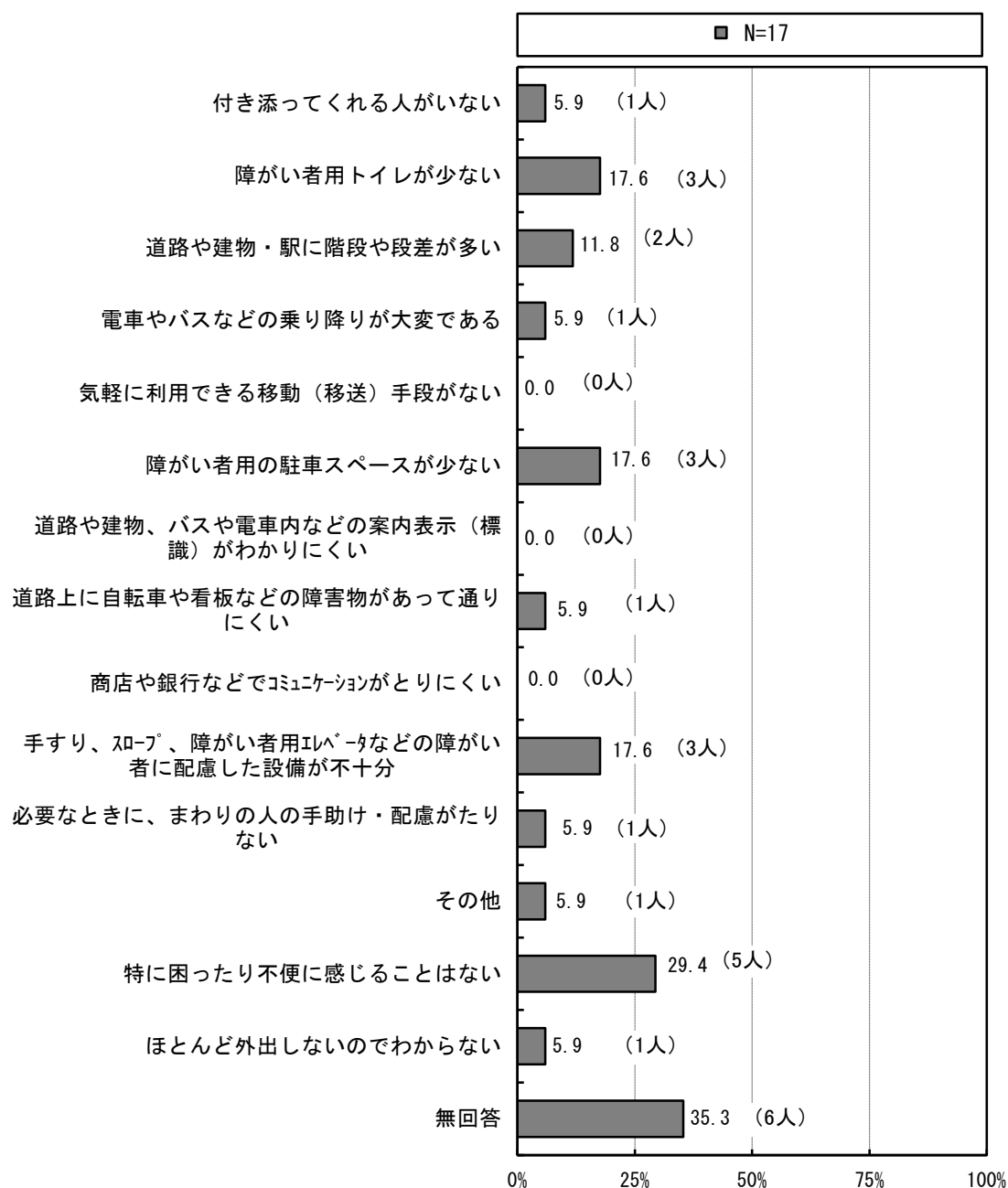
3 4 - 2 外出の主な目的は何ですか。(複数回答)

外出の主な目的では、「買い物をするため」が 56.3%、「治療や訓練のため」が 50.0%と以下のグラフのとおりとなっています。



35 あなたが外出しない・できない理由、または、あなたが外出するときに、駅、店、公共施設について困ったり、不便に感じることはありますか。(複数回答)

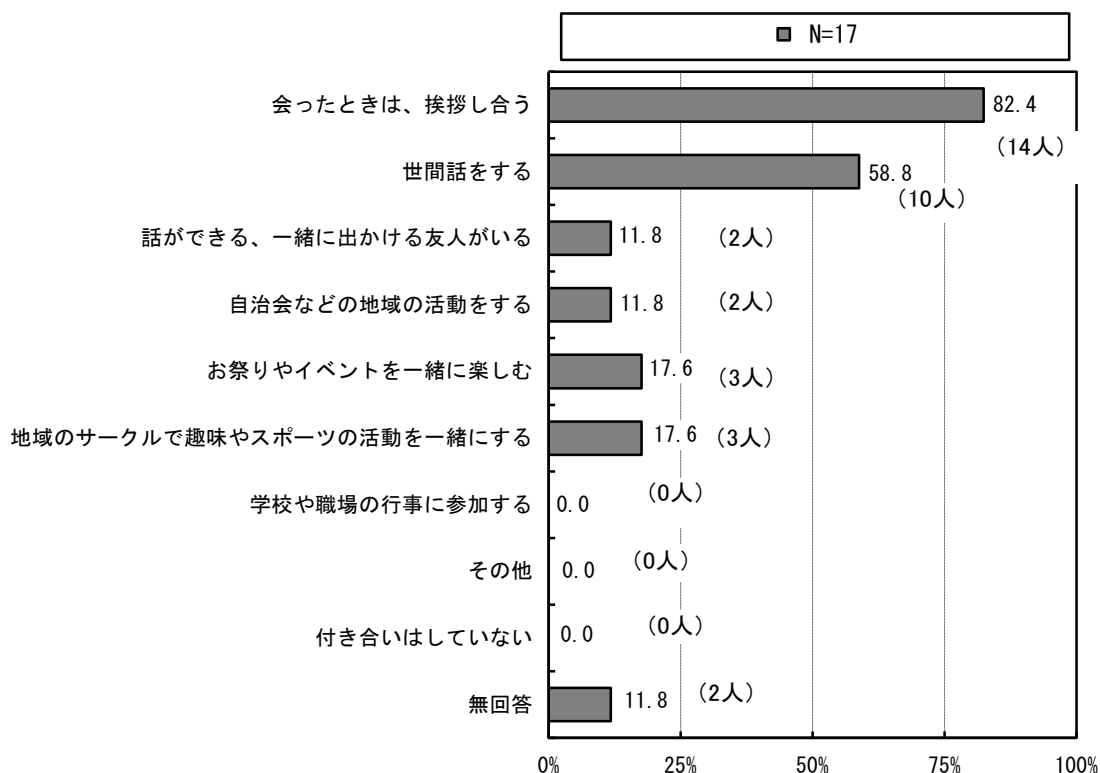
外出に際して困ったり、不便に感じることは、「特に困ったり不便に感じることはない」が29.4%と、以下のグラフのとおりとなっています。



地域とのかかわりなどについて

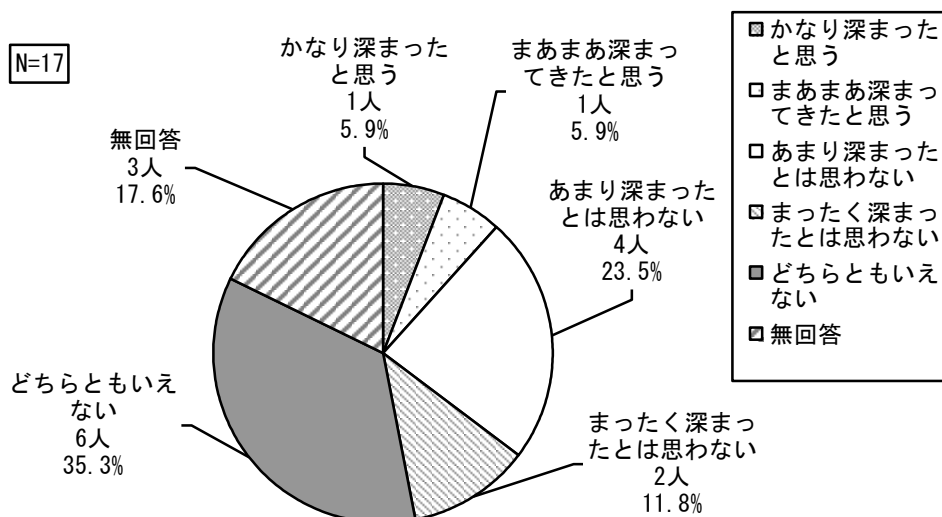
36 あなたは、普段、地域の方とどのようなお付き合いをしていますか。(複数回答)

地域の方とお付き合いでは、「会ったときは挨拶し合う」が 82.4%、ついで「世間話をする」が 58.8%と、以下のグラフのとおりとなっています。



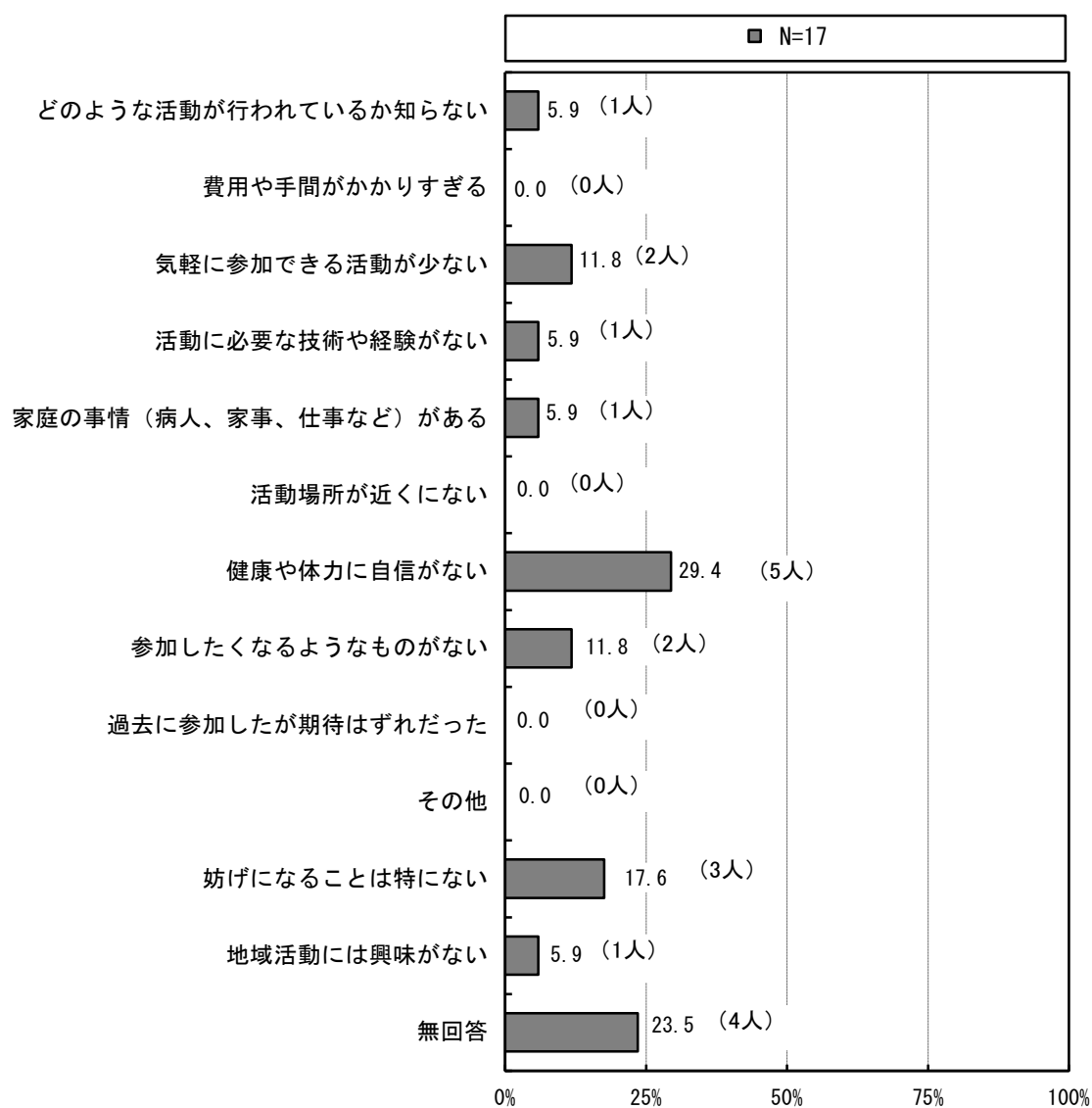
37 難病に対する市民の理解について、どのように感じていますか。(単数回答)

難病に対する市民の理解について感じることで、「どちらともいえない」が 35.3%、ついで「あまり深まったとは思わない」が 23.5%と、以下のグラフのとおりとなっています。



38 あなたが地域活動に参加しようとした場合、その妨げとなることは何ですか。（複数回答 3つまで）

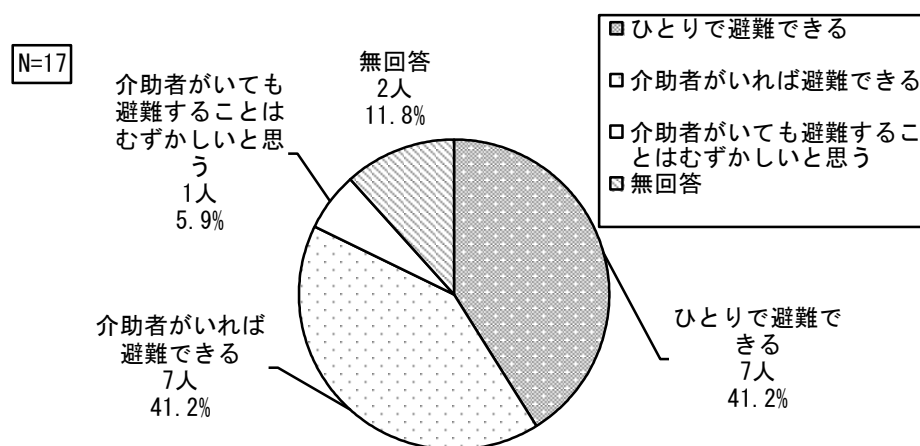
地域活動に参加しようとした場合に妨げとなることでは、「健康や体力に自身がない」が29.4%、ついで「妨げになることは特にない」が17.6%と、以下のグラフのとおりとなっています。



9 災害時のことについて

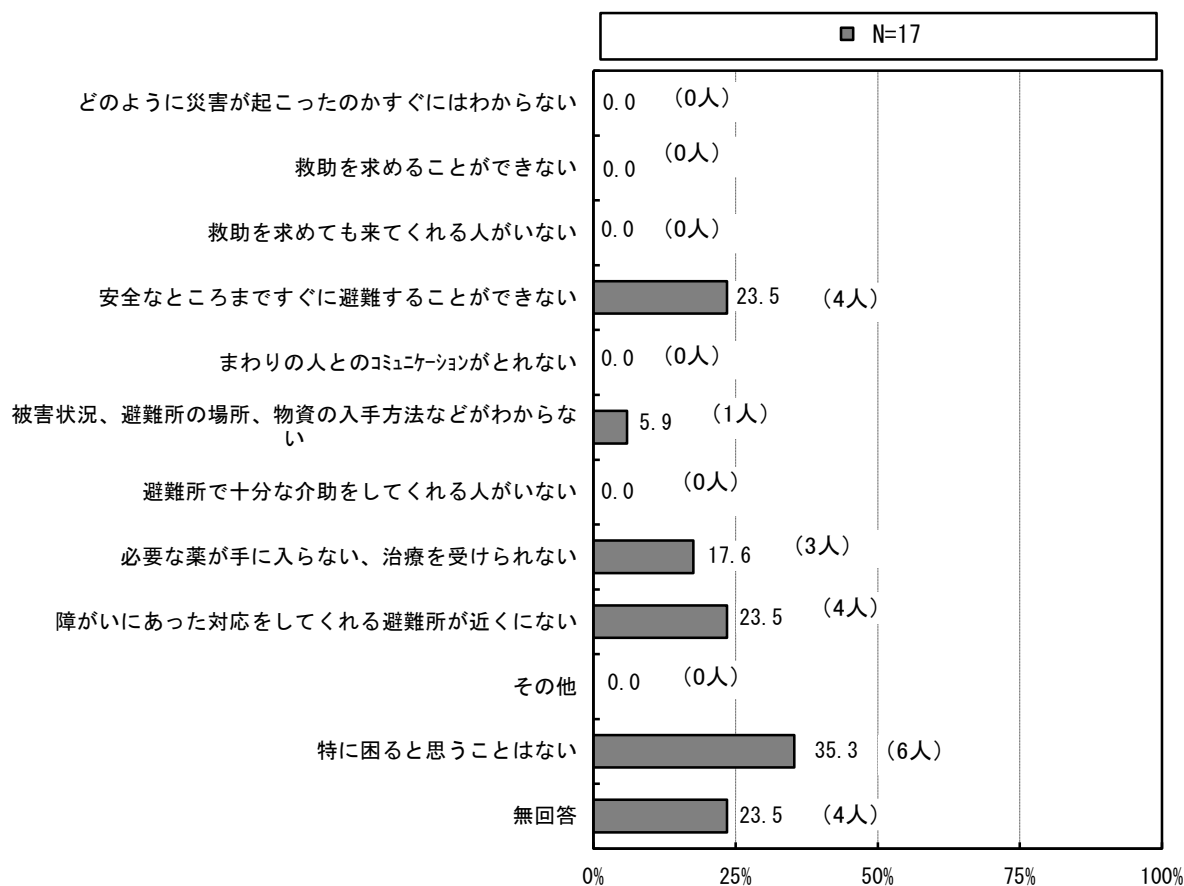
39 あなたは火事や地震などの災害が発生した場合に、ひとりで避難できますか。(単数回答)

災害が発生した場合にひとりで避難できるかでは、「ひとりで避難できる」と「介助者がいれば避難できる」がそれぞれ41.2%と、以下のグラフのとおりとなっています。



40 地震や台風などの災害時に困ると思われることは何ですか。(複数回答)

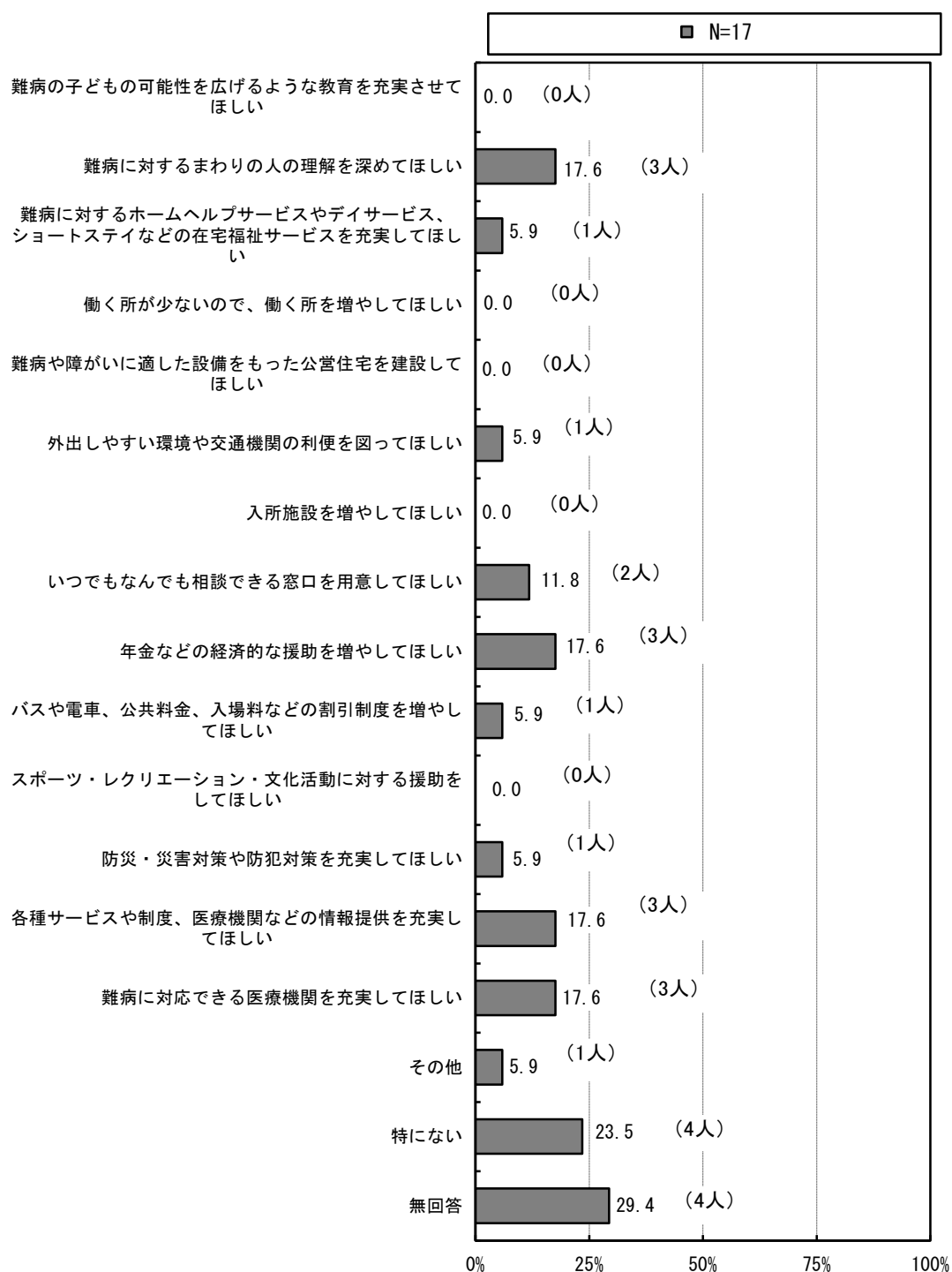
災害時に困ると思われることでは、「特に困ると思うことはない」が35.3%と、以下のグラフのとおりとなっています。



10 その他

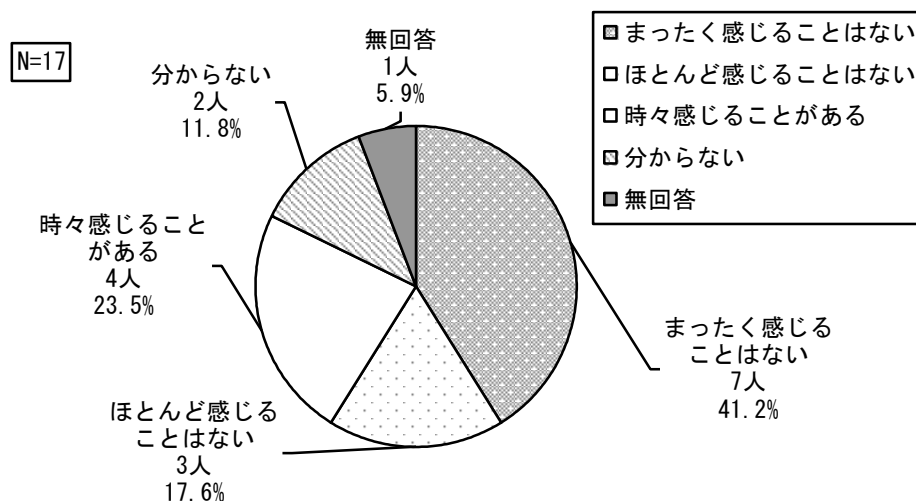
4.1 あなたが暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。
(複数回答 3つまで)

暮らしやすくなるために、特にしてほしいことでは、「特にない」が 23.5%と、以下のグラフのとおりとなっています。



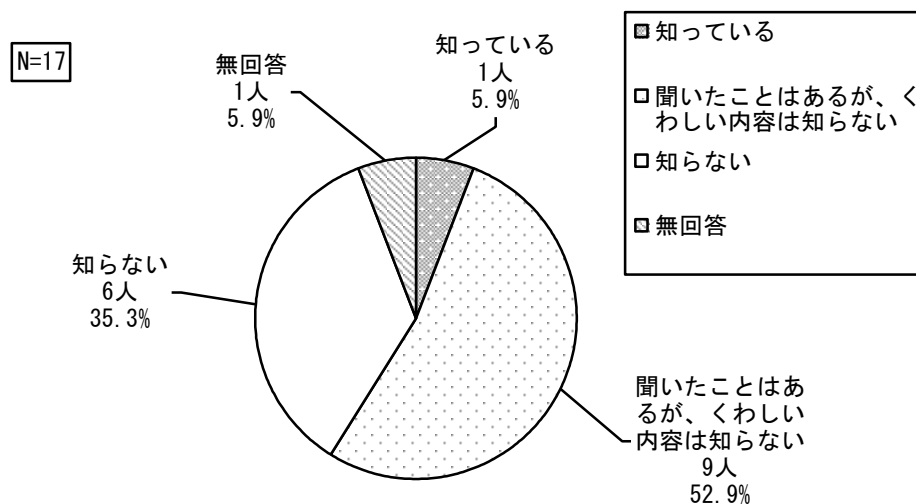
4 2 疾病があることで、差別や人権侵害を受けていると感じることがありますか。(単数回答)

差別や人権侵害を受けていると感じることがあるかでは、「まったく感じることはない」が41.2%、「時々感じることもある」が23.5%と、以下のグラフのとおりとなっています。



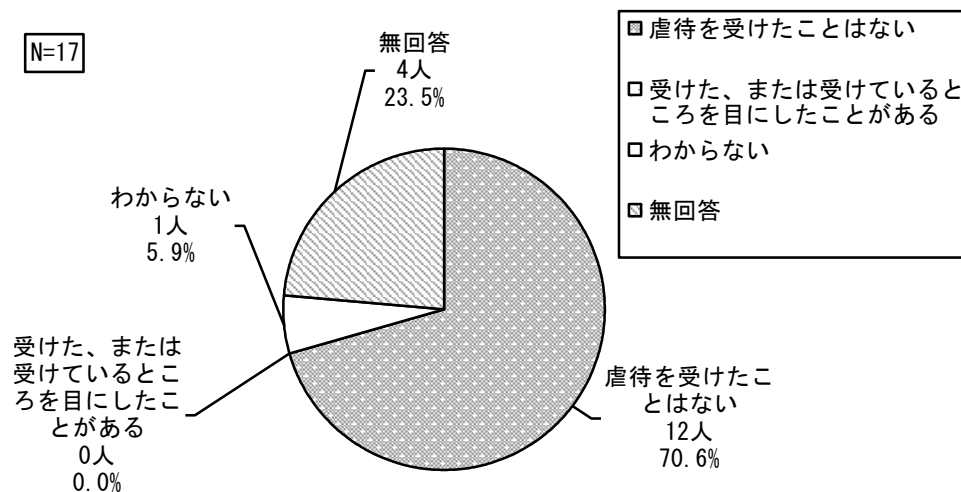
4 3 平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」を知っていますか。(単数回答)

「障害者虐待防止法」を知っているかでは、「聞いたことはあるが、くわしい内容は知らない」が52.9%、「知らない」が35.3%と、以下のグラフのとおりとなっています。



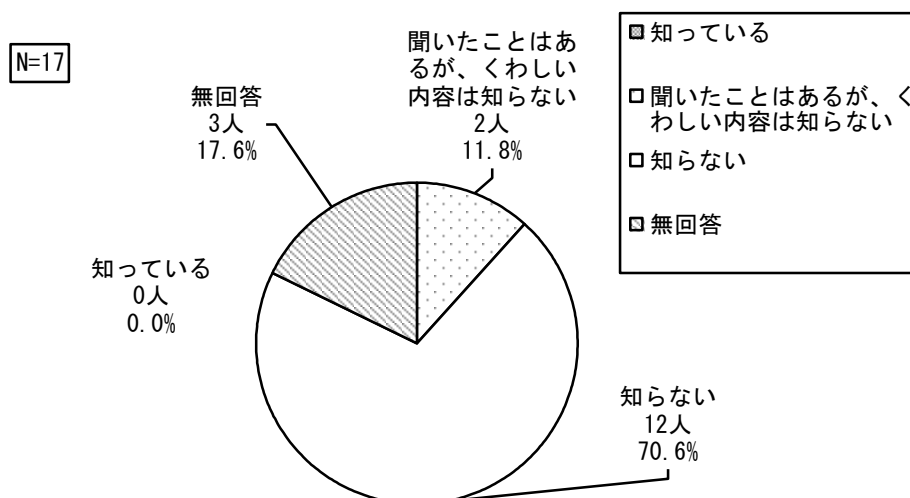
4 4 あなたは今までに虐待を受けた、または受けているところを目にしたことがありますか。(単数回答)

今までに虐待を受けた、または受けているところを目にしたことがあるかでは、「虐待を受けたことはない」が70.6%と高率となっています。



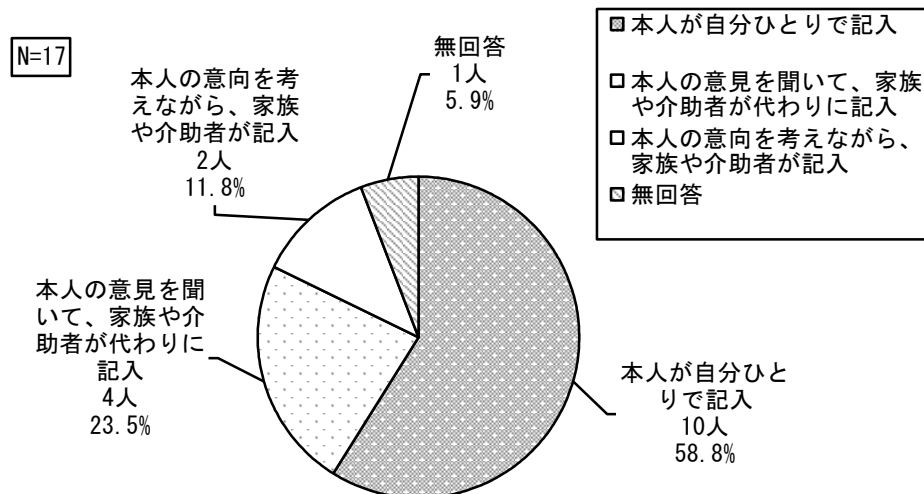
4 5 平成 25 年 4 月に施行されている「障害者総合支援法」を知っていますか。(単数回答)

「障害者総合支援法」を知っているかでは、「知らない」が70.6%と高率となっています。



4 6 このアンケートにご記入いただいたのはどなたですか。(単数回答)

アンケートに記入いただいたのは、「本人が自分ひとりで記入」が 58.8%と高率となっています。



串間市障害者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、串間市障害者施策審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき串間市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第29号）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に改正前の串間市障害者施策推進協議会条例（以下「旧条例」という。）

第3条第2項の規定により任命又は委嘱された串間市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の串間市障害者施策審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により串間市障害者施策審議会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず旧条例第3条第2項の規定により任命又は委嘱された串間市障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(串間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 串間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年串間市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者施策推進協議会委員」を「障害者施策審議会委員」に改める。

串間市障害者施策審議会 委員名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	串間市手をつなぐ育成会 会長	元木 みつ子
2	串間市社会福祉協議会 事務局長	川崎 広海
3	串間市民生委員・児童委員協議会 会長	塔尾 秀雄
4	社会福祉法人龍口会あすか園 施設長	木村 美恵子
5	社会福祉法人深緑会さつき園 施設長	森本 好昭
6	社会福祉法人むつみ会げんきの森 施設長	宮本 忠幸
7	串間市ボランティア連絡協議会 会長	河野 幸子
8	地域生活支援センターWing センター長	中村 敏子
9	地域生活支援センターよつ葉工房 施設長	野辺 みき子
10	日南保健所健康づくり課長	木添 茂子
11	串間市学校政策課 課長	都成 量
12	串間市都市建設課 課長	武田 修

任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日まで

事務局

串間市福祉事務所 所長	塔尾 勝美
串間市福祉事務所 所長補佐	吉田 寿敏
串間市福祉事務所 自立支援係長	西山 浩一
串間市福祉事務所 自立支援係	中村 大志
串間市福祉事務所 自立支援係	壹岐 真也
串間市福祉事務所 自立支援係	野邊 優理

串間市障がい者計画
第4期 串間市障がい福祉計画

平成27年2月
串間市 福祉事務所

〒888-0001
宮崎県串間市大字西方 9365-8
電話 0982-42-0333